

2月定例教育委員会 次第

1 日 時 令和8年2月25日(水) 15時00分～

2 場 所 佐世保市役所11階 会議室1

3 内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和7年12月分 議事録確認

(3) 議 題

① 佐世保市教育委員会公印規則の一部改正の件（総務課、学校教育課）

② 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件（学校教育課）

③ 佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件（学校教育課）

④ 佐世保市文化財保存活用地域計画（案）の策定の件（文化財課）

⑤ 佐世保市第4次教育の情報化推進計画策定の件（スマート・スクール・SASEBO 推進室）

(4) 協議事項

なし

(5) 報告事項

なし

(6) その他

① 次回開催予定について

以 上

(総務課)

2 月定例教育委員会 (議 題)

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| ① 佐世保市教育委員会公印規則の一部改正の件（総務課、学校教育課） | ・・・ | P 1～P 5 |
| ② 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件（学校教育課） | ・・・ | P 6～P 8 |
| ③ 佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件（学校教育課） | ・・・ | P 9～P 11 |
| ④ 佐世保市文化財保存活用地域計画（案）の策定の件（文化財課） | ・・・ | P 12～P 14
お よ び 別 添 |
| ⑤ 佐世保市第 4 次教育の情報化推進計画策定の件（スマート・スクール・SASEBO 推進室） | ・・・ | P 15～P 39
および別添（2冊） |

令和 8 年 2 月 定例教育委員会議題

佐世保市教育委員会公印規則の一部改正の件

佐世保市教育委員会公印規則（昭和 4 8 年教育委員会規則第 1 0 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後								改正前							
（公印台帳） 第 8 条 総務課長は、公印台帳（様式 3）を作製し、異動の つど必要事項を記載、整理しておかなければならない。 （略） 別表 1 （1）一般公印								（公印台帳） 第 8 条 総務課長は、公印台帳（様式 3）を作製し、異動の つど必要事項を記載、整理しておかなければならない。 <u>2 監守者は、前項の規定に準じ、公印台帳副本を作製し、 常に整理しておかなければならない。</u> （略） 別表 1 （1）一般公印							
名称	ひな形 番号	書 体	寸 法	個 数	保管 番号	監守者	用 途	名称	ひな形 番号	書 体	寸 法	個 数	保管 番号	監守者	用 途

(略)							
佐世保市小・ 中学校及び 義務教育学 校就学等に 係る教育支 援委員会委 員長印	14	同	方 30	1	142	学 校 教 育 課 長	
(略)							

(2) 専用公印 (略)

別表 2

(1) 一般公印

1～13 (略)

14

委 員 会 委 員 長 印	に 係 る 教 育 支 援	教 育 学 校 及 就 学 等	中 学 校 及 義 務	佐 世 保 市 小 ・
---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	----------------------------

15～20 (略)

(2) (略)

(略)							
佐世保市小・ 中学校就学 等に係る教 育支援委員 会委員長印	14	同	方 30	1	142	学 校 教 育 課 長	
(略)							

(2) 専用公印 (略)

別表 2

(1) 一般公印

1～13 (略)

14

会 委 員 長 印	育 支 援 委 員	等 に 係 る 就 学	中 学 校 及 義 務	佐 世 保 市 小 ・
-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

15～20 (略)

(2) (略)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

佐世保市公印規則の一部改正に伴い、公印台帳副本を廃止するとともに、佐世保市小・中学校就学等に係る教育支援委員会の名称変更に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

令和8年1月29日

関係課長 様

総務部総務課長

公印台帳（副本）の廃止について（通知）

公印台帳（副本）につきましては、専用公印を保有している課（以下「担当課」という。）において、公印監守者等を常時確認できるよう、佐世保市公印規則等で作製を義務づけていたものです。

しかし、近年、複数の担当課で台帳が適切に整備されていない、あるいは内容が更新されていない事例が散見されたこと、また、業務の省力化などを考慮して、今般、佐世保市公印規則を改正し、公印台帳（副本）を廃止することといたしました。

つきましては、下記のとおり取扱いを変更しますので、実施日以降、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 実施日

令和8年1月22日から（佐世保市公印規則改正後）

2 実施日以降に専用公印を新調する場合などの取扱いについて

- (1) 総務課への事前協議や届出などは、今後も必要ですのでご注意ください。
(別紙「公印の新調・改刻・廃止フローチャート（R8.1.22）.pdf」参照）
- (2) 人事異動等により公印監守者等に変更があった場合は、引き続き、総務課へ通知書（FAQ:2713）の提出をお願いします。

3 担当課が保有する公印台帳（副本）について

実施日以降の公印台帳（副本）の更新は不要ですが、令和9年3月末までは各課で保有していただき、令和9年度以降に廃棄処分してください。

4 公印監守者等の確認について

全庁共有のフォルダに、総務課に届けられている公印監守者等の一覧を保存し、担当課で常時最新の状況が確認できるようにいたしましたので、ご活用ください。

¥¥192.168.192.5¥全庁共有¥20260122_総務課_公印監守者・取扱責任者一覧表等

以 上

文書審査係 担当 佐藤（内線 2606）

○佐世保市公印規則（昭和 3 2 年規則第 2 7 号）新旧対照表

改正後	改正前
(公印台帳) 第12条 （略）	(公印台帳) 第12条 （略） <u>2 監守者は、前項の規定に準じ、公印台帳の副本を作製し、常に整理しておかなければならない。</u>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 定例教育委員会議題

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則（昭和 5 1 年教育委員会規則第 1 8 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣 内 康 昭

改正後	改正前
（文書の收受及び配布） 第13条 学校に到達した文書及び物件は、校長の指示する職員が收受し、次の各号により処理するものとする。 （1） 親展文書は、親展文書收受簿に、親展電報は、親展電報收受簿にそれぞれ封かんのまま登載し、校長又はあて名の者に配布すること。 （2） 前号以外の文書（電報を除く。）は、校長の指示する	（文書の收受及び配布） 第13条 学校に到達した文書及び物件は、校長の指示する職員が收受し、次の各号により処理するものとする。 （1） 親展文書は、親展文書收受簿に、親展電報は、親展電報收受簿にそれぞれ封かんのまま登載し、校長又はあて名の者に配布すること。 （2） 前号以外の文書（電報を除く。）は、校長の指示する

改正後	改正前
職員が開封し、文書件名簿に、電報にあっては電報收受簿にそれぞれ登載し、校長の閲覧に供しなければならない。 <u>2 学校に到達した文書のうち、市が指定する統合型校務支援システムにおける文書收受機能により收受した文書は、親展文書收受簿及び文書件名簿への登載に代えて、当該機能により登録するものとする。</u>	職員が開封し、文書件名簿に、電報にあっては電報收受簿にそれぞれ登載し、校長の閲覧に供しなければならない。

（施行期日）

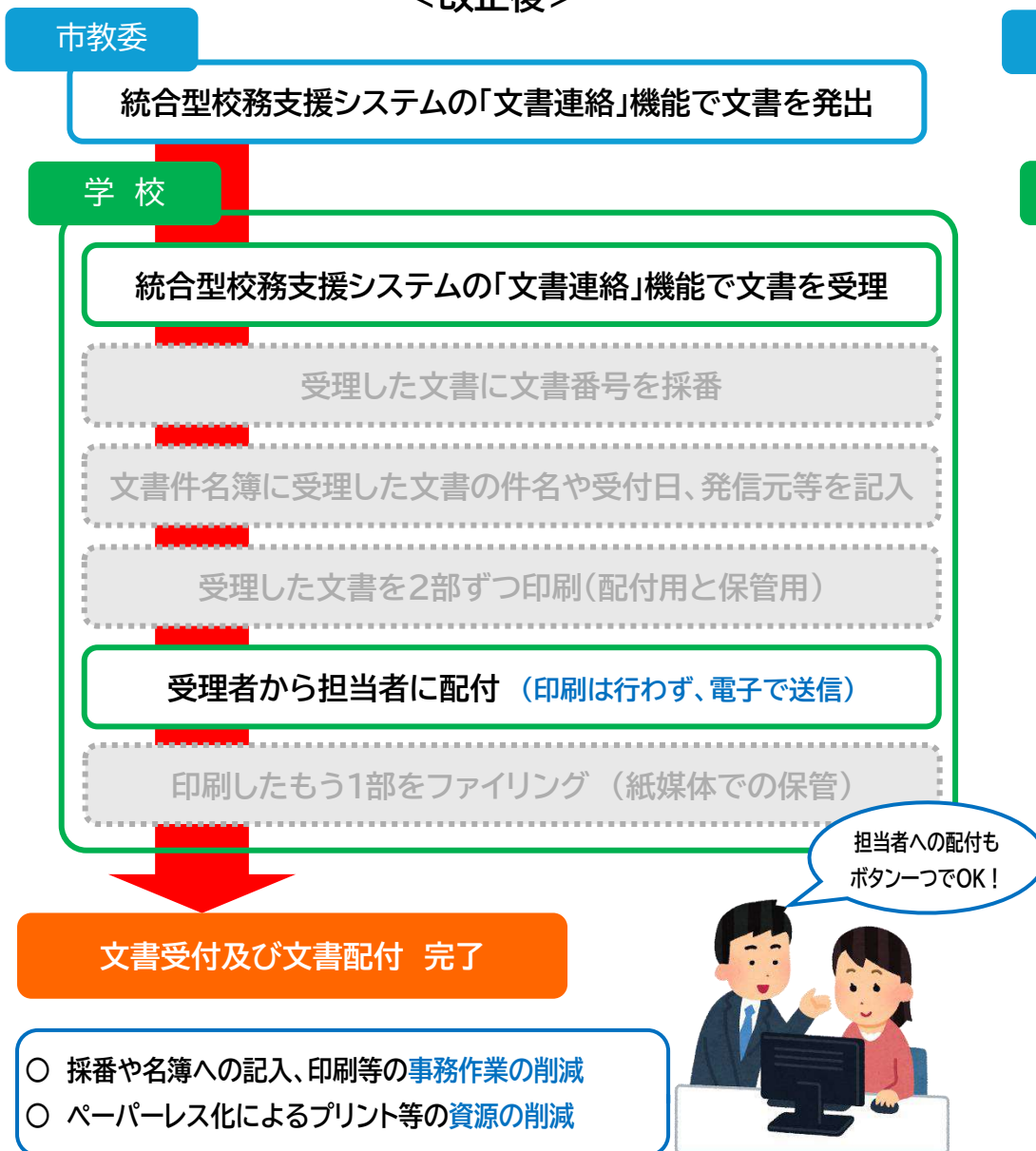
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

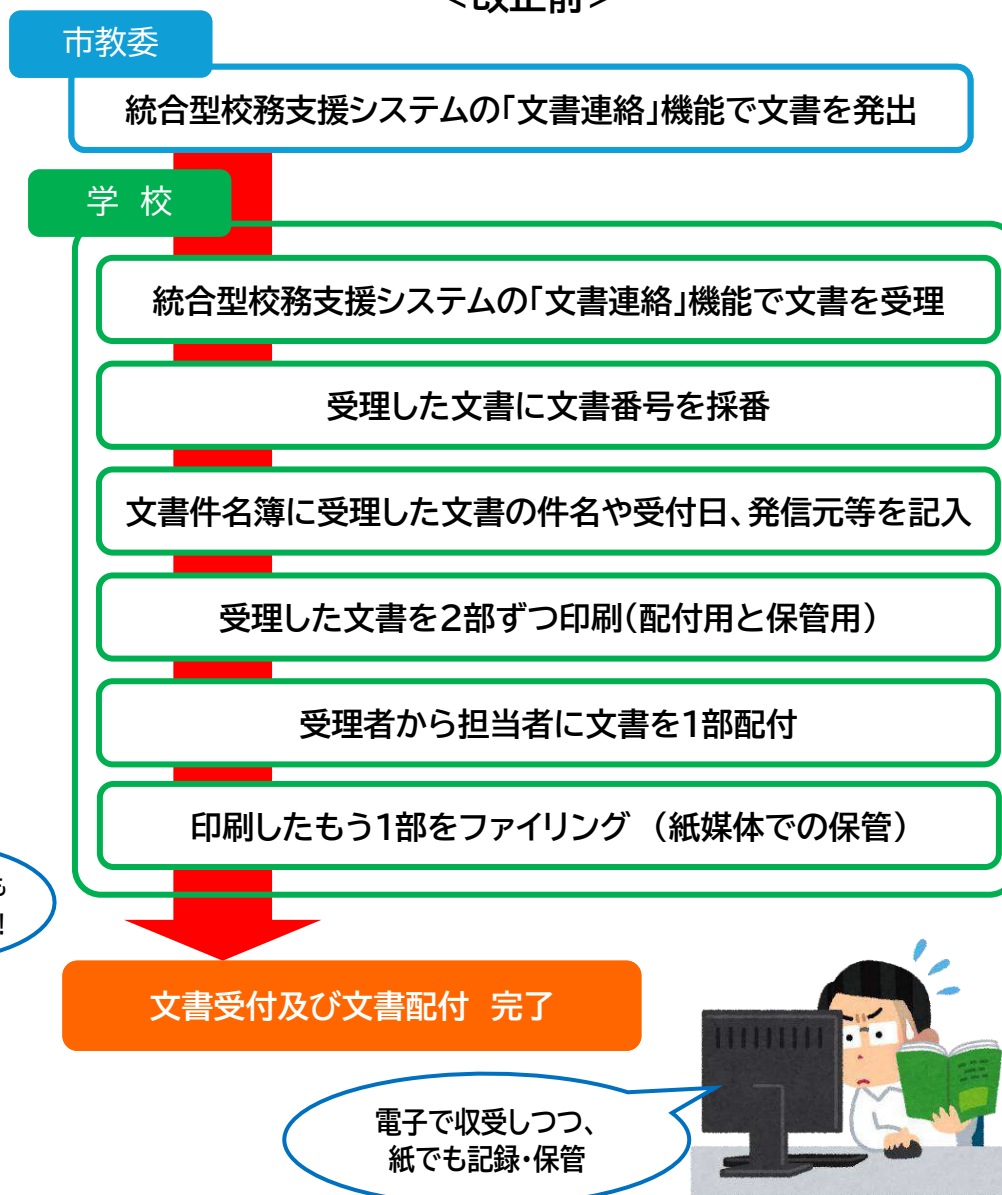
「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則」においては、收受した文書について、親展文書收受簿や文書件名簿へ登載することを義務付けている。よって、学校に到達した文書のうち、市が指定する統合型校務支援システムにおける文書收受機能により收受した文書は、親展文書收受簿及び文書件名簿への登載に代えて、当該機能により登録するものとする
ことで、学校の事務負担等の軽減や印刷物の削減を図るため、改正を行うもの。

【参考資料】 規則改正前と改正後の事務処理について

<改正後>



<改正前>



令和 8 年 2 月 定例教育委員会議題

佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件

佐世保市学校運営協議会規則（平成 2 9 年教育委員会規則第 2 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
学校運営協議会名称	対象学校	学校運営協議会名称	対象学校
(略)		(略)	
相浦西小学校学校運営協議会	(略)	相浦西小学校学校運営協議会	(略)
<u>黒髪小学校学校運営協議会</u>	<u>黒髪小学校</u>		
<u>祇園小学校学校運営協議会</u>	<u>祇園小学校</u>		
<u>相浦中学校学校運営協議会</u>	<u>相浦中学校</u>		
<u>黒島小中学校学校運営協議会</u>	<u>黒島小中学校</u>		
<u>世知原地区学校運営協議会</u>	<u>世知原小学校</u> <u>世知原中学校</u>		
<u>鹿町地区学校運営協議会</u>	<u>鹿町小学校</u> <u>歌浦小学校</u> <u>鹿町中学校</u>		

(施行期日)

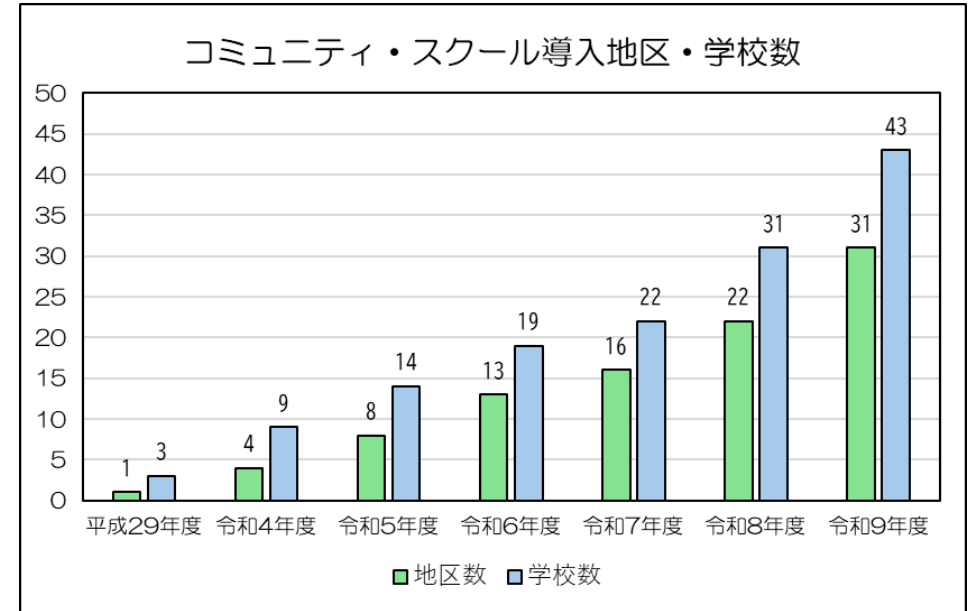
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

令和 8 年度に新たに佐世保市立黒髪小学校、佐世保市立祇園小学校、佐世保市立相浦中学校、佐世保市立黒島小中学校、世知原地区（佐世保市立世知原小学校、佐世保市立世知原中学校）及び鹿町地区（佐世保市立鹿町小学校、佐世保市立歌浦小学校、佐世保市立鹿町中学校）に学校運営協議会を設置することに伴い、別表に学校運営協議会名称及び学校名を加えるため提案するものです。

佐世保市立学校におけるコミュニティ・スクール導入校

導入年度	学 校 名	地区数・学校数
H29	小佐々小・楠栖小・小佐々中	1 地区 3 校
R4	金比良小・光海中	1 地区 2 校
	江迎小・猪調小・江迎中	1 地区 3 校
	木風小	1 地区 1 校
R5	大塔小	1 地区 1 校
	潮見小	1 地区 1 校
	相浦西小大崎分校	1 地区 1 校
	宇久小・宇久中	1 地区 2 校
R6	赤崎小	1 地区 1 校
	相浦小高島分校	1 地区 1 校
	日宇小	1 地区 1 校
	船越小	1 地区 1 校
	日野小	1 地区 1 校
R7	相浦小	1 地区 1 校
	相浦西小	1 地区 1 校
	大久保小	1 地区 1 校 1 6 地区 2 2 校
R8 導入予定	黒髪小	1 地区 1 校
	祇園小	1 地区 1 校
	鹿町小・歌浦小・鹿町中	1 地区 3 校
	世知原小・世知原中	1 地区 2 校
	黒島小中	1 地区 1 校
	相浦中	1 地区 1 校 2 2 地区 3 1 校
R9 導入希望	三川内小・三川内中	1 地区 2 校
	江上小	1 地区 1 校
	花高小	1 地区 1 校
	早岐小	1 地区 1 校
	天神小	1 地区 1 校
	広田小・広田中	1 地区 2 校
	福石小・福石中	1 地区 2 校
	大野小	1 地区 1 校
	中里中	1 地区 1 校 3 1 地区 4 3 校



CS設置校の推移と導入率

	令和7年度	令和8年度 導入予定	令和9年度 導入希望
導入校数	22校	31校	43校
新規導入校数	3校	9校	12校
導入率	31.4%	44.2%	61.4%

令和 8 年 2 月 定例教育委員会議題

佐世保市文化財保存活用地域計画（案）の策定の件
上記の件について、次のとおり提案する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

（提案理由）

佐世保市文化財保存活用地域計画（案）の策定に伴い、教育委員会に提案するものです。

（提案内容）

別添のとおり

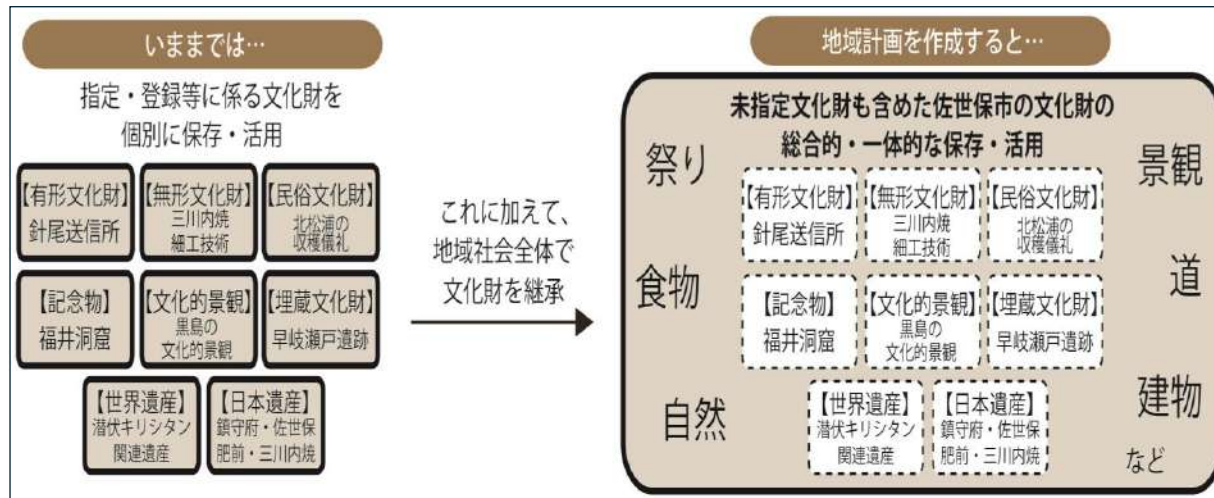
1. 佐世保市文化財保存活用地域計画の概要

佐世保市文化財保存活用地域計画とは？

佐世保市文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に基づいた佐世保市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画です。

佐世保の歴史や文化にまつわる文脈に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、佐世保の特徴を活かした地域振興と確実な文化財の継承につなげるものです。

文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担います。



佐世保市文化財保存活用地域計画の作成の流れ



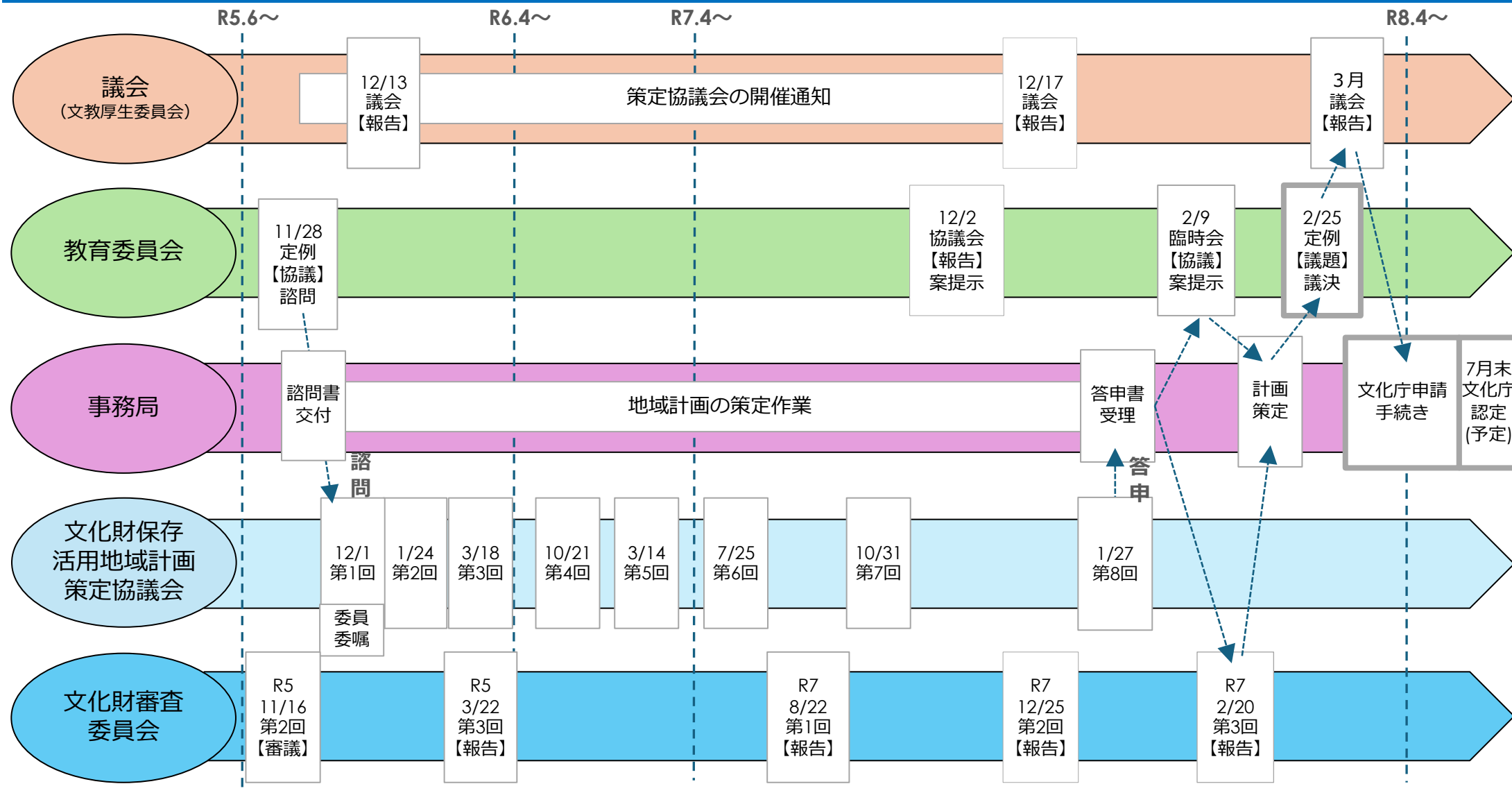
作成期間

令和5年度～令和7年度まで
(※認定は令和8年度上半期予定)

計画期間

令和8年度～令和17年度
10年間(予定)

2. 策定スケジュール(予定)



※事業進捗により、日程等変更の可能性があります。2

令和 8 年 2 月 定例教育委員会議題

佐世保市第 4 次教育の情報化推進計画策定の件

佐世保市第 4 次教育の情報化推進計画の策定について、次のとおり提案する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

(提案理由)

本市の教育の基本理念を踏まえ、今後の社会において、重要性が増す教育の情報化について、基本的な考え方や、進めるべき方向性を明らかにし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図り、本市の教育 D X を更に深化させる計画を定めるため提案するものです。

(提案内容)

別紙のとおり

ページ	現行	修正案
P40 10 行目	<u>（新規）</u>	<u>第4次教育の情報化推進計画においては、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、ICTを「必要な学習基盤」と位置づけ、1人1台端末環境を最大限に活用します。これにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することを目指します。</u> <u>この実現に当たっては、「デジタルカリエルか」といった二項対立に陥ることなく、日本型学校教育が長年培ってきた実践の蓄積とICTとの「ベストミックス」を図る姿勢が不可欠です。実体験を通じた五感を生かした学びや、同じ空間で時間を共有することで互いの感性に触れ、刺激し合う対面での対話といった「リアルの良さ」を活かしつつ、容易な試行錯誤や多様なリソースへのアクセスを可能にする「デジタルの強力なアシスト」を得ることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を最大限に引き出す教育を構築します。</u>
P48 5 行目	【更新年度】令和8年度（2026年度）に更新を予定しています。 【更新台数】令和8年5月1日時点の児童生徒数<u>の端末導入を予定しています。</u> 【予備機】予備機<u>の導入を予定しています。これは、</u>文部科学省の方針や佐世保市の実際の故障状況を勘案した<u>ものです。</u>	【更新年度】令和8年度（2026年度）<u>予算計上</u> 【更新台数】令和8年5月1日時点の児童生徒数 【予備機】予備機<u>を導入します。台数については、</u>文部科学省の方針や佐世保市の実際の故障状況を勘案した<u>台数を導入します。</u>
P48 16 行目	【LTE 通信量】LTE 通信量について現行の 5GB では不足することが想定されて	【LTE 通信量】LTE 通信量について現行の 5GB では不足することが想定され

P51 13 行目	います。そのため LTE 通信量を増加<u>するよう検討しています。</u> ②生成 AI の学びの<u>ステージ</u>と具体的な<u>活用例</u> 児童生徒の生成 AI の利活用は、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意し<u>つつ</u>、以下の<u>ステージ</u>を意識<u>しながら段階的に進めることが考えられています。</u> ●生成 AI 自体を学ぶ<u>段階</u> 生成 AI の仕組み、利便性、リスク、留意点について学びます。例えば、教師が生成 AI の生成する誤りを含む出力を教材として使用し、その性質や限界に気付かせることが考えられます。 ●使い方を学ぶ<u>段階</u> より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル（プロンプトの工夫）や、情報の真偽を確かめるファクトチェックの方法などを学びます。 ●各教科等の学びにおいて積極的に用いる<u>段階</u> 問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理・比較・深化させる場面などにおいて生成 AI を活用します。 ●日常使いする<u>段階</u> 生成 AI を検索エンジンと同様に普段使い<u>する段階を目指します。</u> P52 3 行目 ④利活用における重要な留意点 <u>(新規)</u>	ています。そのため LTE 通信量を<u>増加します (R8 予算計上)。</u> ②生成 AI の学びの<u>場面</u>と具体的な<u>指導</u> 児童生徒の生成 AI の利活用は、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意し、以下の<u>場面</u>を意識<u>しつつ、組み合わせたり往還したりしながら情報活用能力の一部として生成 AI の仕組みへの理解や生成 AI を学びに生かす力を高めていくことを促す指導を行います。</u> ●生成 AI 自体を学ぶ<u>場面</u> 生成 AI の仕組み、利便性・リスク、留意点について学びます。例えば、教師が生成 AI の生成する誤りを含む出力を教材として使用し、その性質や限界に気付かせることが考えられます。 ●使い方を学ぶ<u>場面</u> より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル（プロンプトの工夫）や、情報の真偽を確かめるファクトチェックの方法などを学びます。 ●各教科等の学びにおいて積極的に用いる<u>場面</u> 問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理・比較・深化させる場面などにおいて生成 AI を活用します。 ●日常使いする<u>場面</u> 生成 AI を検索エンジンと同様に普段使い<u>します。</u> ④利活用における重要な留意点 ●<u>生成 AI を活用するうえでのリスクの認識</u> <u>生成 AI には、事実と異なる回答を出力するハルシネーション（幻覚）や、学習データに含まれる偏見を再生成するバイアスといった情報の信頼性に関するリスクがあります。また、成績情報などの個人情報の流出や著作権侵</u>
----------------------	---	--

P58 表 6-2	KPI（重要業績評価指標） <u>①授業で毎日 ICT を活用している割合</u> <u>②教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力</u> <u>③授業に ICT を活用して指導する能力</u> <u>④児童生徒の ICT 活用を指導する能力</u> <u>⑤情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力</u>	<u>害といった法・セキュリティ上の懸念もあります。また、児童生徒が安易に回答を取得することによる批判的思考力や学習意欲の低下、生成物を自分の成果物として提出する不正行為、AI に人格があると錯覚し過信するリスクが指摘されています。</u> KPI（重要業績評価指標） <u>①あなたは自分が PC・タブレットなどの ICT 機器で文章を作成する（文字、コメントを書くなど） ことができると思いますか</u> <u>②あなたは自分がインターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど） ことができると思いますか</u> <u>③あなたは自分が PC・タブレットなどの ICT 機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる） ことができると思いますか</u> <u>④あなたは自分が PC・タブレットなどの ICT 機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか</u> <u>（削除）</u>
----------------------	---	---

教育委員の皆様のご意見、ご質問について

項番	ご意見、ご質問内容	回答	委員	修正
1	記憶の定着などでは、ヨーロッパの方ではアナログの方がいいという話もある。そこも併せて検討してほしい。	第4次教育の情報化推進計画は紙の教科書等を否定するものではありません。第4章の「4.3.目指す“学びの姿”」の総括として、最後に別紙の文章を追加いたしました。	中村委員	有
2	令和8年度からの計画なので、令和8年度実施の施策の文章の書きぶりが「検討する」などの書き方はおかしいのではないのか。 令和8年度に予算が通る前提で、「します」と断定するべきではないか。	第3次教育の情報化推進計画策定時は、GIGA第1期の端末導入などの予算が令和2年度補正予算で議決後でしたので、断定した書きぶりで記載していました。しかし、第4次教育の情報化推進計画につきましては、予算の議決前に策定するため、「検討する」などの書きぶりで記載しています。また、財政課より第3次教育の情報化推進計画に予算の裏付けなく決定している事業がないかの問い合わせもあったため、予算の議決がなされていないものにつきましては全て断定的な言い回しを避けていました。 しかし、ご指摘の通り、第4次教育の情報化推進計画は令和8年4月1日からの計画であるため、予算の議決前の令和8年度実施事業につきましては、文末に「（R8予算計上）」と記載のうえ、「検討します」などの書きぶりを修正したいと思います。	教育長	有
3	生成AIについて、とても便利な反面、危険性もあると思う。そのため大きな事件が起きないか心配している。そのような事件が起きないための仕組みを検討してほしい。	生成AIの危険性と指導につきましては、P50～P52に記載しておりましたが、表題がわかりにくいなどがありましたので一部文章を修正・追加いたしました。	中村委員	有
4	生成AIの有効活用について、重要性は十分理解しているし、子どもたちも将来必ず使うものだとは認識している。一方で、利便性の裏側に目を向ける必要がある。 生成AIを利用するうえでのリスクやその回避のための指導については、計画の中で明記してほしい。	同上	西沢委員	有

教育委員の皆様のご意見、ご質問について

項番	ご意見、ご質問内容	回答	委員	修正
5	"GIGA第2期"における環境整備に関して予算的なことはどうなっているのか。	令和8年度実施として予算計上しています。	松野代理	
6	児童生徒機については、今ある台数をすべて入れ替えるという認識でいいのか。	令和8年度中にすべて入れ替えを行う予定です。	中村委員	
7	端末が更新される時、保存しているデータなどは大丈夫か。データはクラウドにあるので、問題ないのか。	ご認識の通り、学習データなどはクラウドに保存されているので、端末がかわっても影響ありません。	中村委員	
8	小学校から中学校への進学時及び中学校から高校への進学時にクラウド上のデータは引き継がれるのか。	小学校から中学校につきましては同じ佐世保市立の学校間の異動ですので、クラウドのアカウントはそのまま使用できます。しかし、中学校から高校や、小学校から北中などの市立以外の学校へ進学する際は、アカウントを停止しますので、データは使えなくなります。しかし、個人のGMAILアカウントなどを持っていれば、データを転送できる仕組みを準備していますので、データを引き継ぐことは可能です。	中村委員	
9	先生たちの端末は更新しているのか？	教職員端末も定期的に更新しています。	古賀委員	
10	GIGA第1期で端末を整備した時に、LTEがつながりにくいという学校があったが、今は解消されたという理解でいいのか。	当初はLTE通信が脆弱な学校が確かにありました。契約後、LTE事業者が独自に学校を調査し、調査結果にもとづき、基地局を整備したり、学校に増幅器を設置したりなど対策を行いました。その成果として、全ての学校が文部科学省が推奨しているモバイル通信の通信速度を満たしています。	古賀委員	
11	家庭の協力を前提として、生成AIを適正かつ効果的に活用してほしい。	生成AI活用に関する保護者の協力につきましては、P52に「●保護者への周知と理解」として、「生成AIの利活用目的やその態様を保護者に情報提供し、児童生徒が学校外で不適切に生成AIを利用しないよう周知し、理解を得ることが必要です。また、保護者の経済的負担に十分に配慮して生成AIツールを選択することも重要です。」と記載しております。	西沢委員	

教育委員の皆様のご意見、ご質問について

項番	ご意見、ご質問内容	回答	委員	修正
12	教職員と児童生徒でICT活用の意識の差があることについては、最終的に子供にどうなってほしいということが大切で、パソコンを使ったかどうかの問題ではないのではないか。 例えば ①授業でICTをつかったことでよりわかりやすくなった ② 〃 より興味が持てるようになった ③ 〃 より勉強がすきになった などという、子どもにどのように届いたかということやゴールに対して何が足りてないのかということがわかる数値が重要ではないか。	ご指摘いただいた内容は、ICT活用と子供の学びのウェルビーイングという視点で有効な質問と思っております。 また、使用率とクロス集計することで、どのような子供たちが端末をつかって満足感を得ているかが読み取れるのではないかと考えます。 令和8年度の佐世保市独自調査にご指摘いただいた内容の質問を設定し、本市の児童生徒のウェルビーイングに関する数値として活用していきます。	西沢委員	

佐世保市第4次教育の情報化推進計画

スマート・スクール・SASEBO構想 NEXT

佐世保市教育委員会

～「環境整備」から「価値創造」へ、させぼの教育は新たなステージへ～

GIGAスクール構想と第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO構想）

国

G I G Aスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO構想）

【計画期間】 令和2年度(2020)～令和7年度(2025)

【目的】

1人1台端末環境を整備し、新しい時代を生き抜く創造性や社会性を児童生徒に身に付けさせます。

【目指す学びの姿】

- ① 時間・距離の制約の排除
- ② 国際社会で通用する情報活用能力の習得
- ③ 個々の学習状況に応じた学習の実現
- ④ 学習環境の差異の排除

時間・距離の
制約の排除



学習環境の
差異の排除



情報活用能力
の習得



新しい時代を生き抜く
創造性や社会性の育成



端末を「文房具」のように、いつでもどこでも使える環境を構築し、新しい時代を生き抜く創造性や社会性の育成を目指しました。

佐世保市

「GIGAスクール構想」の成果

事 項	平成31年3月	令和6年3月
児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数	0.2台/人	1.1台/人
普通教室の無線LAN整備率	41.0%	96.2%
インターネット接続状況	70.3% (100Mbps以上)	81.0% (1Gbps以上)
普通教室の大型提示装置整備率	52.2%	89.6%
統合型校務支援システム整備率	57.5%	91.4%

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査〔確定値〕(平成31年3月現在及び令和6年3月現在))

第3次教育の情報化推進計画の成果



出典：第4次教育の情報化推進計画 KPI表より引用

計画期間中に、ICTは「特別な道具」から「日常の道具」へと定着しました。

複線型の授業



デジタル黒板で協議する児童



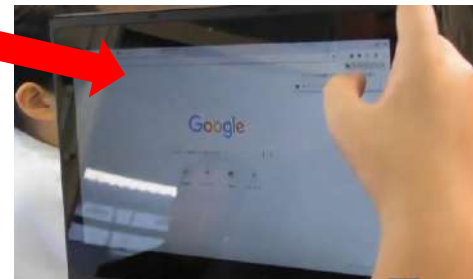
一人で調べる児童



先生に聞く児童



グループで協議する児童



Googleで調べものを行う児童

生徒の主体性に任せた授業

先生は最初に授業計画を説明し、その後、
端末で共有されたシートを見ながら見守るだけ

エネルギーシミュレータ
(先生自作) を使って協議

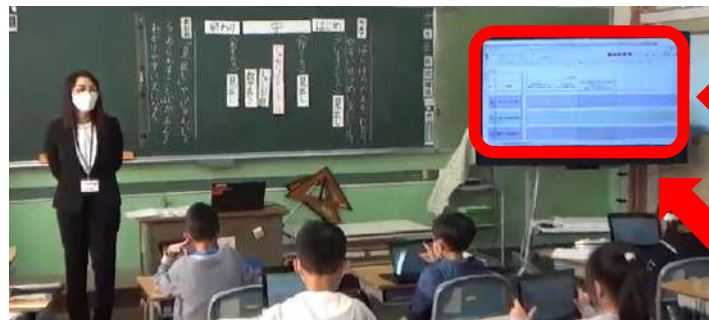
教科書を参考にする生徒

先生に聞く生徒

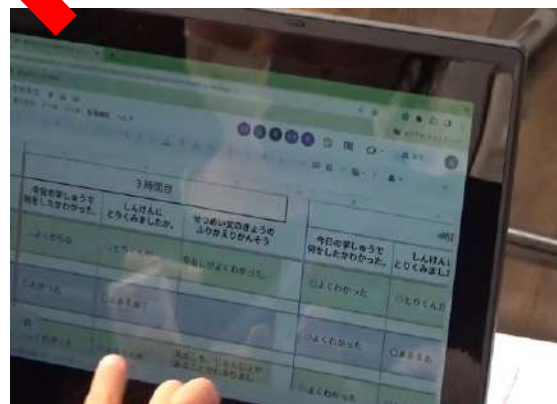
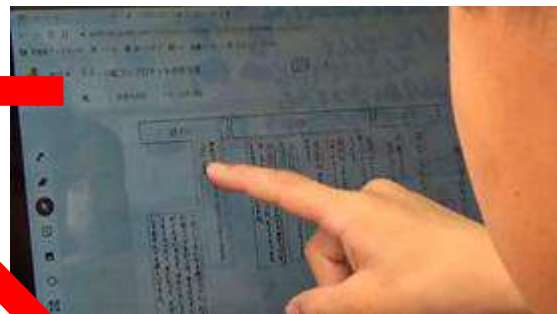
端末で生徒の
状況をグリップ

グループで学習する生徒

共同編集機能で進捗を見える化



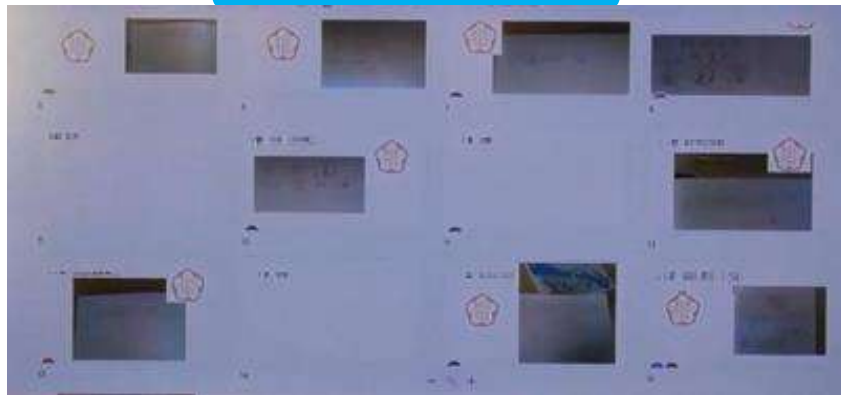
一人一人の学習状況を把握して個別の指導に生かす



ファイル共有による相互参照

- ファイル共有を行い、クラスメイトの提出物を閲覧することで、他者の様々な考えに触れることができた。
- 他者のシートを参考に自分のシートを工夫・再検討することができた。
- 振り返りシートで他者の記述を参照しながら学習内容を振り返ることができた。

「1人1シート」を相互参照



友達のシートを参照に自分のシートを工夫・再検討

振り返り活動で相互参照

スーパーゴール S・A・B	ふり返り	文字数 30字以上
	今日は自力解決で一生涯がんばりました。次は、一人でもしっかりとけるようにします。	41
A	小数の仕組みを説明するにはまず位ごとに分けてのいくつかで考えたと説明できる。	41
A	私は、で今までは、千の位、百の位、十の位、一の位、まででそして一の位よりも小さい位を小数第一位という事を始めていました。一の位よりも、小さい0.1の事を小数第一位というんだなあと思いました。だんだんむずかしくなってきたけどもっと楽しくなっていると思います。	126
A	わたしは、今日のべんきょうでか	15
A	私は、小数第一位の意味がしれてよかったです。また、やりたいです。	32
		0
B	小数点のすぐ右の位を小数第1位と言って、0.1は小数第1位のことを言っている	40
A	ばすぐ右のところを小数第1位という言葉を知りました	28
		0
A	小数の仕組みで新しく、小数第一位というくらいを言ってその小数第一位は0.1を表している。あと小数の仕組みは位ごとに分けて100が何個分10が何個分1が何個分0.1が何個分に分けると簡単にできる分りやすい	102

友達のシートを参照しながら学習内容を振り返る

リモートでの交流

インターネット回線を使って教室をつなぎ、本校での道德の授業を一緒にしました。普段の授業では聞くことのできない様々な視点での意見を聞くことができ、とても有意義な活動となりました。

➡小規模校であるため、普段の授業ではグループの協働作業ができないなどの問題があったが、一人1台端末を活用することで、大規模校と授業を実施することで、主体的・対話的で深い学びを実践することができました。



日本本土最端中学校交流会 ～日本で最も遠い4校 4, 270kmをつなぐ交流～



日本本土最端に位置する中学校4校（【最東端】北海道根室市立歯舞学園・【最西端】長崎県佐世保市立小佐々中学校・【最南端】鹿児島県南大隅町立第一佐多中学校・【最北端】北海道稚内市立宗谷中学校）をオンライン（Zoom）で結び、それぞれの学校・地域の特徴等を発表・交流することで、生徒の視野を広げるとともに、学校や地域への愛着や誇りを醸成し、「ふるさと」の未来に積極的に関わろうとする人材の育成に資する取組を行いました。



日本本土最西端

日本本土最西端の
シンボル

神崎鼻



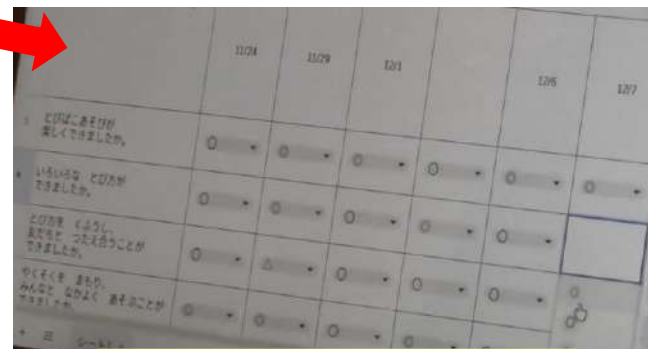
LTE通信端末を活用した体育



自分の動画を確認



みんなで確認する児童



振り返りを共有し相互参照

LTE通信端末を活用した校外学習

- 平和学習など、本土での校外学習終了後のフェリーの待ち時間や乗船時間で、Chromebookを活用し、学習のまとめをGoogleドキュメントなどで共同編集することで、移動時間を有効活用できました。
- 校外行事（公共交通機関がないため、移動に時間がかかる）について、Chromebook を活用することで、時間短縮が図れました。例えばスケッチ大会は、今まで写生場所でスケッチを全てを完結するため時間がかかっていました。Chromebook を活用し、校外活動を、必要な風景を複数枚撮影するのみとし、学校でスケッチを行うことで、滞在時間を軽減できました。

(Chromebook 導入前：半日 Chromebook 導入後：2時間)



「GIGAスクール構想」の推進

GIGAスクール構想の推進 ～1人1台端末の着実な更新～

令和7年度予算額

3億円
(新規)



令和6年度補正予算額

234億円

令和5年度補正予算額

2,661億円

現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び2年度補正予算において「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進。
- 令和6年度補正予算及び令和7年度予算には、各自治体等における最新の更新計画に対応し、着実な端末更新を進めるために必要な経費を計上。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

令和6年度補正予算額 206億円
令和5年度補正予算額 2,643億円

- 都道府県に設置した基金（5年間）により、5年間同等の条件で支援を継続。
- 都道府県を中心とした共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

※入出力支援装置についても補助対象。

（基金のイメージ）

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県（基金）

補助金交付

市町村

※都道府県事務費も措置

国私立、日本人学校等の端末整備 予算額 3億円(私立)

令和6年度補正予算額28億円（国立・日本人学校等）
令和5年度補正予算額18億円（国立・日本人学校等）

- 更新に必要な経費を補助事業により支援。
- 公立学校と同様に、補助単価の充実や予備機の整備も推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO構想 NEXT）

第3次計画 (3rd Plan)



「整備・利活用」
(Infrastructure & Usage)

NEXT
STAGE

第4次計画 (4th Plan)



「質の向上・ウェルビーイング」
(Quality & Well-being)

第4次計画の概要

計画期間：令和8年度（2026）～令和12年度（2030）

目的：児童生徒一人ひとりの可能性を引き出し、ウェルビーイングの実現を目指す

目指す学びの姿：

- 自らの問いを深め創造し“ウェルビーイング”につながる学び（主体的・対話的で深い学びの実現）
- 一人ひとりの可能性を引き出し“ウェルビーイング”を育む学び（個別最適な学びの実現）
- 多様な他者と協働し“ウェルビーイング”を高める学び（協働的な学びの実現）

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実

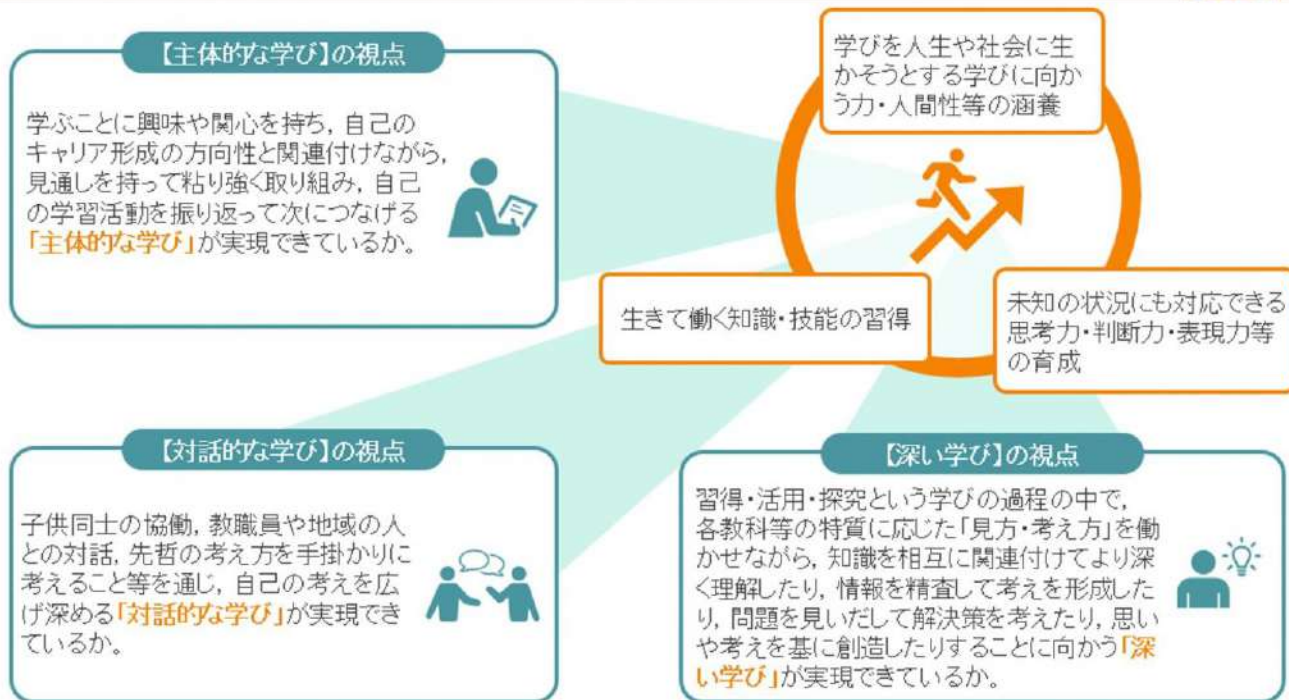
「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
誰一人取り残さない形で、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



個別最適な学びと協働的な学び
一体的充実

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。



第4次教育の情報化推進計画の環境整備



端末更新

「1人1台端末の更新。
予備機を含めて計画的に
配備し、学びを止めない。」



通信量の増量

LTE通信量を月5GBから
20GBに増量。
動画やデジタル教科書など
のリッチコンテンツに対応。



第4次教育の情報化推進計画の目標（KPI）

KPI（重要業績評価指標）	【参考】国平均 (R7)	佐世保市平均 (R7)	目標値（R8）
①あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器で文章を作成する（文字、コメントを書くなど）ことができると思いますか	82.7%	84.8%	100.0%
②あなたは自分がインターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができると思いますか	90.7%	90.2%	100.0%
③あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができると思いますか	66.3%	66.0%	100.0%
④あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか	76.7%	81.7%	100.0%

※全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙（文部科学省調査）

※質問において「とてもそう思う」「そう思う」と回答した児童生徒の割合

佐世保市文化財 保存活用地域計画(案)

2026

佐世保市教育委員会

はじめに

『佐世保市文化財保存活用地域計画』は、佐世保市にある貴重な歴史や文化、自然、生業などの多様な地域資源を、「指定等文化財」という重点保護の枠組みにとらわれず、総合的に把握し、その価値を保存し活用することで、文化観光などの推進による地域活性化を推し進めていくための基本となる計画です。

佐世保市には風光明媚な自然環境と共に、多様な文化財が残されております。これまでその多くは大切に保護され、地域の誇りとして大切にされてきました。しかし、時代が進むにつれ、私たちは文化財を保存するだけでなく、活用することで新たな価値を創出することが求められています。この計画は、そのための具体的な指針を市民の皆様と共有するためのものです。

本計画には地域の歴史を未来につなげるという私たちの大切な責務が込められています。文化財は単なる遺産ではなく、私たちの日常生活に彩りを与え、地域の魅力を高める力を持っています。観光の振興や地域経済の活性化の枠を越え、地域のアイデンティティとして、文化財を多様な形で活用していくことが私たちの目指すべき道となります。

この取り組みの成功には、市民ひとりひとりの理解と協力が欠かせません。地域資源を支える皆様の熱意と努力があって、初めて佐世保市の未来は輝き続けることができると信じています。市民の皆様がこの計画にご参加いただき、地域の文化財に誇りを持ち、次世代へ引き継ぐことを願っています。

最後にこの計画の作成に尽力いただいたすべての方々に、心より感謝申し上げますとともに、ここに私たちが描く未来への第一歩が刻まれ、皆様と共に佐世保市が誇る文化財を一層輝かせ次の世代に誇りとして、引き継いでいくことを楽しみにしています。

令和8年7月

佐世保市教育委員会

教育長 陣内康昭

目次

序章 佐世保市文化財保存活用地域計画について	3
1 計画作成の背景と目的	3
(1) 背景	3
(2) 目的	3
2 計画の位置づけ	4
(1) 文化財保護法と文化財保存活用地域計画	4
(2) 長崎県文化財保存活用大綱との整合性	4
(3) 市の上位計画との整合性	4
(4) 市の関連計画との整合性	8
(5) 持続可能な開発目標(SDGs)の取組との関係	18
(6) 本計画の計画期間	20
(7) 本計画の進捗管理と評価・見直し	20
(8) 本計画作成の体制・経過	21
3 用語の定義	23
第1章 佐世保市の概要	24
1 自然的・地理的環境	24
(1) 位置	24
(2) 地理的環境	25
(3) 気候	28
(4) 植生	29
2 社会的環境	31
(1) 地域の変遷	31
(2) 人口動態	32
(3) 産業	33
(4) 土地利用	38
(5) 交通	39
(6) 文化財に関連する施設	40
3 歴史的背景	42
(1) 旧石器・縄文時代	42
(2) 弥生時代・古墳時代	43
(3) 奈良・平安時代	45
(4) 鎌倉～安土・桃山時代	46
(5) 江戸時代	47
(6) 明治時代～現代	49
(7) 離島「宇久島」	50
第2章 佐世保市の文化財の概要と特徴	52
1 指定文化財の件数	52
2 埋蔵文化財	53
3 未指定の文化財	54
4 文化財の類型ごとの概要	55
5 関連する制度	59
(1) 世界文化遺産	59
(2) 日本遺産	60
第3章 文化財に関する既往の把握調査	62
1 既往の把握調査の概要	62
(1) 文化財の把握調査	62
(2) 個別の文化財調査	64
2 既往の把握調査の課題	66
第4章 佐世保市の歴史文化の特徴	67
1 佐世保市の歴史文化の特徴	67
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針	69
1 将来像	69
2 基本方針	69
第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	71
1 佐世保市の歴史文化に関するアンケート調査	71
2 文化財の保存・活用に関する課題	75
3 文化財の保存と活用に関する方針	80
4 佐世保ミュージアム構想	84
第7章 文化財の保存・活用に関する取組	86
1 市域における文化財の保存・活用に関する取組	86
第8章 佐世保市の関連文化財群の設定	89
1 関連文化財群について	89
2 関連文化財群Ⅰ 佐世保の洞窟遺跡群	90
3 関連文化財群Ⅱ 鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産	96
4 関連文化財群Ⅲ 離島で育まれた独自の文化	101
5 関連文化財群Ⅳ 平戸藩と三川内焼	107
6 関連文化財群Ⅴ 多様な信仰と地域に根差した暮らし	112
7 関連文化財群Ⅵ 佐世保の景観・風景	118
第9章 文化財保存活用区域	125
1 文化財保存活用区域について	125
2 吉井地区文化財保存活用区域	126
第10章 文化財の保存・活用の推進体制	132
1 本計画の推進体制	132
2 防災・防犯、災害発生時の対応	135
別冊 1 文化財リスト	
2 関連文化財群の構成文化財リスト	
3 個別の文化財保存活用計画	

序章 佐世保市文化財保存活用地域計画について

1 計画作成の背景と目的

(1) 背景

佐世保市は長崎県北部に位置し、豊かな自然環境のもと人口約 23 万人が暮らす中核市です。佐世保市では、吉井町に所在する特別史跡 福井洞窟をはじめとする旧石器時代遺跡等の調査結果から、3 万年以上前にはヒトの営みが開始し、現在に至るまで途切れることのない歴史を紡いできたことがわかっています。これら 3 万年以上前からの佐世保市の歴史の痕跡である歴史文化は、各時代の遺構・遺物や建造物、生業の中で受け継がれてきた工芸技術や風俗慣習、民俗芸能等、佐世保らしさを形成し、郷土愛の醸成や地域と自己のつながりを認識するために欠くことのできないものであるとともに、現在および将来のまちづくりのためになくてはならないものです。佐世保市では、市内に所在する文化財の調査・把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により確実な保存・活用を進めるなど、長年にわたって文化財の保護に取り組んできました。

これまで佐世保市では、令和 2（2020）年に上位計画である第 7 次佐世保市総合計画（令和 2～9 年度）を策定し、令和 6 年度からは後期基本計画がスタートしました。後期基本計画においては、キャッチフレーズ「つながる想い とともに創る SASEBO(ミライ)」を支える「教育政策」の中で、「生涯学習の充実」を施策に定めて、歴史文化を地域において守り、活かす様々な取組を進めております。

近年、文化財を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化などの社会環境の変化や価値観の多様化、気候変動などにより大きく変化しており、将来的には、佐世保市の歴史や文化を次世代へ適切に継承することが困難になる恐れが生じています。他方、特別史跡 福井洞窟や史跡 泉福寺洞窟、国指定重要文化財 黒島天主堂や旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設など佐世保市を代表する文化財は、世界遺産や日本遺産として登録・認定されたものもあり、観光振興のランドマークとして、佐世保市の発展に大きな役割を果たしています。

今後は、佐世保市固有の歴史文化を示す文化財について、自然環境や支える人たちの取組、歴史資料や伝承等も含めて幅広く把握し、地域ぐるみで多様な主体による活用を図ることがますます重要になってきています。

(2) 目的

このような背景を踏まえて、佐世保市では市民・各種団体・所有者・行政などの多様な主体が連携して、指定等・未指定文化財に関わらず、あらゆる文化財とその周辺環境を一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくことを目的に、「佐世保市保存活用地域計画（以降、本計画という）」を作成しました。

さらに、本計画では、歴史文化を次世代へと確実に継承していくための調査、保存・活用とそのための体制づくり、魅力の発信、歴史文化に触れる多様な機会の提供などを通じて、歴史文化の価値に対する人々の理解を深めることで、歴史文化に愛着を持つ地域の人々に支えられたまちづくりに繋げ、「**多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保**」という将来像の実現を目指します。

2 本計画の位置づけ

(1) 文化財保護法と文化財保存活用地域計画

全国的な過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。一方で、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりでその継承に取り組んでいくことが求められています。こうした状況のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成 30（2018）年に文化財保護法が改正されました。

この改正に基づき、市町村による文化財保存活用地域計画の作成および文化庁長官による認定などが新たに制度化されています。この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中・長期的に取り組む具体的な内容を記載し、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープランであり、かつ短期的なアクションプランとされています。

文化財保護法には、計画に関する記載事項として、「当該市町村の区域における文化財の保存および活用に関する基本的な方針」、「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容」、「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」、「計画期間」、「文部科学省令で定める事項」等を盛り込むことが定められています。（第 183 条の 3 第 2 項）

(2) 長崎県文化財保存活用大綱との整合性

長崎県は、平成 30（2018）年の文化財保護法の改正を受け、令和 2（2020）年 3 月に「文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会の実現を目指す」という基本理念を掲げ、文化財の確実な継承と地域社会・経済への貢献を目指す長崎県文化財保存活用大綱を策定しました。本計画は、この大綱を勘案し、長崎県と協力しながら市内に所在する文化財を適切に保存・活用するための計画として作成しました。

(3) 市の上位計画との整合性

本計画は、先に述べたように、文化財保護法に基づいて、文化財の計画的な保存・活用を目指すものですが、佐世保市のまちづくりの指針であり上位計画である第 7 次佐世保市総合計画および、佐世保市教育振興基本計画（第 4 期）との整合性を図りながら作成しました。また、関連計画と連携を図りながら進めていきます。

①佐世保市文化財活用地域計画の位置付け

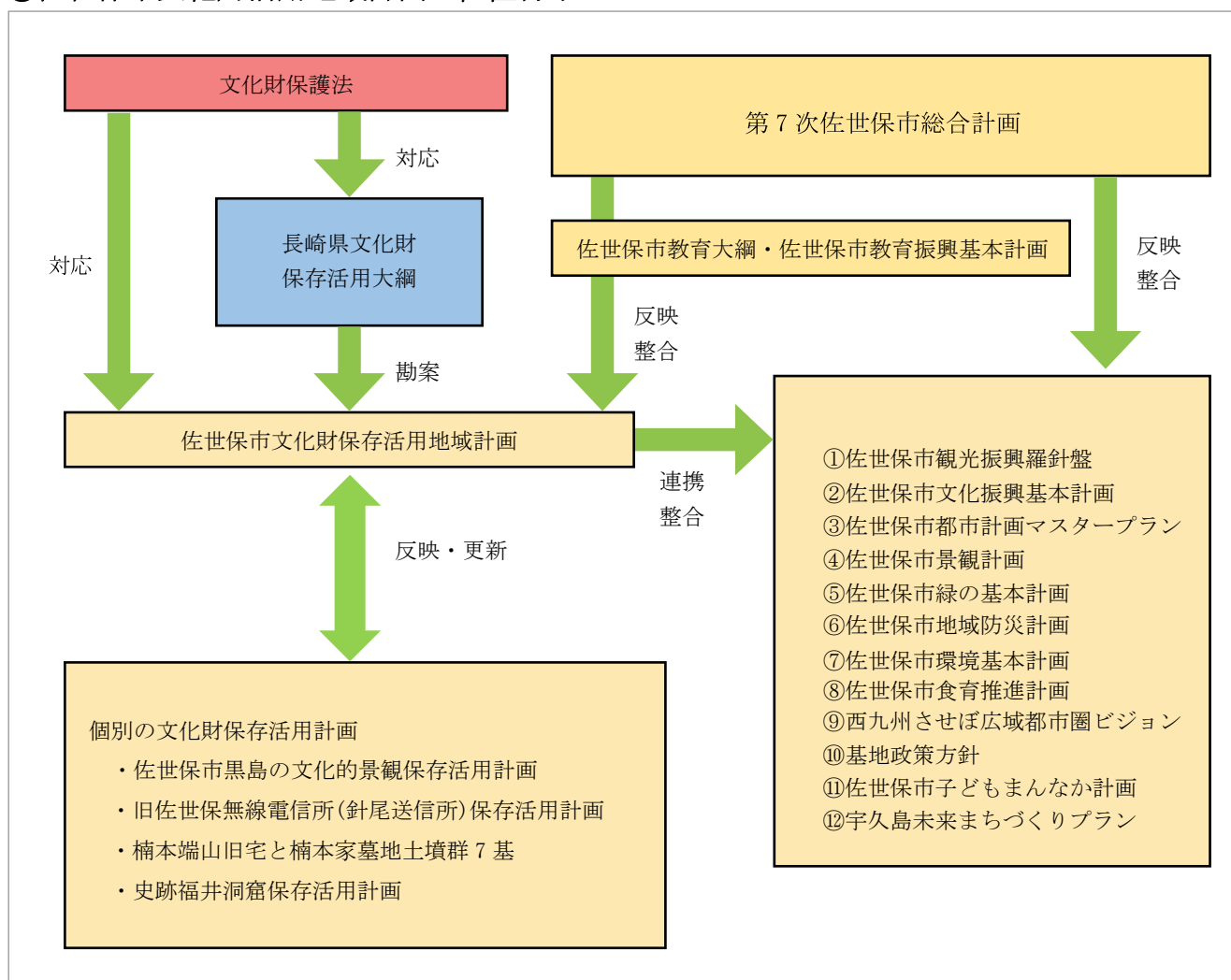


図1 佐世保市文化財保存活用地域計画の位置づけ

次ページ以降に、関連計画において本計画に関連する内容を抜粋して掲載します。なお、施策等の番号については、各計画における記載番号を踏襲しているため、番号が連続しない場合があります。

②第7次佐世保市総合計画 後期基本計画

キャッチフレーズ「つながる想い ともに創る SASEBO(ミライ)」

期間 令和2(2020)年度～令和9(2027)年度

(後期基本計画 令和6(2024)年度～令和9(2027)年度)

概要 本計画の上位計画である「第7次佐世保市総合計画後期基本計画」は、「市民一人ひとりが、『まちの未来』を共に描くことで、夢と希望があふれる、SASEBOの新時代を創っていききたい。みんなの力でSASEBOの未来を変えていききたい」という思いのもと、時代の潮流と直面する課題に素早く的確に対応し、未来のSASEBOを、市民の皆様と共に創り出すための「総合的な羅針盤」です。

この目的を達成するために、市民や事業者、行政が相互に協力・連携し、パートナーシップを深め、地域の力を結集することを前提として、キャッチフレーズ「つながる想いともに創るSASEBO(ミライ)」を実現するための4つの都市像に基づいて、諸施策を体系化しています。このうち、文化財に関連する諸施策や主な取組を以下のように掲げています。



都市像 ヒト 育み、学び、認め合う「人財」育成都市

政策名 教育政策

施策3 生涯学習の充実

- ・地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習に取り組むことができる環境を充実させることを目的とします。
- ・郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備、伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。
- ・郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会を提供します。
- ・生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

都市像 しごと 活力あふれる国際都市

政策名 経済政策

施策1 観光の振興

- ・国内外の多くの観光客が本市の魅力を体感し、観光消費により地域経済が活性化することを目的としています。
- ・本市の集客の柱であるハウステンボスから西海国立公園九十九島をはじめ市内各地へと周遊を促し、周遊滞在型観光の促進を図ります。また、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」「三川内焼」など、佐世保ならではの地域資源の深掘りと更なる磨き上げを進めて高付加価値化に繋げるとともに、情報発信、誘致活動に関係機関と連携して取り組みます。

③佐世保市教育振興基本計画（第4期）

望まれる姿 「学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち」

期間 令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

概要 佐世保市教育振興基本計画は、教育課題に適切に対応し教育の質を確保するとともに、行政や学校、地域が協働し、教育活動の充実を図る取組を一体的に推進していくことを目的としており、「新しい時代を生き抜くためのたくましさ豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。」を基本方針として、3つの施策方針のもと、8つの施策目標と方向性を体系的に位置づけています。

このうち、施策3「生涯学習の充実」において、文化財や歴史文化に関連する取組を示しています。

施策3 生涯学習の充実

事務事業 文化財の調査・保護・活用事業

- ・国が推奨する文化財の保存・活用に関するマスタープランの策定を目指すとともに、関係機関・団体と連携しながら、効率的、効果的な文化財の調査・保護及び活用を図っていきます。
- ・文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されているため、文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信していきます。

事務事業 世界遺産保存整備事業

- ・世界遺産としての価値を保全しつつ、効果的に活用していく必要があるため、黒島地区の住民や関係機関及び関係区市町等と連携、協力しながら適切な保存・管理、各種事業を実施していきます。
- ・世界遺産としての価値を広く市民に理解していただき、保護意識の醸成につなげていくため、さらなる周知啓発を図っていきます。

事務事業 福井洞窟整備・発掘事業

- ・過去の出土資料を保管している大学と連携し、継続して共同研究に取り組みます。
- ・保存活用計画を策定するとともに、広く一般への周知啓発を行い、特別史跡に向けた調査・研究や洞窟遺跡群全体の調査・保護・活用を推進します。
- ・史跡の保存整備やガイダンス施設の運用支援について、地元関係団体等と連携を図り、地域の財産として長く親しまれるような取組を行います。

事務事業 針尾送信所保存整備事業

- ・平成26年度に策定した針尾送信所に関する保存活用計画をもとに、駐車場、説明板等の公開活用に関する整備を行ってきており、今後は、具体的な展示計画及び修理計画を検討・策定し、計画に基づいた事業を推進します。

（４）市の関連計画との整合性

①佐世保市観光振興羅針盤

地域を元気に、来訪者を笑顔に ～四季を通して、昼も夜も楽しめる観光地・佐世保～

期間 令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度

概要 現在、国におきましては、令和 5（2023）年 3 月に「観光立国推進基本計画（第 4 次）」を策定され、ウィズコロナ・アフターコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札と示されています。特に、コロナ禍を経た旅行需要の変化については、世界的に「持続可能な観光」への関心が高まっていること、地方の経済や雇用の担い手となるべき観光産業において、デジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人材不足など地方部の疲弊が顕著となっており、加えて、観光で持続的に「稼げる」地域となるためには、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）が、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指し、観光客と地域住民の双方に配慮した総合的な観光地マネジメントを行うことが重要であることから、「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、これまで以上に質の向上を重視した観光を進めていくこととなっています。

佐世保市におきましても、このような変化や状況に対応し、持続的な観光需要の拡大に繋げるためには、佐世保市の持つ特徴や強みを生かした観光コンテンツの磨き上げ・開発並びに効果的なプロモーションによるオンリーワン観光の振興をはじめ、観光サービスの品質向上や高付加価値化への取組みと共に、事業者、旅行者、地域住民が、地域コミュニティの活性化に貢献できる仕組みづくりが必要となっています。更に、観光DXを推進するにあたり、デジタルマーケティング等の取組みを積極的に実施することにより、各種データを継続的に収集・分析をすすめ、求めているターゲット（エリア、年齢層、性別、属性、インバウンド等）層への効果的な情報発信や誘致促進策を戦略的に実施し、今後、観光客から選ばれる観光地として国内外からの誘客を図ることを目的に、実効性のある観光振興羅針盤を策定するものです。

方向性 1 コロナ禍で変化した旅行需要と行動の変化を探るため、観光客の実態を把握するデータ収集と分析を進め、観光マーケティングを強化します。さらに誘客へとつなげるため、ニーズに応える商品の造成と魅力の発信に取り組みます。

方向性 2 「ハウステンボス」「九十九島」の二大観光拠点を柱に日本遺産など本市独自の観光資源を活用しながら、市内周遊・滞在を促進し、観光消費の向上を目指します。

方向性 3 国の観光立国推進基本計画に基づく施策の動向を見据えながら、行政とDMOが中心となり、地域住民や環境、文化等に配慮した持続可能な観光施策を 実践し、観光地・観光産業の高付加価値化を図ります。

基本戦略 1 ハウステンボス・佐世保市中心市街地・九十九島間の連携強化によるエリア一体での収益力強化・高付加価値化の推進

基本戦略 2 多様な観光資源（自然、歴史、食、離島等）を活用した魅力創出・情報発信・誘客

基本戦略 3 佐世保の魅力を支える担い手の育成と快適に観光できる環境整備

基本戦略 4 観光DXによる観光振興の推進

基本戦略 5 観光地マネジメント体制の強化と地域資源を生かした観光地域づくり

②第2次佐世保市文化振興基本計画

目指すべき将来像 「文化のチカラが輝く SASEBO」

期間 令和2（2020）年度～令和9（2027）年度

概要 第2次佐世保市文化振興基本計画は、佐世保市のまちづくりの最上位計画として令和2年3月に策定された総合計画に掲げられた基本理念に基づき、その将来像や基本計画を文化の面から実現するための個別計画であり、行政のみならず、関係する人々、団体が目指す共通の指針です。また、文化はその性質上、様々な政策を推進する様々な場面で、活用の余地があることから、他政策の計画推進においても連携を図ります。特に、同じ時期に改定された教育分野における個別計画である「佐世保市教育振興基本計画（第3期）」とは、内容については計画の目的に沿った一定のすみ分けを行うとともに、文化政策との親和性を鑑み、積極的な連携を図っていきます。

方向性① だれもが文化・芸術に触れられる機会をつくろう

- ・子どもから高齢者まで、障がいの有無や経済状況、住む地域に関わらず、文化・芸術に触れたい人が触れられるような環境づくりを進めます。
- ・文化施設に来ることが難しい人のためのアウトリーチプログラムや、子どもの主たる生活基盤である学校との連携をより深めていきます。

方向性② 魅力的な参加・鑑賞事業を実施しよう

- ・文化、芸術の鑑賞や活動をしたいと考えていながら、実際に施設に足を運び、活動できていない人たちも多く存在します。この施設における鑑賞、体験の機会の提供においては、全体を通して、一部の人のためのプログラムに偏っていないか配慮しながら、質の高い催しと、多くの人に足を運んでもらえるきっかけとなるような間口の広い催しのバランスをとった事業展開を行います。

方向性③ 市民や文化団体の活動を応援しよう

- ・文化活動をはじめ、続ける上で必要な資金やノウハウについて、より適切な支援ができるような既存事業の見直しに取り組みます。高齢化による文化団体の活動継続の困難化も表面化している中、気軽に学び、相談できる窓口や仕組みづくりについても検討を行います。

方向性④ 文化・芸術にまつわる人たちのネットワークをつくろう

- ・インターネットや ICT の発達により、コミュニケーションやネットワークのあり方が大きく変わってきています。文化、芸術の鑑賞者や活動する人が交流できる仕組みや、文化人材育成の観点から、内外の専門家との繋がりを持てるような新たな取組を検討します。

方向性⑤ 地域の文化資源を知り活用しよう

- ・本市の持つ多様な文化資源は、まだまだ認知度が低い現状にあります。文化財や美術工芸、伝統行事、様々な団体や活動について整理を行うとともに、より広く市民に知ってもらえるような取組や支援を進めます。
- ・文化資源を守ることはもちろん、文化行事の場所となる文化施設の適切な運営、維持管理を行います。

方向性⑥ 佐世保にまつわる文化を発信しよう

- ・市民アンケートによると文化にまつわる情報の受け取る方法は多様化しており、これまで紙媒体を中心に施設やイベント単位で行っていた情報発信についても再考の余地があります。近年若者を中心に広がる SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）の活用も積極的に行っていく必要があります。

③佐世保市都市計画マスタープラン

都市づくりの基本方針

拠点都市としての活力と快適な生活を維持・向上する都市づくり

地域づくりの基本方針

市民とともに、地域の個性を伸ばし、住み続けることができる地域づくり

期間 令和 3（2021）年度～令和 22（2030）年度

概要 平成 4 年の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとなりました。これが、都市計画マスタープランと呼ばれるものです。この都市計画マスタープランは、都市計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点にたち、市全体の将来像とその将来像の実現に向けた土地利用、道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すものです。今後、市が行っていく様々な都市計画の基本的な方針となることはもちろんのこと、その運用にあたって、市民と都市計画マスタープランを共有することにより、ともに協働してまちづくりを進めていく指針として策定しています。

都市づくりの基本方針 1 九州北西部の活力と快適な生活を維持・向上する都市づくり
・中心市街地においては、本市のさらなる発展のけん引役として、市民や訪れる人の多様な交流や文化発信の場として高次な都市機能の集積を維持・更新し、都市の顔にふさわしい都心空間として総合的な都市再生を進めていきます。 ・既存工業地への産業機能の集積とともに、西九州自動車道をはじめとする東アジアを含めた広域的な交通ネットワークの形成など、産業・観光活動の活性化を図るための効果的な都市基盤を整備していきます。
都市づくりの基本方針 2 子どもから高齢者まで安全で快適に暮らせる都市をつくる
・広域圏の中核都市としての発展と多様な居住ニーズに対応して、都市核や地域核といった位置づけに 即した医療・福祉・商業等の都市機能を維持・誘導するとともに、拠点の質を高める都市マネジメントによって、快適で安全な生活を送ることができる都市形成を進め、生活に合わせた住み替え促進を図るとともに、空き家等の適正な管理・活用等を進めていきます。
都市づくりの基本方針 3 既存の都市基盤を有効活用し、環境にやさしく持続可能な都市をつくる
・現状の市街地の形成状況を維持し新たな都市基盤の整備を抑えつつ、既存の都市基盤の効率的な改善や維持・管理を行う持続可能な都市経営を図っていきます。
都市づくりの基本方針 4 特色ある自然や景観を守り、生かした佐世保らしい都市をつくる
・九十九島や市街地の背景となっている烏帽子岳や国見山の山々などは佐世保らしさを創出 する景観資源であり、これらの自然景観は、市民共通の財産として保全していきます。 ・さらに都市の個性を高め、佐世保の魅力を対外にアピールしていくため、市街地環境 の質を高めるとともに佐世保らしさを感じるような市街地景観を形成していきます。 ・市街地の景観や環境に対する市民の意識を醸成します。
地域づくりの基本方針 1 身近な地域コミュニティの中で支え合い、住み続けることができる地域をつくる
・地域コミュニティの存続を図るために、地域特性に配慮した多世代が居住できる住 まいの場づくりを促進していきます。また、各地域において、「小さな拠点」の考え方により、 持続可能な住環境を形成します。
都市づくりの基本方針 2 地域資源を守り活かし、住民との協働により愛着のある地域をつくる
・地域の活力を高めるためには、ハード整備と併せソフト面の充実を図ることで交流の 場づくりを進めていきます。

④佐世保市景観計画

基本理念 「地域環境を活かした 市民協働の景観まちづくり」

期間 平成 22（2010）年度～

概要 佐世保市景観計画は、佐世保市がこれまで実践してきた景観行政を基盤に、佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による地域固有の特性を活かした良好な景観を実現することを目的として策定しています。

<文化財地周辺の重点景観計画>

○黒島地区（国選定 佐世保黒島の文化的景観）

○三川内地区（日本遺産）

○針尾送信所地区（国指定重要文化財

旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設）

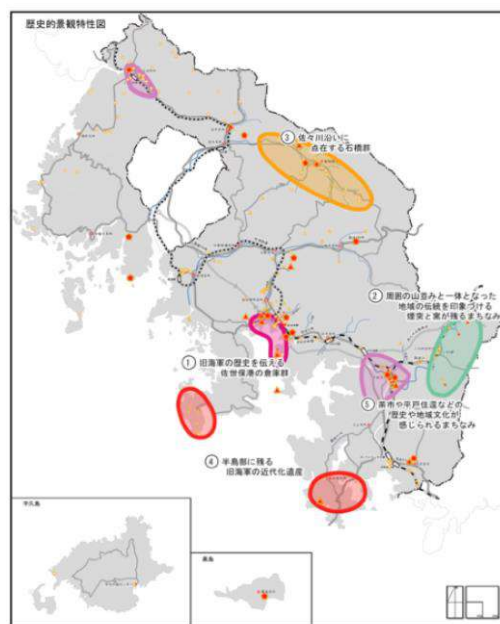


図 2 歴史的景観の特性図

自然的景観特性

- ①市街地を囲む海と山並み
- ②市街地の背景となる斜面緑地と斜面地の各所に点在する良好な眺望
- ③田園集落を取り囲む緑豊かな山並み
- ④九十九島とリアスの海岸線などが一体となった海と緑の景観
- ⑤佐世保港の入り口を印象づける海と一体となった岬の緑
- ⑥丘陵地の緑と海の碧が鮮やかな宇久島

歴史的景観特性

- ①旧海軍の歴史を伝える佐世保港の倉庫群
- ②周囲の山並みと一体となった、地域の伝統を印象づける煙突と窯が残るまちなみ
- ③佐々川沿いに点在する石橋群
- ④半島部に残る旧海軍の近代化遺産
- ⑤茶市や平戸往還などの歴史や地域文化が感じられるまちなみ
- ⑥市内各所に点在する歴史を伝える地域資源

都市的景観特性

- ①烏帽子岳・弓張岳を背景に港湾施設が立地するみなと景観
- ②佐世保湾を見下ろす斜面地に広がる住宅地景観
- ③国道沿いに大型商業施設と住宅地が連なる市街地景観
- ④田園景観に囲まれた国道沿いに商業施設が連なる市街地景観
- ⑤田園景観に囲まれた斜面地に広がる住宅地景観
- ⑥九十九島を中心とする自然景観を活かした観光交流を支える景観
- ⑦ハウステンボスを中心とする観光施設と自然が調和した街並み景観

⑤佐世保市緑の基本計画

将来像 「豊かな自然と暮らしを創るまち 佐世保」

期間 令和 4（2022）年度～令和 23（2041）年度

概要 わたしたちの家や学校、職場のまわりにある公園や植物、休日にドライブや観光で訪れる山や海などの自然や、そこに住んでいる生き物たちは、気づかないうちに、わたしたちの生活を支えています。

「佐世保市緑の基本計画」では、自然環境に関連するものの全てを含めて広く「緑（みどり）」と表現しています。市民であるわたしたちが、佐世保市の緑が持つ能力と効果を理解して、どのように活用していくのかを共有するために、いわば佐世保市の緑についての「取扱説明書」として、緑の基本計画を策定しています。

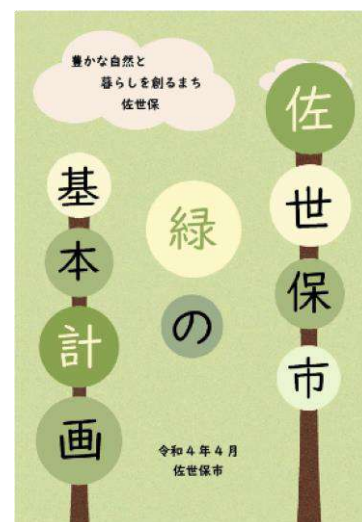


図 3 佐世保市緑の基本計画

基本方針 1 個性ある「風土」と多様な「緑」を継承するまち

1-1 自然公園の保全・活用

- ・西海国立公園九十九島は、「世界で最も美しい湾クラブ」にも認定される世界に誇る佐世保の宝です。
- ・その美しい景観を眺める場として、展海峰をはじめとする九十九島八景や九十九島観光公園があり、優れた自然景観を求めて、多くの市民や観光客が訪れています。
- ・九十九島周辺の自然環境と景観を将来にわたって保全し、市民の憩いの場や佐世保観光の拠点として活用するため、眺望の優れた展望所は計画的に樹木等の管理を行います。また、九十九島パールシーリゾート内にある九十九島ビジターセンターを拠点として、九十九島を中心とする西海国立公園の情報発信や自然に親しむイベントも開催していきます。

1-2 緑の景観の保全

- ・佐世保市では、美しく魅力的な佐世保らしい景観を、保全、創造していくために、佐世保市景観計画を定めています。また、特に自然的な要素に富んだ景観があるところは風致地区に定められており、その良好な自然的景観を保全しています。
- ・今後も市民が共有できる資産として、景観の質の向上が図られれば、愛着ある佐世保を形づくることにつながるため、佐世保市景観計画と整合を図りながら、佐世保市の歴史やまちなみ、風土との調和に配慮し、緑豊かで多様な都市景観の形成に努めていきましょう。

基本方針 6 「緑」から新たな未来を育むまち

6-2 緑とふれ合う教育活動

- ・佐世保市には海から山、都市部まで多様な「緑」があり、わたしたちは身近に「緑」とふれ合い、学ぶことができる環境にあります。
- ・「緑」とのふれ合いは、世代間のつながりを生み出すだけでなく、柔軟で多彩な活用と「緑」の保全意識を育み、将来に継承することにつながります。
- ・「緑」に関する正しい知識を学ぶだけでなく、自然とふれ合う“体験”を教育に活かした活動を展開するとともに、オンラインを通じたSNSや時代に応じた新しい媒体を取り入れた運営・情報発信など、それぞれの強みを活かした教育活動の展開を図ります。

⑥佐世保市地域防災計画

作成 令和 7 年 2 月修正

概要 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、佐世保市の地域にかかる災害対策に関し、次の事項を定め、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することによって、佐世保市の防災体制の確立を図り、市民福祉の増進と市勢の発展を期することを目的としています。また、各施策を推進する上では、乳幼児や障がい者、高齢者等の要配慮者の立場に立ち、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立します。

■教育委員会 災害対策体制		
対策部名： 教育対策部【部長：教育長、副部長：教育総務部長、学校教育部長】		
班名：教育総務班【班長：総務課長、副班長：総務課所務係長、総務課経理係長】		
分掌 事務		○教育・文化財関係の被害調査の報告取りまとめに関すること。 ○教育関係義援物品の受付対策に関すること。 ○教委箇所、学用品の被害対策に関すること。 ○学校の避難所開設及び運営管理に関すること。
班名：教育施設班【班長：社会教育課長、副班長：総合教育センター課長、文化財課長】		
分掌 事務		○教育・文化財関係の被害調査及び報告書の作成に関すること。 ○文化財保護に関すること。
●対策計画：第 13 節 文教対策計画 【教育委員会】 1. 文化財対策：被害文化財復旧対策の指示、指導		

⑦佐世保市環境基本計画

望ましい環境像 「豊かな暮らしが未来にわたって続くまち」

期間 令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度

概要 佐世保市の最上位計画である「第 7 次佐世保市総合計画」では、環境政策における望まれる姿として「自然と快適な生活が共存するまち」を掲げています。

本計画では、総合計画における望まれる姿を、より具体的に示す意味で、豊かな「自然」と「生活」が共存しつつ、ともに将来にわたって持続する形を掲げるものです。なお、総合計画における「快適な生活」、本計画における「（豊かな）暮らし」は、単に物質的な快適さ・豊かさ示すものではなく、豊かな自然が維持されることで、大気・水などの生活環境が良好な中で生活できることを示しています。



図 4 環境基本計画ロゴマーク

基本目標 1 自然環境の保全

取り組みの方向性・施策 1-② 生物の多様性の保全

- ・市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。
- ・希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。

⑧佐世保市基地政策方針

基本方針 「基地との共存共生」

期間 令和4（2022）年度～令和9（2027）年度

概要 これらの防衛施設が所在する佐世保と、片や観光、商業、工業、農水産業などが立地する複合的産業都市である佐世保、このように性格が異なるものが共に存在するまちにおいて、国防という崇高な国家的使命に協力しながら市勢を発展させ、市民の生活を守り、向上させていくこと、この両立こそが「基地との共存共生」であります。

「基地との共存共生」は、これまでも市政運営の基本としてきましたが、今後も引き続き、基地政策に係る基本方針として、第7次総合計画に掲げるまちづくりの達成を目指していくこととします。

（2）「本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進」を図るための取組

①基地と経済・雇用、地域活力

- ・旧軍港市転換法の趣旨に基づき、本市に所在する旧軍用財産を適切に公共施設等へ転活用していきます。

IV 旧軍用財産の転活用

②地域資源としての基地の活用

- ・「基地のまち」として歩み築かれた景観や歴史・文化を本市の地域特性・地域資源として捉え、効果的な活用を促進します。

III 観光資源としての活用 {日本遺産、セイルタワー（佐世保史料館）、軍港クルーズ、自衛隊グルメ、外国人バー、アメリカンフェスティバル、ニミッツパーク（米軍提供施設）の隣接地でのYOSAKOI させば祭りの開催等}

⑨第 4 次佐世保市食育推進計画

基本理念 「『食』から始まる豊かな暮らし、食育実戦都市‘させぼ’」

期間 令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

概要 これまでの食育の取り組みで明らかになった課題や国の食育推進基本計画などを踏まえ、これまでの推進計画（平成 18 年度から令和 3 年度）の内容も引き継ぎながら、佐世保市の特性を生かした食育を市民とともに総合的かつ計画的に推進するため、令和 4 年度から「第 4 次食育推進計画」を策定します。

基本方針 6：伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化

- ・本市は、九十九島などを有する美しい海と烏帽子岳、国見山及び白岳高原など緑豊かな山々に囲まれ、一年をとおして温暖な気候と豊かな自然に恵まれています。「海の幸」や「山の幸」をともに有する素晴らしい食環境によって、各地域には多彩な食材が存在しています。
- ・地域に根ざした伝統的な食文化や食生活は、心身の健康や精神的な豊かさと密接な関係があります。この食文化が失われることがないよう、食文化の継承も大切です。また、食料の生産が自然の恩恵の上で成り立っていることから、自然や環境と調和のとれた農林水産業の推進が求められます。
- ・そのため、各地域の多彩な食材を活かした食文化や食生活の継承及び発展に努めるとともに、市街地と農山漁村の共生や生産者と消費者との交流を深め、農林水産業の活性化につながるような取り組みを推進します。

基本施策 6：食文化継承のための活動の支援

- ・社会環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、地元の旬の食材を活用した家庭料理や、地域の行事食・作法などについて次世代へ伝えていくことは、心身の健康や精神的な豊かさを育む上で重要です。
- ・様々な関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育機関及び保育機関、地域社会などの場で、栄養バランスの優れた日本型食生活や、地域において継承されてきた特色ある食文化の継承のための活動を支援します。

⑩西九州させば広域都市圏ビジョン（第2期）

目指す将来の姿 「あなたが かえるまち 西九州」

期間 令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度

概要 長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、佐賀県伊万里市及び有田町の 12 市町は、国が提唱する「連携中枢都市圏構想」の主旨や、今後訪れる課題への危機感を共有した中で、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するために、佐世保市を中心とする西九州させば広域都市圏を平成 31（2019）年に形成し、「西九州させば広域都市圏ビジョン」（第 1 期ビジョン）を策定した中で、西九州北部地域等の各市町が行政区域の枠を超え、様々な分野において協力・事業の推進に取り組んできました。圏域の各市町が連携して各事業への取組を推進していくための中長期的な広域計画として、第 1 期ビジョンに続いて策定したものです。



図 5 広域都市圏ビジョン冊子

役割 1 圏域全体の経済成長のけん引

施策 1-4 戦略的な観光施策

No. 5 広域連携による周遊観光の推進

- ・圏域内に点在する観光施設や体験メニュー、イベントなど観光素材の棚卸しを行い市場の特性に応じた磨き上げに取り組みながら旅行商品化を図る。
- ・本圏域で最大の集客力を誇るハウステンボスの来訪客の取り込みを含め、広く圏域内の周遊促進につなげる。
- ・圏域内の観光素材を活用した観光客へのプロモーションを行い、佐世保市を起点とした域内周遊観光の促進による地域経済活性化を図る。

役割 2 高次の都市機能の集積・強化

施策 2-1 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

No. 8 高度な交流拠点整備の検討

- ・連携中枢都市である佐世保市における交流拠点整備について検討する。
- ・圏域内の周遊促進、滞在時間の延長、国内外からの新たな観光客の呼び込みなどにより、観光など周辺産業への経済波及効果や雇用創出効果、交流人口及び関係人口の拡大による賑わい創出効果が期待できるような拠点整備について検討し、早期事業化につなげる。

施策 2-2 その他、都市機能の集積・強化に係る施策

No. 10 世界遺産の保全活用

- ・平成 30 年 7 月に、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の保全・活用を図る。

役割 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

施策 3-2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

No. 36 離島地域の移住・観光における広域連携の研究

- ・世界遺産の保全活用・各島における移住、観光などの現状把握を行い、効果的な PR 等について合同で研究を行う。

⑪佐世保市子どもまんなか計画

望まれる姿 「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」

期間 令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度

概要 本計画に関しては、国のこども大綱が示す「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現する」ことを目的として、こども基本法に基づくこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画へと移行し、これまでの「第2期新させぼっ子未来プラン」を包含した新たな計画として、計画的に推進することを意図するものです。

《施策2》 地域での子育て支援
方向性 2 地域における子どもの 健全育成
放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。また、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。
《施策を支える包括的な取組》
方向性 1 子ども・若者の育成・支援
すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、子どもの誕生前から青年期・子育て期まで、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。

⑫宇久島未来まちづくりプラン

まちづくりの将来像 つながる、広がる、助け合う、大人も子どもも笑顔あふれる島
～ 関係人口の創出から移住定住で活気ある島へ ～

期間 令和 7(2025)年度～令和 16(2034)年度

概要 市町合併後 20 年を迎えようとする中で、住み続けたいまちづくりを推進する「佐世保市地域未来共創部」が令和 6 年度に発足し、あらためて、佐世保市唯一の有人国境離島である宇久島の各種機能の点検と将来に向けた一定の方向性を確認する必要も生じている状況もあり、宇久島の持続可能なまちづくりのための行動計画として、「宇久島未来まちづくりプラン」の策定に取り組みました。

Theme 1 観光・情報発信 観光資源の再発見と体系的な情報発信
《必要な取組み》 島外の方々を呼び込む伝統的な祭りやイベントの開催
宇久島の魅力の一つであるお祭りなどの伝統的行事は、地域住民の方々だけでは維持が難しい状況があります。島外の方々を積極的に受入れ、一緒に活動したり、楽しんだりしていただけるお祭りやイベントを開催し、関係人口の創出にもつなげます。
Theme 7 子育て・教育 子育て・教育体制の充実
《必要な取組み》 宇久島ならではの教育プログラムの充実
離島留学生だけでなく、地元の児童・生徒も含め、宇久島の郷土愛の醸成のため、魅力ある教育プログラムの実施を支援します。離島留学制度導入を契機に、入島式や離島式等の島民との交流の場づくり、宇久島の文化・暮らしを体験する機会づくりなど、第二の故郷として今後も関わり続けるきっかけづくりに取組みます。

（５）持続可能な開発目標（SDGs）の取組との関係

「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

文化財に関わる人々の少子高齢化に加え、近年の大規模な自然災害の頻発、さらには新型コロナ感染症などの感染拡大は、地域に根ざした文化財の変容、衰退、滅失につながりました。

このような文化財を取り巻く環境の変化に対応しながら、都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立していくことは、現在世界各国がよりよい世界を目指して取り組んでいる国際目標「持続可能な開発目標」の基本的な考え方に合致するものです。私たちには、SDGs に貢献する取組として、文化財を適切に保存することを活用の前提とし、得られた人材や資金を保存の取組に繋げる好循環を創出しながら、「持続可能」な文化財の保存・活用を実現することが求められています。

文化財で「持続可能」であることは、過去この人々から現在の人々が受け取った宝物を、未来の世界の人々へ引き継ぐ（バトンパス）することを意味しており、ただ引き継ぐのみならず、周知度向上や保存・整備を通じて現在の私たちが価値を高めた形で託す必要があります。

佐世保市では持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みとして、令和 4(2022)年 4 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、それに伴い、産官学民連携で環境教育デジタルプラットフォーム「させぼエコラボ」を開設し、二酸化炭素排出削減を目指す活動など様々な取り組みを実施しています。本計画においても、次項のゴールやターゲットを意識しながら取組を進めていきます。



図 6 持続可能な開発目標（SDGs）

	ゴール 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する ターゲット 7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育と持続可能なライフスタイル、人種、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を推進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 ☐ 文化財の生涯学習への活用 など
	ゴール 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を推進する ターゲット 9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 ☐ 伝統工芸の振興、文化財の文化観光への活用 など
	ゴール 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る ターゲット 1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 ☐ 建造物・史跡等の整備、災害対策、修理復旧 など
	ゴール 11 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る ターゲット 4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 ☐ 建造物・史跡等の整備、災害対策、修理復旧 など
	ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する ターゲット b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 ☐ 文化財の文化観光への活用 など
	ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する ターゲット 2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 ☐ 天然記念物の保護 など
	ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ターゲット 5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる ☐ 天然記念物の保護 など

(6) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「(仮)次期(第8次)佐世保市総合計画」及び「(仮)次期(第5期)佐世保市教育振興基本計画」(想定される計画期間：令和10年(2028)年度～令和17(2035)年度)の終了時期に合わせて、令和8(2026)年度から令和17年(2035)年度の10年間の計画とします。また、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までを前期計画期間、令和11年(2029)年度から令和13年(2031)年度までを中期計画期間、令和14(2032)年度から令和17(2035)年度までを後期計画期間と位置づけます。

		R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	
佐世保市総合計画	基本構想	第 7 次計画			(仮) 第 8 次計画								
	基本計画	後期基本計画			(仮) 前期基本計画				(仮) 後期基本計画				
佐世保市教育振興基本計画					(仮) 第5期計画				(仮) 第6期計画				
佐世保市文化財保存活用 地域計画		第 1 期計画											
		前期			中期				後期				第2期

図7 上位計画との関係性

(7) 本計画の進捗管理と評価・見直し

地域計画の推進にあたっては、前期計画期間の終了時及び中期計画の終了時に、佐世保市文化財審査委員会などの第三者の視点も入れながら、それぞれ地域計画に定めたアクションプランである措置(第7章・第8章・第9章参照)の進捗状況の確認と中間評価を行います。計画期間の最終年度となる令和17(2035)年度には進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、上位計画である総合計画や教育基本計画との整合を図りつつ、多様な関係者から組織される協議会等に諮り、計画の更新を行います。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、計画内容の変更が必要になった場合には、計画内容を見直しを行います。

なお、軽微な変更の場合には、長崎県及び文化庁へ情報提供を行います。以下に掲げる場合には、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更認定を受けます。

【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

（８）本計画作成の体制・経過

①実施体制

令和 5（2023）年から令和 7（2025）年における本計画の作成にあたり、「佐世保市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）」を組織し、文化財の保存・活用に関連する施策や事業について、計画案の検討や意見聴取、文化庁及び長崎県からは適宜指導・助言を得ながら本計画の作成を進めました。

また、本計画の作成にあたり、佐世保市文化財保護条例に基づいて設置された附属機関である「佐世保市文化財審査委員会」から計画案に対する意見聴取を行いました。

表 1 佐世保市文化財審査委員会（五十音順） ※同一番号の下段は任期中途による委員変更

	委員	専門	所属	役職
1	大島 通寛	植物	ふるさと自然の会会員（～令和 6 年度）	委員
	川内野 善治	植物	ふるさと自然の会会員（令和 7 年度～）	委員
2	北島 聖美	考古学・民俗	元吉井町文化財保護審議会委員	委員
3	祖谷 敏行	建築	佐世保史談会会員、佐世保市郷土研究所郷土研究客員	委員
4	萩原 博文	考古学	元平戸市教育委員会学術専門幹	副委員長
5	初山 新二	建築	元長崎県教育庁学芸文化課課長補佐	委員
6	久村 貞男	考古学	長崎県文化財保護指導委員、佐世保市連合史跡保存会代表	委員長

表 2 佐世保市保存活用地域計画協議会（五十音順） ※同一番号の下段は任期中途による委員変更

	協議委員	専門	所属	役職
1	奥島 正興	所有者・仏教芸術	真言宗智山派岩間山 東漸寺 副住職 九州国立博物館アソシエーションフェロー	委員
2	垣田 鉄郎	郷土研究	佐世保史談会・カキタデザイン事務所 代表	委員
3	田中 尚人	土木・まちづくり	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授	会長
4	堂元 嘉一	商工振興	佐世保商工会議所 業務部次長（～令和 6 年度）	委員
	白石 光春	商工振興	佐世保商工会議所 事務局長（令和 7 年度～）	委員
5	中島 金太郎	博物館学・民俗学	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 講師 （～令和 5 年度）	委員
	小泉 優莉菜	無形文化遺産・歴史民俗資料学	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 助教 （～令和 6 年度）	委員
6	新名 信行	教育	佐世保市立大野中学校教頭・佐世保市中学校教育研究会 社会部員	委員
7	檜垣 督	離島振興	一般社団法人 宇久町観光協会 事務局長	委員
8	久村 貞男	考古学	佐世保市文化財審査委員会 委員長	副会長
9	松尾 麻美	観光振興	公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会 課長	委員
10	和田 隆	郷土研究・地域振興	吉井エコツーリズムふるさとの会 顧問	委員

オブザーバー		所属	
1	中尾篤志	課長補佐	長崎県教育庁学芸文化課 文化財専門職

事務局			
	陣内康昭	教育長	教育委員会
	大藤和浩	教育総務部長	教育委員会(～令和6年度)
	井上泰典	教育総務部長	教育委員会(令和7年度～)
	中村 中	課長	教育委員会文化財課(～令和5年度)
	武尾定義	課長	教育委員会文化財課(令和6年度～)
	小嶋健司	課長補佐	教育委員会文化財課
	松田康弘	係長	教育委員会文化財課 建築専門職
	柳田裕三	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	松尾秀昭	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	溝上隼弘	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	中原彰久	主任主事	教育委員会文化財課 文化財専門職
	高橋央輝	主事	教育委員会文化財課 文化財専門職
	石田成年	会計年度任用職員	教育委員会文化財課 会計年度任用職員(学芸員)
	鐘ヶ江 樹	会計年度任用職員	教育委員会文化財課 会計年度任用職員(学芸員)

②作成の経緯

本計画の作成経過は、以下のとおりです。

表 3 地域計画作成の経緯

年月日	内容
令和5年(2023)年8月17日	文化庁との保存活用計画の策定に向けたスケジュール及び内容確認(事前協議)
11月16日	文化財審査委員会(令和5年度第2回) 概要及び策定着手について審議
11月28日	定例教育委員会(11月定例会) 概要及び策定着手について報告
12月1日	第1回地域計画策定協議会 諮問
12月13日	市議会 報告
3月22日	文化財審査委員会(令和5年度第3回) 報告
令和6年(2024)年1月24日	第2回地域計画策定協議会
1月30日・31日	文化庁調査官 現地視察及び協議
3月18日	第3回地域計画策定協議会
10月21日	第4回地域計画策定協議会
令和7年(2025)年3月14日	第5回地域計画策定協議会
7月25日	第6回地域計画策定協議会
8月22日	文化財審査委員会(令和7年度第1回) 報告
10月17日	文化庁との協議
10月31日	第7回地域計画策定協議会
12月2日	教育委員会協議会 報告
12月17日	市議会 報告
12月25日	文化財審査委員会(令和7年度第2回) 報告
令和8年(2026)年1月27日	第8回地域計画策定協議会 答申
2月9日	教育委員会臨時会 協議
2月20日	文化財審査委員会(令和7年度第3回) 報告
2月25日	定例教育委員会(2月定例会) 議決(予定)
3月10日(予定)	市議会 報告

3 用語の定義

文化財保護法で定義する「文化財」とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型と、文化財の保存技術、埋蔵文化財等を保護の対象としています。文化財は我が国の歴史文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとされています。これらの文化財の中で、重要なものなどは、文化財保護法に基づく国の指定等によって保護されています。それに加えて、長崎県内に所在する文化財のうち、県にとって重要なものは、長崎県文化財保護条例に基づいて県の文化財に指定等され、佐世保市に所在する文化財のうち、市にとって重要なものは、佐世保市文化財保護条例に基づいて市の文化財に指定等し、保護が図られています。

本計画では、こうした法律や条例に基づき指定等された文化財などに加え、法律や条例によって指定されていない未指定文化財はもちろん、上記の類型にはあてはまらないものの、佐世保市の歴史や文化を知り、受け継いでいくうえで欠かすことができないものであると考えられるもの、また、地域の人々がこれまで大切に受け継ぎ、これからも守っていききたいと考える地域の方言・伝承などを幅広く「文化財」として捉え、適切に保存・活用するための計画とします。

なお、上記の「文化財」は周辺の景観やそれを支える人々の活動・施設産業等の「文化財を取り巻く環境」と一体となって価値を高めていると考えることができ、本計画では「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生まれる総体を「歴史文化」と定義します。

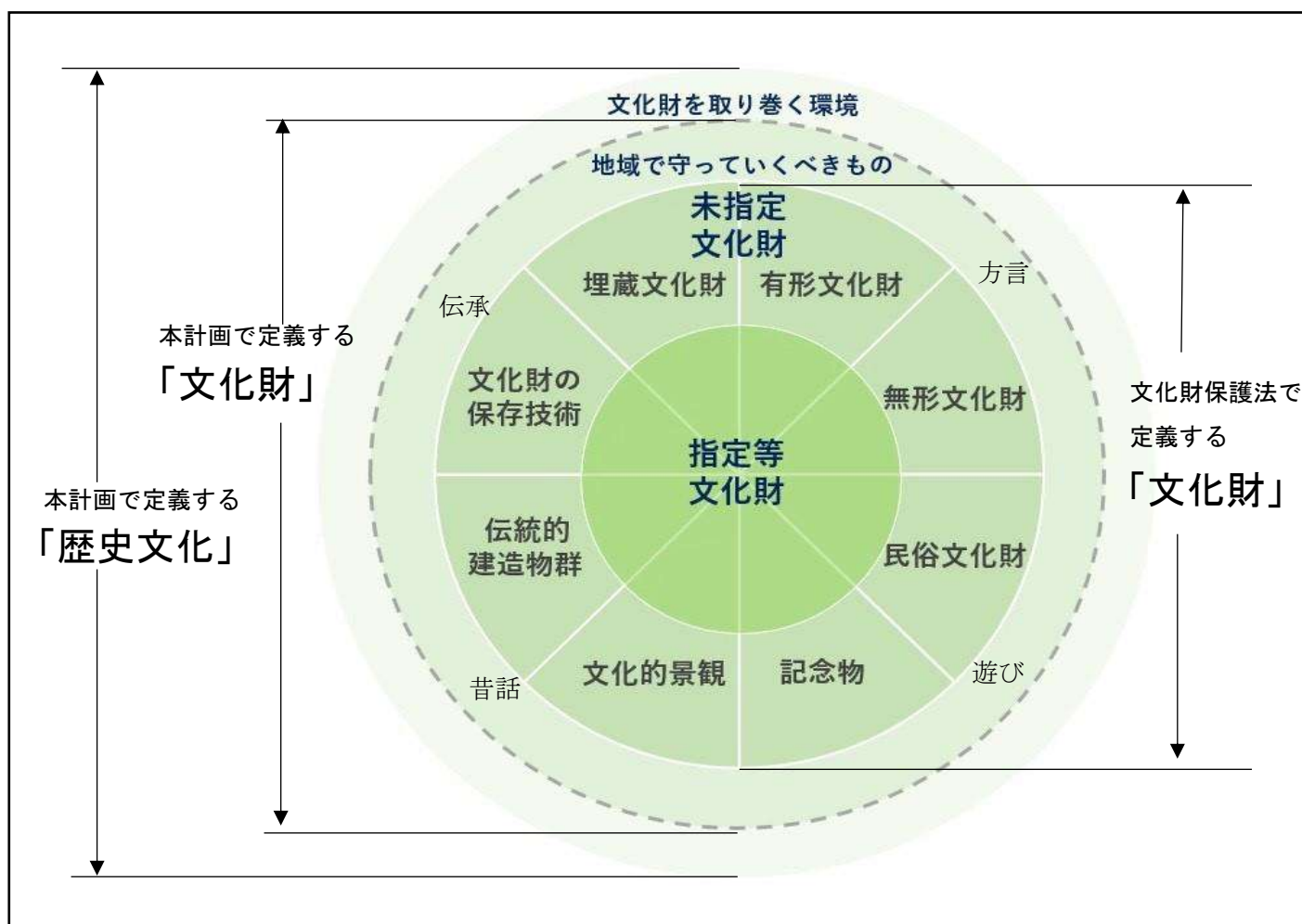


図8 本地域計画における「文化財」

第1章 佐世保市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置

長崎県は九州西北岸に位置し、主に海と島と半島によって構成されています。長崎県の北部と五島列島の最北離島に位置する佐世保市は、長崎市に次ぐ県内 2 位の人口規模です。本土部の市域は南北に長く、北は平戸市と松浦市、東は佐賀県、南は西海市、東彼杵郡川棚町、同郡波佐見町と接しています。西に面する海域には西海国立公園を含む多くの離島があります。また、五島列島の最北端に位置する宇久島・寺島（旧北松浦郡宇久町）も、平成 18（2006）年の合併により佐世保市になりました。

総面積は県全体の約 10%にあたる 426.01k㎡（令和 8 年 3 月現在）を有しています。市内では烏帽子岳（568m）や将冠岳（445m）、牧ノ岳（301m）、国見山（776m）等の山系が連なり、臨海部ではリアス海岸が形成され、各所に半島や岬が見られます。このリアス海岸が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されています。

佐世保市は市中心部から長崎市までは約 80km、福岡市まで約 100km、東京まで約 1,000km の位置にあり、西九州自動車道や JR・私鉄の出発・終着点であり、各地への定期船も出航しており、県内広域交通の要衝となっています。また、韓国釜山まで約 200 km、中国上海市まで約 800km という位置関係にあり、アジア諸都市に近接した地理条件を有しています。

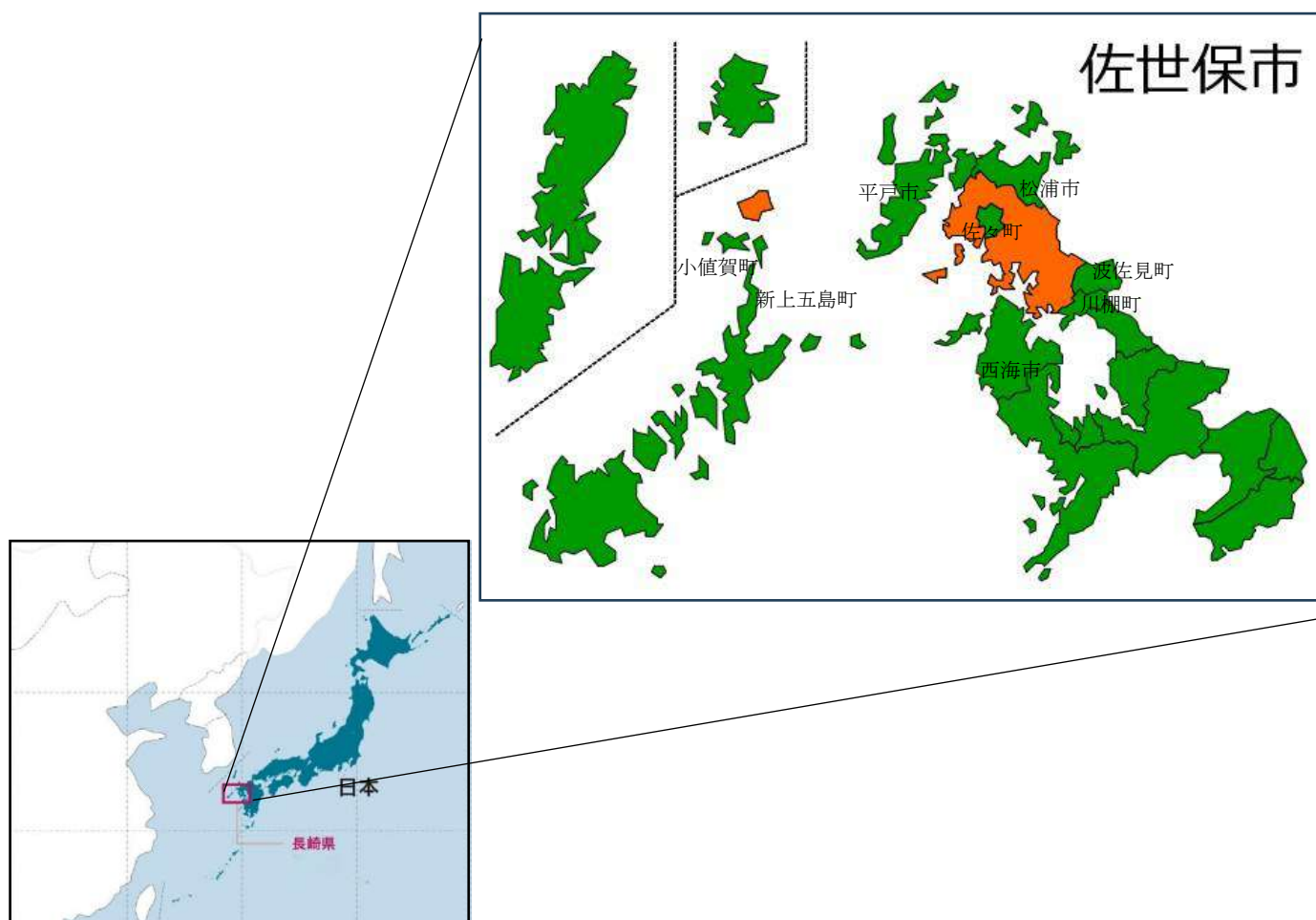


図 9 佐世保市の位置図

(2) 地理的環境

①地形

佐世保市は九州本島の北西部・北松浦半島に位置し、海に面して、市街地をすり鉢状に周囲を200～700m 級の山岳丘陵が起伏し、北は国見山脈から岐れた石盛山脈が連なり、東は国見山を主峰とする八天岳、隠居岳などからなる国見山脈がそびえています。また、西には将冠岳、弓張岳などの山脈があって佐世保と相浦とを分断し、南は深く入り込んだ佐世保湾によって海に接しています。また、これらの山々から流れる河川距離が短いために平坦地が発達せず、西向きの傾斜地にもかなりの市街地が伸びています。

佐世保湾は、港域 41 km²、港口 1km、奥行 12km の南北に長い良港であり、この立地的好条件から明治時代に佐世保鎮守府が設置されました。この佐世保湾のさらに内陸部には大村湾があり、この両湾は針尾島を挟む 2 つの水路（伊ノ浦瀬戸、早岐瀬戸）によって繋がれています。

佐世保市の海岸線は極めて出入りが多く典型的なリアス海岸で、美しい環境と豊富な海の幸に恵まれており、この海域に点在する島の数 は 208 を数え、全国でも類を見ない多島海の特色ある形状を示しています。

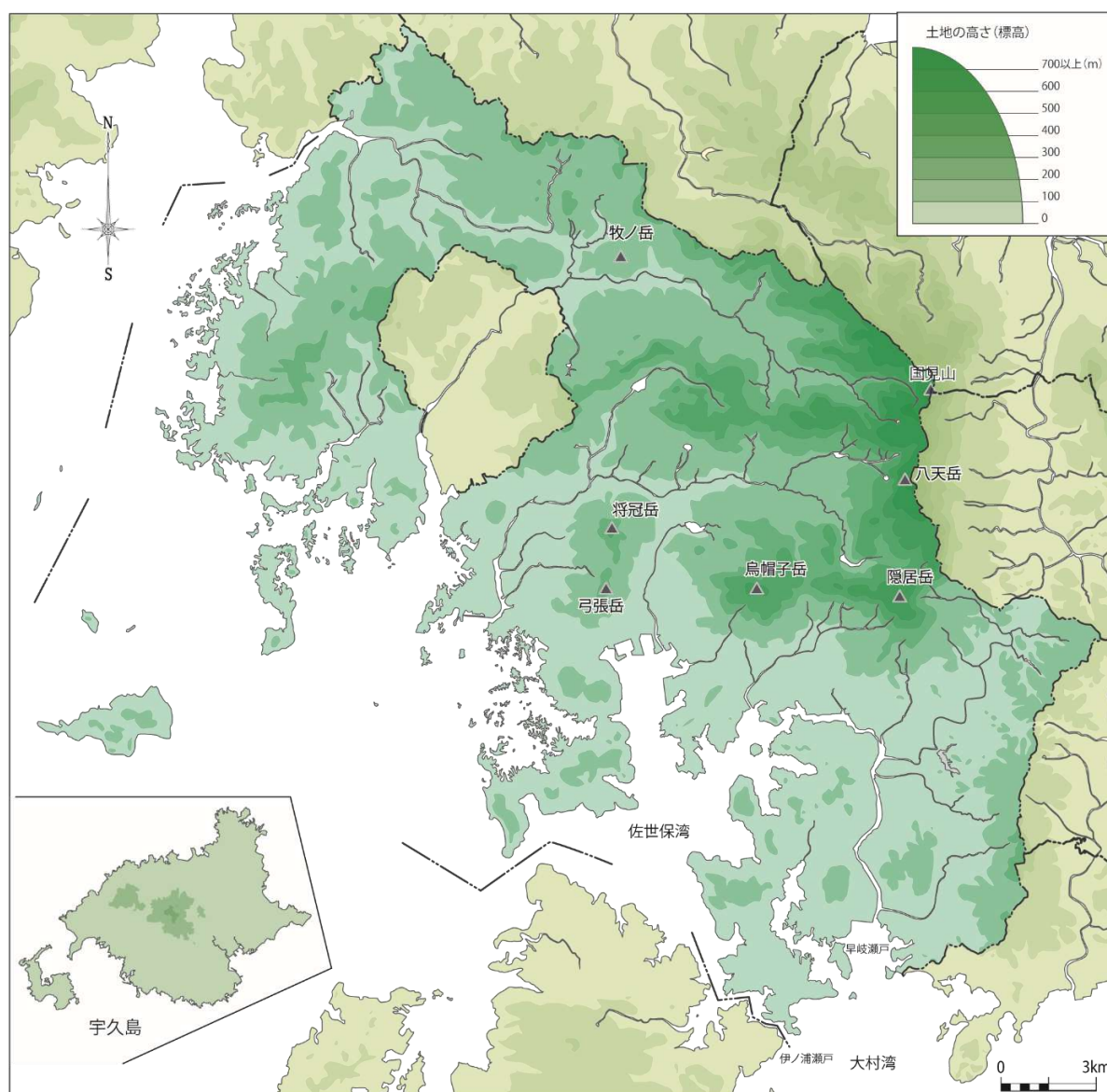


図 10 佐世保市の地形図

②地質

佐世保市が位置する北松浦半島の地質は、その下部の大部分が古第三紀・新第三紀層に属する砂岩や頁岩といった堆積岩から成り立っています。その上に火山活動による新第三紀の北松浦玄武岩の溶岩が覆い溶岩台地が形成されましたが、溶岩が降水や河川によって侵食され、複雑な起伏をもつ地形を形成しています。その後沈降により海水が侵入し、小島群と多数の溺れ谷が見られる典型的なリアス海岸をつくり、侵食されずに残った台地はメサ状地形（差別侵食によって形成されたテーブル状の台地）となっています。

また、北松浦半島の南端部に位置する針尾島周辺には、流紋岩質の岩石が分布し、古くから石器原料となる黒曜石の産地として知られるほか、一部は陶磁器生産に用いられる網代陶石の原料として採掘されるなど、佐世保市の特色ある地質資源を形成しています。

なお、北松浦半島の基盤となっている古第三紀・新第三紀層は下位より杵島層群、佐世保層群、野島層群に分類できますが、佐世保市域の大部分は佐世保層群に位置づけられています。この地層は白色砂岩を主体として、松浦三尺層、大瀬五尺層などの石炭層を多く含むことから、明治から昭和 40(1965)年まで北松浦半島各地に炭鉱が操業し、「北松炭田」または「佐世保炭田」と呼ばれていました。

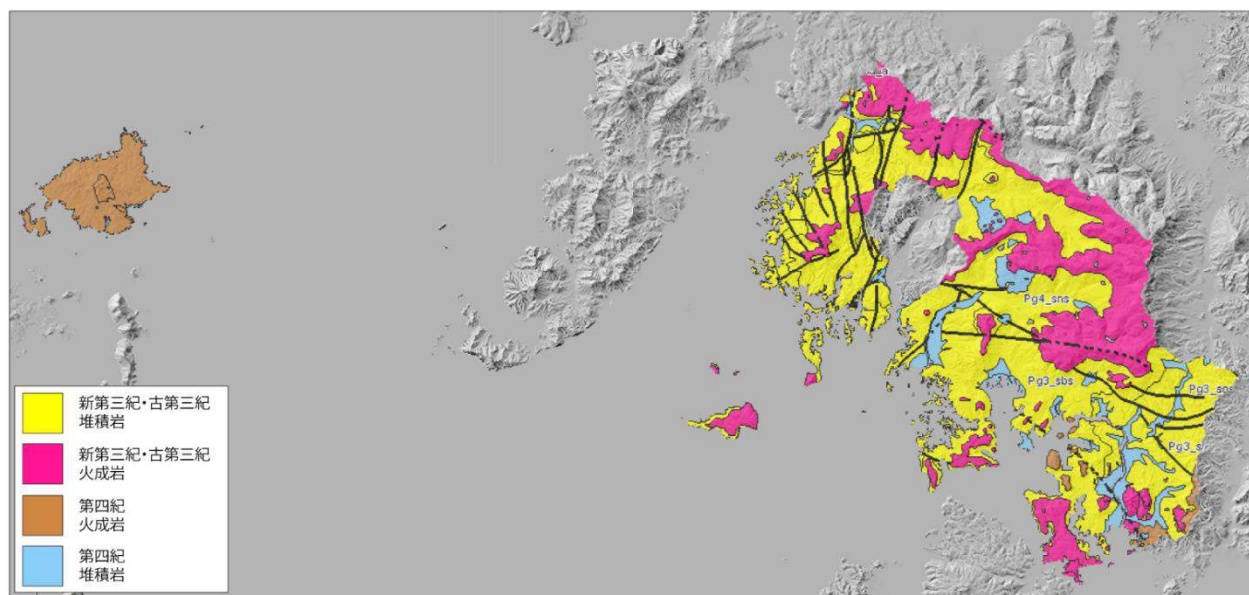


図 11 佐世保市の地質図(産総研日本シームレス地質図 v2 より)

③水系

佐世保市には国土交通大臣が指定する1級河川はなく、長崎県が管理する2級河川では、大村湾・佐世保湾へ流入する河川として宮村川、金田川、小森川、早岐川、日宇川、福石川、佐世保川があります。同じく平戸瀬戸、九十九島への流入する河川には相浦川、佐々川、小佐々川、竹田川、上矢岳川、大加瀬川、樋口川、鹿町川、江迎川があり、離島部では唯一、宇久島に江端川が指定されています。それぞれ下流域を中心とした地域には古くから人の生活が営まれてきました。特に市北部を流れる佐々川と相浦川によって形成された佐々谷、相浦谷では、段丘崖や段丘面に多くの洞窟遺跡や関連遺跡が確認されています。

そのほか、佐世保市が管理する準用河川は23河川（延長18.1km）、普通河川は738河川（450.1km）があります。

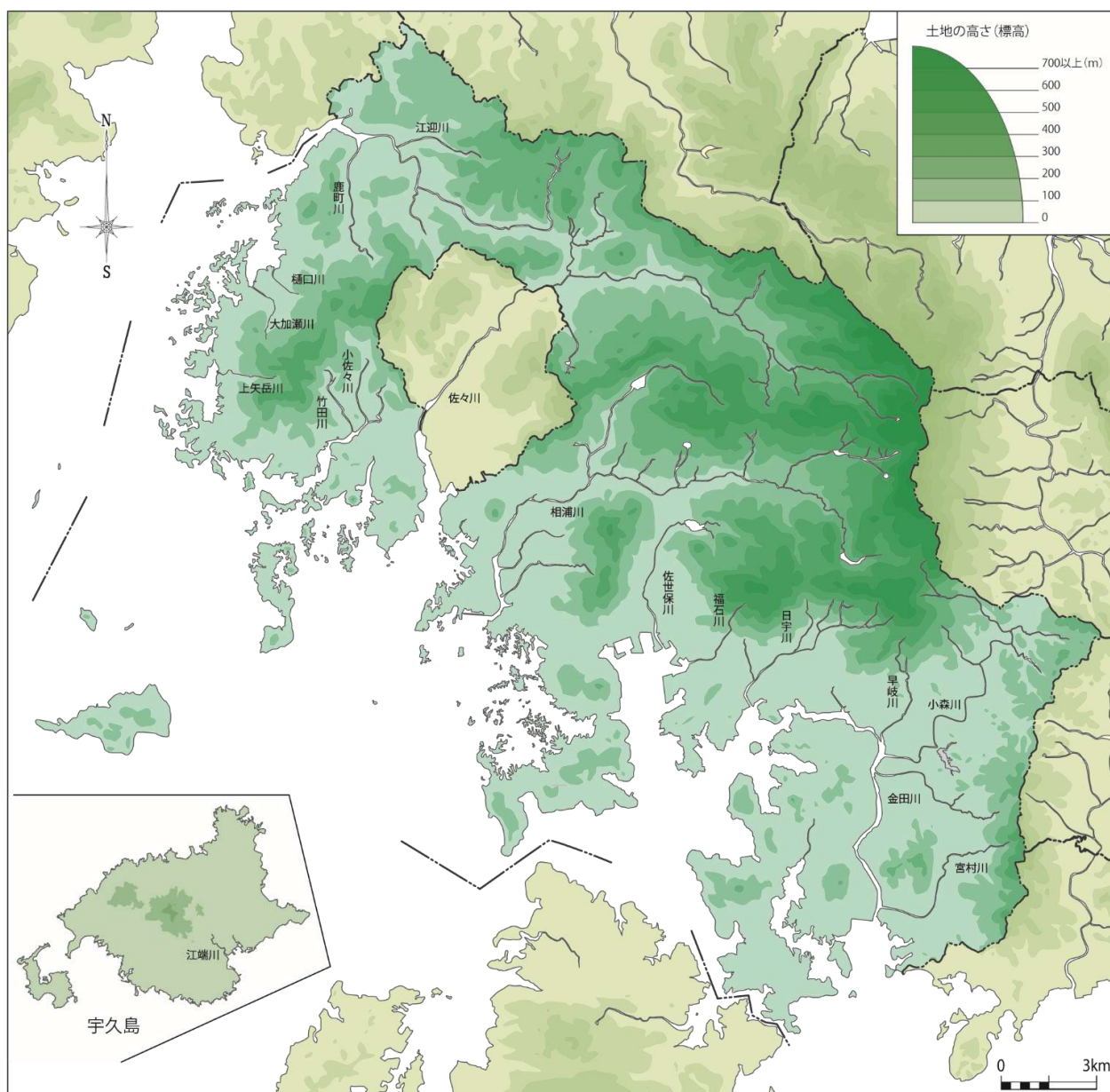


図 12 佐世保市の地質図

(3) 気候

佐世保市がある九州・沖縄地域の気候は大まかな分類ではアジアモンスーン気候区に属しており、さらに日本全体を対象とした気候分類では九州型、瀬戸内海型、南海型の3つに分類されています。このうち九州型はさらに7つの類型、すなわち日本海型気候区、瀬戸内海型気候区、西海型気候区、内陸型気候区、南海型気候区、山地型気候区、亜熱帯気候区に分類されています。佐世保市が属する長崎県はこのうち西海型気候区に該当しています。

西海型気候区の特徴は一般的に、「年平均気温が16～17℃、年降水量200mm前後、1月の平均気温は6℃以下で、冬季は暖かく、夏は比較的涼しい」とされており、佐世保市は年平均気温が17.0度、年間降水量が1949.7ミリで、国内では比較的温暖・多雨の傾向があります。また、最寒月気温に関しては若干高く、近海を流れる対馬海流の影響を受けていると考えられています。

風況については、季節風の影響を非常に受けやすく、概ね冬の北西風、夏の南東風が強い傾向があります。さらに、夏は台風の影響を受けることが多く、特に台風が対馬海峡付近を通過した場合は猛烈な南風が吹き荒れます。

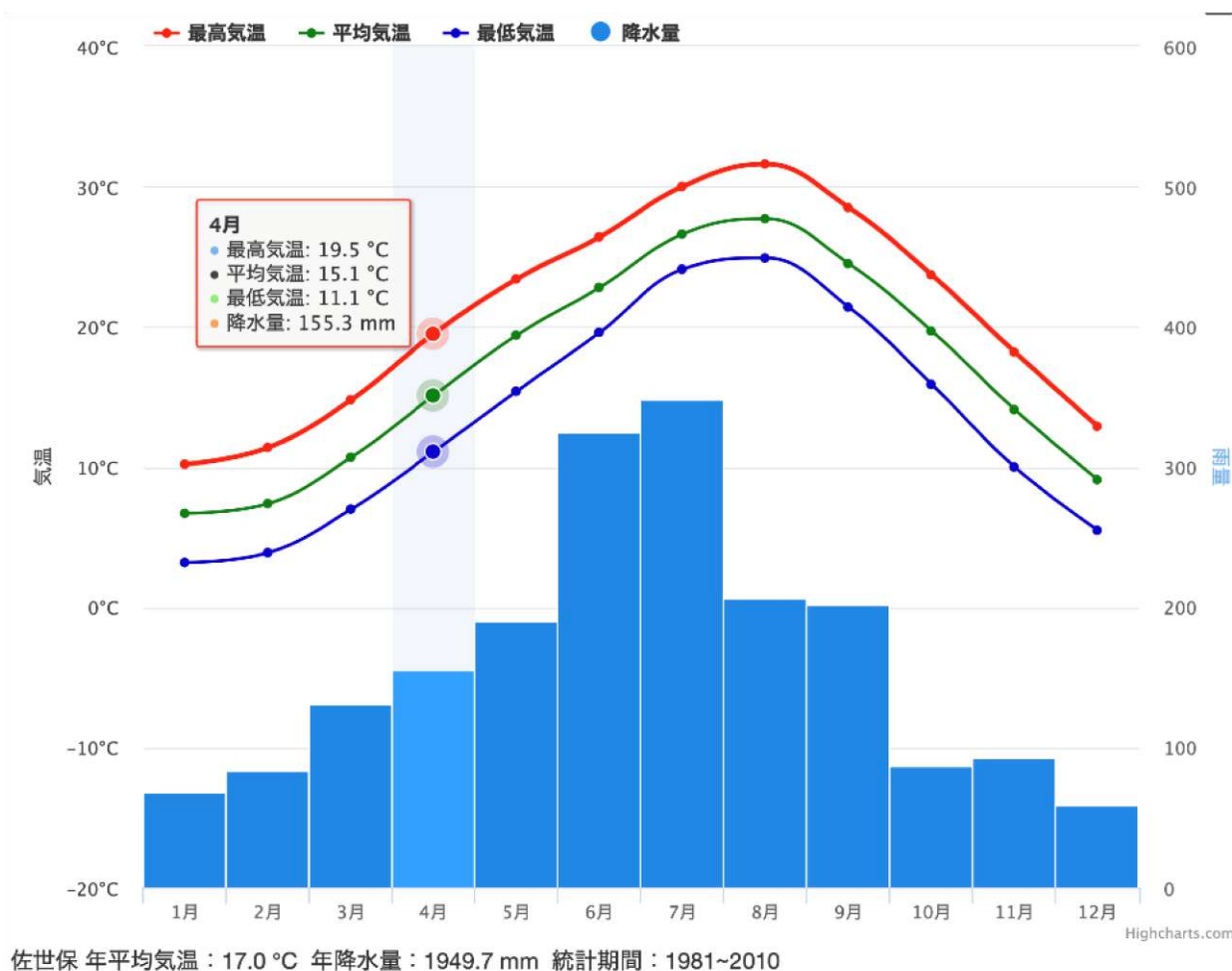


図 13 佐世保市の平均気温・降水量

(4) 植生

佐世保市は最も高い国見山でもその標高は776mであり、全て低地帯に属しており、温暖性の植物が多く見られます。さらに、冬季は暖かく、夏季は比較的涼しいという西海型気候区に位置し、かつ対馬暖流の影響を受けているために、海岸部においては南日本系や南方系の植物が多いという特徴があります。特に島しょ部は、シダ植物などの南方系植物の分布の北限とされる地域であり、アコウやサザンカが防風林として植えられてきた歴史もあることから、特有の植生景観を形成しています。

佐世保市全域の植生を見渡した状況として、標高200～300mより高いところにはスギ・ヒノキなどの人工林が分布し、それより低い丘陵地や急傾斜地にはシイ・カシなどの二次萌芽林が分布しています。極相林は極端に少なく、神社の社叢や国見山の一部に見られる程度です。そして川沿いの低地を中心に水田雑草群落が分布しているため、モザイク画を見るような植生分布となっています。

本来、佐世保市を含む九州北西部はシイ・カシ類が優勢となる照葉樹林帯であり、江戸時代から戦後にかけて薪炭として盛んに伐採が行われていましたが、電気・ガスの普及により薪炭林は放置され、原植生であるシイ・カシ類の二次萌芽林が繁茂する現存植生になったと考えられます。

さらに、1950～70年代にかけての住宅建設ラッシュに伴う官民挙げての拡大造林事業により、産地を中心にスギ・ヒノキの人工林が拡大し、現在の状況が形成されています。

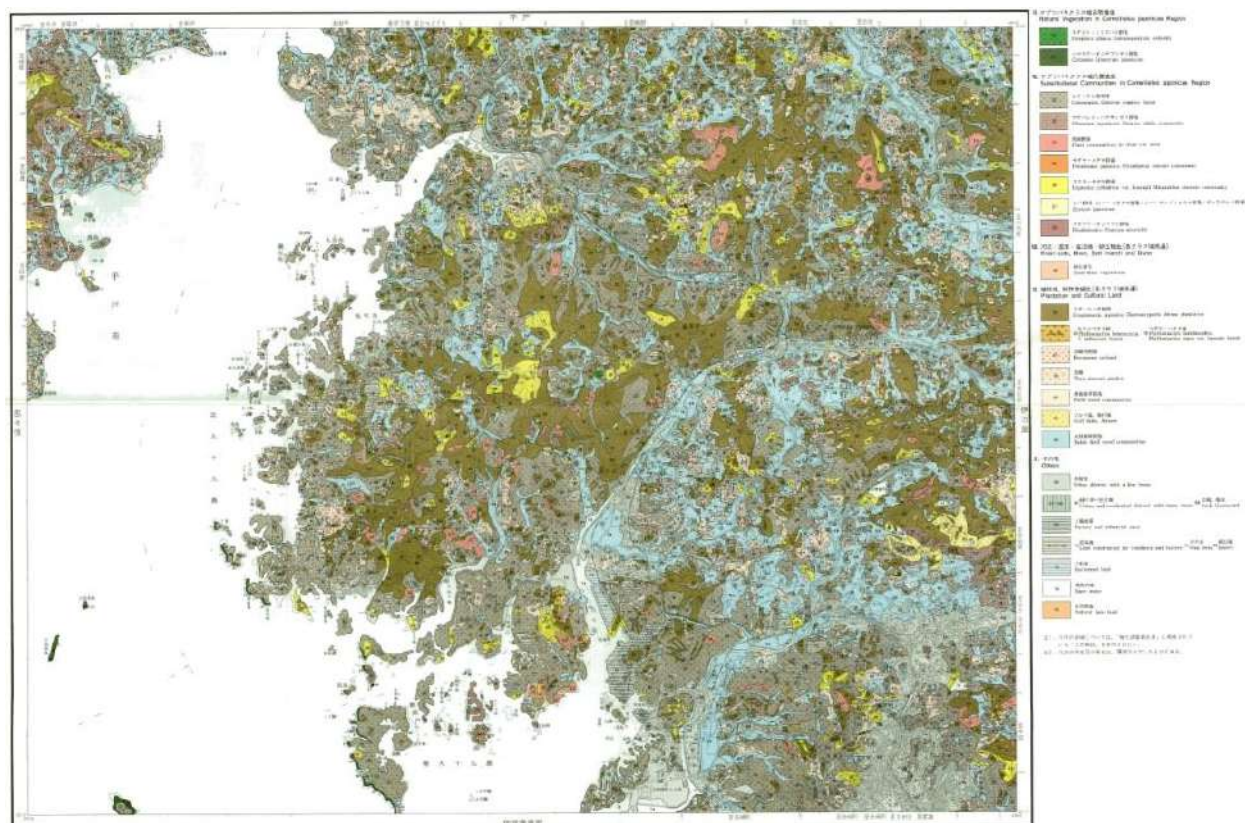


図14 佐世保市の植生図

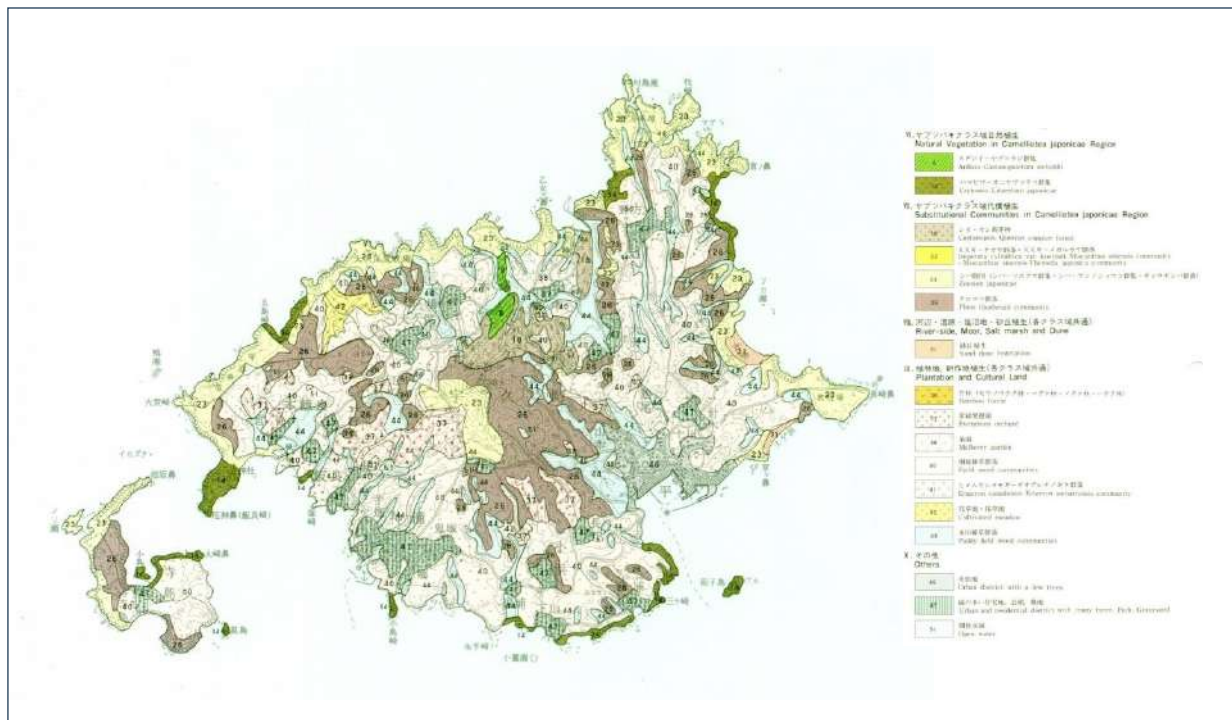


図 15 佐世保市宇久島の植生図

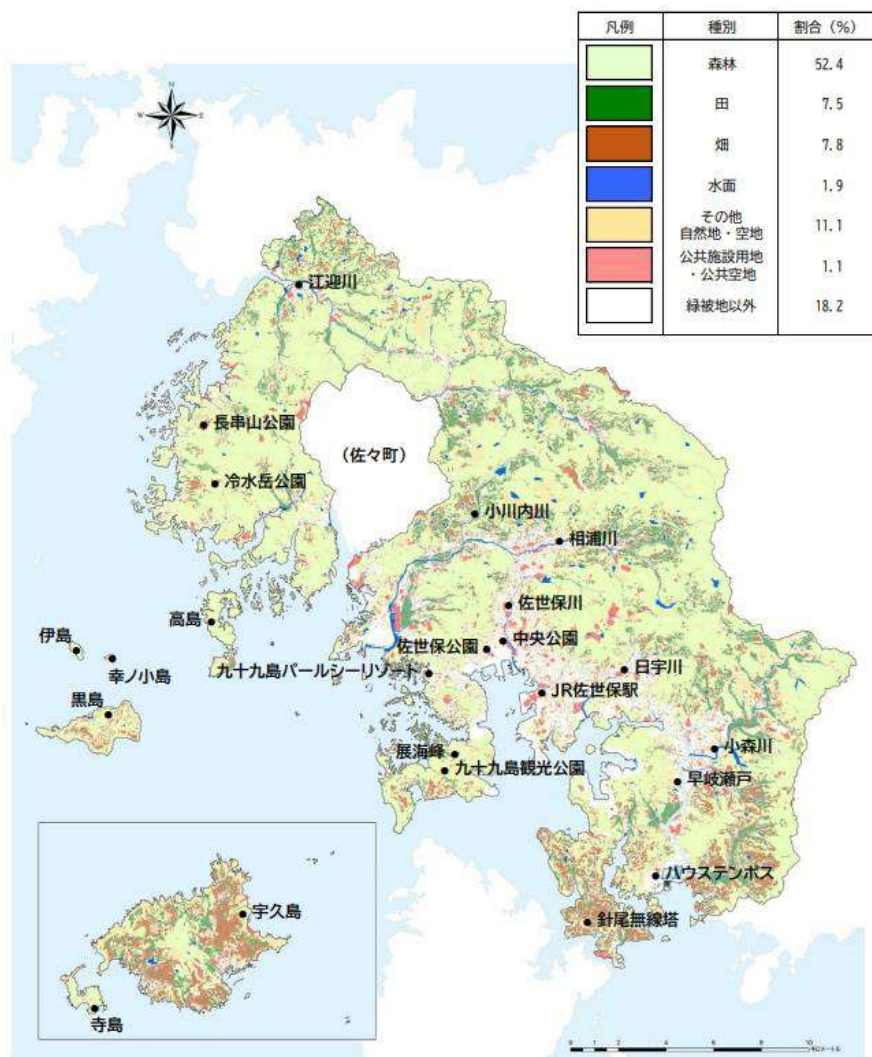


図 16 佐世保市の緑被地分布図（佐世保市緑の計画）

2 社会的環境

(1) 地域の変遷

江戸時代、平戸藩及び大村藩に位置していた佐世保市域は、明治時代、軍港を中心とした都市として発達していきます。明治 17（1884）年は 3,800 人程度だった人口が、10 年後の明治 27（1894）年には 17,000 人にふくれあがり、さらに明治 32（1899）年には 40,000 人になっています。そこで、佐世保村から明治 35（1902）年に市制が敷かれることになり、急速に発展しました。

その後、昭和初期から戦後にかけて、近隣の日宇村、佐世村、相浦町、早岐村、大野村、皆瀬村、中里村、柚木村、黒島村、折尾瀬村、江上村、崎針尾村、宮村の 1 町 11 村を編入しています。

また、平成になると自治体の広域化による行財政基盤強化を目的とする、いわゆる「平成の大合併」のなか、佐世保市も平成 17（2005）年に北松浦郡吉井町、同世知原町、平成 18（2006）年に北松浦郡小佐々町、同宇久町、平成 22（2010）年に北松浦郡江迎町、同鹿町町と合併し、現在の新しい佐世保市が誕生しました。

表 4 佐世保市域の移り変わり（概要）

年月日	変遷	人口（人）
明治 35（1902）年 4 月 1 日	佐世保市制施行	45,766
昭和 2（1927）年 4 月 1 日	日宇村、佐世村を編入	133,581
昭和 13（1938）年 4 月 1 日	相浦町を編入	190,418
昭和 17（1942）年 5 月 27 日	早岐村、大野村、皆瀬村、中里村を編入	266,269
昭和 29（1954）年 4 月 1 日	柚木村、黒島村を編入	242,376
昭和 30（1955）年 4 月 1 日	折尾瀬村、江上村、崎針尾村を編入	254,479
昭和 33（1958）年 8 月 1 日	宮村を編入	264,525
平成 17（2005）年 4 月 1 日	吉井町、世知原町を編入	248,041
平成 18（2006）年 3 月 31 日	小佐々町、宇久町を編入	259,479
平成 22（2010）年 3 月 31 日	江迎町、鹿町町を編入	261,101
令和 8 年（2026）年 2 月 1 日	現在	225,969



図 17 佐世保市域の区割り

(2) 人口動態

明治 19(1886)年に軍港と海軍鎮守府の設置が決定してから急速に人口が増加し、市制が施行された明治 35(1902)年末には 50,000 人を突破する勢いでした。その後も人口は増加の一途をたどり、終戦直前には一時的に 300,000 人を超えていました。しかし、終戦によって海軍という大きな柱を失った佐世保市からは人口の流出が続き、昭和 20(1945)年末には約 140,000 人にまで減少しています。

その後は、朝鮮戦争による特需やそれに伴う米軍基地の強化、新たに発足した海上自衛隊基地の誘致、旧海軍工廠の施設を受け継いだ造船業の活況により盛り返し、昭和 34(1959)年には 265,781 人と戦後最多となっています。それ以降、近隣町との合併による小幅な増減を繰り返して現在に至っています。佐世保市の総人口は、微減ながら約 25 万人規模で推移していましたが、国全体の人口が減少に転じた中、佐世保市も今後は急激な人口減少が見込まれています。令和 8(2026)年 2 月 1 日時点の人口は 225,969 人であり、国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年度推計によると、令和 32(2050)年には人口が 165,944 人になると予想されています。

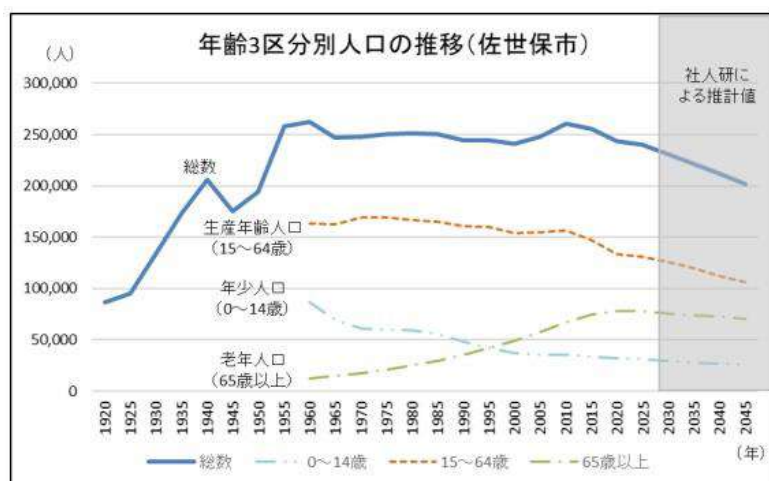


図 18 佐世保市の総人口及び年齢 3 区分別人口の推移と見通し①（出典：国勢調査・社人研推計）

また、人口の年齢構成については、令和 2 年に高齢者数がピークに達し、その後減少に転じますが、年少人口及び生産年齢人口が減少する中で高齢化率は増加し、令和 17 年には高齢化率が 33.1% となり 3 人に 1 人が高齢者となると予想されます。



図 19 佐世保市の総人口及び年齢 3 区分別人口の推移と見通し②（出典：国勢調査・社人研推計）

(3) 産業

佐世保市の就業者総数は、従来より微増減を繰り返してきていますが、最近は合併効果もあり微増している状況です。昭和 50（1975）年には 111,864 人でしたが、令和 4（2022）年は 114,159 人と、1.2%の微増であり、ほぼ横這い状況といえます。令和 4（2022）年の就業者数のうち、高齢者は 18,128 人であり、高齢化率は 15.9%です。

産業別就業者割合をみると、昭和 30 年代から一貫して第 1 次、第 2 次産業よりも第 3 次産業の就業者数が多いという特徴があります。これは谷間に立地し、優良な農地や漁港が少ない佐世保市の特徴的な傾向です。

令和 4 年度における産業別就業者の割合は、第 1 次産業では農業（2,834 人・就業者総数に占める割合 2.5%）と漁業（1,375 人・1.2%）が多くを占めていますが、全体から見ると少数となっています。

第 2 次産業では建設業（9,478 人・8.3%）と製造業（11,672 人・10.2%）が主となっています。第 3 次産業では、医療・福祉（18,611 人・16.3%）、卸売・小売業（17,790 人・15.6%）が主となっていますが、他にサービス業関係が多くを占めています。

近年の傾向としては、第 1 次、第 2 次産業とも就業者数が減少傾向にあり、第 3 次産業は増加傾向にあります。この傾向は全国的にも同様となっていますが、特に第 1 次産業の衰退が著しいこともあり、この傾向はさらに加速するものと考えられています。

なお、就業者の高齢化は今後も深刻な問題で、特に農業就業者に顕著に表れており、高齢者数は 1,654 人で高齢化率は 58.4%と半数以上が高齢者となっています。漁業就業者では高齢者数 354 人、高齢化率は 25.8%とそれほど高くはありませんが、次世代の 50～64 才が 444 人おり、今後高齢化が急速に進展すると推測されます。

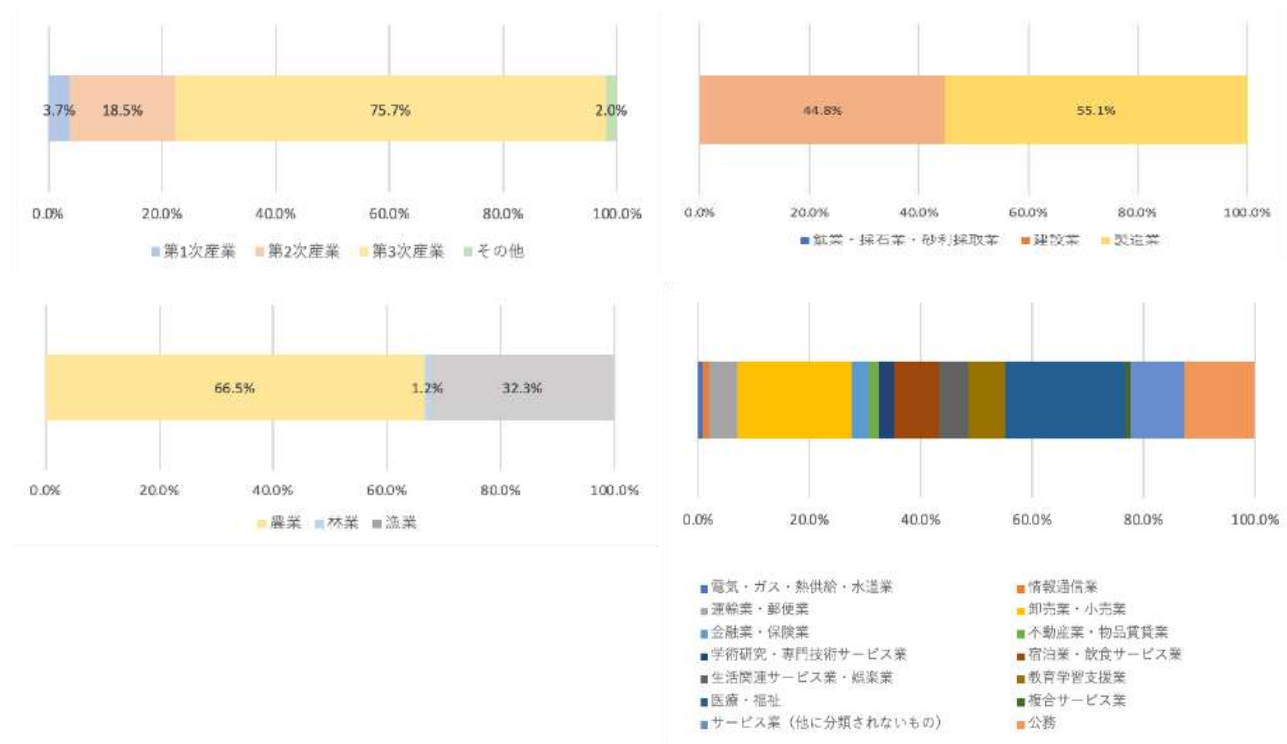


図 20 佐世保市の産業分類別従事者

①製造業と商業（卸売業・小売業）

製造業についてみると、令和元（2020）年における佐世保市の製造品出荷額は、県内では 3 位の 2,322 億円にのびます。このうち輸送用機械器具製造業や、はん用機械器具製造業といった造船関連産業は製造業全体の約 4 割を占めており、造船関連企業が佐世保市の製造業の中心となっています。ただし、製造業の構成比率が小さい上、造船業を中心にした偏在が見られ、市全体として造船業の業況に大きな影響を受けやすい傾向にあります。

一方、卸売業・小売業についてみると、平成 28（2016）年における佐世保市の商店数は 2,501 店（卸売 548 店、小売 1,953 店）、年間商品販売額は 6,916 億 5 万円にのび、長らく続いた減少傾向から転じて、増加の兆しが見えます。しかしながら、それまでの減少傾向の中では、長らく地域の商業を支えてきた小・中規模の商店の衰退があったことから、市内や周辺市町の生産地と消費地を結ぶ流通システムが大きく変化しているともいえます。

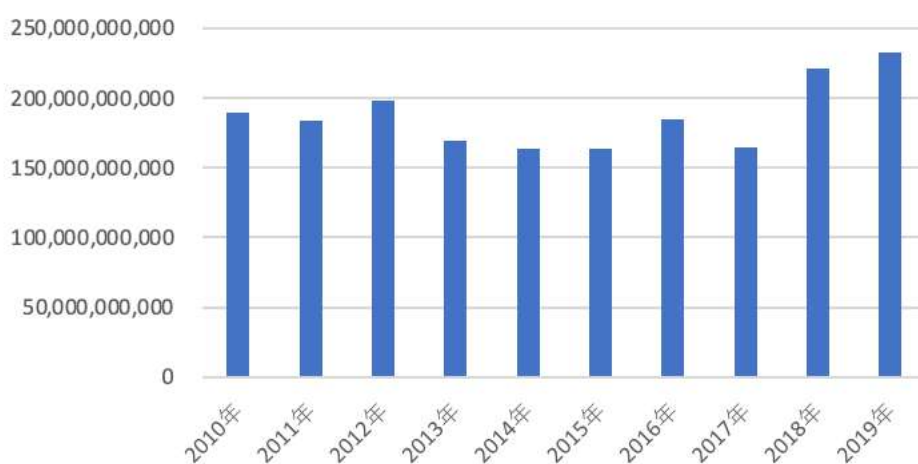


図 21 佐世保市の製造品出荷額



図 22 佐世保市の商店数と年間商品販売額

②農業

米 佐世保市水田農業は、中山間地域に広く分布しています。作付農家も多く、地域の生産基盤となっており、需要に応じた計画的生産を図りつつ消費者ニーズを考慮した低コスト、良品質米の生産とともに、低農薬米など付加価値の高い米作りを目指しています。

果樹 佐世保市の温州みかんは「西海みかん」としての評価が高く、市の南部、針尾、宮、早岐地区を中心に栽培され、全国的にも有名です。現在市場では高糖度みかんに対する需要が高くなっており、ブランド商品である「出島の華」（糖度 14 度以上）、や「味っ子」「味まる」等（糖度 13 度以上）の高糖度の温州みかんは市場でも高い評価を受け、仙台、東京方面に出荷しています。

野菜 佐世保市での野菜の栽培で比較的面積の多いものは 10 月下旬から翌年 7 月までに出荷される三川内、早岐、宮で主に栽培されている「冬春なす」があげられ、佐世保市場や関東市場へ出荷されています。また、三川内、早岐で栽培されている 12 月中旬から 4 月中旬頃まで出荷される「冬春レタス」、旧市内の横尾町、春日町、松山町等で栽培されている「近郊野菜（軟弱野菜）」と呼ばれる「ハウレンソウ」「ミツバ」「メネギ」「春菊」「パセリ」、吉井地区、江上地区で栽培されている「いちご」、中里皆瀬地区で栽培されている「施設しょうが」や「露地しょうが」、柚木地区の「トマト」「アムスメロン」などが特に有名です。最近では「アスパラガス」や「ブロッコリー」などの栽培が増加しています。現在、「西海なす」として銘柄が確立されている施設なすをはじめ、施設いちご、きゅうり、生姜、レタスなどが生産されています。

花き 佐世保市における花き類の栽培は古く、明治 35（1902）年に黒髪町で始まっています。現在の花き栽培は昭和 24（1949）年頃から本格的に開始され、昭和 55（1980）年には、宮地区の西海菊の県外出荷、昭和 57（1982）年からはカーネーションの県外出荷が始まっています。市内での主な産地は早岐、三川内、日宇、柚木、一部針尾、大野でも栽培されています。

茶 深い霧と高原の冷涼な気候にはぐくまれた世知原茶は、旧世知原町の基幹作物として位置づけられており、合併後における佐世保市の特産品として味、香り、色の 3 拍子揃った高品質のお茶として有名で、県内における高品質茶としての地位を固めています。

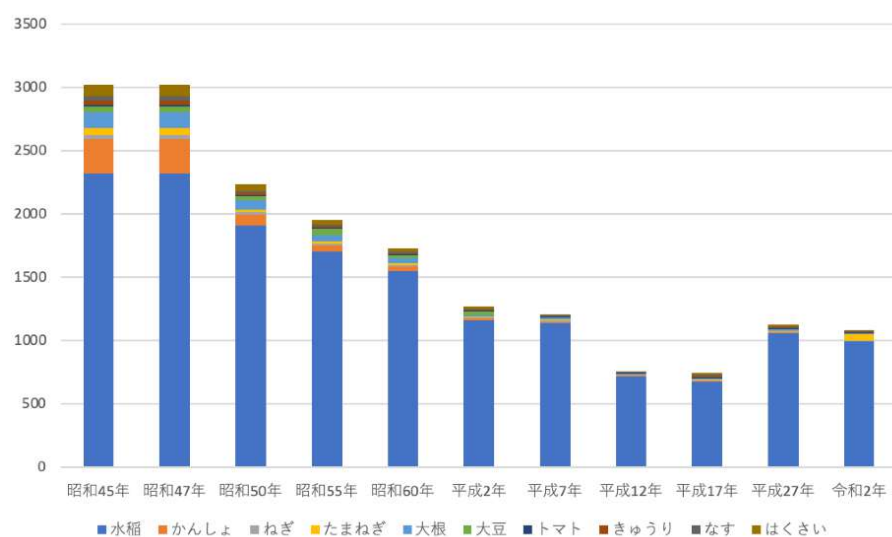


図 23 佐世保市の主要農作物種類別収穫面積 (ha)

③漁業

大村湾海域（佐世保湾を含む）

主に小型底曳き、採介藻、刺網等の漁業が営まれております。また、海域の特徴である静穏域を利用したカキ養殖も行われています。

佐世保港では「漁船の操業制限等に関する法律」によって提供水域が設定されており、漁業活動が制限されています。このため、海域の漁業者は、湾外への出漁を余儀なくされています。

また、一部の静穏域ではハマチ・マダイを中心に魚類養殖も行われています。

九十九島海域

イワシ・アジ・サバ等を対象としたまき網漁業、タイ・イサキ等を対象にした一本釣漁業、その他ゴチ網、刺網等の漁船漁業が幅広く行われています。特に小佐々地区においては、漁獲したイワシを原料にイリコの生産が盛んに行われています。

また、複雑な海岸線で形成される磯では、アワビ・ウニ・ヒジキ等の採介藻漁業が営まれ、島影等の静穏域では、ハマチ・マダイ・トラフグを中心とした魚類養殖およびカキ等の貝類養殖が盛んに行われています。

宇久海域

宇久地区では天然礁および魚礁に生息するイサキ・タイ等を対象にした一本釣、対馬暖流にのって回遊するヨコワ等を対象にした曳網漁業、沿岸域での延縄、刺網漁業など小型漁船を使用した漁船漁業が営まれています。

また、沿岸域の岩礁地帯では、アワビ・ウニ等の採介藻漁業が営まれています。近年磯焼けの影響で危機的な状況となりました。

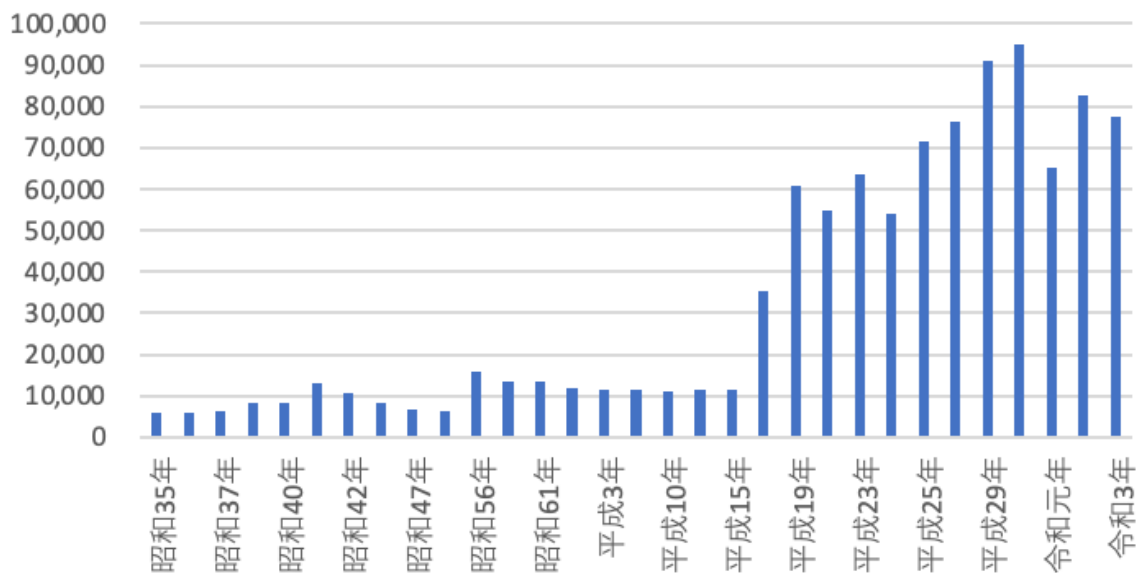


図 24 佐世保市の水揚げ数量 (t)

④観光

佐世保市と離島隣接町の小値賀町が形成する「海風の国」には、「海」を舞台とした様々な自然、歴史、文化、食、人物、技術、信仰が世界と交流しながら、島々、浦々に伝わり、根付き、そして、それぞれの地域で独自の発展を遂げ、現在、多様な魅力となって各地域で輝きをもって今に伝わっています。佐世保市では、第3次産業への就業割合が高く、佐賀県西部を含んだ広域中心商業都市としての機能を持っています。市中心部では、既存商店街及び隣接する大型商業施設により回遊性向上や滞在時間延長に向けた取り組みが進められており、近年では新たな消費取り込みのため、増加するクルーズ船観光客に対する買い物環境整備が進められています。

令和6年佐世保市観光統計によると、国際クルーズ拠点としての佐世保港浦頭岸壁が令和6（2024）年に本格的に運用開始し、佐世保港三浦岸壁と合わせて令和5（2023）年比3.6倍の72隻（令和5年比52隻増）、乗客・乗員を合わせた乗船者数は、令和5（2023）年比5.3倍の24万1千人（令和5（2023）年比19万6千人増）となり、寄港回数・乗船客数ともに前年を大きく上回りました。さらに、閑散期におけるイベント効果や北部九州総体（インターハイ）の開催などによる観光客の増加（7月令和5（2023）年比111.1%、8月令和5（2023）年比117.9%）等により、年間の観光客数（延べ数）は約519万6千人（令和5（2023）年比105.3%、約26万人増／令和元（2019）年比89.2%、約62万8千人減）となり、宿泊客数（延べ数）においては、約183万人（令和5（2023）年比101.1%、約2万人増／令和元（2019）年比99.1%、約1万6千人減）と令和元（2019）年とほぼ同水準の宿泊客数となりました。

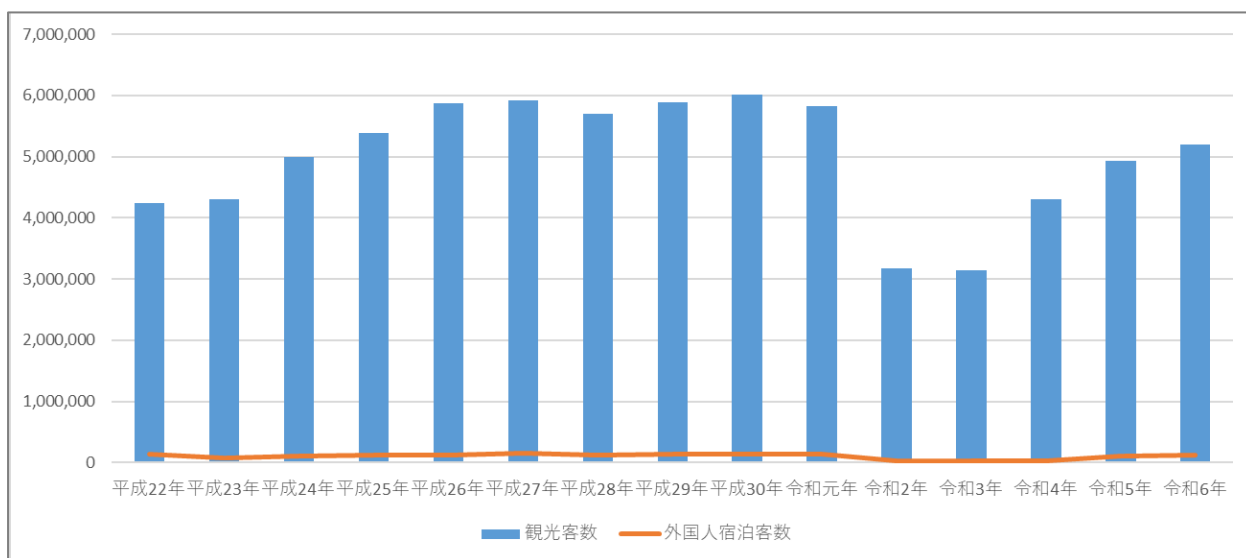


図 25 佐世保市の観光客数と外国人宿泊客数

(4) 土地利用

佐世保市の令和3（2021）年における土地利用面積の構成比は、山林が45.9%と最も高く、次いで田が14.0%、宅地が13.1%となっています。近年は田や畑、原野の割合が減少し、宅地と山林の割合が増加しています。

なお、平成22（2010）年の市町村合併により、山林の面積の割合が増加し、畑と宅地の割合が減少しています。

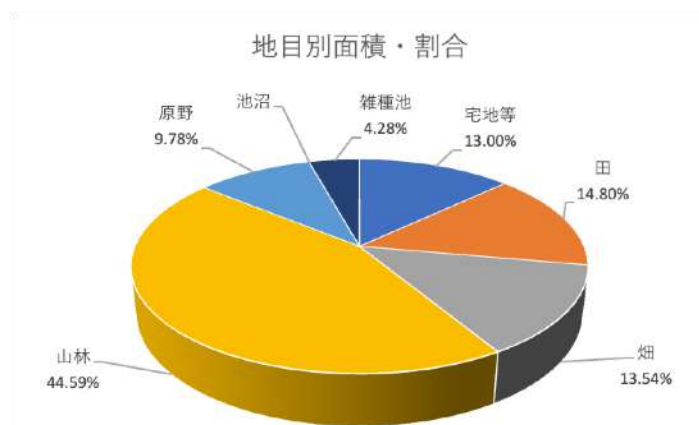


図 26 佐世保市の地目別面積・割合

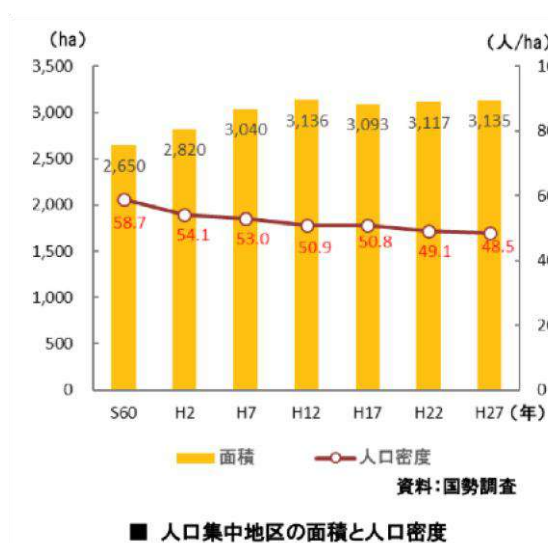


図 27 人口集中地区の面積と人口密度

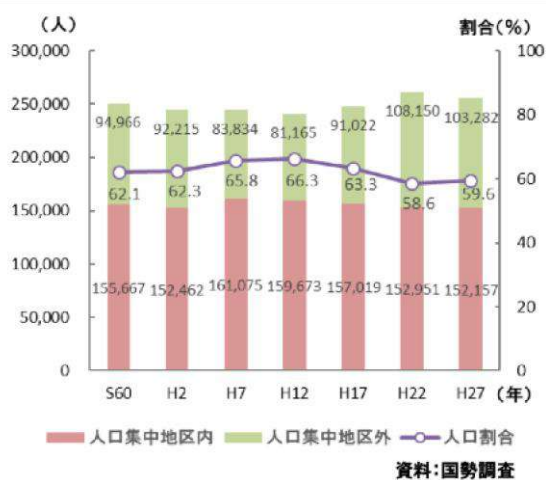


図 28 人口集中地区の人口割合

(5) 交通

佐世保駅は JR 佐世保線の終着駅であり、県北地区へは第 3 セクターの松浦鉄道により、県南地区（長崎）へは JR 大村線により連結しています。西肥バスとさせばバスにより、市内各所を繋いでいるほか、高速バスが長崎駅及び長崎空港、博多駅及び福岡空港に繋がっています。また、三浦地区の鯨瀬桟橋及び万津^{よろづ}桟橋は離島航路の発着基地になっています。

国道による隣接地域との主要アクセスは、西九州自動車道（高規格自動車専用道路）、国道 35 号、202 号、205 号、498 号、主要地方道・佐世保嬉野、佐世保日野松浦、佐世保吉井松浦の各線、一般県道・佐世保鹿町、佐世保世知原の各線により連結しています。国道 35 号、204 号は市内を南北に貫く幹線道路ですが、地形の制約から幅員が狭く、朝夕の交通混雑の一員となっています。

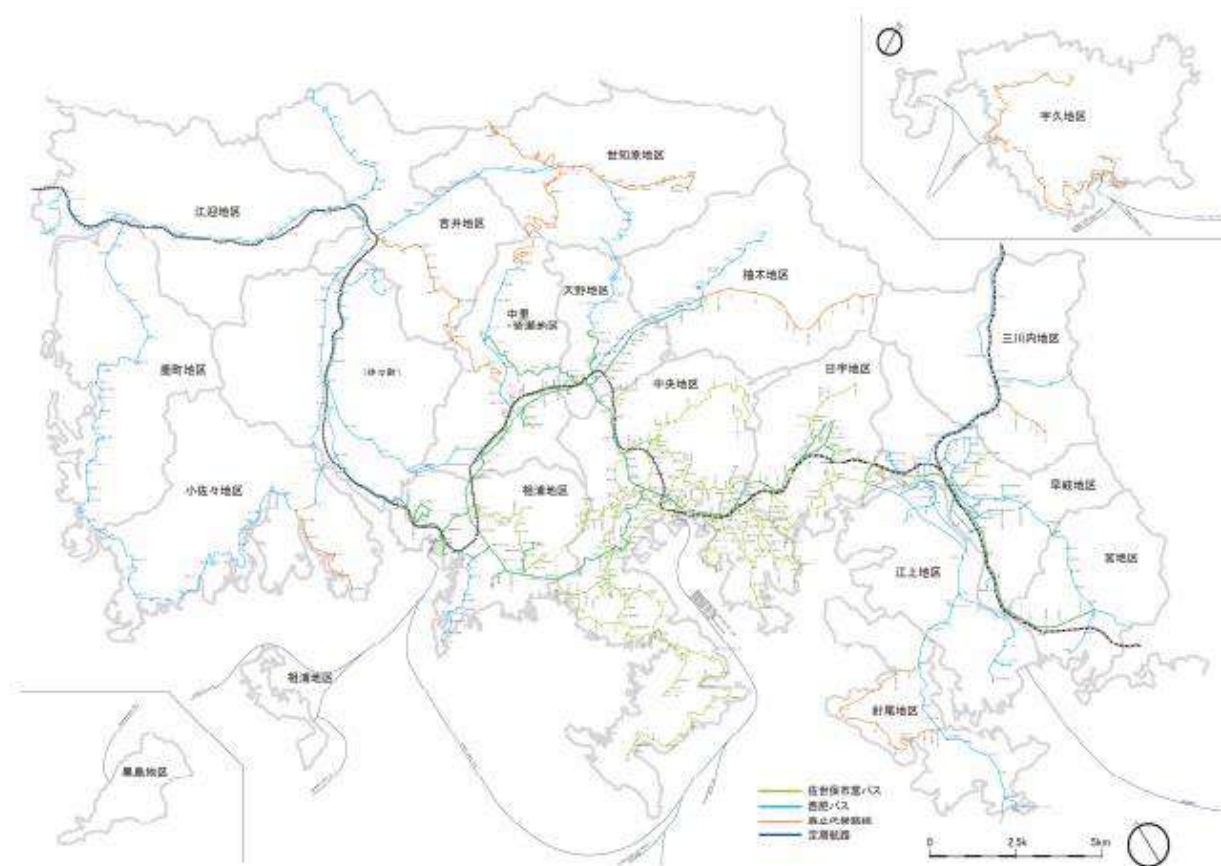


図 29 佐世保市の交通（出典：佐世保市地域公共交通計画 令和 6 年 6 月改訂）

（６）文化財に関連する施設

佐世保市街地には、登録博物館である「佐世保市博物館島瀬美術センター（愛称：しまび）」があり、佐世保市の歴史文化に関する資料の収集・保存、展示・教育、調査・研究を推進する経緯で昭和 58（1983）年に開館しましたが、現状は資料の保存・展示を中心に行っています。そのほか、佐世保市の特色の 1 つである洞窟遺跡にスポットを当て、福井洞窟を中心とした調査・展示を行っている「福井洞窟ミュージアム」が令和 3（2021）年 4 月に開館しました。このミュージアムは出土資料や高さ 6m にもおよぶ剥ぎ取り土層の実物など、ジオラマや映像を駆使して展示を行っており、体験施設としても活用されています。また、「市立図書館（本館）」においても、書跡・典籍・古文書等の資料の収集・保存とともに、調査を実施しています。

こうした施設に加えて、地域の特徴ある文化財を展示紹介する施設として、「世知原地区炭鉱資料館」、「うつわ歴史館」、「三川内焼美術館」、「海上自衛隊佐世保史料館」、「佐世保市総合教育センター・少年科学館」、「九十九島水族館」、「九十九島動物植園」、「浦頭引揚記念館」、「楠本端山旧宅」、「旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設」、「宇久島資料館」、「木場浮立資料館兼伝承所」があり、現在、市内近代化遺産のガイダンス施設として「させぼ立神近代化歴史公園」を新たに整備し、令和 8 年（2026）度の開館を目指しています。その他、「黒島天主堂」、「江迎本陣」、「コミュニティセンター（鹿町地区、小佐々地区、宮地区）」、等においても文化財展示コーナーを設けており、地元の方々が日常生活の中で学習することができる機会を提供しています。



図 30 佐世保市文化財関連施設

文化財施設概要



写真1 佐世保市博物館島瀬美術センター



写真2 福井洞窟ミュージアム



写真3 世知原地区炭鉱資料館



写真4 うつわ歴史館



写真5 宇久島資料館



写真6 木場浮立資料館兼伝承所



写真7 市立図書館



写真8 九十九島水族館

3 歴史的背景

(1) 旧石器・縄文時代

①佐世保市のはじまりと旧石器時代の暮らし

佐世保市における最初の人々が、いつから、どのような暮らしをしていたのかは、まだ明らかではありません。日本列島に人類の生活の痕跡が明確になるのが少なくとも 38,000 年前頃と考えられています。佐世保市吉井町の直谷岩陰では、最下層の炭化物から 40,000 年を超える年代値が得られ、同層で安山岩の破片を加工した石器が数点見つかっています。これが実証されれば、朝鮮半島や中国大陆を經由して人類が日本列島へ到来したルートを解明する手がかりになるかもしれません。

佐世保市域における 30,000 年前後の後期旧石器時代の状況は、玄武岩溶岩台地上の標高 400m を超える山間部に立地する遺跡と河川流域の沖積低地からやや高い 100m 前後の微高地に立地する遺跡があります。

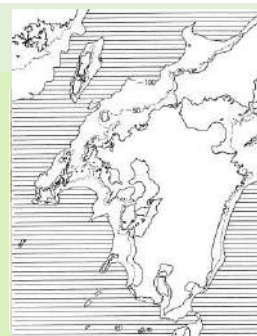
高地の遺跡では、板山遺跡、牟田原遺跡、江里峠遺跡等があり、河川の水源近くや高地のため池の周りに分布しています。これら遺跡からは、黒曜石製のナイフ形石器や台形石器、剥片尖頭器といった狩猟具の石器群がまとまって出土しています。当時は、氷河期であったため、山間部は針葉樹や落葉樹にササ類が繁茂する草原地帯であったと考えられます。水場の近くで狩猟を行っていたのかもしれません。

低地にある遺跡には、横手遺跡や上原遺跡、根引池遺跡があります。根引池遺跡は、円い黒曜石を加工したナイフ形石器が製作されていて、中にはこの円い黒曜石を穴に埋めこんだ遺構が見つかっています。ベースキャンプを転々と遊動する際にこの場所を拠点として移動を行っていたことが分かります。

そのほか、旧石器時代には、菰田洞穴、岩下洞穴、泉福寺洞窟など溶岩台地の頂部から谷への斜面途中に立地する洞窟・岩陰が遺跡として利用されています。以上のように、旧石器時代では、各時期を通じて台地上の頂部と河川流域の微高地をベースにキャンプサイトとして遊動生活をしていたことが分かります。

②旧石器時代から縄文時代へ

19,000 年前から 14,000 年前の後期旧石器時代終末期から縄文時代草創期にかけては、細石刃と呼ばれるカミソリ刃を組み合わせて使う道具が列島の各地で流行します。佐世保市域には列島を俯瞰してみても、重厚な遺跡が密にあります。その中核が、福井洞窟、泉福寺洞窟、直谷岩陰です。福井洞窟の層位的発掘調査からは、細石刃の出現から終焉までの技術の移り代わりを知ることができます。その層位的調査を泉福寺洞窟や直谷岩陰と重ね合わせることで、細石刃文化の中で土器が出現する過程、つまり、「旧石器時代の出口、縄文時代への入口」を



氷河期の海岸線



直谷岩陰



直谷岩陰出土品



根引池遺跡



国指定 福井洞窟



国指定 福井洞窟出土品

知ることが出来ます。このように、佐世保市域は、当時の最先端技術を取り込んで新たな文化へと移行していますが、一方で、他地域と比べて細石刃が土器出現後も利用され続けるといった独自の文化圏を作り出しています。

これは、遊動生活から定住化へと新たな生活スタイルに向かう中で、洞窟の利用といった地域性が顕在化しているとも考えられています。

③縄文時代の佐世保—西海の縄文文化—

11,600 年以降には、地球全体が温暖化に向かい環境が大きく変化します。10,000 年前の縄文時代早期では、拠点となる遺跡と狩猟キャンプのような衛星的な遺跡が一定の距離に分布しています。岩下洞穴では、埋葬人骨が 27 体も発見されていて、その周辺では木の実などの加工具に使われる台石や石皿もみられます。埋葬や移動に不向きな台石などは定住化を示す大きな要素で、岩下洞穴は拠点遺跡といえます。

6,000 年前の縄文時代前期になると、海岸部に遺跡が分布し貝塚を形成するなど海洋性の特性が強まります。この時期、相浦川流域では、山間の岩下洞穴から河口近くの下本山岩陰に拠点が移動します。下本山岩陰の前面にある門前遺跡では、銚などの漁撈具などのほか、解体加工具が多く見つかっていて海洋的な集団の存在が考えられます。相浦川流域では 2 km 圏内に遺跡が分布しており、移動領域も明確になっています。岩下洞穴からは、鯛の骨が見つかっており、恐らく下本山岩陰の人々を伝っての交易も想像されます。

4,000 年前の縄文時代後期では、再び洞窟利用が活発化していきます。岩谷口第 1・第 2 岩陰遺跡では、腰岳産黒曜石による狩猟具が大量に見ついています。当時は、一時期寒冷な気候になっているため、シカ猟などの狩猟活動が活発化したのかもしれません。

（2）弥生時代・古墳時代

①弥生時代の始まりと海の道からの大陸文化や技術の導入

佐世保市における弥生時代の状況は、弥生時代前期から後期までの遺跡が確認されています。

弥生時代前期の遺跡は、高島にある宮の本遺跡、鹿町町にある大野台支石墓群、相浦川流域に位置する相浦地区の四反田遺跡等で確認されています。特に大野台支石墓群で確認されている墓の形式は中国大陸や朝鮮半島の墓の形式であったことから、大陸文化の一つである埋葬方法が文化として海を渡って、佐世保に伝播していることが判明しています。

宮の本遺跡で出土した人骨は、西北九州系弥生人と称され、縄文系弥生人との混血によることが形質学的にも DNA を用いた理化学分析でも実証されています。高島は離島で営農場所が少ないにもかかわらず、農耕の痕跡とされる「石包丁」が発見されており、陸稲やアワ、ヒエ



国指定 泉福寺洞窟



国指定 豆粒紋土器



県指定 岩下洞穴



出土人骨（岩下洞穴）



国指定 大野台支石墓群

などの雑穀を栽培するなどの農耕を行っていたことが考えられます。また、墓の副葬品などから沖縄付近の海でしか採れないイモガイ製の貝輪をつけた女性人骨が出土しており、同様のイモガイ製の貝輪は北海道でも類似例が知られています。当時においても、沖縄から北海道まで日本列島を縦断した海の道があったことが想定され、その海の道に佐世保の海域が含まれていました。

四反田遺跡は、相浦川的作用により平地が作られ、水田に適した土地であったことから、集落が形成され、東西 80m、南北 50m の楕円形に並ぶ竪穴住居や住居列の内側には貯蔵穴、掘立柱建物が形成され、その外側には石棺墓等の墓域が発見されています。このように佐世保で発見された水田や住居、墓の形式や出土品から、大陸の文化や技術が伝播し、それらを享受していたことをうかがい知ることができます。

②多様化する弥生時代の生業

弥生時代中期の遺跡は、前期に引き続き四反田遺跡や萩坂町中村遺跡などで確認できます。相浦川流域では、川の氾濫が発生し、高い位置に集落を移動したと考えられています。今までの生活区域が川の流路の変化などで移動を余儀なくされることもありました。

弥生時代後期の遺跡は、相浦川流域の門前遺跡や下本山岩陰などで確認できます。門前遺跡は、相浦側流域で拠点的な遺跡になります。建物の柱の跡や中央に炉の跡が残る住居跡、墓が集中する墓域が見つかり、墓からは鉄剣・刀子・ガラス玉などの副葬品が出土し、この周辺を治めていた身分が高い人の墓と考えられています。生活の痕跡を示す鋤や鍬などの木製の農具も多く出土しています。門前遺跡に対し下本山岩陰には、生活の跡は無く、墓地として使われていました。針尾島高畑遺跡においては、中国大陸から伝来した石器で木材加工に使われる扁平片刃石斧が出土しました。低地での米作りを行う時代であったにもかかわらず、高地で畑作そして狩猟を行って生活していたと考えられます。

③古墳が築かれた佐世保

佐世保市における古墳時代の状況は、古墳の発見例自体は少ないですが、一部で出土した副葬品の状態がよく残されており、5世紀前半に築造された県指定史跡鬼塚古墳などが代表的な古墳となっています。この鬼塚古墳の円墳は肥後一帯の古墳の形式に類似しており、海の道による肥後一帯と佐世保の文化の交流があったことを裏付けるものとなっています。他には岬の先端付近に築造された早岐瀬戸に近い三島古墳、江上浦の岬の松ヶ崎古墳、宮地区にある盛土の滅失した円墳で石室を持つテボ神古墳等が挙げられます。古墳の立地箇所としては、岬の先端などを利用しており、あえてほかの人に見えるように築造されたのかもしれませんが。



住居跡（四反田遺跡）



水田跡（四反田遺跡）



宮の本遺跡



石棺墓（宮の本遺跡）



イモガイ製腕輪（宮の本遺跡）



門前遺跡



出土遺物（門前遺跡）

最西端の遺跡の古田遺跡では、須恵器や土師器、埋葬人骨が発見されています。砂丘部分に遺跡が形成されているため漁労中心であったと考えられます。人骨は、砂丘に土坑を掘って埋葬していることから、他とは異なるものであると考えられます。佐世保市では古墳時代の遺跡の発見例は少ないですが、古墳時代における活動の痕跡を見出すことができます。

（３）奈良・平安時代

①佐世保に住む人々と文字資料の残存

奈良時代は佐世保市の歴史の中で最もわかっていない時期でしたが、近年の発掘調査により断片的に分かり始めています。発掘調査でもこの時期の遺物は出土することはあるものの、住居跡など集落を窺わせる遺跡は見つかっていません。ただし、8世紀前半～中葉に編纂されたと考えられている『肥前國風土記』には、わずかでありますが当時の佐世保周辺のことが記載されています。『肥前國風土記』では、潮の干満により滝のように音を立てて流れる「速来門」の様が描写され、この速来が訛って現在の「早岐」となったとされています。この「^{はやきのと}速来門」は、江戸時代に平戸藩主によって編纂・刊行された『平戸領地方八奇勝図』において、「^{しおのめ}潮之目」として紹介され、現在に至るまで地域のシンボルとしてあり続けています。また、『肥前國風土記』には当該地域には中央勢力に対抗する「土蜘蛛」と呼ばれる土着民がいたとされ、その長は「^{はやきつひめ}速来津姫」であったと記されています。奈良時代・平安時代を通じて市南部の早岐とともに栄えていたと考えられる地域は相浦周辺と考えられています。この2つの地域は弥生時代以降の重層的な遺跡が多く発見されており、市内では数少ない広域流域を母体とした平野が展開する地域で、その平野と河口から海域を生業とする人々が多くいたことが想像できます。そのことを示すように、相浦川流域で発掘調査が行われた門前遺跡をはじめとする複数の遺跡では、北部九州、山陽、畿内、東海から搬入された土器（生活道具）のほか、中国・朝鮮半島との膨大な貿易陶磁器が出土しています。当時の彼杵郡の北端にあたるこの地域は、海外との貿易の玄関口として様々な文物を受ける重要な要衝地であり、それらを管理管轄するための中央集権の地方機能が設置されていた可能性が指摘されています。近隣諸外国との貿易ではその玄関口となり、また国内流通網の開始・終着点として多くの人々が集う場所であったと考えられます。当該時期の各集落内における人の動静を物語る古文書類は、残念ながら発見されていません。



県指定 鬼塚古墳



肥前國風土記



国指定 潮之目（速来門）



三島山経塚



市指定 三島山経塚出土品

②平安時代の祈り

平安時代末期になると、全国的な動乱や飢饉の頻発により「末法思想」が広がり、都から遠く離れたこの地域までその思想が伝わってきたこともわかっています。将来の仏教復活を信じ造営された経塚には経典が納められており、現在までに三島山経塚のほか、飯盛山（相浦町）、針尾島（針尾北町）で経典を納めた滑石製経筒が発見されています。特に三島山経塚では、経典とともに銅鏡や貿易陶磁器も納められており、地域の有力者が願主となり地域の平和を願っていたと推測されています。



明星ヶ鼻経塚

（４）鎌倉・室町時代

①松浦党の出現

この時期の集落遺跡は極めて限定的で、詳細の把握には至っていません。しかしながら、当該地域を領有した「宗家松浦氏」と「平戸松浦氏」が築城した山城等（約 50 ヶ所）と、それらに関する文献資料から概観を捉えることができます。

特に 15 世紀に玄界灘沿岸から佐世保市相浦谷に本拠地を移した宗家松浦氏は、東アジアで活動した松浦党の中心的存在と知られ、山城等の発掘調査による出土品からは国内外の広域的な文物を受け入れていたことがわかってきています。

②宗家松浦氏の時期

古代から 13 世紀頃までは在地領主の「相神浦氏」がおり、15 世紀頃までには宗家松浦氏の本拠地となっていますが、その詳しい時期や経緯はわかりません。宗家松浦氏は武辺城（中里町）を本拠地として五島や壱岐の一部まで領有する一大勢力であり、そのことを示すように長崎県北部で最大の規模を誇っています。文献資料でも朝鮮半島と貿易を行っていた記録もあるように、発掘調査では中国産・朝鮮産の膨大な陶磁器が出土しています。しかし、文書によると勢力を拡大しようとする平戸松浦氏とは度々衝突し、大智庵城（瀬戸越町）へと本拠地を移したのち、遂には平戸松浦氏に領地を奪われることとなります。その後、宗家松浦氏は一時的に領地回復を果たし飯盛城（相浦町）の築城により平和な時期を迎えますが、最終的には敗戦し平戸松浦氏の支配下に入ることで決着しました。

そのほか、松浦一族の「志佐氏」の居城である直谷城（吉井町直谷）は、断崖丘陵の地形を生かし土塁・空堀・堅堀などを併せ持った城で、長崎県指定文化財（史跡）に指定されており、長い期間、平戸松浦氏との戦いで敗れて廃城となりますが、城の一部には城主の幼娘を逃がそうとした「姫落とし」と呼ばれる高い崖も見ることができます。



松浦党一揆許諾状



武辺城跡出土品



県指定 直谷城跡



井手平城跡



広田城跡

③平戸松浦氏の時期

現在の佐世保市の大部分を平戸松浦氏が領有した時代、近隣の大村氏や龍造寺氏等との勢力抗争が頻発し、特にその境界線に近い佐世保市南部に山城が集中します。戦国大名に成長した松浦鎮信は、大村領主でキリシタン大名の大村純忠と井手平城（新替町）、広田城（広田町）での戦い繰り広げています。井手平城での戦いでは夜打ちにより約 300 名が戦死しましたが、次の広田城の戦いでは平戸からの援軍により大村氏を退け、舢ノ峰峠の会談で領地を確定し江戸時代を迎えます。

そのほか、広田城の戦いに参戦した針尾伊賀守が築城した針尾城（針尾中町）は、ポルトガル宣教師ルイス・フロイスが著した「日本史」にも登場しています、発掘調査では、16 世紀の貿易陶磁器（中国産・東南アジア産）が主体となって出土し、国内での出土事例がほとんどない稀少な遺物の出土も含まれています。このことは、針尾城の立地状況から海上交通に深く関与し、交易によってもたらされたと考えられています。

（5）江戸時代

①平戸藩の成立と平戸往還・浦の整備、新田開発

戦国時代が終わり江戸時代になると、平戸松浦氏の領地は平戸松浦藩として安堵されます。領内の道である平戸往還（平戸田平～彼杵）や浦が整備され、社会基盤が形作られ、活発な人々の流れが生み出されるようになります。また、往還沿いに等間隔に本陣が設置され、江迎にある江迎本陣には藩主に関する文化財が数多く残されています。また、当地では酒造りが江戸時代から行われており、酒造りに関係する建物が現在も残されています。

江戸時代に描かれた平戸藩の絵図には海路が津々浦々に張り巡らされ、平地の少ない佐世保では海の道が重要となっていました。海岸線が長い佐世保では漁業も盛んに行われ、浅瀬にあった早岐や相浦は、港と往還を持った商業地として文物交流の中核となり栄えました。平地の少なかった佐世保では、17 世紀中頃には相浦地区、早岐地区において、平戸藩が主導した浅瀬の海辺に対する大規模な新田開発を行い、平地の拡大による米の増産が図られました。17 世紀後半より町人請負による新田開発が各地の浦々で進み、相浦地区の大潟新田では大規模な開発が行われ、江戸時代に作られた平地は現在も大切に利用されています。また、山間部では棚田が作ら、農地の拡大するための土地の有効利用を求めています。

②陶磁器産業（三川内焼）の発達

三川内焼は 16 世紀末の豊臣秀吉による朝鮮出兵（文禄・慶長の役）により、日本各地に移動した朝鮮人陶工が起源の一つとされ、肥前各所に窯場が開かれました。その後、三川内地区の葎之本窯においても連



針尾城跡



平戸往還



県指定 江迎本陣



絵図（海図）



大潟新田水門と堤防



県指定 葎之本窯跡

房式登り窯が築かれ、陶器を製造するようになり、三川内地区の長葉山窯でも陶器が製造され、磁器の原料となる陶石が藩内で発見されると磁器も作られるようになります。その後、三川内皿山の一部の陶工は平戸藩から扶持米をもらい、御用窯の体制が藩より作られ、藩は將軍家や皇室へ陶磁器を献上するようになります。三川内地区では三つの皿山が形成され、陶磁器の生産が盛んになり、藩の産業として重要視され、磁器の技術水準が飛躍的にあがり、精巧緻密な磁器製作技術が生み出されるに至りました。幕末には海外にも三川内焼は輸出され、現在もその名は「Hirado」の名前で海外各地の美術館に収蔵されています。また、三川内焼に関する技術は三川内地区の陶工に受け継がれて現在に至り、焼き物に関する窯跡や景観も山奥の集落に残されています。

③歴代の平戸藩主が残したもの

平戸松浦氏が藩主を務める平戸藩ですが、代々の藩主は文化的な素養もあり、現在も数多くの文化財を現在に残しています。平戸往還沿いの奇岩名所を取りまとめた「平戸八奇勝図」、「江迎本陣の螺鈿細工「枕水舎」」、「松浦静山・観中自筆の屏風二双」、「平戸藩西口松浦家文書」、「龍瑞庵木彫り地藏厨子」などがあり、当時の平戸藩主の文化への造詣の深さや文化を後世に残すことの大切さなどを伺い知ることができ、文化財の保存と活用の先駆的な取り組みであったことを知ることができます。

④佐世保の祭り、祭礼

神社では平戸神楽や宇久神楽が奉納され、北部の山間部ではシトギを用いた12月頃に実施される収穫儀礼として、吉井のシシウチ行事やお蔵入れ等が現在も執り行われています。また、西有田町から伝播されたと伝わる雨ごいや五穀豊穡を願った浮立が「木場浮立」や「長坂浮立」などとして、現在も各地に残されています。また、佐世保のヤモード祭り、水かけ地藏祭りなども毎年開催されています。各地の主要な神社は神聖な土地として、社や社叢を大切に保護しており、固有の樹木や植物などが神社の社叢として保存されています。

⑤黒島の文化

もともと平戸藩の牧場地であった黒島は、のちにキリシタンと御影石で知られるようになります。19世紀後半頃から他領からの住民の移住が藩から許可されるようになると、佐賀・大村領より住民の移住が頻繁に行われるようになりました。移住者にはキリスト教信者も多くいたと言われており、潜伏キリシタンと現地民による黒島の生活様式が形成され、離島という地理的に制限がある中で、土地の有効利用による黒島の文化的な景観として今も息づいています。



三つ葉葵文大皿片



平戸八景(眼鏡岩)



市指定 龍瑞庵木彫り地藏厨子



国登録 吉井のシシウチ行事



県指定 木場浮立



国指定 黒島天主堂



国指定
佐世保市黒島の文化的景観

（６）明治時代～現代

①鎮守府の設置

現在の佐世保市は人口約 23 万人もの人々がくらす県下 2 番目の都市となっていますが、明治時代の初めまでは「寒村」と評されるような場所でした。佐世保市がここまで発展を遂げるに至った理由として、明治時代に旧日本海軍の拠点である「鎮守府」が、設置されたことにあります。旧日本海軍がなぜ佐世保に着目したのかというと、佐世保には天然の良好である佐世保港があったからです。佐世保港は水深が深く、港の両側に俵ヶ浦半島と西彼杵半島が突き出し、防波堤の役割を果たしていたことから、大きな軍艦を停泊させる港として、これ以上ないほど好条件な場所となっていました。

鎮守府の設置までには 4 年ほどの調査期間を要し、調査には後の海軍元帥である東郷平八郎も加わり、周辺の港も含め何度も調査されました。途中、同じく良港を要する伊万里市が名乗りを上げましたが、最終的には明治 19（1886）年に佐世保市に軍港と鎮守府の設置が決定されました。鎮守府の設置が決まると、軍港と市街地が作られ、この時設計された基盤目状の市街地は現代まで受け継がれています。

②鎮守府とインフラ施設の整備

鎮守府をきっかけに発展した佐世保市ですが、軍港や工廠を運営していくために、附随する多数の施設・設備が造られていきました。その一つが水道施設です。今は蛇口をひねれば当たり前のように手に入る綺麗な水ですが、鎮守府が設置された当時は井戸水が一般的であったため、安定して良質な水を手に入れることは難しかったのです。さらに、軍港では大量の水を使用することから、軍用水の不足が大きな課題となりました。初期の水道施設の水源はこれを解消するために作られたものです。佐世保初の水道施設は弓張岳からの湧水を利用したもので、これは日本で 3 番目、九州では 1 番初めに作られた近代水道施設です。

こういった水道施設は当初は軍用水として使われましたが、その後は市民へも手桶単位から提供が始まり、明治時代の終わりころには水道管が引かれ市民も安全な水を手軽に使うことができるようになりました。水道施設のほかに、鎮守府の設置に呼応して鉄道の敷設や炭鉱関連施設など、多くの産業が振興していきました。

③佐世保北松の炭鉱

佐世保市と周辺一帯には「北松炭田」と呼ばれる大規模な炭田地帯が広がっており、九州有数の産炭地で、戦前から戦後にかけて、地域の主力産業でした。ここで産出される石炭は「黒いダイヤ」と呼ばれ、明治時代から昭和 40 年代にかけて日本経済を支えた貴重な資源でした。しかし、昭和 40 年代の「エネルギー革命」により、石炭から石油への転換が進むと国内の炭鉱が次々と閉山し、佐世保北松の炭鉱も同様に



佐世保鎮守府



立神係船池



国指定 旧佐世保無線電信所
(針尾送信所) 施設



山ノ田水源地



平瀬の煉瓦倉庫



無窮洞



県指定 旧松浦炭鉱事務所



楠泊の石炭ホッパー

閉山しました。現在でも炭鉱採掘に使用した様々な施設が現地に残されており、当時の炭鉱掘削の名残を今に伝えています。

④戦中と戦後の再出発

佐世保鎮守府は戦争の拡大とともにその施設を強化していきました。鎮守府の直営工場であった佐世保海軍工廠では、たくさんのドックが築かれ東洋一の係船地が作られるなど、造船のための施設が増築されていきました。特に、クレーン施設はイギリスから最新の大型クレーンを特注するなど、施設の強化がなされました。

戦後の佐世保も鎮守府時代を踏襲し、米海軍や海上自衛隊の軍港として機能していきました。旧海軍工廠の施設は造船会社に引き継がれ、現在も施設の多くが現役で使用されています。戦後に米軍基地がおかれたことで様々な影響を受け、特に食文化として佐世保バーガーやレモンステーキ等、米軍向けの食事から出発し、今では佐世保の名物となっているものもあり、近現代の佐世保は軍港都市として発展し、そこから新たな文化が生まれ、今に受け継がれています。

⑤平和都市宣言と西海国立公園の指定

太平洋戦争の敗戦により、それまで依存してきた海軍を失った佐世保市は、海軍が残した施設を活用して復興を目指しました。その先頭に立ったのが、当時の中田市長は佐世保の将来像を平和産業港湾都市として描き、市議会で「平和都市宣言」を行うなど、佐世保のリーダーとして進むべき道を示し、それを実現するために、旧軍財産を譲り受けるための法律「旧軍港市転換法」の制定を目指しましたが、昭和25年(1950)6月に朝鮮戦争が勃発し、佐世保市は国際連合軍の前進基地として後方支援を担いました。そして、佐世保の港湾施設は再びアメリカ軍に接收され、中田市長と市民が目指した平和産業港湾都市の建設という目標は遠のいてしまいましたが、九十九島を含む西海国立公園は、昭和30(1955)年3月に18番目の国立公園として指定され、現在も広く市民に認知され、大切に保護され、佐世保市を代表するシンボルの一つとなっています。

(7) 離島「宇久島」

①宇久島について

五島列島の最北端に位置する宇久島は属島の寺島とあわせ面積約26km²の小さな島となっています。島の中央には宇久島のシンボルである標高258mの城ヶ岳が聳え立ち、山頂からは東に平戸諸島、南に小値賀諸島、五島列島、北に壱岐、対馬を望みます。島のおよそ5分の1が西海国立公園に指定されており、五島文化の発祥の地とも言われ、魅力的な伝統芸能や文化が長い歴史のなかで継承されています。

②旧石器時代から宇久島に住む人々

宇久島の歴史は、旧石器時代から人々の痕跡が遺跡から確認されており、城ヶ岳平子遺跡をはじめとする旧石器時代の遺跡が15ヵ所確認



戸尾市場（トンネル横丁）



西九州倉庫(旧第五水雷庫)



佐世保バーガー



ハウステンボス



九十九島
(西海国立公園)



宇久島



出土遺物（城ヶ岳平子遺跡）

されています。城ヶ岳平子遺跡では旧石器時代のナイフ形石器や野岳型細石核などのほか、縄文時代草創期の隆起線文土器も出土しており、佐世保の本土との交流等も考えることができます。

③海の道の結節点であった宇久

宇久松原遺跡は平港からほど近い神島神社周辺に広がっています。明治時代初めに人骨が埋葬された支石墓が発見され、その後の調査で弥生時代前期の墳墓が数多く発見されました。かつて神島神社一帯は海岸線に面した砂丘であり、宇久松原遺跡は海で生活をしていた人々の墓域だったと考えられます。出土した多くの人骨や副葬品は北部九州から伝わったと考えられ、その時代にすでに人、物、文化の交流があったことがわかります。北部九州、朝鮮半島、中国大陆の交流において、この宇久島が「海の道」の結節点となっていたのです。

④宇久氏の登場と領地支配

平安時代末期の平家一門の武将であった平家盛に係わる伝承が有名であり、家盛は壇ノ浦の戦いの後、都落ちして宇久島西端の火焚崎（船隠し）に上陸したと伝えられています。この地で領主となり、宇久家盛として7代約200年に亘って宇久島を治め、五島一円にまでその勢力を拡大していきました。宇久島が五島藩発祥の地と言われる所以です。上陸の際に家盛を助け、手厚くもてなした漁師には恩賞として海の侍を意味する「海士」の呼称を与えたとも伝わります。さらに五島一円の鮑を獲ることを許された「永久採鮑権（さいほうけん）」も与え、昭和の半ばまで代々受け継がれていました。宇久島の繁栄に海士たちの存在はなくてはならないものでした。

⑤宇久島に息づく信仰と祭り

歴史とともに受け継がれる行事もまた宇久島にはあります。旧暦 6 月 17 日の夜、神浦の厳島神社で行われる竜神祭は「ヒヨヒヨ祭り」ともいわれ、約 300 年以上前から伝わる神事です。月が昇るのを待ち、幟や御神灯で飾った漁船に御輿、笛、太鼓を乗せて「ヒョーヒョーヒョー」と連呼しながら神浦港内を周回し、その後は沖合で大漁と漁の安全を祈願する神事を執り行います。月に照らされた海面、笛と太鼓の音が幻想的な世界を創り出します。この「ヒヨヒヨ」は宇久島に伝わる「笛の名人龍宮に召される」という昔話に由来し、龍宮に連れて行かれた庄屋が奏でる笛の音を再現した、また庄屋を慰める掛け声だと伝えられています。この他にも国指定重要無形民俗文化財「宇久神楽」は 400 年の伝統を持ち、また八坂神社夏祭（祇園祭）、神島神社例大祭（おくんち）、宇久島神社例大祭（しゃぐま棒引き）等もあり、それら伝統を守り続ける誇りが行事に参加する島民の姿に現れています。宇久の歴史の中で生まれ、培われ、伝えられてきた多種多様な文化は佐世保の中においても、特質した文化を内包しています。



市指定 家盛公以下七代の墓



県指定 宇久松原遺跡



海士



祇園祭（ヒヨヒヨ祭）



国指定 五島神楽（宇久神楽）



市指定 しゃぐま棒引き

第2章 佐世保市の文化財の概要と特徴

1 指定等文化財の件数

佐世保市の指定等文化財は、文化財保護法及び長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）、佐世保市文化財保護条例（昭和45年3月31日条例第17号）によって指定及び選択、登録されています。令和8(2026)8月31日時点、指定等の文化財の数は164件です。その内訳は国指定文化財13件、国選択文化財2件、国登録文化財17件、県指定文化財32件、市指定文化財100件となっています。文化財の保存技術に選定されているものはありません。

佐世保市の各時代別の指定等文化財の状況として、旧石器時代の福井洞窟から近現代の針尾送信所、西海橋まで各時代ごとに指定等文化財があります。また、佐世保市における指定等文化財の指定件数についても、各年代ごとに指定件数を増やし、文化財を保護する取り組みを実施しています。

表5 佐世保市の指定等文化財の件数（令和8(2026)年8月31日時点）

文化財の種類			件数	国指定等			長崎県 指定	佐世保市 指定
				指定・選定	選択	登録		
有形文化財	建造物		31	3	-	17	4	7
	美術工芸品	絵画	0	0	-	0	0	0
		彫刻	9	0	-	0	1	8
		工芸品	7	0	-	0	2	5
		書跡・典籍	1	0	-	0	0	1
		古文書	1	0	-	0	0	1
		考古資料	6	2	-	0	1	3
		歴史資料	7	0	-	0	0	7
無形文化財		演劇	2	0	0	0	2	0
		音楽	0	0	0	0	0	0
		工芸技術	4	0	0	0	3	1
民俗文化財	有形の民俗文化財		13	0	0	0	0	13
	無形の民俗文化財		16	1	2	0	0	13
記念物	遺跡		27	3	-	0	8	16
	名勝地		1	1	-	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		38	2	-	0	11	25
文化的景観			1	1	-	-	-	-
伝統的建造物群			0	0	-	-	-	-
合計			164	13	2	17	32	100
				32				

※文化的景観「佐世保市黒島の文化的景観」は、重要な構成要素4件、特定物件100件です。

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の2つのうち、「吉井のシシウチ行事」は、地域のシシウチ神事を大枠で選定しているため、1件としています。

表 6 佐世保市の指定等文化財・史跡(時代別)

旧石器時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	古代	中世	近世	近現代
・福井洞窟	・泉福寺洞窟 ・大野台 支石墓群 ・岩下洞穴	・宇久松原 遺跡	・鬼塚古墳 ・鬼塚古墳 出土品	・三島山経塚 ・浄漸寺の銅 造如来坐像 ・世知原の 懸仏	・直谷城跡 ・針尾城跡 ・東禅寺の 大クス	・平戸八景 ・梅ヶ枝酒造 ・江迎本陣 ・楠本端山 旧宅 ・葭之本窯跡 ・木場浮立	・針尾送信所 ・西海橋

2 埋蔵文化財

佐世保市における文化財保護法で周知されている埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）は 512 箇所を確認しており、長崎県遺跡地図に記載されています。そのうち、時代別にみると縄文時代の遺跡が最も多く、旧石器時代、中世の遺跡が次いでいます。また、佐世保市の特徴として、洞窟（洞穴・岩陰）遺跡数が全国で最も多い 36 箇所を確認しており、「洞窟遺跡日本一のまち」となっています。さらに、明治時代以降に鎮守府が設置されたことから、旧軍関連施設（軍事関連遺跡）の一部も埋蔵文化財として保護している特徴があります。

表 7 佐世保市の埋蔵文化財年代別遺跡数と種別数（令和 8(2026)年 8 月 31 日時点）

	旧石器時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	古代	中世	近世	近代	その他
遺跡数	131	292	36	30	6	111	62	13	23

	遺物 包含 地	洞窟 岩陰	原産 地遺 跡	墳墓 古墳	貝塚	屋敷 跡	社寺 跡	集落 跡	城館 跡	軍事 施設	経塚	石造 物	石壁	船蔵 跡	窯跡
遺跡 数	338	31	1	38	3	2	3	2	42	8	1	6	3	1	33

※時代区分の「その他」は、時代が明示されていない遺跡。

※時代や種別が重複するものについてはそれぞれの時代・種別で計上。

3 未指定の文化財

佐世保市では指定等文化財以外の未指定の文化財についても、既存文献調査や市民アンケートをもとに総合的な把握調査を行い、リスト化しています。令和 8(2026)年 8 月 31 日時点で把握している市内に所在する未指定の文化財は 4,153 件であり、その内訳は下記のとおりです。

地域別にみると、宮地区 117 件、三川内地区 120 件、針尾地区 124 件、江上地区 88 件、早岐地区 138 件、日宇地区 116 件、崎辺地区 33 件、南地区 54 件、山澄地区 38 件、中部地区 88 件、西地区 72 件、愛宕地区 16 件、九十九地区 221 件、清水地区 107 件、北区 17 件、大野地区 110 件、柚木地区 168 件、中里皆瀬地区 144 件、相浦地区 279 件、黒島地区 56 件、吉井地区 335 件、世知原地区 290 件、宇久地区 314 件、小佐々地区 225 地区、江迎地区 220 件、鹿町地区 275 件、地区に該当しないもの 160 件となっています。

表 8 佐世保市の未指定文化財の把握状況（令和 8(2026)年 8 月 31 日時点）

文化財の種類		宮	三川内	針尾	江上	広田	早岐	日宇	崎辺	南	山澄	中部	西	愛宕	九十九	清水	北	大野	柚木	中里皆瀬	相浦	黒島	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	地区なし	合計	
有形文化財	建造物	10	10	3	1	2	14	3	2	8	3	14	24	1	5	24	2	21	10	13	22	1	7	9	22	9	13	11		264	
	美術工芸品	絵画														1															1
		彫刻		2	1			1								5				1	5	2	1	2		7		1	1		29
		工芸品	1	6	1			1	5	2		3	2		1		1	1	7	1	14	2		3	1		1	7		1	61
		書跡・典籍			1																4	1								2	8
		古文書		4		8	2	2				1	3				4		1	3	5	2	1		3	4	2	2	1	31	79
		考古資料	1	1	1								1									3								1	8
	歴史資料									1		1				1					8		2		2				2	17	
無形文化財	演劇																													0	
	音楽																													0	
	工芸技術		8																											8	
	食文化											1			1			1				4			1		2		31	41	
民俗文化財	有形の民俗文化財	19	50	27	17	17	31	15	1	12	8	12	5	1	14	8	5	11	40	13	12	1	52	58	41	10	21	18	2	521	
	無形の民俗文化財	2	14	2	5	6	8	5	2	1	2	5	5	1	3	5	2	3	10	7	10	1	35	17	53	1	12	25	32	274	
記念物	遺跡	62	104	53	73	35	66	61	23	27	14	28	25	5	38	46	6	56	50	70	86	21	117	58	67	71	98	78	15	1,453	
	名勝地	1		7	2	1	1	3	1	2		4	3	2	60	1	1	2	5	74	7	11	4	7	37	4	61	6	308		
	動物・植物・地質鉱物	18	23	19	14	25	12	22	2		6	15	4	3	87	12		6	49	7	55	17	98	136	105	90	60	76	21	982	
文化的景観			3	1	1								2			1			2				1							11	
伝統的建造物群															1						1									2	
文化財の保存技術																														0	
その他		3	3	4	3		2	2		3	1	2	4	2	6	4		3		1	1	2	8	3	5	4		4	16	86	
小計		117	228	120	124	88	138	116	33	54	38	88	72	16	221	107	17	110	168	144	279	56	335	290	314	225	220	275	160		
合計		4,153																													

なお、序章で述べた本計画における文化財の定義で「文化財保護法の定義にあてはまらないもの」に分類されるものは、「その他」の項目で記載しています。

4 文化財の種類ごとの概要

(1) 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料）

《建造物》

建造物の指定等文化財は 31 件あります。国指定の建造物は、世界遺産の構成資産である黒島天主堂や、近代化遺産である旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設、佐世保市と西海市を繋ぐ西海橋、国登録の建造物は江戸時代の山下家のもと(厩)蔵、梅ヶ枝酒造主屋他 6 棟や近代化遺産である旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)、佐世保重工二五〇トン起重機、旧佐世保鎮守府武庫等があり、戦後に建てられた観潮橋や弓張岳展望所なども登録されています。県指定では江戸時代の山下家の貯蔵蔵、大宮姫神社本殿、近代の旧松浦炭鉱事務所、樋口橋があります。市指定では江戸時代の大念寺の鐘楼山門、平戸藩御用鯉御囲池と明治時代以降に建設された佐々川世知原の石橋群、佐々川吉井の石橋群、西川内橋、中野橋などの石橋群があります。

未指定文化財においては、近代化遺産に関係する南風崎トンネルや前畑火薬庫群などを把握しています。

《絵画》

指定等文化財はありません。

未指定文化財においては、江戸時代の閻魔掛図等を把握しています。

《彫刻》

指定等文化財は 9 件あります。県指定の浄漸寺の銅造如来坐像、世知原の懸仏、市指定の浄漸寺木造薬師如来坐像、東漸寺木造薬師如来立像、笥瀬免の薬師如来及び十二神将像、永徳寺の木造釈迦如来坐像（旧正興寺仏像）、潮音院の木造不動明王立像、光明庵の阿弥陀如来立像、東漸寺木造不動明王立像があり、寺やお堂に安置された仏像が多くを占めます。

未指定文化財においては、寺社等にある仏像関係を把握しています。

《工芸品》

指定等文化財は 7 件あります。県指定の江迎本陣の螺鈿細工「枕水舎」附由来書一通、市指定の東漸寺の青銅鏡、洞禅寺の梵鐘、葛籠鎮守神社の懸仏、潮音院の梵鐘、潮音院の薬師如来懸仏があり、江戸時代の本陣や寺社に残され、継承されてきた工芸品が多くを占めます。

未指定文化財においては、本陣や寺社等、個人が所有している松浦清(静山)の御駕籠つき茶碗などの工芸品を把握しています。

《書跡・典籍》

指定等文化財は 1 件、市指定の松浦静山・観中自筆の屏風二双があり、江戸時代の平戸藩にまつわるものとなっています。

未指定文化財においては、本陣や寺社、個人等が所有している楠本碩水の書などの書跡・典籍を把握しています。

《古文書》

指定等文化財は 1 件、市指定の平戸藩西口松浦家古文書があり、江戸時代の平戸藩にまつわるものとなっています。

未指定文化財においては、市や寺社、個人等が所有している泊文書などの古文書を把握しています。

《考古資料》

指定等文化財は 6 件あります。国指定の泉福寺洞窟出品、福井洞窟出土品、県指定の鬼塚古墳出土遺物一括、市指定の三島山経塚出土品、宇久松原遺跡出土品、岩谷口岩陰の青銅鏡があり、発掘調査によって出土した考古資料が主体となっています。

未指定文化財においては、市及び大学等の機関は所有しているテボ神古墳の副葬品や堂ノ前の土師器壺などの考古資料を把握しています。

《歴史資料》

指定等文化財は 7 件あります。壊疽時代の薬王寺の仏石灯籠及び碑石や雄香公遺跡碑などの歴史資料を把握しています。

未指定文化財においては、市、個人等が所有している吉村長策関連資料や定遠の砲弾などの歴史資料を把握しています。

(2) 無形文化財（演劇、音楽、工芸技術）

《芸能》

演劇の指定等文化財はありません。未指定文化財においても把握していません。

《音楽》

指定等文化財はありません。

未指定文化財においても把握していません。

《工芸技術》

指定等文化財は 3 件あります。県指定の三川内焼細工技術（技術保持者：中里一郎）、三川内焼細工技術（技術保持者：今村 均）、市指定の三川内焼置上技術（技術保持者：今村隆光）があり、江戸時代の三川内焼に関係する工芸技術が主となっています。

未指定文化財においては、個人等が保持している三川内焼透かし彫り技術などの工芸技術について把握しています。

(3) 民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）

《有形の民俗文化財》

指定等文化財は 13 件あります。市指定の西光寺八十八箇所石仏群、水かけ（木彫）地藏、根引の十王仏、猪調の民間信仰遺跡、北田免の辻の神、根引の五輪様、飯良坂の宝篋印塔、龍瑞庵木彫り地藏厨子、船ノ村の地藏菩薩及び十二神将像、潮音院の三界万霊塔、板石塔婆、船ノ村の六地藏、口ノ里の供養様があります。

未指定文化財においては、団体等が保持している佐世保独楽などの有形の民俗文化財について把握しています。

《無形の民俗文化財》

指定等文化財は 16 件あります。国指定の五島神楽、国選択の北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）、北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）、吉井のシシウチ行事、県指定の木場浮立、佐世保のヤモード祭り、市指定の乙石尾の猪神祭り、橋川内の猪神祭り、踊瀬の牛神祭り、北川内浮立、クァインココ、宇久島神社のしゃぐま棒引き、宇久本飯良のなぎなた踊り、長坂浮立、水かけ地藏祭り、きねかけ祭り、ロノ里の念仏講、船ノ村のかずら舞、褥崎のあやたけ踊りなど各地区で伝承されてきた無形の民俗文化財があります。

未指定文化財においては、団体等が保持している龍神祭（ヒヨヒヨ祭り）や東浜の女相撲などの無形の民俗文化財について把握しています。

（４）記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）

《遺跡》

指定等文化財は 27 件あります。国指定の福井洞窟、泉福寺洞窟、大野台支石墓群、県指定の葭之本窯跡、楠本端山旧宅と楠本家墓地土墳群 7 基、佐世保市岩下洞穴、直谷城跡、下本山岩陰遺跡、江迎本陣跡、宇久松原遺跡、鬼塚古墳、市指定は橋川内洞窟、直谷城主志佐氏の墓地、都蔵寺氏の墓地、家盛公以下七代の墓、宮ノ首貝塚、神浦代官所跡、大久保様の墓、長崎鼻遺跡、藤原久道の墓、大別当新田御茶屋屋敷跡、大悲観岩陰遺跡、萬松山永徳寺、深江将監自刃の地、深江・志佐領境界石、平戸往還梶ノ村道、五輪塔があり、洞窟遺跡や墓碑などの種類が多く指定されている特徴があります。

未指定文化財においては、文献等に記載された遺跡である洞窟遺跡群について、把握しています。

《名勝地》

指定等文化財は 1 件、国指定の平戸領地方八奇勝（平戸八景）があり、江戸時代の平戸藩に関わるものとなっています。

未指定文化財においては、文献等に記載された九十九島などの名勝地を把握しています。

《動物》

指定等文化財は 1 件、国指定のツシマヤマネコがあります。

未指定文化財においては、文献等に記載されたニッポンバラタナゴやシオマネキなどの動物について把握しています。

《植物》

指定等文化財は 32 件あります。国指定の御橋観音シダ植物群落、県指定の藤山神社の大フジ、藤山神社の大フジ、子安観音の大クス、東漸寺の大クス、西光寺のオオムラザクラ、吉井町の吉田大明神社叢、世知原の大山祇神社社叢、蘇鉄の巨樹、小佐々のハカマカズラ、市指定の中田家屋敷のイチョウ、西光寺のノダフジ、根谷のサザンカ、五蔵池のアキニレ群生地、大渡の

タニガワコンギク群生地、山口神社のオガタマノキ、上野原の大山祇神社社叢、宇久下山のアコウ、宇久スゲ浜のハマユウ、宇久大浜のホウライシダ群生地、宇久本飯良の八幡神社社叢、宇久十川のナタオレノキ、小佐々矢岳のタブノキ、小佐々矢岳のオガタマノキ、旧江迎小学校校庭のムクの木、白岳岩上植物群落、船ノ村のスダジイ、船ノ村の鎌倉神社社叢、長串のオガタマノキ、木場のヤブツバキ、瀬尻島樹叢、褥崎のアコウ、洞窟シダ植物群落があります。

未指定文化財においては、文献等に記載されたエノキの巨樹やカノコユリなどの植物について把握しています。

《地質鉱物》

指定等文化財は 4 件あります。市指定の串ノ浜岩脈、小佐々野島の淡水貝化石含有層、蒙古野馬の歯、サンドパイプ（巣穴の化石）があります。

未指定文化財においては、文献等に記載された鳴き砂や黒島石などの地質鉱物について把握しています。

（５）文化的景観

指定等文化財は 1 件、国指定の佐世保市黒島の文化的景観が、国の重要文化的景観に選定されています。

未指定文化財においては、現地調査等より、黒島以外の島しょ部や棚田等の文化的景観について把握しています。

（６）伝統的建造物群

国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区はありません。

未指定文化財においては、現地調査等により江迎地区の建造物群や市内のレンガ倉庫群を把握しています。

（７）文化財の保存技術

指定等文化財はありません。

未指定文化財においても、把握していません。

（８）その他の文化財（文学・民話、施設、行事、農水産品、産業、出来事）

指定等文化財はありません。

未指定文化財においては、お銀狸とお米狐などの文学・民話や浦頭引揚記念平和公園などの施設、西海橋観潮会などの行事、江上文旦や世知原茶、フグの養殖などの農水産品、真珠などの産業、第四十三号潜水艦沈没などの出来事を把握しています。

5 関連する制度

(1) 世界遺産

世界遺産とは、「世界遺産条約」に基づき、人類全体にとって顕著な普遍的価値を有する文化遺産や自然遺産を、国際社会が協力して保護・保存していくことを目的とした制度です。ユネスコ世界遺産委員会により登録され、各国は将来世代へ確実に継承していくため、適切な保全と活用を行う責務を担っています。中でも世界文化遺産は、歴史的建造物や遺跡、文化的景観など、人類の歴史や文化の発展を示す貴重な価値を有する資産を対象としています。

①世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

平成 30（2018）年 6 月 30 日に世界遺産登録に正式決定された本資産は、「16 世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだこと」を物語る貴重な遺産とされています。

この世界遺産は、潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡（長崎県南島原市）、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（長崎県：平戸の聖地と集落・外海の出津集落・外海の大野集落、熊本県：天草の崎津集落）、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（長崎県：黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺））、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂（長崎県長崎市）から構成されています。

世界遺産への登録にあたり、ユネスコの諮問機関であるイコモスによる現地調査を経て、各構成資産が適切に保護されているか、顕著な普遍的価値（OUV）を有しているか等の視点で評価され、最終的に世界文化遺産への記載を勧告されました。

佐世保市に所在する構成資産（要素）である「黒島の集落」は、19 世紀半ばに潜伏キリシタンが平戸藩の牧場地跡に再開発地となっていた場所へ移住し、自らのかたちで信仰を継続しようとした集落です。平戸藩が黒島の牧場地跡への耕作移住を奨励したのに応じて、島外各地から黒島へ移住した潜伏キリシタンは、表向きに所属していた仏教寺院でひそかに「マリア観音」の像に祈りをささげ、既存の仏教集落の干渉を受けることなく自らのかたちで信仰を続けました。解禁後はカトリックへと復帰し、かつての水方屋敷を「仮の聖堂」とした後、島の中心部に教会堂を建て、その伝統は終わりを迎えました。



写真 9 黒島の集落



写真 10 黒島天主堂(内部)

表 9 佐世保市所在の世界文化遺産構成要素

分類		名称	件数	決定日	所有者等	所在地
世界文化遺産	構成要素	黒島の集落	1 件	H30. 6. 30	佐世保市他	佐世保市黒島

(2) 日本遺産

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (JapanHeritage)」として認定し、このストーリーを語る上で不可欠な魅力溢れる有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用し、地域の活性化を図ることを目的として、文化庁が認定する制度です。

①「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

平成 28 (2016) 年に日本遺産に認定された「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」は、鎮守府がおかれた旧海軍ゆかりの 4 都市で構成している日本遺産です。

【認定自治体 (◎印は代表自治体)】

横須賀市、◎呉市、佐世保市、舞鶴市

【ストーリーの概要】

明治期の日本は、近代国家として海防力を備える必要があったため、国家プロジェクトにより天然の良港 4 か所に軍港を築き、鎮守府を置きました。その結果、静かな農漁村に人と先端技術が集まり、独自の都市形成の歩みの中で軍港都市が誕生し、日本の近代技術が育まれました。日本の近代化を推し進めた四市には、海軍由来の食文化もまちに浸透し、多種多様な数多くの近代化遺産とともに、躍動した往時の姿を体感できます。

佐世保鎮守府は「西海の護り」として、日本最西端に位置する佐世保の地に 1889 年 (明治 22 年) 7 月に開庁しました。鎮守府という旧日本海軍の拠点がおかれたことで、鎮守府にとって最も重要な設備である水道施設をいち早く整備し、鉄道敷設、市街地区画整備などといった大規模なインフラ整備が急速に進みました。インフラが整った佐世保のまちには、人や最先端の技術が集まり、軍港を中心とした近代的なまちとして、発展してきました。市内各所に鎮守府ゆかりの文化財が残っており、100 年を超える時がたった現在でも、稼働している施設が多く残ります。また、鎮守府がもたらした工業技術はいまも脈々と受け継がれています。



写真 11 佐世保重工業 250 トン重機クレーン



写真 12 立神地区の煉瓦倉庫群



写真 13 旧陸軍佐世保要塞丸出山堡壘観測所



写真 14 旧佐世保鎮守府凱旋記念館

②「日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～」

【認定自治体（◎印は代表自治体）】

佐賀県◎、唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町
長崎県、佐世保市、平戸市、波佐見町

【ストーリーの概要】

平成28（2016）年に認定された「日本磁器のふるさと 肥前」は、長崎県（佐世保市・波佐見町）と佐賀県（唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町）の2県7市町にまたがる日本遺産です。

陶石、燃料(山)、水(川)など窯業を営む条件が揃う自然豊かな九州北西部の地「肥前」で、陶器生産の技を互いに切磋琢磨しながら、個性際立つ独自の花を開かせていきました。その製品は全国に流通し、我が国の暮らしの中に磁器を浸透させるとともに、海外からも称賛されました。今でも、その技術を受け継ぎ特色あるやきものが生み出される「肥前」では、青空に向かってそびえる窯元の煙突やトンバイ塀は脈々と続く窯業の営みを物語っています。この地は、歴史と伝統が培った技と美、景観を五感で感じることでできる磁器のふるさとと親しまれています。



写真 15 葎之本窯跡の発掘調査の様子



写真 16 菊花飾り細工の作業風景



写真 17 染付透かし彫り三段香炉



写真 18 三川内皿山

第3章 文化財に関する既往の把握調査

1 既往の把握調査の概要

(1) 文化財の把握調査

佐世保市においては、合併前の市町単位で市史・町史が編纂されており、佐世保市の文化財について把握調査が行われているほか、文化財類型ごとに様々な調査が行われております。(表 10-1、表 10-2)

表 10-1 市史編纂事業による町市史(誌)刊行物一覧(令和8(2026)年8月31日時点)

文献名	編集／発行	発行年
佐世保市		
佐世保市史 教育篇	佐世保市市史編さん室	昭和28年(1953)
佐世保市史 総説篇	佐世保市市長室調査課	昭和30年(1955)
佐世保市史 産業経済篇	佐世保市総務部庶務課	昭和31年(1956)
佐世保市史 政治行政篇	佐世保市総務部庶務課	昭和32年(1957)
佐世保市政七十年史(上・下)	佐世保市史編さん委員会	昭和50年(1975)
佐世保市政七十年史資料 第1巻～第16巻	佐世保市史編さん委員会	昭和50年(1975)
佐世保市史 総説編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 政治行政編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 産業経済編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 教育編	佐世保市総務部庶務課	昭和57年(1982)
佐世保市史 通史編(上・下)	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002) 平成15年(2003)
佐世保市史 軍港史編(上・下)	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002) 平成15年(2003)
佐世保の年表 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
佐世保の歴史 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
佐世保辞典 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
吉井町		
吉井町郷土誌	吉井町郷土誌編纂委員会	昭和41年(1966)
吉井町郷土誌	吉井町郷土誌編纂委員会	昭和57年(1982)
ふるさとの歴史・吉井町	吉井町郷土誌編纂委員会	平成3年(1991)
吉井の息吹 吉井町 閉町記念誌	吉井町総務課企画財政係	平成17年(2005)
世知原町		
世知原町郷土誌	世知原町公民館	昭和31年(1956)
北松浦郡世知原村郷土誌	世知原町	昭和33年(1958)
世知原町郷土誌	世知原町郷土誌編纂委員会	昭和46年(1971)
明治百年史年表(世知原町)	世知原町郷土誌編纂委員会	昭和46年(1971)
せちばる 世知原町郷土誌	世知原町郷土誌編纂委員会	平成2年(1990)
せちばる今昔写真集	世知原町教育委員会	平成12年(2000)
世知原のあゆみ 世知原町閉町記念誌	世知原町	平成17年(2005)
宇久町		
宇久町郷土誌	宇久町郷土誌編纂委員会	昭和42年(1967)
宇久 1985 宇久町30周年記念	宇久町役場企画室	昭和60年(1985)
宇久町郷土誌	宇久町郷土誌編纂委員会	平成15年(2003)
小佐々町		
小佐々村郷土誌	小佐々尋常高等小学校	昭和33年(1958)
小佐々町郷土誌	小佐々町郷土誌編纂委員会	昭和43年(1968)
小佐々のあゆみ 潮騒のわが町	小佐々町郷土史研究会	昭和55年(1980)
小佐々町郷土誌	小佐々町郷土誌編纂委員会	平成8年(1996)
ふるさと小佐々 小佐々町閉町記念誌	小佐々町	平成18年(2006)

表 10-2 市史編纂事業による町市史（誌）刊行物一覧（令和 8(2026) 年 8 月 31 日時点）

文献名	編集／発行	発行年
江迎町		
江迎町郷土誌	江迎町教育委員会	昭和43年(1968)
江迎町郷土誌	江迎町郷土誌編纂委員会	平成12年(2000)
江迎町閉町記念誌	江迎町役場	平成22年(2010)
鹿町町		
鹿町町郷土誌	鹿町町教育委員会	昭和36年(1961)
鹿町町郷土誌	鹿町町郷土誌編纂委員会	昭和58年(1983)
鹿町町郷土誌	鹿町町郷土誌編纂委員会	平成16年(2004)
時の記憶(1947-2010) 鹿町町閉町記念誌	鹿町町	平成22年(2010)

さらに国の補助を受け、長崎県教育委員会が長崎県内の文化財調査を実施しており、そのうち、佐世保市に該当するものは表 11 のとおりです。

表 11 長崎県による把握調査刊行物一覧（令和 8(2026) 年 8 月 31 日時点）

文献名	編集／発行	発行年
「民俗資料調査報告書」長崎県文化財調査報告書第3集	長崎県教育委員会	昭和40年(1965)
「長崎県の民家」長崎県文化財調査報告書第12集	長崎県教育委員会	昭和47年(1972)
「長崎県民俗地図」長崎県文化財調査報告書第23集	長崎県教育委員会	昭和51年(1976)
「長崎県のカトリック」教会長崎県文化財調査報告書第29集	長崎県教育委員会	昭和52年(1977)
「長崎県の民俗芸能・民謡1北松浦郡・松浦市・平戸市・佐世保市」長崎県文化財調査報告書第34集	長崎県教育委員会	昭和52年(1977)
「平戸・上五島地区の文化財」長崎県文化財調査報告書第40集	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
「長崎県の海女」長崎県文化財調査報告書第42集	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
「松浦市とその周辺の文化財」長崎県文化財調査報告書第44集	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
「長崎県の民俗芸能・民謡4五島列島(福江市・南松浦郡・北松浦郡小値賀町・宇久町)」長崎県文化財調査報告書第47集	長崎県教育委員会	昭和55年(1980)
「佐世保市とその周辺の文化財」長崎県文化財調査報告書第49集	長崎県教育委員会	昭和55年(1980)
「長崎県の農具調査 前編」長崎県文化財調査報告書第70集	長崎県教育委員会	昭和60年(1985)
「長崎県の近世社寺」長崎県文化財調査報告書第79集	長崎県教育委員会	昭和60年(1985)
「長崎県の民謡」長崎県文化財調査報告書第88集	長崎県教育委員会	昭和62年(1987)
「長崎県の諸職調査」長崎県文化財調査報告書第96集	長崎県教育委員会	平成2年(1990)
「長崎県天然記念物実態調査報告書」長崎県文化財調査報告書第103集	長崎県教育委員会	平成3年(1991)
「長崎県の民俗芸能」長崎県文化財調査報告書第120集	長崎県教育委員会	平成7年(1995)
「長崎県の近代化遺産」長崎県文化財調査報告書第140集	長崎県教育委員会	平成10年(1998)
「長崎県の祭り」長崎県文化財調査報告書第170集	長崎県教育委員会	平成14年(2002)
「長崎県の近代和風建築」長崎県文化財調査報告書第181集	長崎県教育委員会	平成16年(2004)
「長崎県内の多様な集落が形成する文化的景観保存調査報告書」長崎県文化財調査報告書第210集	長崎県教育委員会	平成25年(2013)

(2) 個別文化財の調査

把握調査や開発に伴う発掘調査・史跡等の内容確認のための発掘調査等で把握された各文化財について、国・県・市・研究機関等が個別に調査を実施し、報告書を刊行しており、各文化財の調査報告書は表 12-1、12-2、12-3 のとおりです。

表 12-1 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和 8(2026) 年 8 月 31 日時点）

文献名	編集／発行	発行年
九州とその周辺における島の芸能の研究	国立民族学博物館	平成23年(2011)
「長崎県遺跡地名表－埋蔵文化財包蔵地一覧」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第1集	長崎県教育委員会	昭和37年(1962)
「五島遺跡調査報告」長崎県教育委員会文化財調査報告書第2集	長崎県教育委員会	昭和39年(1964)
「福井洞穴調査報告(図録編)」長崎県教育委員会文化財調査報告書第4集	長崎県教育委員会	昭和41年(1966)
「世知原町の開作免の民俗」長崎県文化財調査報告書第36集	長崎県教育委員会	昭和53年(1978)
「針尾人崎遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第60集	長崎県教育委員会	昭和57年(1982)
「城ヶ岳平子遺跡」第1次調査概要	長崎県立美術博物館	昭和58年(1983)
「上原遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第81集	長崎県教育委員会	昭和61年(1986)
「長崎県遺跡地図」長崎県教育委員会文化財調査報告書第87集	長崎県教育委員会	昭和62年(1987)
「県内古墳詳細分布調査報告書」長崎県教育委員会文化財調査報告書 第106集	長崎県教育委員会	平成4年(1992)
「長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅰ」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第113集	長崎県教育委員会	平成6年(1994)
「長崎県遺跡地図－佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡・東彼杵郡地区」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第119集	長崎県教育委員会	平成7年(1995)
「小野F遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第186集	長崎県教育委員会	平成17年(2005)
「門前遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第190集	長崎県教育委員会	平成18年(2006)
「九州文化学園構内遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第1集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「武辺城跡・末永遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第2集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「竹辺C遺跡・竹辺D遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第3集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「門前遺跡Ⅱ」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第4集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「長崎県中近世城館分布調査報告書Ⅰ」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第206集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「長崎県中近世城館分布調査報告書Ⅱ」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第207集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「門前遺跡Ⅲ・武辺城跡Ⅱ」 佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第5集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「下羽付遺跡」長崎県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第17集	長崎県教育委員会	平成28年(2016)
「佐世保要塞砲兵連隊衛成病院跡」 長崎県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第43集	長崎県教育委員会	令和4年(2022)
「石屋洞穴」長崎県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第47集	長崎県教育委員会	令和4年(2022)
「岩下洞穴」	佐世保市教育委員会	昭和42年(1967)
「岩下洞穴の発掘記録」	佐世保市教育委員会	昭和43年(1968)
「下本山岩陰」	佐世保市教育委員会	昭和47年(1972)
「岩谷口遺跡群の発掘調査」	世知原町教育委員会	昭和51年(1976)
「松ヶ崎古墳緊急調査報告・川迎貝塚試掘調査報告・里見池採集資料紹介」 佐世保市文化科学館文化財報告	佐世保市文化科学館	昭和51年(1976)
「三川内古窯跡群緊急確認調査報告」	佐世保市教育委員会	昭和53年(1978)

表 12-2 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和 8(2026)年 8 月 31 日時点）

文献名	編集／発行	発行年
「宮の本遺跡緊急調査概報」	佐世保市教育委員会	昭和55年(1980)
「宮の本遺跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和56年(1981)
「中世山城分布調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和57年(1982)
「葎の本窯跡範囲確認調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和58年(1983)
「大門洞穴緊急発掘調査報告書」	佐世保市教育委員会	昭和57年(1982)
「大野台遺跡」鹿町町文化財調査報告書第1集	鹿町町教育委員会	昭和58年(1983)
「牛石窯跡記録報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「佐世保市遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和58年(1983)
「吉井町遺跡地図」	吉井町	昭和59年(1984)
「小佐々町遺跡地図」	小佐々町	昭和59年(1984)
「世知原町遺跡地図」	世知原町	昭和59年(1984)
「江迎町遺跡地図」	江迎町	昭和59年(1984)
「鹿町町遺跡地図」	鹿町町	昭和59年(1984)
「宇久町遺跡地図」	宇久町	昭和60年(1985)
「泉福寺洞穴の発掘記録」	佐世保市教育委員会	昭和60年(1985)
「古田遺跡」小佐々町文化財調査報告書第1集	小佐々町教育委員会	昭和60年(1985)
「佐世保市萩坂町埋蔵文化財試掘調査概報」	佐世保市教育委員会	平成元年(1989)
「宮ノ首遺跡」宇久町文化財調査報告書第2集	宇久町教育委員会	平成3年(1991)
「直谷城跡」吉井町文化財調査報告書第1集	吉井町教育委員会	平成3年(1991)
「四反田遺跡発掘調査概報」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成4年(1992)
「福井洞窟」吉井町文化財調査報告書第2集	吉井町教育委員会	平成5年(1993)
「四反田遺跡範囲確認調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成6年(1994)
「四反田遺跡発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成6年(1994)
「武辺城跡発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成8年(1996)
「宇久山本遺跡」宇久町文化財調査報告書第3集	宇久町教育委員会	平成9年(1997)
「宇久松原遺跡」宇久町文化財調査報告書第4集	宇久町教育委員会	平成9年(1997)
「広久保遺跡」江迎町文化財調査報告書第1集	江迎町教育委員会	平成10年(1998)
「根引池遺跡」江迎町文化財調査報告書第2集	江迎町教育委員会	平成12年(2000)
「菰田洞穴発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成14年(2002)
「針尾城跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成17年(2005)
「佐世保の洞穴遺跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成17年(2005)
「福井洞窟範囲確認調査報告書」佐世保市文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成18年(2006)
「市内遺跡発掘調査報告書」佐世保市文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成18年(2006)
「福井洞窟範囲確認調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第1集	佐世保市教育委員会	平成21年(2009)
「佐世保の洞窟遺跡Ⅱ」佐世保市文化財調査報告書第3集	佐世保市教育委員会	平成22年(2010)
「直谷稲荷神社岩陰遺跡ほか」佐世保市文化財調査報告書第4集	佐世保市教育委員会	平成22年(2010)
「三川内西窯跡・市内遺跡範囲確認調査」佐世保市文化財調査報告書第6集	佐世保市教育委員会	平成23年(2011)
「佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書」 佐世保市文化財調査報告書第5集	佐世保市教育委員会	平成23年(2011)
「大刀洗遺跡」佐世保市文化財調査報告書第9集	佐世保市教育委員会	平成25年(2013)
「史跡福井洞窟発掘調査速報」佐世保市文化財調査報告書第10集	佐世保市教育委員会	平成25年(2013)
「市内遺跡発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第11集	佐世保市教育委員会	平成26年(2014)
「竹辺遺跡」佐世保市文化財調査報告書第12集	佐世保市教育委員会	平成26年(2014)
「史跡福井洞窟発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第14集	佐世保市教育委員会	平成28年(2016)

表 12-3 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和 8(2026)年 8 月 31 日時点）

文献名	編集／発行	発行年
「国指定名勝 平戸領地方八奇勝」佐世保市文化財調査報告書第15集	佐世保市教育委員会	平成28年(2016)
「早岐瀬戸遺跡(第3次・第6次調査)」佐世保市文化財調査報告書第16集	佐世保市教育委員会	平成30年(2018)
「鬼塚古墳」佐世保市文化財調査報告書第17集	佐世保市教育委員会	平成31年(2019)
「大古川岩陰発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第18集	佐世保市教育委員会	令和3年(2021)
「前原遺跡」佐世保市文化財調査報告書第20集	佐世保市教育委員会	令和4年(2022)
「天神洞穴発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第21集	佐世保市教育委員会	令和6年(2024)

2 既往の把握調査の課題

令和 8 年度(2026)時点での市内埋蔵文化財の把握調査の状況は、次の表 13 のとおりです。

表 13 市内文化財の把握調査の状況（令和 8(2026)年 8 月 31 日時点）

文化財の種類		旧佐世保市																			合併地区							
		南部					中部							北部				島										
		宮	三川内	針尾	江上	広田	早岐	日宇	崎辺	南	山澄	中部	西	愛宕	九十九	清水	北	大野	柚木	中里皆瀬	相浦	黒島	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町
有形文化財	建造物			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○	○
	美術工芸品	絵画			△							△							△			△	△	△	△	△	△	△
		彫刻			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○
		工芸品			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○
		書跡・典籍			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○
		古文書			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○
		考古資料			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○
無形文化財	演劇			△							△							△			△	△	△	△	△	△	△	
	音楽			△							△							△			△	△	△	△	△	△	△	
	工芸技術			○							△							△			△	△	△	△	△	△	△	
民俗文化財	有形の民俗文化財			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○	
	無形の民俗文化財			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○	
記念物	遺跡			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○	
	動物・植物・地質鉱物			○							○							○			○	○	○	○	○	○	○	
文化的景観				○							○							○			○	○	○	○	○	○	○	
伝統的建造物群				△							△							△			△	△	△	△	△	△	△	
文化財の保存技術				△							△							△			△	△	△	△	△	△	△	
その他				△							△							△			△	△	△	△	△	△	△	

【凡例】◎：調査完了 ○：調査済みだが継続・追加調査が必要 △：調査不足 ×：未調査 ー：該当なし

佐世保市の地区ごとにおける文化財の把握調査の現状は、現在の佐世保市の合併以前にそれぞれの町単位で調査等が行われてきた経緯から、種別や地区によって実施状況に偏りがあります。10 地区に共通して、有形文化財（美術工芸品・絵画）、無形文化財（芸能、音楽）が未調査、または該当なしとなっています。その他の文化財においては、国・県・市・研究機関等による調査により、一定程度の状況把握がなされ、その後指定・登録に繋がっているものがある一方で、調査が不十分で、今後改めて調査を行う必要があるものも多く残されています。

第4章 佐世保市の歴史文化の特徴

1 佐世保市の歴史文化の特徴

佐世保市では、市街地や集落の背後に山地や斜面地、西に面する河口や港湾、離島という、それぞれに特徴ある自然的・地理的環境に囲まれた立地に大きく影響を受けながら、特色ある歴史文化が育まれ、現在まで受け継がれてきました。

佐世保市にある九十九島は、西海に浮かぶ小島が 208 個集まることで、総体として九十九島と呼ばれる名勝地となっています。時や季節によって、刻一刻と変化するその美しさは、市民に広く親しまれ、佐世保市を象徴するランドマークの1つとなっています。

佐世保市には独自の特徴的な歴史文化が数多く内包されており、それぞれの時代や種類、内容が異なる歴史文化として、佐世保市を構成する 27 地区に散りばめられています。その様は、まさに九十九島と同じ様相となっています。また、歴史文化を持つ個々の島々はそれぞれの特性を持ち、詳しく調べるとそれぞれの歴史や背景、特徴があり、時に島と島が関連性を持つ関連群や関連区域としても捉えることもできます。

以上のように、佐世保市に散りばめられた数多くの歴史文化の特徴は、佐世保市を代表するランドスケープである九十九島に見立て、「**海と歴史が織りなす九十九の物語**」という言葉で表現することができ、以下の5つの視点（立地、時間、自然環境、人為活動、生活文化）から佐世保市の歴史文化の特徴をまとめることができます。



写真 19 九十九島の分布

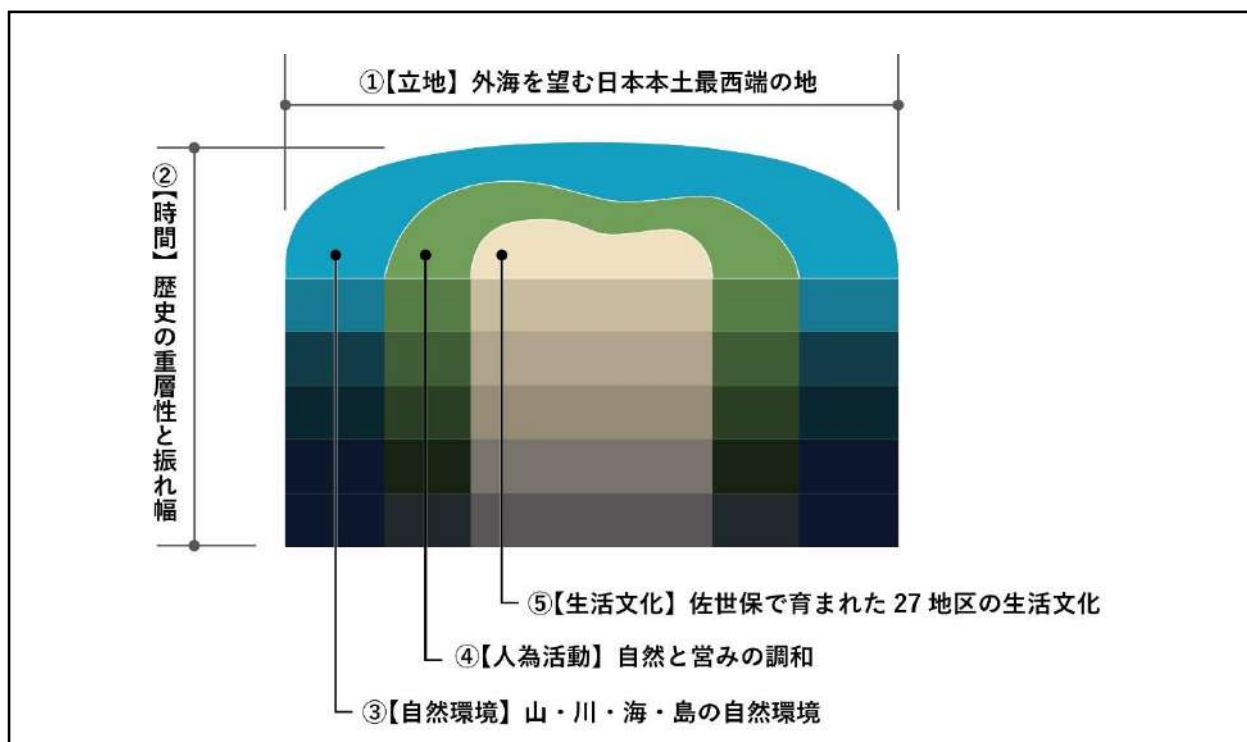


図 31 佐世保市の歴史文化を読み解く 5 つの視点

2 5つの視点でみる佐世保市の歴史文化

歴史文化①立地 「外海を望む日本本土最西端の地」～日本への玄関口、列島文化の集合地～

佐世保市は日本本土最西端にあり、西海を望む立地で太陽が海に沈む様子を見ることができます。海の先には島を経由し、ユーラシア大陸と繋がる海の道があったため、旧石器時代より人類が日本列島へ向かう玄関口の一つとなっていました。また、対馬海流による南方の航路と偏西風による西方の航路が交差する結末点に位置しているため、様々な文化が人々により運ばれてきました。

[キーワード] 最西端、西海、サンセット、ユーラシア大陸、大陸文化、人類の玄関口、海の道、結末点

歴史文化②時間 「歴史の重層性と幅広さ」～旧石器時代から現代までの変遷を辿る～

佐世保市には旧石器時代・縄文時代と近代の遺跡が多く残されており、旧石器時代と近代の間にも多様な歴史文化が残されています。日本列島での人類の活動の始まりと近代化遺産までの人類活動の歴史について、また、各時代毎に重層的に人類の痕跡が残されており、文化財を通して幅広く、人類の歩んできた歴史を網羅的に学ぶことができます。

[キーワード] 洞窟遺跡、旧石器・縄文時代、近代、鎮守府、人類活動の歴史、フィールドミュージアム

歴史文化③自然環境 「山・川・海・島の自然環境」～佐世保特有の風景と恵み～

佐世保市の海岸はリアス海岸となっており、自然海岸線は長く、市海域に点在する島の数も208を数え、全国でも類を見ない特色ある形状をしています。海に面した市街地は周囲を山々が囲み、形状がすり鉢状に沿岸部は海岸に迫るように山々が重なり、山々から流れる河川は短く急流で、狭い平坦地となっています。

[キーワード] リアス海岸、九十九島、平戸八景、短い川、狭い平坦地、海産物

歴史文化④人為活動「自然と人の営みの同居と調和」～自然を活かした人の営みが生み出す風景～

佐世保市にみられる自然とそれを巧みに生かした人類の営みとして、砂岩が作り出した洞窟地形の住居利用、リアス海岸地形を生かした港湾化、潟地の干拓や斜面地の棚田や住宅としての利用、九十九島を活かした海洋養殖、黒島の文化的景観、三川内地区の窯業地、中世の山城、海の営み、山の営みなどが交じり合い佐世保独特の風景を生み出しています。

[キーワード] 砂岩地形、洞窟地形、リアス海岸、係船地、干拓、棚田、斜面地住宅、養殖、黒島、三川内焼、山城、海の営み、山の営み、島の営み、茶畑、炭鉱跡、黒曜石、安山岩、粘土、陶石

歴史文化⑤生活文化 「佐世保で育まれた多様な生活文化」～佐世保の祭り・グルメ～

山間部や島などに残る各地域には、大切に継承してきたお祭りや市、行事がそれぞれの地区で残されています。また、鎮守府の設置以降、基地の町として急速に発展を遂げた佐世保の中心部では、旧日本軍やアメリカ軍、自衛隊などの基地が多数集積し、基地のある風景が中心部の佐世保の特徴的な風景であり、国際色豊かな基地で働く人々との交流もあり、そのような環境下で海軍グルメ、アメリカに関連するグルメなどが発展しました。一方で各地域ごとに現在でも引き継がれてきたお祭りや市など地域固有の生活文化をみることができます。

[キーワード] 地域の祭り、市、基地の街、国際色豊か、海軍グルメ、アメリカグルメ

第5章 文化財の保存・活用に関する 将来像と基本方針

1 将来像

佐世保市では、歴史文化の特徴である「**海と歴史が織りなす九十九の物語**」で表現されるように、いずれの時代にも豊かな自然環境と立地を舞台として、住民や移り住んだ人々、国内外からの来訪者など多様な人々との交流を通じて多彩な生活文化が育まれ、独自の歴史文化が息づくまちとなっています。これらの歴史文化は、佐世保の歩みを物語る貴重な財産であるとともに、市民が郷土への誇りを育み、来訪者が佐世保らしさを感じる源泉でもあります。

こうした歴史文化をより多くの人々と分かち合い、学び、楽しむことで、その価値を次世代へと確実に引き継ぐことが求められています。そのため、佐世保市では、文化財を持続的に保存・活用し、未来へと継承するため、「**多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保**」を本計画の将来像として掲げ、その実現に取り組んでいきます。

将来像

多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保

2 基本方針

そして、将来像の実現のため、次の3つの基本方針を設定します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

以上の基本方針を掲げ、将来像に向かうため課題・方針に基づいて取組みを推進します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

佐世保市では、町単位の合併が進んだことでエリアが広く、文化財も多様性を持っています。多種多様な文化財を次世代に引き継いでいくためには、文化財に関する研究を深め、歴史を紐解くとともに、文化財を記録していくことが求められます。

さらに、文化財の保存には、地域住民・所有者・行政の連携が不可欠です。人手不足や自然災害による被災等により継承が困難になっていますが、地域に誇りや関心を育てる環境づくりを行い、守る活動・守るための活動支援や仕組みづくりを行います。(主に調査・保存に関する方針)

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

市内には地域の特色を反映した多様な文化財があります。地域の歴史文化やその物語を調査・把握し、住民が学び直すことで、まちづくりや地域振興へ結び付けていくことを実現します。

また、佐世保市は豊富な価値のある文化財を地域資源・観光資源として戦略的に活用することができるため、観光ルートの対象範囲を広げ、相互を結んで回遊性のあるグランドデザインを整備し滞在型観光へつなげるほか、展示施設や解説板の多言語化やユニバーサルデザイン化など、計画的な取組を行い、文化財を活かした多様な活動を育みます。(主に活用(活用事業や展示)に関する方針)

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

佐世保市では、市域の広がりとともに数多くの文化財が存在・分布しています。また、文化財は、地域の歩みや文化を象徴するものであり、地域住民の誇りや愛着を育み、また地域社会や個人のアイデンティティを形づくる大切な要素です。地域の文化財を次世代へ受け継ぐには、学校教育や地域での社会教育の場で歴史文化を学ぶ機会を確保することが重要です。これらを守り活かしていくためには、所有者への働きかけや、市民・市民団体が主体的に関わるための人材育成や仕組みづくりが重要です。

文化財の保存・活用を進める人材育成や組織の構築を行うとともに、行政と地域・市民の連携体制を強化し、多様な実践の展開、行政によるサポート、協働の枠組みづくりなど、地域と共に進める仕組みを整えます。(主に人材育成・体制強化・各種連携に関する方針)

基本方針

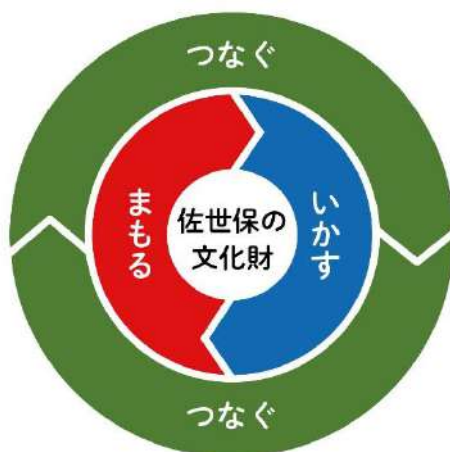


図 32 佐世保市の基本方針概念図

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1 佐世保市の歴史文化に関するアンケート調査

本計画の作成にあたり、市民が文化財をどのように捉えているか、地域の宝として文化財をどのように認識しているかを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。本調査は、地区自治協議会や文化財所有者、文化財課が主催するイベント参加者のほか、WEB アンケートにより実施し、今後の文化財の保存・活用の方向性を検討するための基礎的な資料とするものです。

(1) 市民アンケート調査の概要

名称：佐世保市の歴史文化に関するアンケート

目的：本計画の作成にあたり、文化財に対する市民、文化財所有者、文化財保存団体の意識及び「地域の宝となるもの」を把握するため。

対象・期間・回答者数：

	対象	期間	回答数
1	地区自治協議会役員等	令和6年3月13日、 令和6年5月13日～6月27日	326名
2	文化財課が主催するイベント参加者	令和6年5月18日～12月6日（9回）	214名
3	佐世保市に所在する文化財の所有者	令和6年8月20日～12月27日	33名
4	佐世保市に所在する文化財の保存団体	令和6年8月20日～12月27日	19名
5	佐世保市 HP による WEB アンケート	令和6年7月29日～9月10日	571名
			計 1,163 名

(2) 市民アンケート調査結果（一部抜粋）

①地域の文化財について

質問：佐世保市の「文化財」に対してどんなイメージを持っていますか。（いくつでも可）

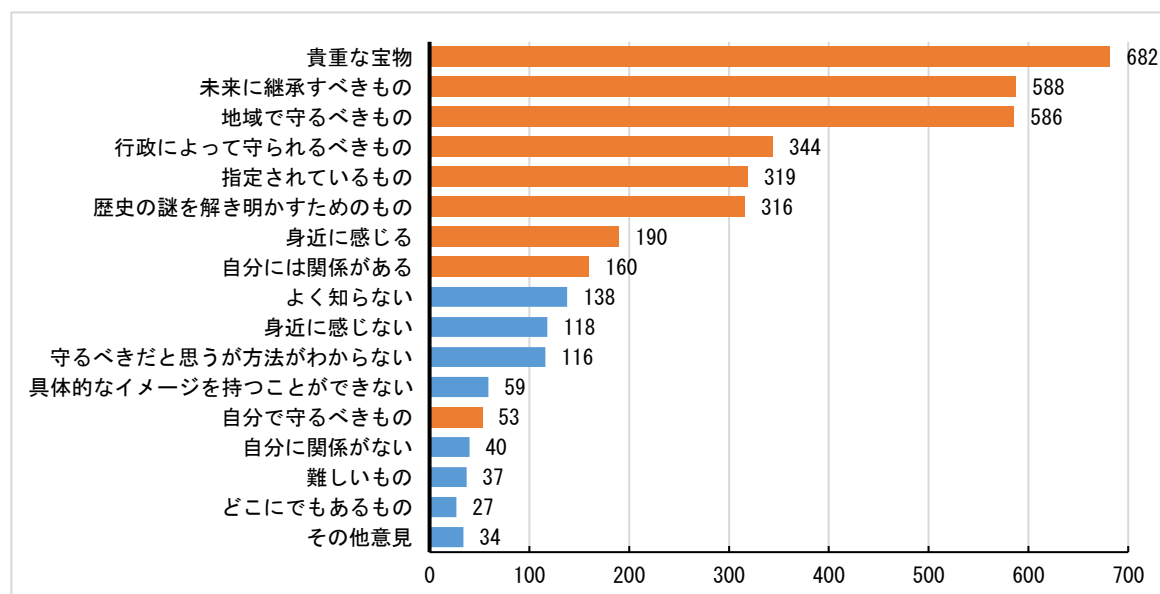


図 33 佐世保市の文化財に対するイメージ

この設問に対しては、「貴重な宝物」や「未来へ継承すべきもの」、「地域で守るべきもの」といった肯定的な意見が特に多く挙げられました。また、「行政によって守られるべきもの」という意見も見られました。一方で、「よく知らない」や「身近に感じない」、「守るべきだと思うが方法がわからない」といった意見も見られ、佐世保市の文化財について、市民に対する文化財の保存・活用の広報活動の必要性があることも分かりました。

文化財については、「地域で守るべきもの」、「行政によって守られるべきもの」という意見が多い一方で、「自分で守るべきもの」といった意見は少なく、当事者としての意識は薄いという分析ができます。

②地域の文化財の保存・活用に関する課題

設問：お住まいの地域にある文化財について、保存や活用（利用など）を行っていく上で困っている課題等がありましたら、お書きください。（例 維持管理、人不足、保存費用など）

No.	名称	件数
1	維持管理	144
2	人不足	119
3	費用面	76
4	高齢化・後継者問題	63
5	広報	14
6	その他	45
7	ない	20
8	維持されている	1

この設問に対し、維持管理やそれに対する人材や資金の不足など、所有者や地域だけでは十分な対応が難しいという認識が伺えます。また、これらの維持管理を継続していくうえで、将来の後継者の確保に対する不安も多く指摘されています。これらの結果からは、文化財の保存・活用を持続的に進めていくためには、所有者や地域の自主的な取組に依存するだけでなく、行政による支援や専門人材の関与、地域内外の多様な主体との連携を通じて、維持管理体制や人材確保の仕組みを構築していく必要性が示唆されています。

③文化財や歴史文化への興味・関心について

設問：文化財や歴史文化に関する話題や授業・講座・イベントなどに興味はありますか。

項目	人数	割合
興味がある	645	58%
興味がない	89	8%
どちらとも言えない	354	32%
未回答	25	2%

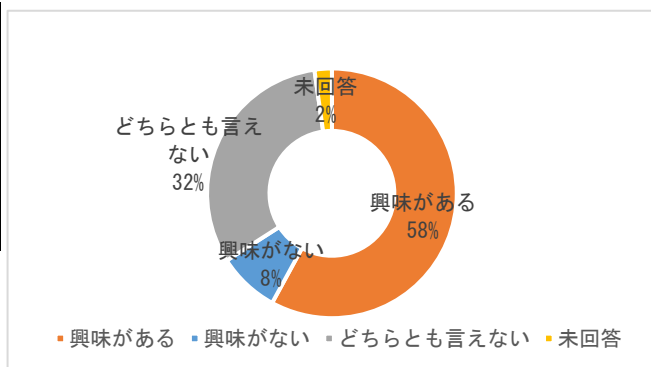


図 34 文化財や歴史文化に関する話題等に対する興味

文化財や歴史文化に関する話題や事業・講座・イベントなどへの興味については、「興味がある」が58%と半数を超えていますが、「どちらとも言えない」が32%、「興味がない」が8%であることから、文化財等への興味関心を喚起する活動が一層必要となります。

④歴史文化に関するイベント等の参加について

設問：佐世保市の歴史文化に関わる機会があれば参加したいですか。

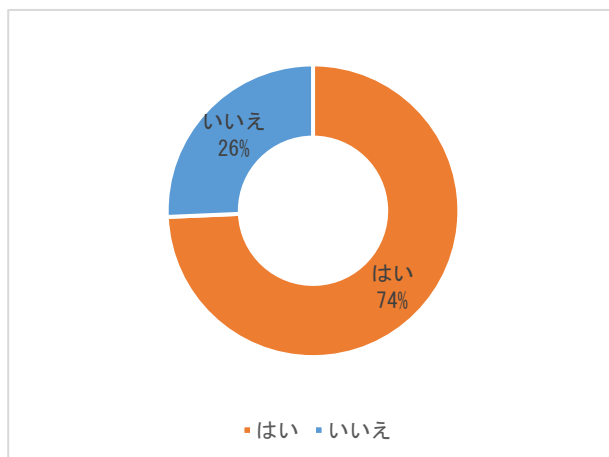


図 35 歴史文化に関わる機会の参加意思

佐世保市の歴史文化に関わる機会への参加意思については、「はい」が約4分の3を占め、市民の歴史文化に関する機会への参加意思を持っている割合が高いことが分かるため、積極的な歴史文化に関わる機会を増やす必要があります。

設問：前問で「はい」と答えた方で、具体的にどんな機会に参加したいですか。（いくつでも可）

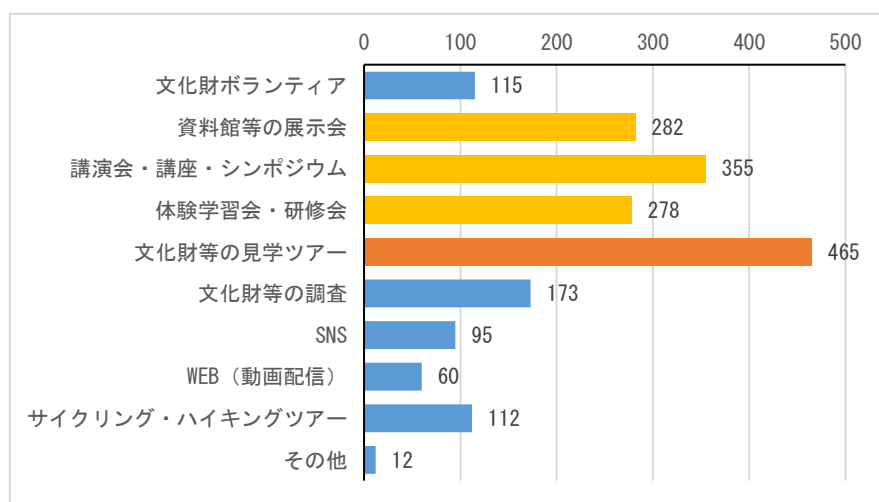


図 36 参加したい佐世保市の歴史文化イベント

「文化財等の見学ツアー」について、多くの市民が参加の意思を示していることが分かります。その他の意見として「講演会・講座・シンポジウム」、「資料館等の展示会」、「体験学習会・研修会」があげられました。

なお、「いいえ」と答えた方は、歴史文化に参加したくない理由として、興味や時間がない、体力的な問題、交通手段という回答がありました。興味を引きそうなイベント等の企画や広報活動、短時間や他のイベントと合同でのイベント開催、座学等の講座の開催など、様々なニーズに応じたイベント等の企画も必要であることが分かります。

設問：文化財の保存や活用に関する活動に興味がありますか。

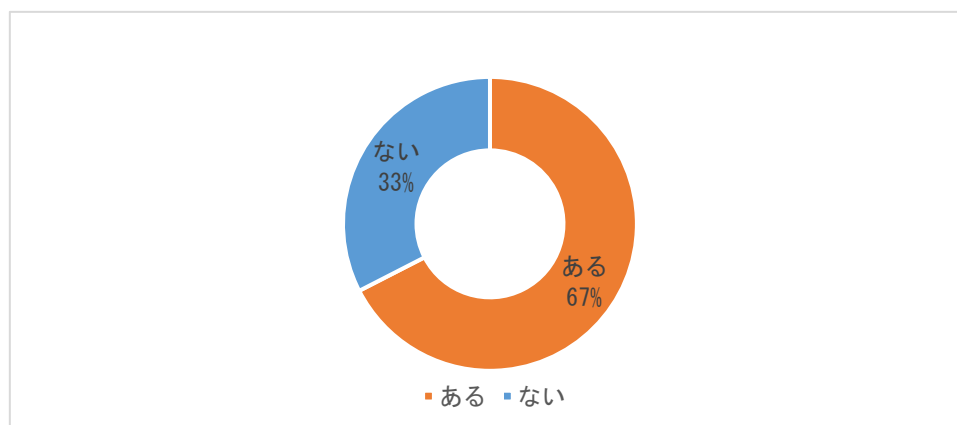


図 37 文化財の保存や活用に関する活動への興味

文化財の保存や活用に関する活動への興味について、約 7 割の人が興味を持っており、約 3 割の人が興味はないと回答しています。

設問：前問で興味があると答えた方で、具体的にどんな活動に興味がありますか。
(いくつでも可)

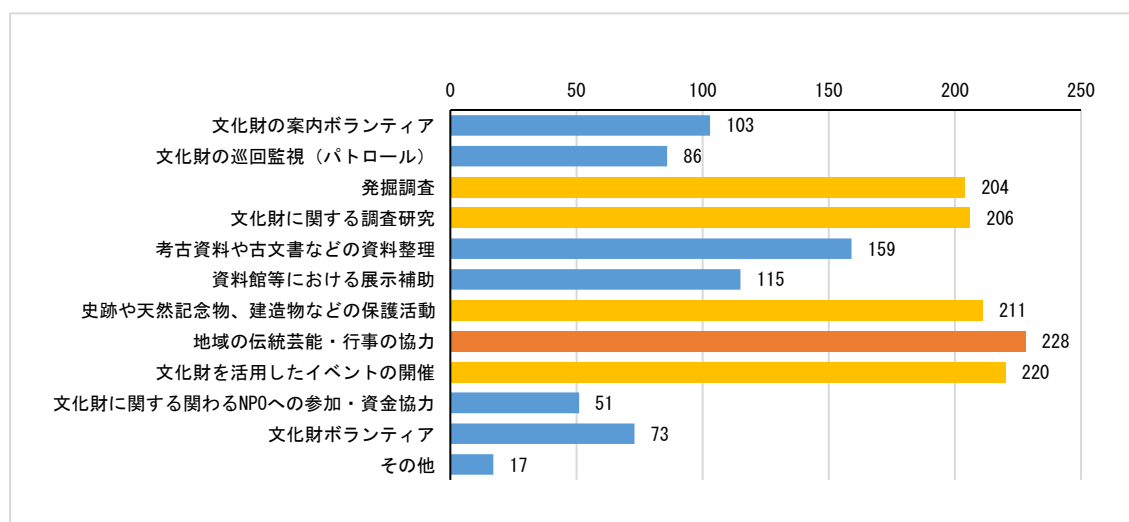


図 38 興味のある文化財に関する具体的な活動

文化財の保存や活用に関する活動への興味があると答えた人が、具体的に興味を示した活動内容は「地域の伝統芸能・行事の協力」が最も多いが、続く「文化財を活用したイベントの開催」、「史跡や天然記念物、建造物などの保護活動」、「文化財に関する調査研究」、「発掘調査」と大きな差はない結果となりました。

2 文化財の保存・活用に関する課題

第5章の基本方針を切り口として、佐世保市における文化財の調査・保存・活用・整備に関する課題を以下に整理します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

(1) 佐世保の文化財を「まもる」ための課題

①文化財の調査・研究

文化財の把握調査については、分野によって実施状況に偏りがあり、網羅的な把握には至っていません。未指定の文化財だけでなく、既に指定等を受けている文化財についても、国指定や県指定の学術的価値の高い文化財を中心に調査・研究は進められていますが、市指定文化財や全体の現状や管理状況の把握が十分ではありません。また、一元的な情報管理体制が整っていない状況です。さらに、計画的・継続的な調査体制の未整備も課題となっています。近年は、文化財のDX化などの重要性が高まっており、その導入が求められます。

【①文化財の調査・研究に関する課題】

- ①-1 文化財の把握調査が分野によって偏重がある。
指定等文化財の現状や管理状況の把握が不足している（一元管理不足）。
把握調査や価値付けが不十分である。
文化財調査が断続的である。
- ①-2 先端科学を活用した記録作成が求められる。
- ①-3 未指定文化財の調査及び周知が不足している。

②文化財の維持管理

佐世保市の文化財保存に関して、市の条例・規則に加え補助要綱を定めるなどの取り組みを行っています。しかしながら、文化財の維持・管理に必要な支援や経費の確保が限定的であり、特に個人や民間団体が所有する文化財では、費用負担や維持管理体制の構築が大きな課題となっています。また、支援する行政側の人材育成も急務であり、維持管理の方法や保存制度に関する情報発信とその担い手が求められています。

佐世保市は、離島含めて広範囲に地域コミュニティが分布しており、その地域ごとに特色のある歴史文化を有していますが、地域で受け継がれてきた祭礼・行事などの無形の民俗文化財は、担い手の減少や高齢化に伴い存続の危機に直面しており、今後ますます地域の文化財の継承が課題となると想定されます。

また、長い海岸線や市街地を囲む山々には、佐世保特有の風景や自然環境があります。それら自然環境の中には、レッドデータリスト記載の絶滅の恐れがある希少種も存在し、文化財も保護対象として位置付ける仕組みづくりのほか、広く周辺環境を含めた景観の保全に取り組むとともに、保存に関する普及啓発が求められます。

【②文化財の維持管理に関する課題】

- ②-1 市の文化財維持管理体制や取り組みが不十分である。
- ②-2 文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）が限定的である。

民間所有の文化財に対する行政の関与、役割分担が曖昧である。

持続的な保存活動のための資金確保の仕組みが不足している（特に個人所有の文化財では費用負担が困難）。

②-3 無形の民俗文化財が存続の危機にある。

地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承が困難な状況にある。

②-4 レッドデータ・リスト等の絶滅危惧種の文化財指定が必要である。

②-5 文化財とその周辺環境を含む景観の保全が必要である。

②-6 文化財の維持管理方法の周知が不足している。

文化財の保存制度に関する情報発信が希薄である。

③文化財の防災・防犯対策

近年、地球温暖化や大型台風などの環境変化による影響が顕在化しており、文化財の損傷リスクが高まっています。佐世保市地域防災計画は策定されていますが、市の文化財に特化した文化財防災対策に関するマニュアルは十分に整備されておらず、緊急時の対応体制に課題があります。

国の重要文化財等には国の指針をもとに対応し、国・県指定文化財は県保護巡視員が年間巡視を行っています。文化財の所有者や管理団体と、防火・防犯などを担当する行政部局との情報共有等の連携や設備等が十分ではなく、災害時の迅速な対応や平常時の予防的管理が難しい状況にあります。

これらを踏まえ、環境変化に対応した防災計画の策定や、行政と文化財管理者の密接な連携、情報共有体制の強化が求められています。

【③文化財の防災・防犯対策に関する課題】

③-1 温暖化や大型台風等の環境変化により、史跡等の保存への悪影響が顕在化している一方で、対応体制が不十分である。

③-2 防災対策マニュアルが不十分、（または内容によっては未作成）である。

③-3 行政（防火・防犯部局）と文化財所有者または管理者（保存団体）の関係が希薄である（設備・情報共有）。

(2) 佐世保の文化財を「いかす」ための課題

④展示施設の整備・活用

佐世保市が有する歴史文化を次世代に継承するためには、それらを学ぶ場を確保することが必要です。しかし、市民をはじめ、次世代を担う児童・生徒が歴史文化を一元的に学べる施設は十分に整備されておらず、関連資料も分散して管理されている状況です。

展示施設に関しては、観光振興の観点から解説案内板等の整備が進められているものの表現方法やデザインの統一、内容更新の状況には差が見られ、来訪者への情報提供の分かりやすさに課題が見られます。また、文化財のガイダンス施設における駐車場や誘導サインなどの機能も不足しており、来訪者の利便性や安全性に対する課題があります。

【④展示施設の整備・活用に関する課題】

- ④-1 市民、児童・生徒が歴史文化を一元的に知るための施設が不十分である(資料も分散管理)。
- ④-2 ガイダンス(駐車場・誘導サイン・トイレ等)の整備が不足している。
- ④-3 解説案内板は近年設置した一部を除いて統一感がなく、前時代的展示説明のまま更新されていない(現在の来訪者への配慮不足)。

⑤文化財を活かしたコンテンツづくり

文化財をより深く知り、その魅力を実感してもらうためには、歴史文化を活かした市民・来訪者向けの体験やイベントの充実が必要です。しかし、文化財を巡るまち歩きなど、地域を巡りながら楽しむ企画や環境整備は実施されているものの、面的な広がり等の面で限定的な状況が見られます。

また、民間の観光事業者との連携による取組みを行っていますが、市ならではの歴史文化を体験できる事業については内容等の偏りが見られます。加えて、地域の団体と協力して行う市民参加型のイベントは、地域全体で歴史文化を盛り上げる仕組み等、継続性や参画機会の広がり等の面で課題が見られます。

【⑤文化財を活かしたコンテンツづくりに関する課題】

- ⑤-1 まち歩きを楽しむことができる企画や環境整備が限定的である。
- ⑤-2 民間観光事業者との連携による市ならではの歴史文化を体験できる事業の内容に偏りがある。
- ⑤-3 地域団体と連携した市民参加型イベントについて、継続的な実施や参画機会の広がりが限定的となっている。

⑥文化財の情報発信

佐世保市では、文化財の保存や活用に関する市民の理解や関心が十分とはいえません。文化財の所有者や関係者の歴史文化に対する価値観は多様化しており、統一的な保護の考え方を共有することが難しい状況です。また、市民全体の文化財への興味が十分に高まっておらず、保存目的や意義についての説明も不足しています。さらに、文化財に関する情報発信や広報活動も限定的であり、来訪者や地域住民に向けた PR の取組みが十分に行われていません。これらの状況から、文化財に関する情報発信を強化し、市民理解と関心の醸成が必要です。

【⑥文化財の情報発信に関する課題】

- ⑥-1 所有者等の歴史文化の価値に対する理解や認識にばらつきがある。
- ⑥-2 市民の文化財の価値や意義に対する興味が不足している。
- ⑥-3 文化財の価値や意義に関する情報発信（PR）の取組みが不足している。
文化財の保護目的や意義について、市民に対して説明不足である。

⑦文化財に関する普及啓発コンテンツづくり

佐世保市の文化財を次世代に継承するためには、教育・学習機会の確保が重要ですが、調査成果を市民と共有する講座やイベントは単発的で継続性に課題があります。また、若い世代の文化財への関心も低下しているなかで、担い手の世代交代に関する課題も顕在化しています。

小・中・高校や大学との連携による文化財を活用した教育の機会は有効に活用できておらず、学校教育や団体客への見学受け入れ体制も十分とはいえません。その結果として、子ども時代から文化財に親しむ機会や、興味を抱かせる継続的な取組も限られており、文化財に関する普及啓発コンテンツが不十分であることが課題となっています。

【⑦文化財に関する普及啓発コンテンツづくりに関する課題】

- ⑦-1 調査成果を講座等で市民と共有する機会が不足している（単発的で非継続性）。
- ⑦-2 若い世代の歴史文化への関心度が低下している（担い手の世代交代が必要）。
- ⑦-3 学校（小・中・高校・大学）と連携した文化財等を活かした教育の機会を有効に活用できていない。
- ⑦-4 文化財の見学受け入れ体制が不足している（学校教育や団体客への対応が限界）。
- ⑦-5 子どものころから文化財に親しむ継続的な機会が不足している。
文化財に興味を抱かせる機会が不足している。

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

（３）佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための課題

⑧行政と市民・団体との連携体制

基本方針Ⅰ・Ⅱで示した「まもる」「いかす」取組みを推進するためには、文化財の保存・活用を推進するための民間や関係団体との連携が不可欠です。しかし、文化財の保存・活用に関わる人材育成や組織構築、情報交換の体制も十分とは言えず、行政と地域（民間）との連携体制も十分に体系化されていない状況です。

さらに、文化財の各分野に対応できる専門職員の数や体制が不足しており、文化財に関わる行政内部の横断的な連携や事業分担も限定的です。これらの課題から、文化財の保存活用を支える組織・体制や人的資源の整備が不十分であることが課題となっています。

【⑧行政と市民・団体との連携体制に関する課題】

- ⑧-1 民間の産業関係・関係団体と連携した取り組みの広がりが限定的となっている。
- ⑧-2 文化財の保存活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制が不十分である。
- ⑧-3 行政と地域（民間）の連携体制が十分に体系化されていない。
- ⑧-4 各分野に対応できる職員（文化財専門職員の数や経験、体制・事務系職員との役割分担）が不足している。
- ⑧-5 文化財に関係する行政内の横断的な関係（事業分担）が限定的である。

⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成

行政・団体間の連携とともに、管理者や保存団体等に対する人材育成やその確保が課題となっています。管理者や保存団体メンバーの高齢化により体制の維持が懸念されており、技術の継承や後継者育成の取り組みが求められます。

また、文化財の魅力を伝えるガイドやボランティアなどの人材育成も十分に行われておらず、若い世代を対象とした育成プログラムの整備が必要です。加えて、地域の語り部や専門家の不足も指摘されており、文化財の保存と活用を支える人材基盤の強化が課題となっています。

【⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成に関する課題】

- ⑨-1 管理者および保存団体の高齢化による体制不足が懸念される。
文化財に関わる技術の継承や後継者育成を進めることが必要である。
- ⑨-2 ガイド等、歴史遺産の魅力を伝える人材育成の取り組みが不足している。
若い世代の育成プログラムの作成が必要である。（文化財ボランティアなど）
地域の語り部が不足している。

⑩広域的連携・ネットワーク展開

佐世保市は、日本遺産をはじめ、近隣市町と共有する歴史文化を有しており連携した取り組みを行っていますが、文化財全体で見れば県や他市との連携が十分ではなく、地域を越えた歴史教育や文化財の活用が十分に進んでいません。文化財の価値や魅力を伝えるためには、市域内だけでは把握しきれない歴史的背景や地域性（彼杵国、平戸藩、大村藩など）に対応した教育や情報発信も必要です。市内においても、合併に伴い各地区の特性やその拠点性が薄まりつつある現状もあり、広域的な視点で歴史文化を活かす施策の推進が求められています。

【⑩広域的連携・ネットワーク展開に関する課題】

- ⑩-1 文化財を中心として、広域的に維持・向上を図る施策が求められる。
- ⑩-2 近接する行政機関（県・市）との連携が不足している。
- ⑩-3 現在の市域では捉えることができない歴史教育が必要である（彼杵国や平戸藩、大村藩等）。
- ⑩-4 合併により各地区の特性が不明確となり、地区の拠点性が不足している。

3 文化財の保存・活用に関する方針

基本方針の実現に向けて、先述した課題を解決するために、今後取り組む歴史文化の保存・活用に関する方針を以下のとおり設定します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

(1) 佐世保の文化財を「まもる」ための方針

①文化財の調査・研究

文化財の保存・活用を推進するため、まず市内全体の文化財を体系的に再度見直し、その現状や管理体制を整理します。その上で、計画的かつ継続的な調査を行い、未指定を含む文化財の価値を明らかにします。また、先端技術を活用した記録作成の検討・実施により、文化財の情報を的確に継承します。これらの成果をもとに、指定等文化財の保存活用計画を作成することで、地域の歴史文化を次世代へと確実に伝えていきます。

【文化財の調査・研究に関する方針】

- ①-1 文化財の把握調査の実施
 - 一元管理での指定等（把握済み）文化財の現状、管理の把握
 - 文化財の把握調査や価値付けの実施
 - 文化財の計画的及び継続的な調査の実施
- ①-2 先端科学を活用した記録作成の検討と実施
- ①-3 未指定文化財の調査と周知活動の実施
- ①-4 指定等文化財の保存活用計画の策定

②文化財の維持管理

文化財を適切に守り伝えるため、市の保護体制や支援体制を充実させ、民間所有を含む文化財の維持・管理に必要な支援を強化するとともに、道路などの関連インフラの整備促進や文化財周辺の歴史的景観の保全、絶滅危惧種の文化財指定など、文化財の保護に寄与する取組みを推進します。さらに、文化財の保存制度や維持管理方法の周知・啓発により、市民とともに文化財を守る体制を築きます。

【文化財の維持管理に関する方針】

- ②-1 市の文化財維持管理体制や取組の充実
- ②-2 文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）の充実
 - 民間所有の文化財に対する行政の関与、役割分担の明確化
- ②-3 無形の民俗等の支援、デジタルアーカイブ化の実施
 - 地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援
- ②-4 文化財を管理する道路（インフラ）等の整備
- ②-5 レッドデータ・リスト等の絶滅危惧種の文化財指定と啓蒙活動の実施
- ②-6 文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観を保全
- ②-7 文化財の維持管理の方法の周知
 - 文化財の保存制度の情報発信強化

③文化財の防災・防犯対策

気候変動や自然災害の激甚化に備え、文化財を守るための防災体制を構築します。防災対策マニュアルを整備し、平時からの備えと緊急時の対応を明確化するとともに、防火・防犯を担当する行政部局と文化財所有者や保存団体との連携を強化します。これにより、災害発生時にも文化財を迅速かつ的確に保全できる協働体制を確立し、安全で持続的な文化財保護を実現します。

【文化財の防災・防犯対策に関する方針】

- ③-1 温暖化や大型台風等の災害から、史跡等を守る体制の構築
- ③-2 防災対策マニュアルの作成
- ③-3 行政（防火・防犯部局）と文化財所有者または管理者（保存団体）の関係強化

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

（２）佐世保の文化財を「いかす」ための方向性

④展示施設の整備・活用

地域全体を一体的に楽しみ、学べる場として位置づけるミュージアム構想を推進します。また、来訪者が安心して文化財を巡ることができるよう、駐車場や誘導サイン、トイレなどのガイド機能充実をさせ、快適な来訪環境を整備するとともに、文化財の特徴や歴史を的確に伝えるため、解説案内板のデザインや内容の統一・更新を進め、わかりやすく魅力的な情報発信を行います。

【展示施設の整備・活用に関する方針】

- ④-1 ミュージアム構想の推進
- ④-2 ガイダンス（駐車場・誘導サイン等）整備
- ④-3 解説案内板の統一性と更新の実施

⑤文化財を活かしたコンテンツづくり

佐世保市の文化財をより身近に感じ、楽しみながら学べるまちづくりを推進します。具体的には、まち歩きを通じて地域の魅力を発見できる企画や環境整備を進めるとともに、民間観光事業者との連携を強化し、市独自の歴史文化を体験できる事業の充実を図ります。

また、地域団体と協力して市民参加型のイベントを実施し、住民や来訪者が一体となって文化や歴史を楽しむ機会を創出することで、地域の文化資源を活用した観光・交流の活性化を図ります。

【文化財を活かしたコンテンツづくりに関する方針】

- ⑤-1 まち歩きを楽しむことができる企画や整備の実施
- ⑤-2 民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実
- ⑤-3 地域の団体と協力体制を構築したイベント（市民参加型）の実施

⑥文化財の情報発信

文化財の価値や保護の意義を市民に広く理解してもらうため、歴史文化に関する周知を徹底します。あわせて、市民の関心を高めるための情報発信やイベントの充実を図り、文化財に触れる機会を増やすことで、市民自らが文化財を守り、活かす意識を持つことができる体制を築き、地域全体で文化の継承と発展を支える基盤を形成します。

【文化財の情報発信に関する方針】

- ⑥-1 所有者等に対する歴史文化の周知
- ⑥-2 市民の文化財に対する興味を高める情報発信、イベント等の強化
- ⑥-3 文化財情報発信（PR）の取組強化
文化財の保護目的や意義に対する市民への情報発信強化

⑦文化財に関する普及啓発コンテンツづくり

調査成果や文化財の魅力を市民と共有する機会を積極的に構築し、地域の歴史・文化への理解を深めます。特に若い世代に対しては、学校（小・中・高校・大学）との連携を通じ、文化財を活用した教育や体験学習を充実させ、興味・関心を高める取組を行います。

また、文化財の見学受け入れ体制の強化、講座やイベント、体験活動など、多様な参加型の機会を通じて文化財への興味を育み、子どもから大人まで継続的に文化財に親しめる環境を整えます。

【文化財に関する普及啓発コンテンツづくりに関する方針】

- ⑦-1 調査成果を講座等で市民と共有する機会の構築
- ⑦-2 若い世代の歴史・文化への関心を高める対策の実施
学校（小・中・高校・大学）と連携した文化財等を活かした教育の充実
- ⑦-3 文化財の見学受け入れ体制の強化
- ⑦-4 子どものころから文化財に親しむ継続的な機会の充実
- ⑦-5 文化財に興味を抱かせる機会の充実

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

（３）基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための方向性

⑧行政と市民・団体との連携体制

文化財の保存・活用を効果的に進めるため、民間の産業関係者や関係団体との連携を強化し、地域全体での協働体制を推進します。また、文化財を守り活かす人材の育成や組織体制の整備、情報交換の仕組みを構築し、行政と民間が連携して取り組む基盤を確立します。

行政内部においては、各分野に対応できる文化財専門職員の配置や体制を充実させ、行政内の横断的な連携と事業分担を明確化することで、文化財保存・活用の実効性を高めます。

【行政と市民・団体との連携体制に関する方針】

- ⑧-1 民間の産業関係・関係団体と連携した取り組みの推進
- ⑧-2 文化財の保存・活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制の構築
- ⑧-3 行政と地域（民間）の連携体制の拡大

- ⑧-4 各分野に対応できる文化財専門職員（数や体制）の体制充実
- ⑧-5 文化財に関係する行政内の横断的な関係強化（事業分担）

⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成

文化財の保存・活用の継続的な推進のため、管理者や保存団体の体制強化と人材育成を支援します。特に、文化財に関わる技術や知識の継承、後継者の育成を重点的に進めるとともに、地域の歴史遺産の魅力を伝えるガイドや語り部など専門的人材の育成にも注力し、地域の文化財を守り活かす人材基盤を強化し、継続的な保存・活用体制の確立を図ります。

【管理者や保存団体等に対する支援・人材育成に関する方針】

- ⑨-1 管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援
文化財に関わる技術の継承や後継者育成強化
- ⑨-2 ガイド等、歴史遺産の魅力を伝える人材育成支援
若い世代の育成（文化財ボランティアなど）プログラム作成
地域の語り部の人材育成の充実

⑩広域的な連携・ネットワーク展開

広域的に価値を有する文化財について、近接する市町や県などの行政機関との連携を強化し、情報共有や共同施策の推進を行うとともに、広域での歴史教育体制を整備し、学校や地域団体との連携を通じて地域の歴史や文化を次世代に伝える仕組みを構築します。

また、広域的な連携と共に、各地区の歴史的特性や資源を活かした拠点づくりを進め、文化財を中心とした地域の魅力向上と交流の促進を図ります。

【広域的な連携・ネットワーク展開に関する方針】

- ⑩-1 文化財を中心として広域的に維持・向上を図る
- ⑩-2 近接する行政機関（県・市町）との連携強化
- ⑩-3 広域地区での歴史教育の体制及び連携の構築
- ⑩-4 各地区の歴史的特性を活かした拠点の構築

4 佐世保ミュージアム構想

佐世保市では、これまで本計画の上位計画や個別計画において文化財の展示・収蔵・調査研究・保存・活用のセンター施設を検討してきました。特に、「佐世保市教育文化振興計画（第4期）」では、文化財展示施設を各地区の歴史的な特徴に対する理解を深め、郷土学習の拠点として活用することを目的に、各種施設の再編と分散した展示収蔵施設を集約した適正配置が求められており、その解決策として博物館や埋蔵文化財センターなどのセンター機能をもつ施設の基本的なあり方を検討することとしています。

そのため、現状での課題やこれまでの研究を踏まえ、本計画において以下のとおり「（仮称）佐世保ミュージアム」を整理します。

（１）「（仮称）佐世保ミュージアム」構想

本計画において、第5章の「将来像」を具体化するセンター機能を有する施設として「（仮称）佐世保ミュージアム」を「佐世保の文化財を守り、活かし、つなぐ」基本方針とその取組を推進するための拠点施設と位置付けます。

「（仮称）佐世保ミュージアム」は、これまで蓄積された膨大な資料や分散した展示及び収蔵施設、また老朽化した文化財施設を集約化し、本計画で位置付ける関連文化財群を背景として、将来の文化財指定や各種保護措置を推進する「文化財を守り、活かし、つなぐ」ための施策を実施するにふさわしい施設が望まれます。

そのため、本施設において、文化財の展示、収蔵、管理、調査・研究などによる、文化財の保存と活用を一元的に行うことを目指します。

また、佐世保市に点在するサテライト的な史跡や建造物のほか、既存文化財展示施設を周遊する「フィールドミュージアム」を有機的に連携させたミュージアムネットワークを描き、このミュージアムネットワーク全体を含めて、「佐世保ミュージアム」構想の基盤とした推進体制の構築を図っていきます。

本計画に掲げるミュージアム構想は、①将来構想「（仮称）佐世保ミュージアム」と関連施設のネットワーク、②佐世保文化財を育む地域のフィールドミュージアム、③つながるミュージアム、という3つの観点から「佐世保の文化財を守り、活かし、つなぐ」ミュージアムとその有機的なネットワーク化（次ページ図 39）を目指していくものです。

（２）構想の三本の柱 ～ 基本的な考え方 ～

① 将来構想「（仮称）佐世保ミュージアム」と関連施設のネットワーク

将来構想「（仮称）佐世保ミュージアム」は、後述する関連施設の情報発信やガイダンスのセンター機能を有し、佐世保の文化財や関連資料を保存し、活用し、継承するための措置や防災・防犯、災害発生時への対応基盤を有する拠点施設を目指します。

関連施設は、第1章（6）文化財に関連する施設である旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設やさせぼ立神近代化歴史公園、福井洞窟ミュージアム、三川内焼美術館・うつわ歴史館、黒島天主堂等に加え、各地域の歴史民俗資料等を展示しているコミュニティセンターや文化財整理室、収蔵施設なども該当します。これらの施設は、佐世保市の公共施設再編計画や将来の社会情勢を勘案し、

集約化を推進する一方で、地域の文化財市施設として必要な機能を有するセンター施設とサテライト施設の有機的なネットワークを構築します。

本計画において示した重層的かつ多様性をもつ佐世保市の文化財は、これらの施設の機能とネットワークにより、センター施設で市文化財の全体の特性と概要を知りうることが可能となり、サテライト施設ではコアなテーマでのフィールドミュージアムの実践を行います。

② 佐世保の歴史文化を育む地域のフィールドミュージアム

広大な佐世保市域の多様な文化財は、その特性から次章で6つのストーリーを構成する関連文化財群として整理することができます。6つの関連文化財群は、それぞれが一つの野外博物館的機能を有しており、さまざまな文化財の保存・活用を一体的に行うことができます。

これらフィールドミュージアムは、関連文化財群と区域における歴史重層性を辿るフィールドであり、まさに空間と時間を行き来するミュージアムを示したものです。

そして、こうした文化財群を「見て、知り、学ぶ」ことはもちろんのことですが、文化財保護法の枠に収まらない、地域の様々な宝「佐世保の歴史文化」を体感するためのもので、こうした体験を通じて、市民のシビックプライドの醸成が期待されます。

また、フィールドミュージアムにおいては、既存施設であるミュージアムが地域内回遊のコアとして機能することで、来訪者のアクセシビリティ、利便性等を担保していくことが可能となります。

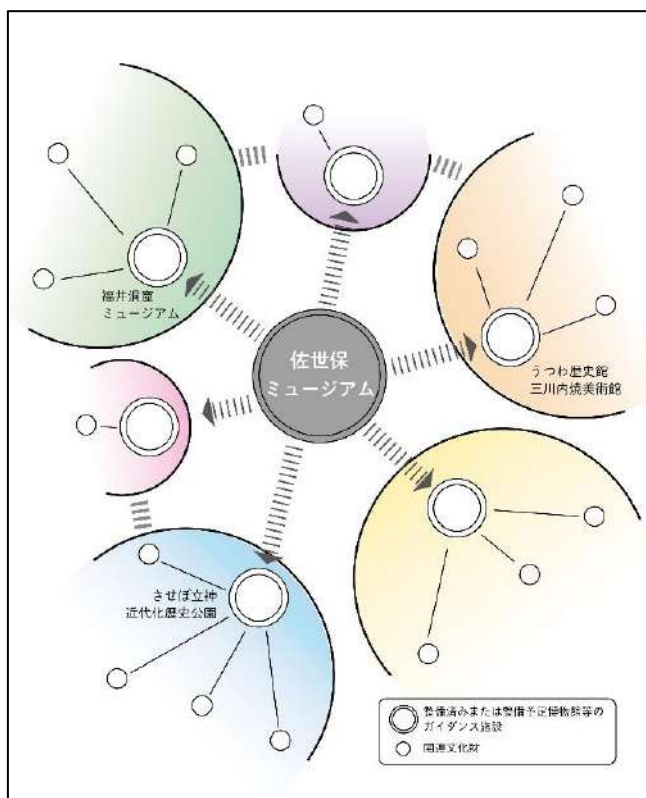


図 39 (仮称) 佐世保ミュージアム構想

③ つながるミュージアム

上述の①と②の機能を有機的に連動・連携させるためには、市民一人一人が主体者となり、私たちの宝物を守り、活かし、つなぐことが必要不可欠です。「(仮称) 佐世保ミュージアム」には、これまで継承に尽力してきた各種文化財の保存団体や NPO に加えて、関係する市内外の人々が集い、学び、交流する「つながる」ハブ機能を有する施設を目指します。

この「(仮称) 佐世保ミュージアム」構想の実現が、佐世保市における文化財の保存・活用の将来像に向けて必要不可欠なものとなります。

第7章 文化財の保存・活用に関する取組

ここでは、第6章の課題・方針を踏まえ、行政が取り組むべきもの及び官民協働で実現するものについて、文化財の保存・活用の方針と取組を設定します。本計画における「取組」とは、計画期間中に行う事業や関係法令上の取組みのほか、民間団体や地域住民等が文化財の保存・活用に関し行うものです。各取組については、その実効性を高めることを意図し、取り組む主体、実施期間を整理し、取り組む主体は、地域（市民、地域、市民団体、事業者、関係機関）と市（佐世保市）、実施期間は本計画の計画期間10年とし、初動期（R8-R10）の3年間で前期、中期（R11-R13）の3年間、後期（R14-R17）の4年として、進捗管理と見直しを図りながら進めていきます。措置の実施に当たっては、重点事業の設定や多様な主体と連携し、市費以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等、国や県の補助制度を活用して、効果的な実施を図ります。

1 市域における文化財の保存・活用に関する取組

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

（1）佐世保の文化財を「まもる」ための取組

●取組主体、○関係者：協力者

保存と活用に関する取組			取組主体				実施期間			
取組名	現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	前期	中期	後期	次期計画
1. 文化財の調査・研究体制										
1-1 文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	・市内文化財悉皆調査 ・市内文化財の把握調査・台帳整備 ・文化財の新規指定 ・詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理 ・市文化財課事業計画管理	・文化財に関する緊急調査・学術調査の実施	○	○	●	●				
1-2 3D計測やデジタルアーカイブ等の先端技術を活用した記録・保存調査の実施	・科学分析調査 ・先端技術調査（3D）	・先端科学等記録保存調査	○	○	●	●				
1-3 未指定の文化財（歴史文化）の新規指定に向けた把握調査と情報発信の実施	・未指定文化財の新規指定 ・未指定文化財に関する情報発信	—	○	○	○	●				
1-4 指定等文化財の保存活用計画の策定	・保存活用計画の策定	・未策定指定文化財に対する保存活用計画の早急な策定	○	○	○	●				
1-5 関連文化財群・文化財保存活用区域に関する調査研究の実施	—	・関連文化財群及び文化財保存活用区域を基盤とした各種事業の展開	○	○	○	●				
2. 文化財の保護・維持管理										
2-1 文化財保護に関する市の体制整備や文化財保存団体の管理・連携	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体の管理	・文化財専門職員や事務職員の充実	○	○		●				
2-2 文化財保存団体への維持管理業務委託等の実施及び持続的な文化財保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討	・指定文化財への補助 ・文化財保存団体への管理・清掃委託 ・後継者育成 ・ふるさと納税基金の活用	・文化財維持管理マニュアルの作成 ・文化財クラウドファンディング、文化財寄付、ふるさと納税の活用	●	●	●	●				
2-3 後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗等）継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施	・無形文化財後継者育成 ・指定文化財への補助 ・映像記録保存	—	○	●	○	●				
2-4 文化財を管理する道路（インフラ）等の整備に向けた道路整備リストの作成	・道路整備台帳の作成	・文化財管理に必要な道路整備リストの作成	○	○		●				
2-5 レッドリスト等の絶滅危惧種の文化財への新規指定と保護に向けた情報発信等の実施	・文化財の新規指定 ・レッドデータブックの作成	・個別の絶滅危惧種等の保護手法の検討	○	●		●				

2-6	文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携	・文化的景観の保存活用 ・景観計画の策定・運用	・文化財と景観まちづくりの連携 ・文化財の周辺環境の整備	○	○	○	●	→
2-7	文化財の維持管理の方法の周知	・文化財補助金・助成制度の案内 ・SNS・HP・広報させばによる情報発信	・文化財補助金・助成制度の案内 ・文化財広報の強化	○	●	○	●	→
2-8	文化財の収蔵環境確保・整備等に向けた検討	・収蔵場所確保の検討	・新規収蔵場所整備に向けた検討				●	→
3. 文化財の防災・防犯対策								
3-1	自然災害から史跡等の保護に向けた文化財巡視の実施、防災部局等との連携による体制の構築	・文化財巡視(パトロール) ・文化財保護指導員の巡視	・所有者、防災部局等との連携強化による防災体制の構築	○	○	○	●	→
3-2	防災対策マニュアルの作成	・防災対策マニュアルの作成	—	○	○	●	●	→
3-3	行政(防火・防犯部局)と文化財所有者または管理者(保存団体)による防災体制の構築	・文化財防火デーの実施	・所有者、防災部局等との連携強化による防災体制の構築	●	○		●	→

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

(2) 佐世保の文化財を「いかす」ための取組

●取組主体、○関係者：協力者

保存と活用に関する取組			取組主体				実施期間			
取組名	現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	前期	中期	後期	次期計画
4. 展示施設の整備・活用										
4-1	各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討	・各ガイダンス施設の管理運営 ・文化財収蔵庫の維持管理	●	●	●	●	→			
4-2	駐車場・誘導サイン等の来訪者向け機能の整備	—	○	○		●	→			
4-3	サインデザインガイドラインの作成及び解説案内板の更新	・文化財説明板、観光標識等設置 ・サインデザインガイドラインの作成及びガイドラインに基づく解説案内板の整備	○	○	○	●	→			
5. 文化財を活かしたコンテンツづくり										
5-1	まち歩き郷土史体験講座等の実施及び解説案内板・パンフレット等の整備	・郷土史体験講座 ・文化財説明板設置 ・文化財パンフレット・冊子等作成	●	●		●	→			
5-2	観光事業者等との連携による文化財ガイドツアー等の企画立案・実施	—	○	●	○	●	→			
5-3	地域団体等との連携体制の強化に向けた各種講座の実施及び市民参加型イベントの開催	・まちづくり出前講座 ・文化財関連イベントの実施	●	●	○	○	→			
6. 文化財の情報発信										
6-1	デジタルツールの活用等、文化財保護の価値や保護意義を分かりやすく伝える情報発信の実施	・文化財広報(SNS・HP情報発信)	○	○	○	●	→			
6-2	市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財説明板設置 ・文化財広報	○	●	○	●	→			
6-3	デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報(SNS・HP・広報誌情報発信) ・既存冊子等のHP公開	○	●	○	●	→			
7. 文化財に関する普及啓発コンテンツづくり										
7-1	展覧会や講演会等の開催やデジタルツールの活用による情報発信等、継続的な学びの場の提供	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財広報(SNS・HP・広報誌情報発信)	●	●	●	●	→			
7-2	ふるさと歴史発見学習の継続及び若者が興味を持ちやすい情報発信・学習環境の整備	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報(SNS・HP・広報誌情報発信) ・文化財学習プログラム(出前講座等)	●	●	●	●	→			
7-3	見学受け入れ体制の強化に向けた各文化財施設の運営効率化や、地域団体等との連携強化、ガイド人材育成等の実施	・各文化財施設の運営	●	●	○	●	→			

7-4	ふるさと歴史発見学習の継続及びワークショップやイベント、地域伝統行事等への参加促進に向けた企画立案・情報発信等の実施	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信） ・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催	—	●	●	●	●	→			
7-5	放課後子ども教室等との連携による文化財学習の場の提供、体験型教材や探求学習プログラムの企画立案	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報業務（SNS・HP・広報誌情報発信） ・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催	・放課後こども教室等との連携による文化財への関心喚起 ・体験型教材等の開発検討	○	○	○	●	→			

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

(3) 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための取組

●取組主体、○関係者：協力者

保存と活用に関する取組（措置）			取組主体				実施期間			
取組	現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	前期	中期	後期	次期計画
8. 行政と市民・団体との連携体制										
8-1	産業界や観光事業者、地域団体等との定期的な連絡会の開催や文化財活用・保存活動に関する情報共有の実施	・観光コンベンション協会との連携 ・産業団体との連携	・地域団体等との連絡会の定期開催 ・市民団体等と連携した文化財活用に関する取組の実施	○	●	●				
8-2	文化財ガイド養成講座の実施やガイド認定制度、行政・地域団体・民間事業者等による情報交換ネットワークの整備	・文化財保存団体の設立の推進 ・観光マイスター制度の実施	・文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成 ・行政・各種団体間の情報交換体制の充実 ・地域団体等との連絡会の定期開催	○	○	○	●			
8-3	市民団体等との協働体制の構築・強化に向けた文化財保存団体の設立支援や定期的な情報交換の実施	・文化財保存団体の設立支援	・市民団体等と連携した文化財活用	●	●	○	●			
8-4	専門職員の計画的な拡充や民間専門家等外部ネットワークとの連携・共同プロジェクト等の実施	・文化財専門職員や事務職員の充実				●				
8-5	文化財関連部署との定期的な情報交換、共同プロジェクト、庁内向け研修等の実施による横断的連携体制の強化	・関連部署・関係機関との連携強化（定期的な連絡会議や研修会の開催）			○	●				
9. 管理者や保存団体等に対する支援・人材育成										
9-1	保存団体等に対する担い手育成支援及び他地域団体等とのネットワーク構築による体制の強化	・文化財管理への支援 ・保存団体等の後継者育成	—	○	●	○	●			
9-2	文化財ボランティアやガイド養成講座など人材育成プログラムの企画立案・実施	・ふるさと歴史発見学習 ・観光マイスター制度の実施 ・郷土史体験講座 ・文化財説明板設置 ・文化財パンフレット作成	・文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成	●	●	●	●			
10. 広域連携・ネットワーク展開										
10-1	文化財を活かした景観まちづくり等、周辺環境を含めた文化財の価値の把握及び維持向上策の検討	・景観計画の策定・運用	・地域住民等との協働による文化財を活かしたまちづくりの推進	○	○	○	●			
10-2	近接する行政機関（県・市町）との連携強化による共同プロジェクトの実施	・日本遺産、世界遺産、洞窟遺跡関連施策の推進	—	●	●	○	●			
10-3	広域的な歴史的背景を反映した教材や学習プログラムの作成、情報発信の充実	・日本遺産、世界遺産、洞窟遺跡関連施策の推進	・学習教材・プログラム等の開発検討	○	●	○	●			
10-4	既存の文化財施設の運営の充実及びコミュニティセンター等の地域拠点における取組の実施	・各文化財施設の運営	・各文化財施設の運営充実 ・各地区主体の文化財関連の取組の推進	●	●	○	○			

第8章 佐世保市の関連文化財群の設定

1 関連文化財群について

佐世保市には、多様で豊かな文化財が市内各地に点在しています。これらの文化財は指定等文化財や未指定文化財問わず、単独で価値を持つだけでなく、互いの関係性や周囲の環境とあわせて理解することで、より深い歴史文化の魅力を伝えることができます。

「関連文化財群」とは、文化財とその価値を支える周辺環境や関係要素を一体として捉え、文化財の魅力を伝えるストーリーとして整理し、価値付けを行う枠組みです。

関連文化財群を設定し、文化財の分布を地図上に整理し、活動の拠点や中心となる施設を明示することで、市内の文化財の関係性や価値が見えやすくなり、市全域での取組みを具体化できます。また、関連テーマで活動する団体や施設との協働を通じ、それぞれ特色あるストーリーを展開することもできます。

本計画では、佐世保の歴史文化の特徴をもとに関連文化財群のストーリーの設定を行い、それらの課題と方針を明確化して、今後の佐世保市の特色ある地域の文化活動の活性化につなげていきます。

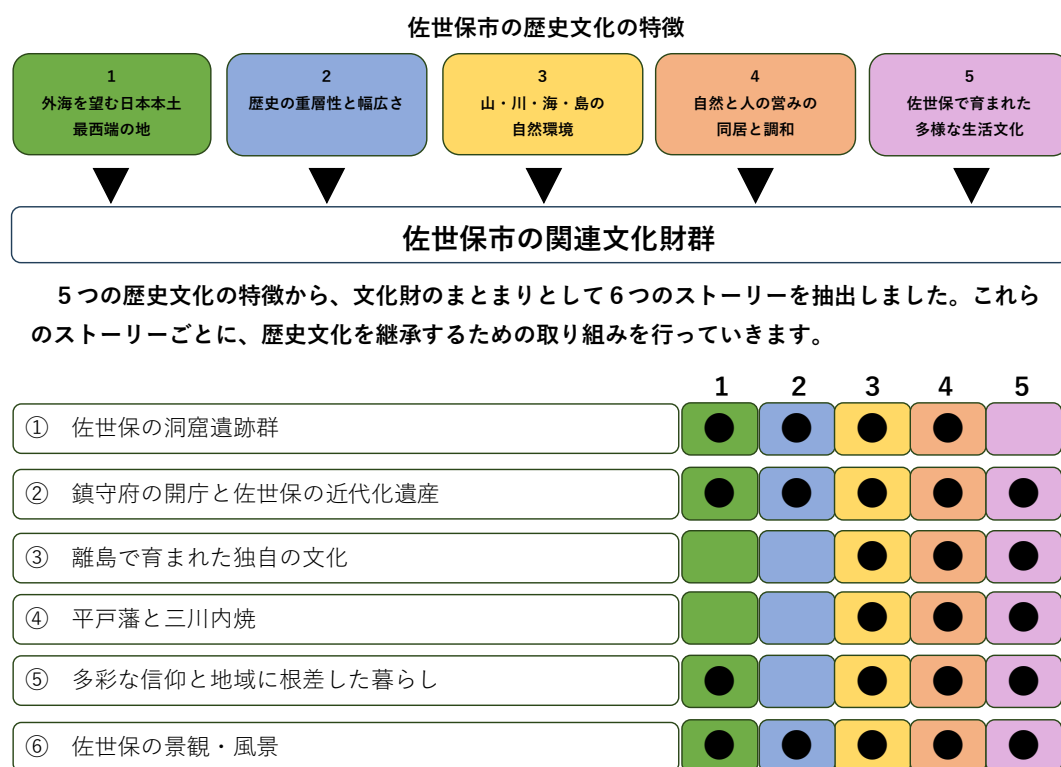


図 40 佐世保市の関連文化財群の整理図

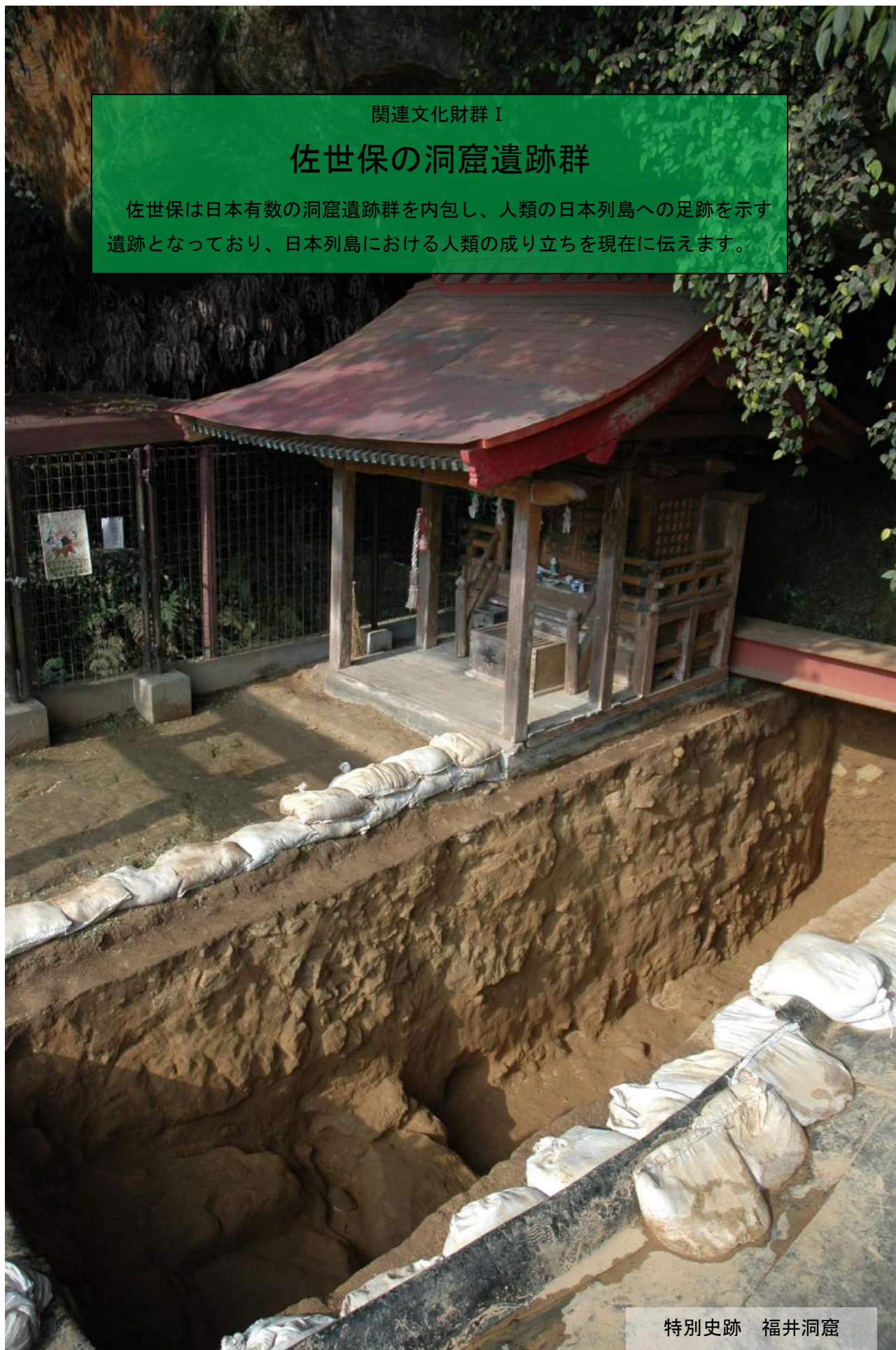
6つの佐世保市の文化財群の概要を下記の通り、記載します。

- ①**佐世保の洞窟遺跡群** 日本有数の洞窟遺跡群を内包し、人類の日本列島への足跡を示すもの
- ②**鎮守府開庁と佐世保の近代化遺産** 鎮守府に決まった佐世保港を中心に近代都市へと変貌を遂げたもの
- ③**離島で育まれた独自の文化** 西海に囲まれた黒島・高島・宇久島の島文化
- ④**平戸藩と三川内焼** 江戸時代に平戸藩領内で作られた三川内焼
- ⑤**多彩な信仰と地域に根差した暮らし** 地域の多彩な祭礼や風習と自然の恵みがもたらした食文化
- ⑥**佐世保の景観・風景** 佐世保の多彩な自然環境と人の営みが生み出した景観・風景

関連文化財群 I

佐世保の洞窟遺跡群

佐世保は日本有数の洞窟遺跡群を内包し、人類の日本列島への足跡を示す遺跡となっており、日本列島における人類の成り立ちを現在に伝えます。



特別史跡 福井洞窟

2 関連文化財群Ⅰ「佐世保の洞窟遺跡群」

①ストーリー

佐世保市は日本随一の「洞窟遺跡のまち」としても知られています。全国にある約 740 箇所の洞窟遺跡のうち、佐世保市には 36 箇所の洞窟遺跡があり、その数は市町村単位で日本一を誇ります。

洞窟が多い理由は、佐世保市の地質と地形が関係します。本地域の地質は、基盤層である第三紀層堆積岩の上に溶岩が噴出したもので、こうしてできた基盤が河川の浸食や風化作用により削られることで、崖状の地形のなかに洞穴地形が作られる。こうした洞穴や岩陰地形の利用は日本列島最西端の立地条件もあり、旧石器時代にはじまります。また、洞窟と洞窟をつなぐ台地や河岸段丘には先史時代の開地遺跡が多数存在します。なかには黒曜石や安山岩等の原産地遺跡も存在します。さらには、それらの出土品には重要文化財指定を受けた構成文化財もあり、さらに高みを目指していける可能性を秘めています。

これらの要素が関連しあって形成された洞窟遺跡や関連遺跡には、谷や崖、広大な溶岩台地などの佐世保市特有の自然地形を生かして、巧みに生き抜いた人類の足跡を洞窟遺跡群として、一体的にみる事が可能です。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	牽牛崎洞穴	記念物(遺跡)	未指定
2	下本山岩陰	記念物(遺跡)	県指定
3	百間坂洞穴	記念物(遺跡)	未指定
4	泉福寺洞窟	記念物(遺跡)	国指定
5	岩下洞穴	記念物(遺跡)	県指定
6	池野谷洞穴	記念物(遺跡)	未指定
7	杉の尾洞穴	記念物(遺跡)	未指定
8	上炭床岩陰	記念物(遺跡)	未指定
9	大古川岩陰	記念物(遺跡)	未指定
10	菰田洞穴	記念物(遺跡)	未指定
11	天神洞穴	記念物(遺跡)	未指定
12	龍神洞穴	記念物(遺跡・名勝地)	国指定
13	中通洞穴	記念物(遺跡)	未指定
14	桜木岩下岩陰	記念物(遺跡)	未指定
15	大悲観岩陰	記念物(遺跡・名勝地)	国指定
16	小浦岩陰	記念物(遺跡)	未指定
17	大山口岩陰	記念物(遺跡)	未指定
18	橋川内洞穴	記念物(遺跡)	市指定
19	長谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
20	中谷洞穴	記念物(遺跡)	未指定
21	岩谷口第1岩陰	記念物(遺跡)	未指定
22	岩谷口第2岩陰	記念物(遺跡)	未指定
23	牧の岳洞穴	記念物(遺跡)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
24	直谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
25	不動明王谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
26	上直谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
27	福井洞窟	記念物(遺跡)	国指定
28	前田岩陰	記念物(遺跡)	未指定
29	長谷禅門岩陰	記念物(遺跡)	未指定
30	山田禅門岩陰	記念物(遺跡)	未指定
31	大谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
32	ぜんもん岩岩陰	記念物(遺跡)	未指定
33	屋敷ノ本岩陰	記念物(遺跡)	未指定
34	禅門岩洞窟	記念物(遺跡)	未指定
35	無窮洞	記念物(遺跡)	未指定
36	トンネル横丁	記念物(遺跡)	未指定
37	泉福寺洞窟出土品	有形文化財(美術工芸品)	国指定
38	福井洞窟出土品	有形文化財(美術工芸品)	国指定
39	岩谷口岩陰の青銅鏡	有形文化財(美術工芸品)	市指定
40	直谷岩陰出土品	有形文化財(美術工芸品)	未指定
41	平戸八景(福石山、潜龍水、大悲観、高巖、石橋、岩屋宮、潮之目)	記念物(名勝地)	国指定
42	洞窟シダ植物群落	記念物(植物)	市指定
43	ポットホール	記念物(地質鉱物)	未指定
44	黒曜石原産地及び原産地遺跡 (牛ノ岳、針尾島、高島、古里海岸、寺島、淀姫神社遺跡等)	記念物(遺跡・地質鉱物)	未指定
45	安山岩原産地及び原産地遺跡 (福井川、明星ヶ鼻、赤崎岳、淀姫神社遺跡、金城遺跡、長田池遺跡、辻田池遺跡等)	記念物(遺跡・地質鉱物)	未指定
46	洞窟遺跡と関連する開地遺跡 (平山遺跡、横手遺跡、根引池遺跡、上原遺跡、板山遺跡、門前遺跡等)	記念物(遺跡)	未指定
47	洞窟に関連する昔ばなし・伝承 (蛇島(将冠岳山頂の岩姫様)、左石の河童伝説、佐世保のさばくさらかし岩等)	その他(昔ばなし、伝承)	未指定
48	福井洞窟ミュージアム	その他(文化財施設)	未指定
49	発掘調査等に係る記録類 (福井洞窟や泉福寺洞窟等国指定を受けている遺跡の調査記録、フィルム、図面等)	有形文化財	未指定
50	ふくいどうくつかゾク	有形文化財(歴史資料)	未指定

③構成文化財 関連文化財群Ⅰ「佐世保の洞窟遺跡群」の分布図

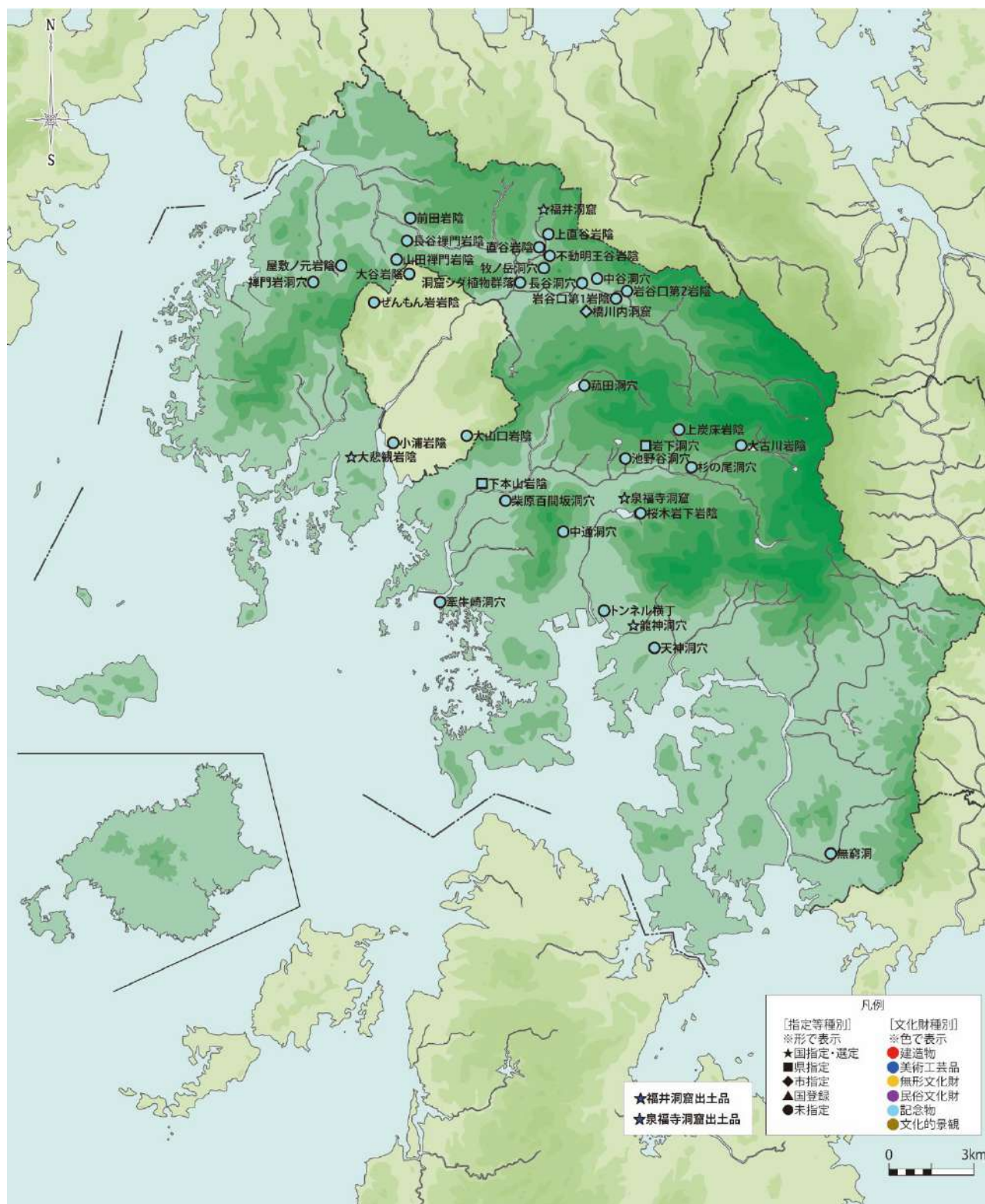


図 41 関連文化財群Ⅰ「佐世保の洞窟遺跡群」の分布図

④課題

福井洞窟は、独自の自然環境と歴史的背景を有する貴重な洞窟遺跡ですが、関連文化財全体をみると調査研究の状況や整備状況が洞窟ごとに異なり、統一的な管理や一体的な周遊にはいくつかの課題があります。また、各地区保存会により清掃作業など、地域住民による保存のための活動がなされていますが、未指定の洞窟遺跡では草刈りなどの環境整備が十分ではありません。さらに、砂岩主体で風化や劣化が進行するため、保存範囲の明確化が求められます。

活用においては、佐世保の洞窟遺跡群は一定の周遊モデルコースを福井洞窟保存活用計画で策定しています。ただ、すべての関連文化財を面的に活用するには、山間部に立地し公共交通機関もなく車移動が必須ですので、団体での見学には支障があります。また、訪問者がイベント以外で見学するには、案内ガイドや指定文化財以外には解説板が整備されておらず、訪問者への情報提供や地域外への周知も十分とは言い切れません。

その他、地域住民の関心差や周辺景観整備、防災体制の未整備も課題であり、自然環境と歴史的価値を併せ持つ佐世保の洞窟遺跡群の持続的な保存・活用には、多角的な対応が求められます。

⑤方針

・文化財の計画的及び継続的な調査の実施

日本の先史時代を示す佐世保の洞窟遺跡群を確実に保存するため、指定地周辺を含めた広域的な保全を進めるとともに、未調査箇所の調査や研究を行い、価値評価の深化と文化財指定の充実を図ります。

・ミュージアム構想の推進

福井洞窟ミュージアムを拠点として、佐世保の洞窟遺跡群へのからのアクセシビリティを高めるための施策展開を行います。

・ガイダンス（駐車場・誘導サイン等）整備

・解説案内板の統一性と更新の実施

指定文化財に限らず、見学環境や解説、福井洞窟ミュージアムとの連携等、来訪環境の整備を行うとともに、知らない人に伝える、訪れた人の理解を深める、といったターゲットごとの情報提供を講じていきます。

・まち歩きを楽しむことができる企画や整備の実施

ミュージアムの機能拡充や他の遺跡との広域的な連携、研究・活用のネットワーク強化等を通して、新たなユーザー層の興味を喚起する活用プログラムの開発を推進します。

・学校（小・中・高校・大学）と連携した文化財等を活かした教育の充実

学校教育や社会教育、地域イベントにおいて特別史跡福井洞窟をはじめとする佐世保の歴史文化を学ぶ機会を充実させ、洞窟遺跡群への理解と愛着を深めます。

・行政と地域（民間）の連携体制の拡大

佐世保の洞窟遺跡群を取り巻く周辺環境や生態系、さらには地域に暮らす人々のコミュニティ等、史跡の保存と活用が連動したまちづくりの視点で、地域住民が主体となった環境整備を行っていきます。

- ・文化財の保存・活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制の構築
- ・管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援

保存会の担い手不足に対応するため、市内外の新たな関係人口の創出を図るとともに、地域住民主体の運営体制を基盤に、行政・研究機関・民間等が連携した史跡マネジメント体制の構築に取り組めます。

⑥取組

- ・文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携
- ・文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施
- ・既存文化財施設の運営の充実及びコミュニティセンター等の地域拠点における取組の実施
- ・デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施
- ・広域的な歴史的背景を反映した教材や学習プログラムの作成、情報発信の充実
- ・ふるさと歴史発見学習の継続及び若者が興味を持ちやすい情報発信・学習環境の整備
- ・放課後子ども教室等との連携による文化財学習の場の提供、体験型教材や探求学習プログラムの企画立案
- ・文化財ボランティアやガイド養成講座など人材育成プログラムの企画立案・実施
- ・駐車場・誘導サイン等の来訪者向け機能の整備
- ・サインデザインガイドラインの作成及び解説案内板の更新
- ・各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討
- ・見学受け入れ体制の強化に向けた各文化財施設の運営効率化や、地域団体等との連携強化、ガイド人材育成等の実施

関連文化財群Ⅱ

鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産

佐世保は明治 22（1889）年に鎮守府が開庁した佐世保港を中心に近代都市へと急速な変貌を遂げました。鎮守府開庁から 100 年が経過した現在も、港のドッグや埠頭、林立するクレーン、建ち並ぶ煉瓦倉庫など、軍港を中心として発展した特有の景観が近代化遺産として、その歴史を伝える文化財群となっています。



旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館（佐世保市民文化ホール）

3 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」

①ストーリー

静かな農漁村ながら天然の良港であった横須賀・呉・佐世保・舞鶴が鎮守府の設置場所として、選ばれ、佐世保では明治 22（1889）年に鎮守府が開庁しました。鎮守府には常に最先端の工業技術や設備が投入され、大きな艦艇が行き交う港、製鉄や造船を担う工場、頑丈な赤煉瓦倉庫群などが次々に建設されました。また、鎮守府では技術者を育てることに力も注ぎ、横須賀で培われた技術が呉へ、呉から佐世保、舞鶴へ、そして民間企業へと移転を繰り返す中で、造船技術やコンクリート技術などを中心とした技術が発展を遂げ、日本の近代化を支えました。

佐世保では水道や鉄道などの社会インフラにおいても、当時の最先端の技術を集めて整備され、急速な発展を遂げ、現在の佐世保の都市としての原形が形成されました。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設	有形文化財(建造物)	国指定
2	旧佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)	有形文化財(建造物)	国登録
3	旧第五水雷庫(西九州倉庫(株)前畑1号倉庫群)	有形文化財(建造物)	未指定
4	岡本水源地	記念物(遺跡)	未指定
5	山ノ田水源地	記念物(遺跡)	未指定
6	旧佐世保海軍工廠修理艦船繋留場(立神係船地)	有形文化財(建造物)	未指定
7	旧佐世保海軍工廠250トン起重機	有形文化財(建造物)	国登録
8	旧佐世保海軍工廠第一船渠	有形文化財(建造物)	未指定
9	赤崎貯油所旧地下重油槽	有形文化財(建造物)	未指定
10	庵崎貯油所地下重油槽	有形文化財(建造物)	未指定
11	佐世保要塞及び関連施設	有形文化財(建造物)	未指定
12	平瀬煉瓦倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
13	旧佐世保鎮守府武庫倉庫群(立神煉瓦倉庫群)	有形文化財(建造物)	未指定
14	前畑火薬庫	有形文化財(建造物)	未指定
15	南風崎トンネル	有形文化財(建造物)	未指定
16	清水の瀬橋梁	有形文化財(建造物)	未指定
17	佐世保鎮守府水道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
18	佐世保市水道局水道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
19	旧軍需部倉庫群(干尽倉庫群)	有形文化財(建造物)	未指定
20	九州旅客鉄道(株)鉄道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
21	松浦鉄道(株)鉄道施設群	有形文化財(建造物)	一部国登録
22	海軍防備隊、警備隊砲台群	有形文化財(建造物)	未指定
23	旧佐世保海軍工廠(佐世保重工業(株)佐世保造船所)施設群	有形文化財(建造物)	国指定

番号	名称	文化財種別	指定等
24	佐世保鎮守府、海兵団関連施設群	有形文化財(建造物)	国登録
25	佐世保鎮守府関連記念碑群	記念物(遺跡)	未指定
26	旧海軍墓地(東山公園)	記念物(遺跡)	未指定
27	吉村長策関連史料群	有形文化財(美術工芸品)	未指定
28	ラッパ君が代	無形文化財	未指定

③構成文化財 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」の分布図

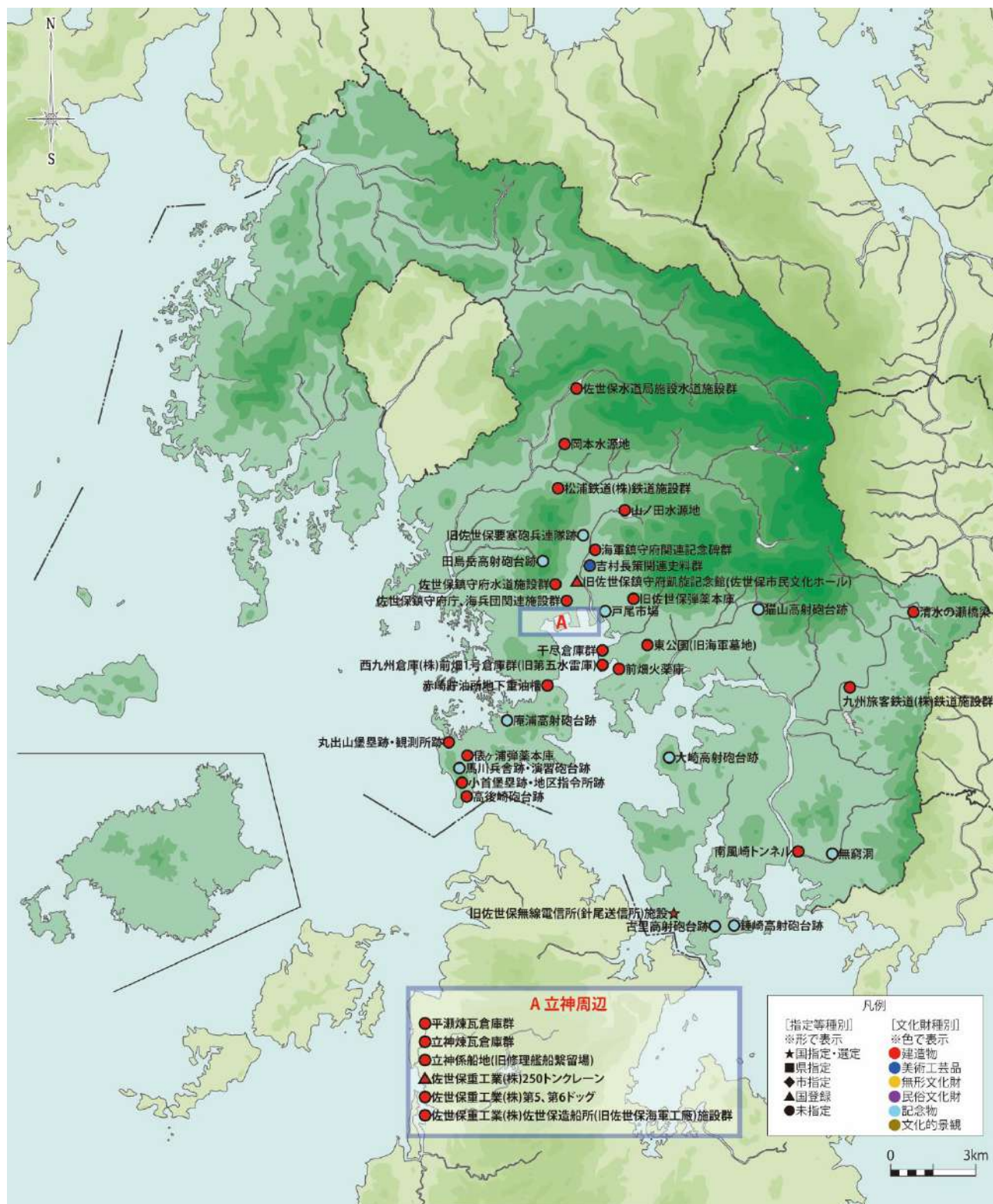


図 42 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」の分布図

④課題

佐世保市内には、旧佐世保鎮守府関連の軍事遺跡や歴史的建造物や関連史料など、近代佐世保市の発展を物語る文化財が多数あります。これらの多くは未指定文化財であり、老朽化や経費削減のための取り壊しなど、消滅の危機に直面しています。また、重要な文化財の把握調査は十分ではありません。

活用面では多くの文化財が佐世保港を中心に各地に点在し、市民の立ち入りが制限される立地や民有地、道路条件などの制約から限定的となっています。現在、佐世保近代化遺産のガイダンス機能を有する施設として整備中の『させぼ立神近代化歴史公園』（令和8年11月供用開始予定）を核とした一帯の文化財活用については、関係団体との調整をより深めていく必要があります。

⑤方針

- ・ **全体的な文化財の把握調査の実施**

近代化遺産や軍事遺跡、歴史的建造物、関連史料などの未把握の分野の文化財について、悉皆調査を実施します。

- ・ **文化財の計画的及び継続的な調査の実施**

特徴的な文化財について、指定等の検討や詳細調査を実施し、価値を明らかにしていきます。

- ・ **ガイダンス（駐車場・誘導サイン・トイレ等）整備**

点在する文化財を活用するための環境整備を行います。

- ・ **文化財情報発信（PR）の取組強化**

佐世保市ホームページや文化財パンフレットをリニューアルして市民に周知します。

⑥取組

- ・ **全体的な文化財の把握調査の実施**

- ・ **関連文化財群に関する調査研究の実施**

- ・ **文化財の計画的及び継続的な調査の実施**

- ・ **ガイダンス（駐車場・誘導サイン・トイレ等）整備**

- ・ **文化財情報発信（PR）の取組強化**

関連文化財群Ⅲ

離島で育まれた独自の文化

佐世保には西海に囲まれた黒島・高島・宇久島の有人島があります。これらの島々には島独自に育まれた独自の文化が残されており、そこに住む住民と共に3島にはそれぞれの固有の文化財が今も息づいています。



黒島 黒島天主堂

4 関連文化財群Ⅲ「離島で育まれた独自の文化」

①ストーリー

西海に浮かぶ島々が所在する佐世保では、旧石器時代から島での営みが続きました。佐世保の島と日本列島、そして、中国大陸や朝鮮半島を経由する海の道の拠点の一つになっており、各島には様々なものが残されており、現在でも独自の文化が色濃く残されています。特に宇久島、黒島、高島はそれぞれの島の特徴を色濃く残しています。宇久島は五島列島の最北端にあり、中国大陸への中継地点でもあり、黒島は江戸時代、潜伏キリシタンが移り住み、在住の住民とともに、独自の景観を生み出しました。高島は砂が多く堆積する環境から石棺とともに人骨が良好に残され、沖縄から北海道までの海の道でもありました。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
黒島			
1	黒島天主堂	有形文化財(建造物)	国指定
2	佐世保市黒島の文化的景観	文化的景観	国選定
3	串ノ浜岩脈	記念物(地質鉱物)	県指定
4	根谷のサザンカ	記念物(植物)	市指定
5	名切砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
6	地域の自然環境と関係する食文化(ふくれ饅頭、島豆腐、島めし等)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
高島			
7	宮の本遺跡	記念物(遺跡)	未指定
8	遠見番所跡	記念物(遺跡)	未指定
9	寄人の墓	記念物(遺跡)	未指定
10	骨様	記念物(遺跡)	未指定
11	イモガイの腕輪	美術工芸品(考古資料)	未指定
12	地域の伝統行事(オフナダサマ等)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
13	地域の自然環境と関係する食文化(高島ちくわ等)	無形文化財(食文化)	未指定
14	地域の記念碑(鯨の記念碑)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
15	志賀神社	記念物(遺跡)	未指定
16	番岳	記念物(天然記念物)	未指定
17	高島海水浴場	記念物(天然記念物)	未指定
宇久島			
18	五島神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国指定
19	蘇鉄の巨樹	記念物(植物)	県指定
20	寺島玉石甌穴	記念物(地質鉱物)	県指定
21	宇久松原遺跡	記念物(遺跡)	県指定
22	宇久松原遺跡出土品	美術工芸品(考古資料)	市指定
23	家盛公以下七代の墓	記念物(遺跡)	市指定

番号	名称	文化財種別	指定等
24	宮ノ首貝塚	記念物(遺跡)	市指定
25	神浦代官所跡	記念物(遺跡)	市指定
26	大久保様の墓	記念物(遺跡)	市指定
27	長崎鼻遺跡	記念物(遺跡)	市指定
28	藤原久道の墓	記念物(遺跡)	市指定
29	宇久下山のアコウ	記念物(植物)	市指定
30	宇久スゲ浜のハマユウ	記念物(植物)	市指定
31	宇久大浜のホウライシダ群生地	記念物(植物)	市指定
32	宇久本飯良の八幡神社社叢	記念物(植物)	市指定
33	クァインココ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
34	宇久本飯良のなぎなた踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
35	宇久十川のナタオレノキ	記念物(植物)	市指定
36	蒙古野馬の歯	美術工芸品(考古資料)	市指定
37	地域の伝統芸能や年中行事（竜神祭り（ひよひよ祭り）、神島神社例大祭（おくんち）、祇園祭（八坂神社夏祭り）等）	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
38	地域性のある新たな文化行事（別れの紙テープ等）	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
39	ヒコダイ	記念物(植物)	未指定
40	地域の自然環境と関係する特産品（長崎和牛等）	記念物(動物)	未指定
41	大浜海水浴場	記念物(名勝地)	未指定
42	スゲ浜海水浴場	記念物(名勝地)	未指定
43	汐出海浜地	記念物(名勝地)	未指定
44	対馬瀬灯台	有形文化財(建造物)	未指定
45	長崎鼻灯台	有形文化財(建造物)	未指定
46	火焚崎	記念物(名勝地)	未指定
47	シーサイドロード	記念物(名勝地)	未指定
48	地域の伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物（鯨恵比寿、愛宕様）	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
49	神島神社	記念物(遺跡)	未指定
50	東光寺	記念物(遺跡)	未指定
51	毘沙門寺	記念物(遺跡)	未指定
52	山本神社	記念物(遺跡)	未指定
53	城ヶ岳展望地	記念物(名勝地)	未指定
54	舞鶴の椀	美術工芸品(歴史資料)	未指定
55	三浦神社	記念物(遺跡)	未指定
56	厄神社	記念物(遺跡)	未指定
57	八幡神社	記念物(遺跡)	未指定
58	宇久島神社	記念物(遺跡)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
59	巖島神社	記念物(遺跡)	未指定
60	乙女の鼻園地	記念物(名勝地)	未指定
61	木場放牧地	記念物(名勝地)	未指定
62	菜盛山	記念物(名勝地)	未指定
63	船隠し	記念物(名勝地)	未指定
64	かいごら	記念物(名勝地)	未指定
65	鼠島	記念物(名勝地)	未指定
66	ムジナノカミソリ近似種	記念物(植物)	未指定
67	神浦地区のガード下	文化的景観	未指定

③構成文化財の分布図

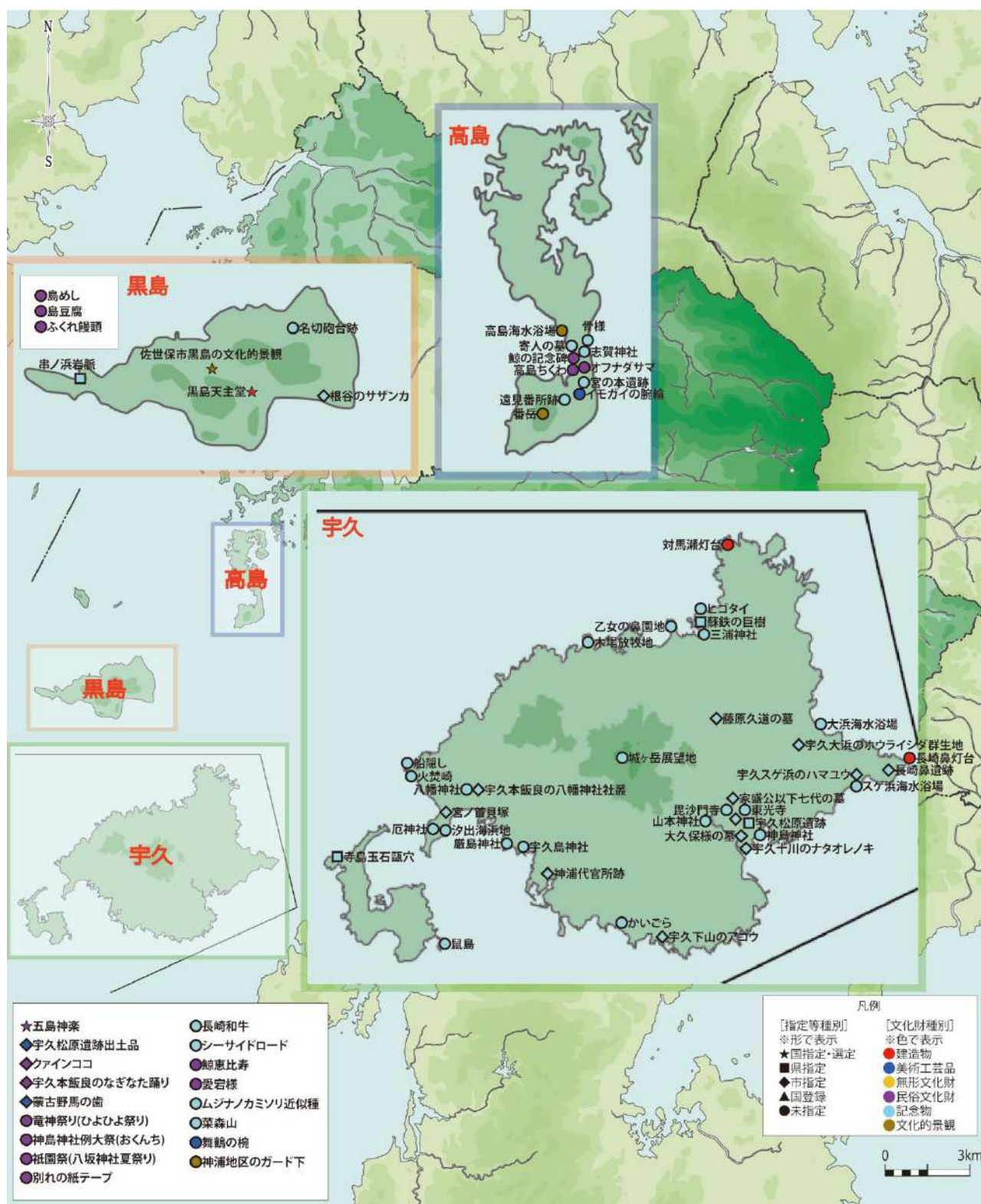


図 43 関連文化財群Ⅲ「西海に浮かぶ離島で育まれた独自の文化」の分布図

④課題

離島部では本土部よりも少子高齢化が顕著に進んでおり、文化財の管理者や保存団体も高齢化していることから、維持管理の対応が困難な状況にあります。また、住民自体の減少により、祭礼や行事をはじめとする無形の民族文化財の継承も難しくなっており、文化財の消滅リスクが今後ますます高まっています。文化財の調査の面では、離島である地理的環境から、船でしかアクセスできず調査の時間に制約があることから、十分な調査が実施できていません。

また、島同士や本土部との連携が十分でないため、広域的な保存・活用の取組や情報発信も十分ではありません。このような課題に対応するため、離島の特性を踏まえた維持管理体制の強化や地域間連携、効率的な情報発信の仕組みづくりが求められています。

⑤方針

- ・ **管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援**

管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援を実施する。

- ・ **地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援**

地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援を行う。

- ・ **文化財の計画的及び継続的な調査が未実施**

離島における文化財の計画的及び継続的な調査を実施する。

- ・ **文化財（無形民俗等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施**

離島における文化財（無形の民俗文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化を実施する。

- ・ **文化財情報発信（PR）の取組強化**

離島における文化財情報発信（PR）の取組強化する。

⑥取組

- ・ **文化財の維持・管理に関する支援の充実**

- ・ **後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗等）継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施**

- ・ **文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施**

- ・ **3D計測やデジタルアーカイブ等の先端技術を活用した記録・保存調査の実施**

- ・ **市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施**

- ・ **デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施**

- ・ **保存団体等に対する担い手育成支援及び他地域団体等とのネットワーク構築による体制の強化**



関連文化財群Ⅳ

平戸藩と三川内焼

江戸時代に始まった平戸藩とその領内の三川内地区で始まった三川内焼は、平戸藩の中でも重要な産業の一つとなっていました。現在も窯元が焼き物を継続して作り続けており、江戸時代の様相が三つの皿山に良好に残されており、佐世保市の伝統的工芸品である三川内焼や三川内焼を作る人々、町並みは佐世保市の歴史を知るうえで貴重な文化財です。

三川内焼染付技術

5 関連文化財群Ⅳ「平戸藩と三川内焼」

①ストーリー

江戸時代の、佐世保市域の大半は平戸藩の領内に含まれ、平戸藩は九州北西部を治める大名として、地域の政治・経済・文化の中心的役割を果たしていました。藩は交易や文化交流を通じて地域の発展を促し、特に三川内地区は肥前の窯業圏の一角を担う焼き物の生産地となり、平戸藩は三川内の陶工の一部に士分格を与え、最高級の陶磁器を作らせました。現在でも江戸時代から続く焼き物の産地の風景は窯の煙突と窯元が多く残る集落を形成しており、春と秋の陶器市には大勢の人が訪れる催しを行っています。佐世保市の伝統的工芸品でもある三川内焼は佐世保市の歴史を知るうえで貴重な文化財です。

さらに、平戸藩ゆかりの建物として、長崎県指定史跡「江迎本陣屋敷」があります。本陣屋敷は参勤交代の際に藩主が宿泊した宿で、京都の庭師による「水琴窟」や殿様専用の「枕水舎」など、藩主の粋な趣向が随所に見られ、平戸藩の統治と地域の歴史文化を今に伝えています。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	長葉山窯跡	記念物(遺跡)	未指定
2	三川内東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
3	三川内西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
4	三川内下窯跡	記念物(遺跡)	未指定
5	上両千東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
6	上両千西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
7	杉林窯跡	記念物(遺跡)	未指定
8	山の神窯跡	記念物(遺跡)	未指定
9	潜石窯跡	記念物(遺跡)	未指定
10	小谷窯跡	記念物(遺跡)	未指定
11	神林窯跡	記念物(遺跡)	未指定
12	吉ノ田窯跡	記念物(遺跡)	未指定
13	江永古窯跡	記念物(遺跡)	未指定
14	江永東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
15	江永西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
16	柳の本窯跡	記念物(遺跡)	未指定
17	木原地蔵平東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
18	木原地蔵平西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
19	庵の前窯跡	記念物(遺跡)	未指定
20	庵の横窯跡	記念物(遺跡)	未指定
21	木原西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
22	谷窯跡	記念物(遺跡)	未指定
23	木原東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
24	木原下窯跡	記念物(遺跡)	未指定
25	広田下窯跡	記念物(遺跡)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
26	広田上窯跡	記念物(遺跡)	未指定
27	長葉山窯跡	記念物(遺跡)	未指定
28	代官所跡	記念物(遺跡)	未指定
29	三川内陶磁器意匠伝習所	有形文化財(建造物)	未指定
30	今由窯跡(単窯)	有形文化財(建造物)	未指定
31	トンバイ堀	文化的景観	未指定
32	馬車道	文化的景観	未指定
33	三川内皿山	文化的景観	未指定
34	江永皿山	文化的景観	未指定
35	木原皿山	文化的景観	未指定
36	陶祖神社	記念物(遺跡)	未指定
37	釜山神社	記念物(遺跡)	未指定
38	卵殻手(薄胎)	無形文化財(工芸技術)	未指定
39	透かし彫り	無形文化財(工芸技術)	未指定
40	平戸菊花飾細工技術	無形文化財(工芸技術)	県指定
41	捻り細工技術	無形文化財(工芸技術)	県指定
42	浮上(置上)技術	無形文化財(工芸技術)	市指定
43	三川内焼内山水絵技術	無形文化財(工芸技術)	未指定
44	三川内焼染付技術(唐子文様)	無形文化財(工芸技術)	未指定
45	木原刷毛目	無形文化財(工芸技術)	未指定
46	葎之本窯跡	記念物(遺跡)	県指定
47	網代陶石場	記念物(遺跡)	未指定
48	三川内焼美術館	有形文化財(建造物)	未指定
49	うつわ歴史館	有形文化財(建造物)	未指定
50	三川内焼コレクション	有形文化財(美術工芸品)	未指定
51	早岐瀬戸	記念物(遺跡)	未指定
52	江迎本陣	記念物(遺跡)	県指定
53	山下家所蔵の三川内焼	有形文化財(美術工芸品)	未指定
54	中里本陣跡	記念物(遺跡)	未指定
55	早岐本陣跡	記念物(遺跡)	未指定
56	三川内くんち	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
57	平戸寿司	無形文化財(食文化)	未指定
58	三川内天満宮	記念物(遺跡)	未指定
59	三川内焼関連古文書	有形文化財(美術工芸品)	未指定

③構成文化財の分布図

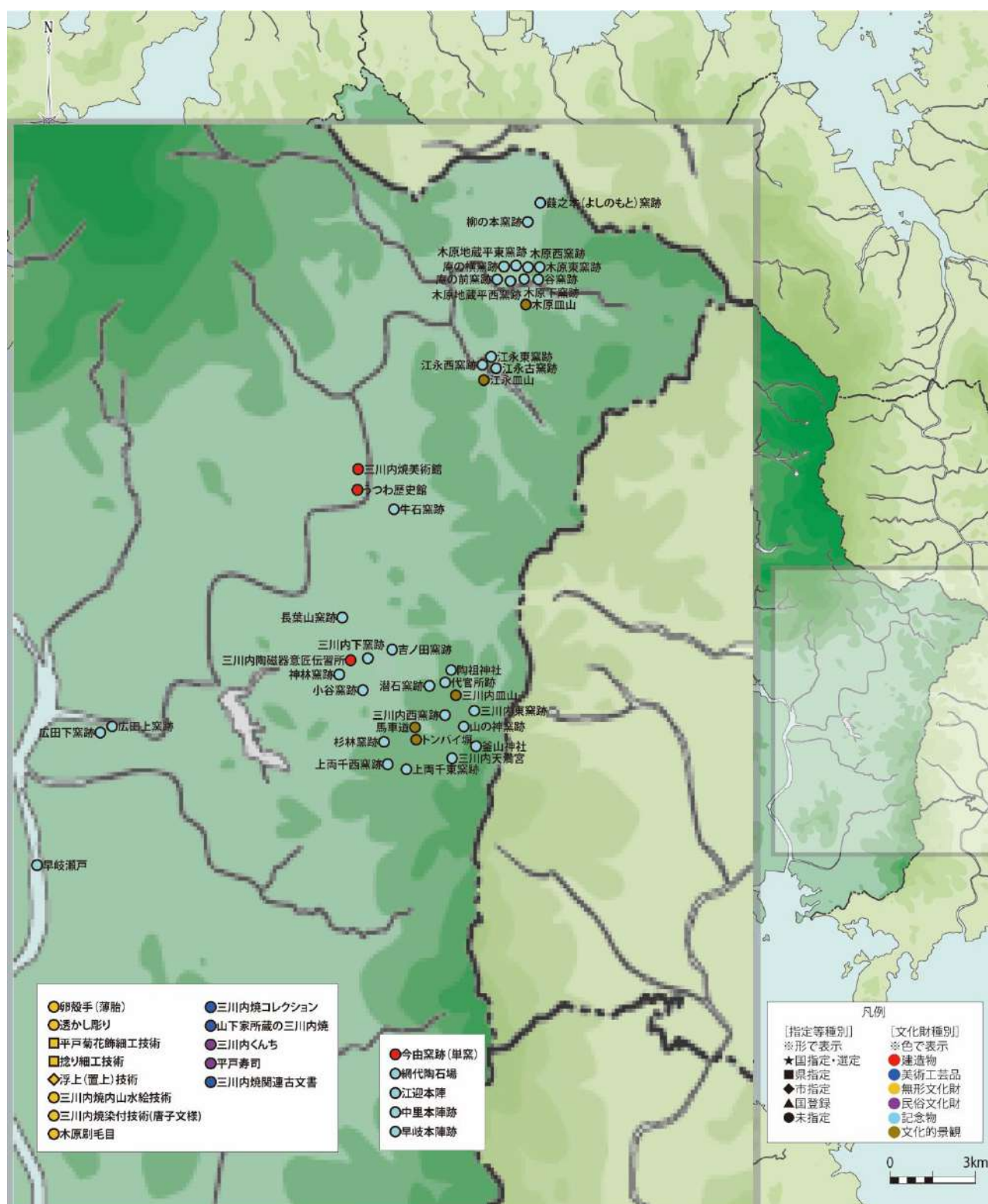


図 44 関連文化財群Ⅲ「平戸藩と三川内焼」の分布図

④課題

三川内地区には多数の窯跡がありますが、特に窯跡の調査はまばらで、市域を超えた平戸藩領域や肥前エリアにおける把握を含め、計画的・継続的な調査が実施できていないことから、技術や文化財の全容が解明できていません。さらに、少子高齢化により三川内焼窯元の減少や技術継承が困難となるなど、文化財としての存続の危機にも瀕しています。

また、皿山は谷間地形に位置し、煙突等とともに特有の文化的景観を有していますが、近年の土砂災害などの危険性が高い一方、法面工事による景観への影響等、災害防止と景観保全の両立を検討する必要があります。空き家や空き工房も増加していることから、老朽化による景観阻害や倒壊・飛散等の事故につながる危険性もあります。

活用面では、ガイダンス施設である三川内焼美術館と皿山集落間に距離があり、徒歩での周遊が難しい一方、三川内焼を巡る周遊ルートや案内看板の整備が不十分で、ガイドも少なく、その魅力を十分に伝えられていません。皿山集落内でも窯業関係者与其他住民の間に温度差があり、日本遺産としての活用や、窯業集落とその周辺環境を含む景観保全、情報発信の充実も課題となっており、総合的な保存・活用の取組が求められています。

⑤方針

- ・文化財（無形文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施

文化財（無形文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施する。

- ・文化財の計画的及び継続的な調査の実施

文化財（三川内焼関連）の計画的及び継続的な調査の実施する。

- ・ガイダンス整備

ガイダンス整備を実施する。

- ・文化財情報発信（PR）の取組強化

三川内焼における文化財情報発信（PR）の取組強化する。

- ・文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全

文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全する。

⑥取組

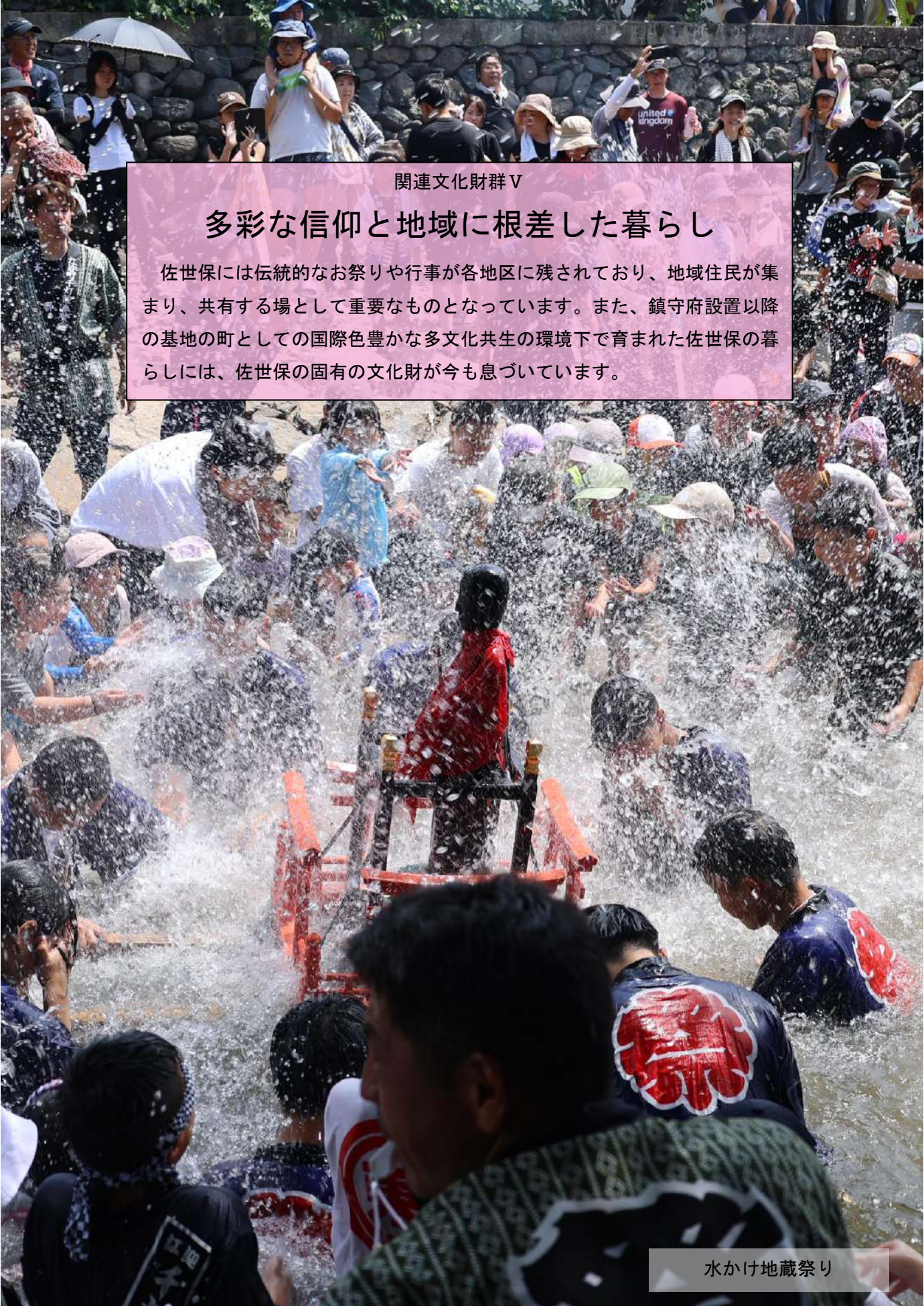
- ・文化財（無形文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施

- ・文化財（三川内焼関連）の計画的及び継続的な調査の実施

- ・三川内焼に関するガイダンス施設の整備

- ・三川内焼に関する文化財情報発信（PR）の取組強化

- ・文化財（三川内焼）とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全



関連文化財群Ⅴ

多彩な信仰と地域に根差した暮らし

佐世保には伝統的なお祭りや行事が各地区に残されており、地域住民が集まり、共有する場として重要なものとなっています。また、鎮守府設置以降の基地の町としての国際色豊かな多文化共生の環境下で育まれた佐世保の暮らしには、佐世保の固有の文化財が今も息づいています。

水かけ地藏祭り

6 関連文化財群Ⅴ「多彩な信仰と地域に根差した暮らし」

①ストーリー

佐世保市の各地区にはそれぞれ地域に根差した多彩な信仰が現在も大切に残されています。多様な歴史を背景として地域の風土や生業により発生した祭礼やお祭り、それらの記念碑や神事などは地域コミュニティの根幹を成すものとなります。また、佐世保の豊富な自然の恵みからなる特産品や佐世保の歴史にルーツがある伝統食なども豊富に残されています。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	五島神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国指定
2	北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国選択
3	北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国選択
4	吉井のシシウチ行事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国選択
5	木場浮立	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
6	佐世保のヤモード祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
7	北川内浮立	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
8	クァインココ	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
9	宇久島神社のしゃぐま棒引き	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
10	宇久本飯良のなぎなた踊り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
11	長坂浮立	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
12	水かけ地藏祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
13	口ノ里の念仏講	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
14	船ノ村のかずら舞	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
15	褥崎のあやたけ踊り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
16	西光寺八十八箇所石仏群	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	市指定
17	松浦丹州盛の墓	有形文化財（石造物）	市指定
18	松浦丹後守政の墓	有形文化財（石造物）	市指定
19	東漸寺木造薬師如来立像	有形文化財（彫刻）	市指定
20	東漸寺木造不動明王立像	有形文化財（彫刻）	市指定
21	東漸寺の青銅鏡	有形文化財（工芸品）	市指定
22	世知原の懸仏	有形文化財（彫刻）	県指定
23	筥瀬免の薬師如来及び十二神将像	有形文化財（彫刻）	市指定
24	洞禅寺の梵鐘	有形文化財（工芸品）	市指定
25	都蔵寺氏の墓地	記念物（史跡）	市指定
26	直谷城主志佐氏の墓地	記念物（史跡）	市指定
27	応仁二年銘宝篋印塔	有形文化財（石造物）	市指定
28	永徳寺の中世石塔群	有形文化財（石造物）	市指定
29	雄香公遺跡碑	有形文化財（石造物）	市指定
30	永徳寺の木造釈迦如来坐像（旧正興寺仏像）	有形文化財（彫刻）	市指定
31	葛籠鎮守神社の懸仏	有形文化財（工芸品）	市指定

番号	名称	文化財種別	指定等
32	平戸藩西口松浦家古文書	有形文化財（古文書）	市指定
33	水かけ（木彫）地蔵	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	市指定
34	龍瑞庵木彫り地蔵厨子	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	市指定
35	根引の十王仏	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	市指定
36	猪調の民間信仰遺跡	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	
37	北田免の辻の神	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	
38	根引の五輪様	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	
39	飯良坂の宝篋印塔	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	
40	水かけ（木彫）地蔵	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	市指定
41	龍瑞庵木彫り地蔵厨子	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	市指定
42	根引の十王仏	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	市指定
43	藤護神社の鎮信（肥前型）鳥居	有形文化財（建造物）	市指定
44	光明庵の阿弥陀如来立像	有形文化財（彫刻）	市指定
45	潮音院の木造不動明王立像	有形文化財（彫刻）	市指定
46	潮音院の薬師如来懸仏	有形文化財（工芸品）	市指定
47	潮音院の梵鐘	有形文化財（工芸品）	市指定
48	藤護神社の庚申塔	有形民俗文化財（信仰）	市指定
49	板石塔婆	有形民俗文化財（信仰）	市指定
50	潮音院の三界万霊塔	有形民俗文化財（信仰）	市指定
51	船ノ村の六地蔵	有形民俗文化財（信仰）	市指定
52	口ノ里の供養様	有形民俗文化財（信仰）	市指定
53	船ノ村の地蔵菩薩及び十二神将像	有形民俗文化財（信仰）	市指定
54	平戸神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国指定 ＊ 1
55	市内各地の伝統芸能や年中行事 （上原浮立、権常寺浮立、白岳浮立、 柚木の猿浮立、中里町豊年踊り、東浜 女相撲、相浦女相撲、大潟新田唄、宇 久ヒヨヒヨ祭り、宇久祝唄（ヨイヤ ーサ）等）＊ 2	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
56	地域による新たな芸能 （小佐々西端太鼓、江迎龍王太鼓、吉 井五蔵太鼓等）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
57	市内各地で伝統行事や信仰、伝承の対象となっている五輪塔等や石造物 (大野の岩戸様、手光一族の墓地、一里塚、伊能忠敬木星観測地等)	民俗文化財（有形の民俗文化財・信仰）	未指定
58	地域の伝統行事 (愛宕祭り、佐世保くんち、吉井くんち、愛宕市、早岐茶市、千灯籠祭り、祇園祭、御神幸の鼻高様、亀山八幡宮笹祭り、茅の輪くぐり、精霊流し等)	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
58	地域性のある新たな文化行事 (させぼシーサイドフェス、よさこい等)	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
59	軍港都市を背景とする地域の食文化 (佐世保バーガー、レモンステーキ、海軍カレー、入港ぜんざい、洋菓子等)	無形文化財（食文化）	未指定
60	地域の自然環境と関係する食文化 (かんころ餅、九十九島せんぺい、高島ちくわ、豆乳、ちゃんぽん、皿うどん等)	無形文化財（食文化）	未指定
61	地域の祭りと関係する食文化 (早岐まんじゅう、早岐けいらん等)	無形文化財（食文化）	未指定
62	地域の自然環境と関係する特産品 (佐世保近海の水産物、魚介類、九十九島牡蠣、あご等)	その他（農水産品）	未指定
63	地域の自然環境と関係する特産品 (ミカン、ブント、キンショウメロン、イチゴ、世知原茶等)	その他（農水産品）	未指定
64	地域に伝わる昔話 (蛇島、ねこ山、眼鏡岩と鬼、潜龍滝の竜、赤崎伊代の海賊退治と赤崎弁天等)	その他（昔話）	未指定
65	地域の伝統行事を行う保存団体	その他（保存団体）	未指定

- * 1 平戸市の指定になるが、平戸藩領内であった佐世保市内各地で行われている。
- * 2 市内各地の伝統芸能や年中行事には現在継承ができなくなっている記憶・記録遺産としての価値をもつものも含む。
- * 3 無形民俗文化財のうち、三川内焼に関する工芸技術は除外する。

③構成文化財の分布図

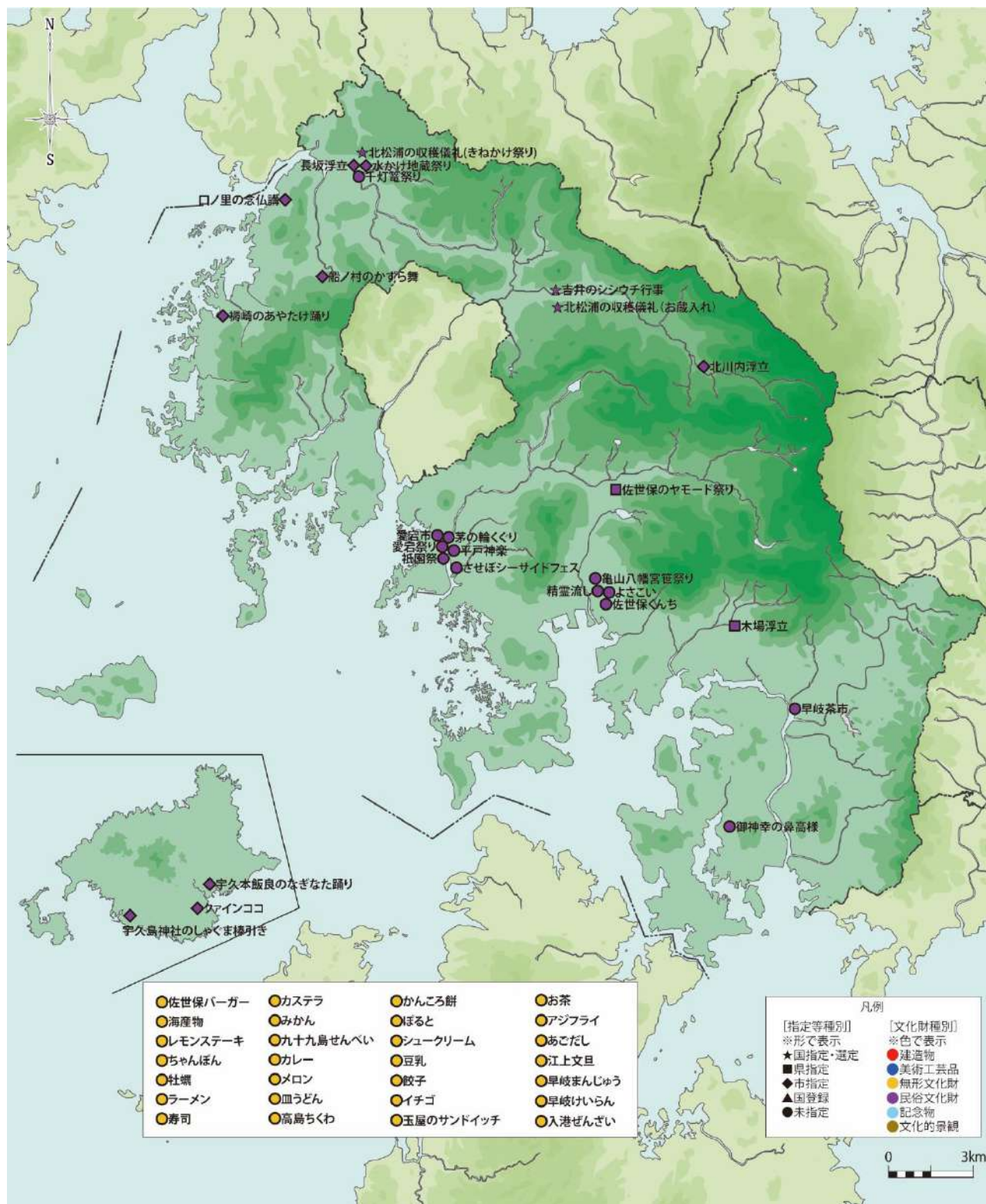


図 45 関連文化財群Ⅴ「多彩な信仰と地域に根差した佐世保の暮らし」の分布図

④課題

無形の民族文化財を始めとする地域の風土や生業により生まれた祭礼や行事は、少子高齢化により担い手が減少し継承が困難となっており、貴重な文化の存続が危機的な状況にあります。また、これらの未指定含む無形文化財の保存に関する支援は十分でなく、特に持続的な保存活動を支える資金的な仕組みも整っていません。その価値や意義を広く共有することも重要であり、市民の関心や理解を高めるための広報や啓発活動の強化が必要です。

⑤方針

- ・文化財（無形文化財・民俗文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施

文化財（無形民俗文化財・民俗等）の支援、デジタルアーカイブ化を実施する。

- ・地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承、有形民俗文化財（信仰・建造物）等に対する支援

地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承や信仰の対象物保存に対する支援する。

- ・文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）の充実

文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）を充実する。

- ・持続的な保存活動のための資金確保の仕組みの検討

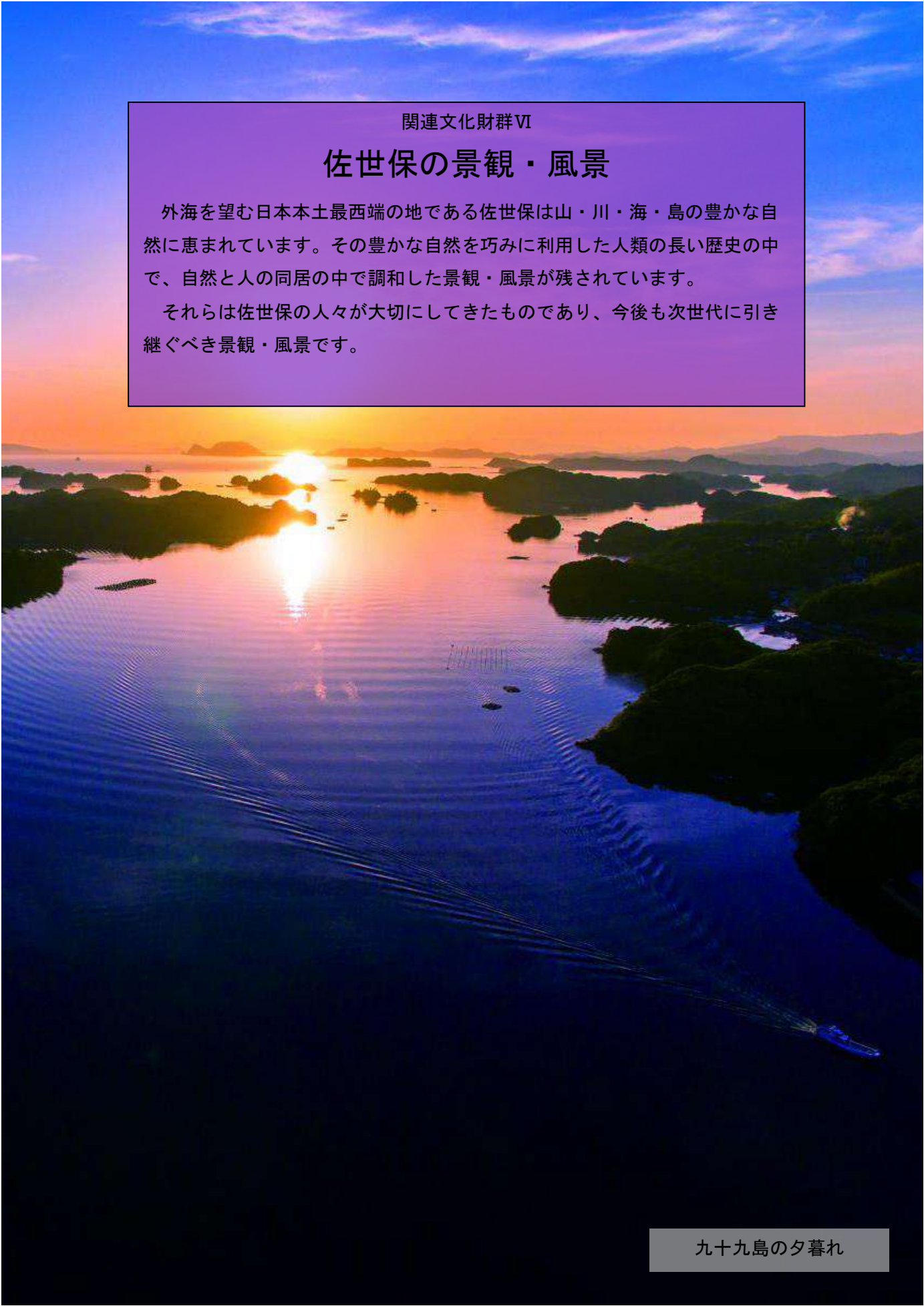
持続的な保存活動のための資金確保の仕組みの検討する。

- ・文化財情報発信（PR）の取組強化

文化財情報発信（PR）の取組強化する。

⑥取組

- ・文化財（無形民俗等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施する。
- ・地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援を行う。
- ・文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）の充実する。
- ・持続的な保存活動のための資金確保の仕組みを検討する。
- ・文化財情報発信（PR）の取組強化する。



関連文化財群Ⅵ

佐世保の景観・風景

外海を望む日本本土最西端の地である佐世保は山・川・海・島の豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然を巧みに利用した人類の長い歴史の中で、自然と人の同居の中で調和した景観・風景が残されています。

それらは佐世保の人々が大切にしてきたものであり、今後も次世代に引き継ぐべき景観・風景です。

九十九島の夕暮れ

7 関連文化財群VI「佐世保の景観・風景」

①ストーリー

佐世保市を構成する地質は新第三紀層とそれを覆う玄武岩の溶岩大地からなり、この大地を川が開析し、谷合の地形や崖地形を多く生み出しました。代表的なものとして、臨海部ではリアス海岸である大小の島々が織りなす複雑な自然景観である九十九島があり、人々に大切に守られてきました。このようにこの現在まで守り継承されている自然環境とそこに住む人々が大切に守り続けたいと考えている日常の風景や景観が残されています。

佐世保市においては、それらの「大切にしたい」「特色ある」「地域の歴史、生活、文化が感じられる」景観を「させば景観 100 選」として選定し、景観に対する意識啓発を行うことで、佐世保らしさを大切にしたい景観形成の推進に取り組んでいます。

②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	御橋観音シダ植物群落	記念物(植物)	国指定
2	平戸領地方八奇勝(福石山)	記念物(名勝地)	国指定
3	平戸領地方八奇勝(大悲観)	記念物(名勝地)	国指定
4	平戸領地方八奇勝(潜龍水)	記念物(名勝地)	国指定
5	平戸領地方八奇勝(高巖)	記念物(名勝地)	国指定
6	平戸領地方八奇勝(石橋)	記念物(名勝地)	国指定
7	平戸領地方八奇勝(巖屋宮)	記念物(名勝地)	国指定
8	平戸領地方八奇勝(潮之目)	記念物(名勝地)	国指定
9	平戸領地方八奇勝(眼鏡岩)	記念物(名勝地)	未指定
10	藤山神社の大フジ	記念物(植物)	県指定
11	子安観音の大クス	記念物(植物)	県指定
12	東漸寺の大クス	記念物(植物)	県指定
13	西光寺のオオムラザクラ	記念物(植物)	県指定
14	吉井町の吉田大明神社叢	記念物(植物)	県指定
15	世知原の大山祇神社社叢	記念物(植物)	県指定
16	小佐々のハカマカズラ	記念物(植物)	県指定
17	小佐々野島の淡水貝化石含有層	記念物(地質鉱物)	県指定
18	中田家屋敷のイチョウ	記念物(植物)	市指定
19	西光寺のノダフジ	記念物(植物)	市指定
20	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(植物)	市指定
21	大渡のタニガワコンギク群生地	記念物(植物)	市指定
22	山口神社のオガタマノキ	記念物(植物)	市指定
23	上野原の大山祇神社社叢	記念物(植物)	市指定
24	小佐々矢岳のタブノキ	記念物(植物)	市指定
25	小佐々矢岳のオガタマノキ	記念物(植物)	市指定
26	サンドパイプ(巣穴の化石)	記念物(地質鉱物)	市指定
27	旧江迎小学校校庭のムクの木	記念物(植物)	市指定
28	白岳岩上植物群落	記念物(植物)	市指定
29	船ノ村のスダジイ	記念物(植物)	市指定

番号	名称	文化財種別	指定等
30	船ノ村の鎌倉神社社叢	記念物(植物)	市指定
31	長串のオガタマノキ	記念物(植物)	市指定
32	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(植物)	市指定
33	烏帽子岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
34	八幡岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
35	国見山からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
36	城ヶ岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
37	大観山入口からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
38	虚空蔵山公園からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
39	白浜の海浜	記念物(名勝地)	未指定
40	高後崎	記念物(名勝地)	未指定
41	串の浜の岩脈	記念物(地質鉱物)	未指定
42	西海橋と瀬戸のうず潮	記念物(名勝地)	未指定
43	対馬瀬鼻灯台	有形文化財(建造物)	未指定
44	平家上陸の地	記念物(名勝地)	未指定
45	日本本土最西端の地	記念物(名勝地)	未指定
46	展海峰	記念物(名勝地)	未指定
47	烏帽子岳の自然	記念物(植物)	未指定
48	愛宕山	記念物(名勝地)	未指定
49	五蔵岳の自然	記念物(名勝地)	未指定
50	赤木場の山桜	記念物(植物)	未指定
51	平原草原	記念物(名勝地)	未指定
52	相浦川と飛び石	文化的景観	未指定
53	早岐瀬戸	記念物(名勝地)	未指定
54	江楯池	記念物(名勝地)	未指定
55	柚木ホテルの里	記念物(名勝地)	未指定
56	ポットホール公園	記念物(名勝地)	未指定
57	佐々川の溪流	記念物(名勝地)	未指定
58	宮の首川のホテル(宇久)	記念物(動物)	未指定
59	早岐の平戸往還	記念物(名勝地)	未指定
60	早岐神社参道	記念物(遺跡)	未指定
61	カトリック三浦教会	有形文化財(建造物)	未指定
62	浅子教会	有形文化財(建造物)	未指定
63	扶老坂	記念物(名勝地)	未指定
64	弦掛観音	有形文化財(建造物)	未指定
65	江迎本陣跡	有形文化財(建造物)	県指定
66	西光寺	有形文化財(建造物)	未指定
67	教法寺	有形文化財(建造物)	未指定
68	東山海軍墓地	記念物(遺跡)	未指定
69	無窮洞	記念物(遺跡)	未指定
70	梅ヶ枝酒造	有形文化財(建造物)	国登録
71	山ノ田水源地	有形文化財(建造物)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
72	前畑地区倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
73	平瀬・立神地区赤レンガ倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
74	佐世保鎮守府跡	記念物(遺跡)	未指定
75	吉井・世知原の石橋群	有形文化財(建造物)	未指定
76	福井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
77	世知原地区炭鉱資料館	有形文化財(建造物)	県指定
78	市民文化ホール(凱旋記念館)	有形文化財(建造物)	国登録
79	針尾無線塔	有形文化財(建造物)	国指定
80	佐世保公園	記念物(名勝地)	未指定
81	尾崎公園	記念物(名勝地)	未指定
82	かじか健康公園	記念物(名勝地)	未指定
83	冷水岳公園	記念物(名勝地)	未指定
84	長串山公園	記念物(名勝地)	未指定
85	浦頭引揚記念平和公園	記念物(名勝地)	未指定
86	九十九島パールシーリゾート	記念物(名勝地)	未指定
87	西海橋コラソンホテル	有形文化財(建造物)	未指定
88	巨大クレーンなどが立ち並ぶ港の風景	文化的景観	未指定
89	山暖簾	有形文化財(建造物)	未指定
90	西海国立公園九十九島動植物園	有形文化財(建造物)	未指定
91	アルカス SASEBO	有形文化財(建造物)	未指定
92	親和銀行本店	有形文化財(建造物)	未指定
93	アメリカ海軍佐世保基地	有形文化財(建造物)	未指定
94	国際通り	記念物(名勝地)	未指定
95	名切通り	記念物(名勝地)	未指定
96	あじさいロード	記念物(名勝地)	未指定
97	YOSAKOI させば祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
98	早岐茶市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
99	きらきらフェスティバル	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
100	三川内陶器市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
101	世知原新茶祭り「じげもん市」	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
102	千灯籠祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
103	シーサイドフェスティバル	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
104	愛宕市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
105	三川内皿山	文化的景観	未指定
106	江永皿山	文化的景観	未指定
107	木原皿山	文化的景観	未指定
108	上木場の棚田	文化的景観	未指定
109	佐世保朝市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
110	戸尾市場	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
111	さるくシティ 403 アーケード	記念物(名勝地)	未指定
112	世知原の棚田	文化的景観	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
113	世知原の茶畑	文化的景観	未指定
114	小川内地区の棚田	文化的景観	未指定
115	黒島の農村景観	文化的景観	未指定
116	里美町の棚田	文化的景観	未指定
117	峰坂町の平戸往還	文化的景観	未指定
118	外国人バー	文化的景観	未指定
119	佐世保駅周辺の風景	文化的景観	未指定

③構成文化財の分布図



図 46 関連文化財群VI「佐世保独自の景観・風景」の分布図

④課題

佐世保市における景観や風景に関する保全については、文化財部局のみでは対応が難しい領域も多く、都市整備部など関係部局との横断的な連携が不可欠ですが、事業分担や部局ごとの優先度の違いから、文化財とその周辺環境を含めた景観の保全の取組みは十分ではありません。景観に関する文化財の把握調査も分野によって偏りがあるため、関係部局等と連携した全体像の整理や一体的な評価も必要です。

民間観光事業者との連携も九十九島などに限定的であり、佐世保独自の景観を体験できる事業展開が偏重している点も課題と言えます。関係部局や民間事業者等との連携を深め、市民や来訪者に対して佐世保の景観に関する情報発信を強化し、景観を活かした様々な事業展開へとつなげていく必要があります。

⑤方針

- ・ **文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全**

景観まちづくりとの連携により、周辺環境を含めた景観保全の取組を推進する。

- ・ **文化財に関係する行政内の横断的な関係強化（事業分担）**

文化財に関係する行政内の横断的な関係強化のための体制を構築する。

- ・ **全体的な文化財の把握調査の実施**

全体的な文化財の把握調査の実施する。

- ・ **文化財情報発信（PR）の取組強化**

文化財情報発信（PR）の取組を強化する。

- ・ **民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実**

民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実する。

⑥取組

- ・ **文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携**

- ・ **文化財関連部局との定期的な情報交換、共同プロジェクト、庁内向け研修等の実施による横断的連携体制の強化**

- ・ **文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施**

- ・ **市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施、デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施**

- ・ **観光事業者等との連携による文化財ガイドツアー等の企画立案・実施**

第9章 文化財保存活用区域

1 文化財保存活用区域について

(1) 文化財保存活用区域とは

佐世保市が有する文化財は、地域ごとに異なる自然環境や地理的環境のもと固有の文化が育まれ、それらが積み重なり現在の姿となっています。そのため、文化財を地域の魅力として生かしていくためには、文化財とその周辺環境を面的に捉えるとともに、その地域に積み重なってきた歴史の重層性を踏まえて総合的に整理し、保存・活用する視点が重要となります。

「文化財保存活用区域」は、文化財を地域の歴史文化と一体のものとして把握し、その価値を立体的に捉えながら保存と活用を図るための枠組みです。区域を示すことで、文化財同士の関係性や複数の時代が折り重なって形成された地域の歴史的特徴が明確になり、地域全体で共有すべき方向性が見えやすくなります。

本計画では、文化財の分布状況等の地域の特性に応じて文化財保存活用区域を設定し、その課題と方針を明確化することで、地域における文化活動のさらなる活性化・より魅力的な地域づくりにつなげていきます。

(2) 区域設定にあたっての基本的な考え方

文化財保存活用区域は、地域に積み重なってきた歴史の重層性や、文化財と周辺環境が一体となって形成する価値を有することとともに、地域で行われている文化的な活動や拠点施設との連携性、地域の生活との調和などを総合的に踏まえて設定します。

本計画では、以下の1つの区域を「文化財保存活用区域」に設定します。

No.	文化財保存活用区域の名称
1	吉井地区文化財保存活用区域（四次元空間デザインプロジェクト）

また、以下の区域については、将来的な文化財保存活用区域の設定に向けて、引き続き調査・検討を行います。

No.	文化財保存活用区域候補の名称
2	九十九島文化財保存活用区域（西海国立公園）
3	三川内山地区文化財保存活用区域（重点景観計画区域）
4	黒島地区文化財保存活用区域（世界遺産構成資産範囲/重点景観計画区域）
5	針尾地区文化財保存活用区域（重点景観計画区域）
6	宇久地区文化財保存活用区域

2 吉井地区文化財保存活用区域（四次元空間デザインプロジェクト）

①概要

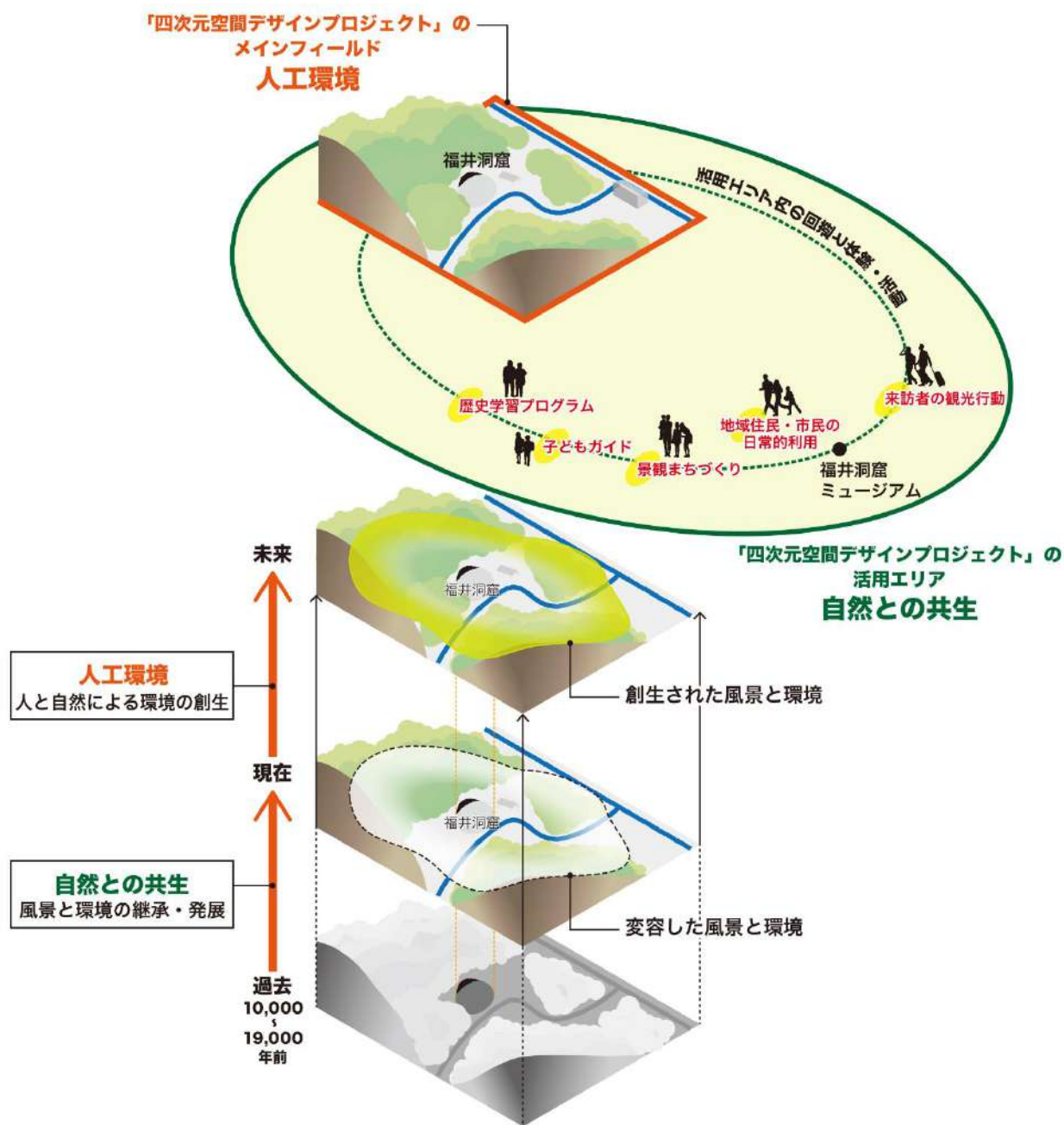
史跡福井洞窟保存活用計画において、国の特別史跡である福井洞窟の歴史的価値を現在・未来の社会においても根源的且つ恒常的な財産として未来に守り伝えていくことを目的とした長期的に取り組むための基本理念を「四次元空間デザインプロジェクト」と定めており、過去・現在・未来を統合した自然共生の場として、吉井地区を区域として定め、市民や地域住民の参画を通じた教育・観光・研究活動を推進し、価値継承を目指します。

②内容

史跡福井洞窟保存活用計画の基本理念である「四次元空間デザインプロジェクト」のとおり、福井洞窟は、旧石器時代から縄文時代の文化の移り変わりを示す我が国で唯一無二の洞窟遺跡です。福井洞窟には6mに及ぶ他に類を見ない累重する包含層のほか、洞窟遺跡の特性である岩廂などにより先史洞窟の持つ風土や景観が保たれているなど、往時の様子を立体的（三次元）で捉えることができます。さらに旧石器時代から縄文時代にかけて、遊動生活から定住生活へと変化する過程や、洞窟本体だけでない当時の気候、地質や動植物相などの環境の変化を知ることができます。この価値ある特別史跡福井洞窟と現在に生きる私たちがどのように史跡と関わるかによって、現代社会における活きた特別史跡福井洞窟となります。その意味において、史跡は今を生きています。つまり、過去・現在・未来の「四次元空間」で捉えることができます。

こうした史跡の本質的価値と関連しつつ、現在・未来の社会においても根源的且つ恒常的な財産として未来に守り伝えていくためには、伝えることはもとより、地域住民及び国民が、史跡に親しみ、当時の人々の暮らしぶりを感じることで、その価値の深さを知ってもらうような保存と活用の取組みが必要です。そこで、福井洞窟の本質的価値を表す「三次元」の空間だけでなく、時間を加えた四次元空間として将来の姿を描き、長期的に取り組むための基本理念を「四次元空間デザインプロジェクト」と定めます。福井洞窟には当時生育していた植物や花に共生する昆虫がいます。その昆虫を食べる野鳥がいて、巣を作る宿り木があります。宿り木には木の実がなり、私たちもその恩恵を受けます。枯れ葉からなる腐葉土はその後、植物を育てていきます。そうした「自然と共生」する往時の環境を一つのモデルとして捉え、私たちは自然との関わりによって環境を「創生」する、「人工環境」を目指します。それは環境にとどまらず、現代にいたるまで史跡を保存・継承してきた人と人のつながりである地域コミュニティとして捉えることも重要です。

さらに、この理念に基づき再生されていく環境を見て、知り、体感し、学ぶための仕組みを施策として構築していきます。具体的には、地域住民の日常的な利用から観光や環境学習、研究に至るまで「福井洞窟学」として様々な分野とニーズを横断的に活用するために、四次元空間デザインプロジェクトに取り組む範囲をフィールドミュージアムの核として位置づけ、回遊行動を通じた福井洞窟の認知度向上をはかりながら、将来への価値継承につなげていきます。



人工環境、自然との共生により循環する史跡のイメージ

図 47 福井洞窟保存活用計画基本理念「四次元空間デザインプロジェクト」概念図

③区域内の文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	福井洞窟	記念物(史跡)	国指定
2	御橋観音シダ植物群落	記念物(植物)	国指定
3	平戸領地方八奇勝(平戸八景)	記念物(名勝地)	国指定
4	福井洞窟出土品	有形文化財(美術工芸品)	国指定
5	北松浦の収穫儀礼(お蔵入れ)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
6	吉井のシシウチ行事	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
7	福井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
8	吉田橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
9	吉井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
10	吉井町の吉田大明神社叢	記念物(植物)	県指定
11	直谷城跡	記念物(史跡)	県指定
12	橋川内洞窟	記念物(史跡)	市指定
13	直谷城主志佐氏の墓地	記念物(史跡)	市指定
14	佐々川吉井の石橋群	有形文化財(建造物)	市指定
15	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(植物)	市指定
16	大渡のタニガワコンギク群生地	記念物(植物)	市指定
17	乙石尾の猪神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
18	橋川内の猪神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
19	踊瀬の牛神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
20	岩谷口岩陰の青銅鏡	有形文化財(美術工芸品)	市指定
21	洞窟シダ植物群落	記念物(植物)	市指定
22	ぎおん祭り(各地区)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
23	福井くんち	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
24	地域の自然環境と関係する特産品(吉井いちご、吉井トマト、吉田柿、吉井メロン)	その他(農水産品)	未指定
25	地域の文化財を守る保存団体	その他(保存団体)	未指定
26	福井洞窟ミュージアム	その他(文化財施設)	未指定

④構成文化財の範囲図

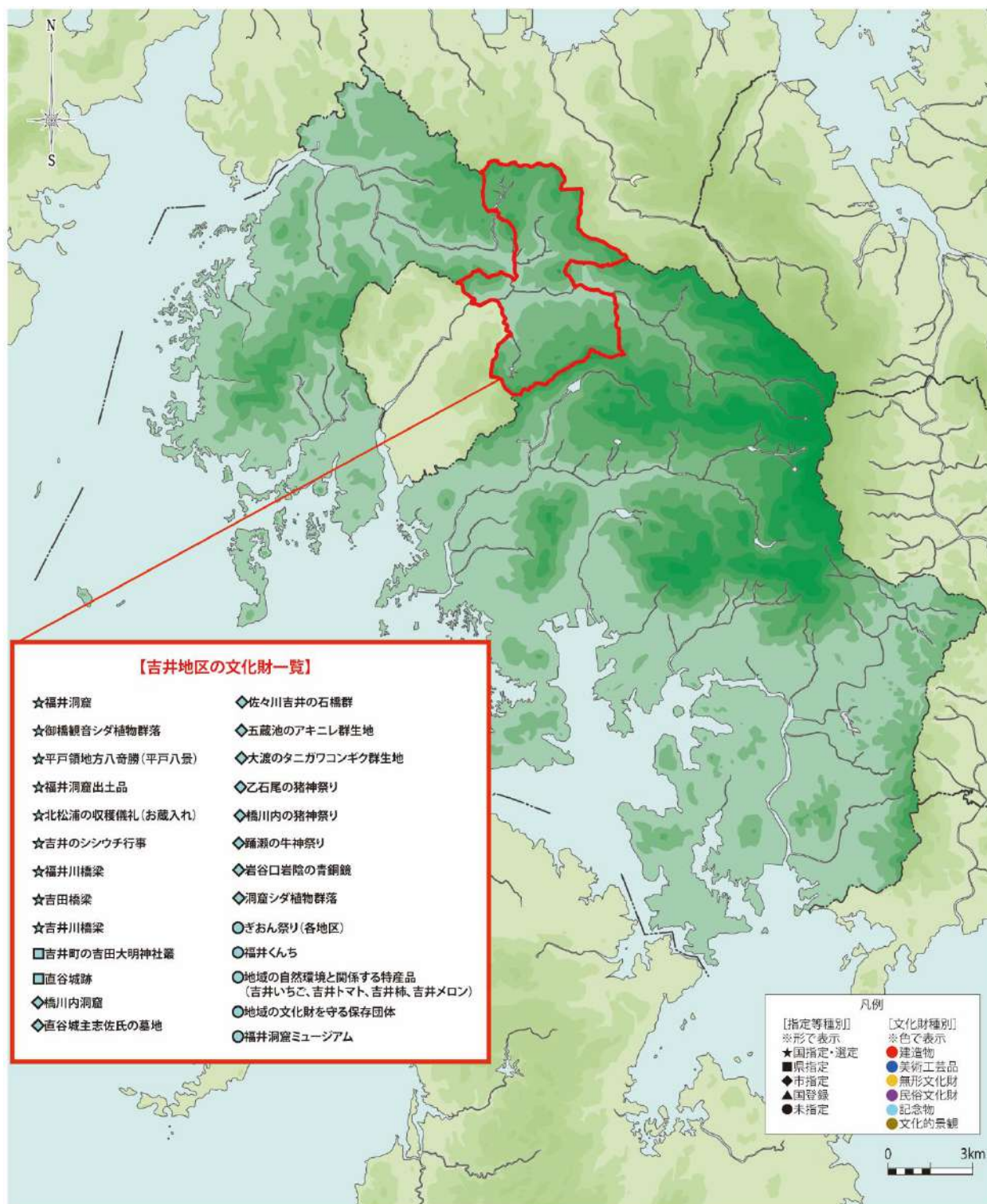


図 48 文化財保存活用区域「吉井地区文化財保存活用区域」の区域図及び分布図

⑤文化財保存活用区域に関する課題

吉井地区は、区域内には様々な時代の遺跡や史跡が点在しているものの、相互の関連性を踏まえた保存管理やルート構築が進んでいません。吉井地区への交通アクセスや地区内移動の利便性も悪く、区域内を周遊するための案内体制も十分に整備されていないことから、地域全体としての一体的な文化財の活用に課題があります。

また、地元の保存活用団体(吉井エコツーリズム等)の活発な活動(文化財の除草活動、文化財ツアーの開催、学校教育・社会教育との連携活動など)を実施する地域の文化財を守る先駆的な活動団体がある一方で、若い世代の減少により、文化財の維持管理や行事の継承を担う人材が不足しており、無形民俗文化財の存続も危ぶまれています。さらに、文化財の恒常的な保存や災害時の対応体制、現状変更に関する明確な基準づくりなど、区域全体の保存管理の仕組みは十分に確立されていません。

吉井地区全体の情報発信や見学・解説の機会も限られており、拠点施設である福井洞窟ミュージアムを活かした事業展開や、松浦市など隣接自治体含めた広域的な連携を深めていく必要があります。

これらの取組みは、吉井地区の地域コミュニティとともに推進することが重要であり、地域・市民との協働体制を強化し、吉井地区の文化財を面的に保存・活用する仕組みづくりが求められます。

⑥文化財保存活用区域に関する方針

【保存管理】

- 方針 ①-1 日常的な維持管理の充実
- 方針 ①-2 遺構・遺物の恒常的な保存
- 方針 ①-3 災害発生時の対応と予防措置
- 方針 ①-4 現状変更に関する取扱い方針及び基準
- 方針 ①-5 調査研究
- 方針 ①-6 史跡の保護
- 方針 ①-7 景観形成
- 方針 ①-8 後継者不足
- 方針 ①-9 無形民俗文化財の滅失のおそれ

【活用】

- 方針 ②-1 吉井地区のアクセス
- 方針 ②-2 情報発信
- 方針 ②-3 洞窟遺跡群の見学・解説
- 方針 ②-4 拠点施設である福井洞窟ミュージアムとの連携
- 方針 ②-5 広域活用
- 方針 ②-6 活用プログラムの開発
- 方針 ②-7 学校・社会教育との連携

【整備】

- 方針 ③-1 保存のための整備
- 方針 ③-2 活用のための整備

【運営・体制】

- 方針 ④-1 庁内体制
- 方針 ④-2 調査研究体制

方針 ④-3 地域や市民との連携

方針 ④-4 保存活用事業の運営体制の構築

⑦取組

- ・文化財保存団体への維持管理業務委託等の実施及び持続的な文化財保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討
- ・文化財保護に関する市の体制整備や文化財保存団体の管理・連携
- ・自然災害から史跡等の保護に向けた文化財巡視の実施、防災部局等との連携による体制の構築
- ・文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施
- ・文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携
- ・保存団体等に対する担い手育成支援及び他地域団体等とのネットワーク構築による体制の強化
- ・後継者育成や補助制度等、文化財（無形民俗等）継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施
- ・市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施
- ・デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施
- ・文化財ボランティアやガイド養成講座など人材育成プログラムの企画立案・実施
- ・各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討
- ・観光事業者等との連携による文化財ガイドツアー等の企画立案
- ・実施地域団体等との連携体制の強化に向けた各種講座の実施及び市民参加型イベントの開催
- ・ふるさと歴史発見学習の継続及び若者が興味を持ちやすい情報発信・学習環境の整備
- ・放課後子ども教室等との連携による文化財学習の場の提供、体験型教材や探求学習プログラムの企画立案
- ・駐車場・誘導サイン等の来訪者向け機能の整備
- ・サインデザインガイドラインの作成及び解説案内板の更新
- ・文化財関連部局との定期的な情報交換、共同プロジェクト、庁内向け研修等の実施による横断的連携体制の強化
- ・市民団体等との協働体制の構築・強化に向けた文化財保存団体の設立支援や定期的な情報交換の実施

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

佐世保市では文化財の継承に向けて、「多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保」という将来像を掲げ、市民をはじめ、所有者・管理者、調査研究機関、行政などの様々な主体が連携しながら推進していきます。

1 本計画の推進体制

計画の推進体制として、文化財関連部署、庁内外の関連部署、各種団体等において、関連する業務内容及び連携が望まれる取り組みを以下のように整理します。

文化財行政の主たる推進体制

部署名	主な業務	備考
教育委員会 総務部文化財課	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (1)文化財一般管理に関すること (2)文化財保護に関すること (3)文化財啓発に関すること (4)市内遺跡総合調査事業に関すること (5)うつわ歴史館管理に関すること (6)日本遺産活用推進事業に関すること (7)立神広場整備活用事業に関すること (8)楠本端山旧宅保存整備事業に関すること (9)文化財保存活用地域計画策定事業に関すること 2.世界遺産保存整備事業に関すること (1)世界遺産保存整備事業に関すること 3.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (2)福井洞窟特別史跡指定記念事業 4.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)針尾送信所保存整備事業 5.文化財展示施設等管理運営事業 (1)世知原地区炭坑資料館管理運営に関すること (2)宇久島資料館管理運営に関すること (3)福井洞窟ミュージアム管理運営に関すること (4)文化財展示施設等一般管理に関すること	16名、うち専門職 事務職（埋蔵文化財職員）5名 専門職（建築）1名 会計年度任用職員（学芸員）2名
福井洞窟ミュージアム	5.文化財展示施設等管理運営事業 (3)福井洞窟ミュージアム管理運営に関すること 3.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること 1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (4)市内遺跡総合調査事業に関すること	6名のうち、会計年度任用職員（学芸員）1名
うつわ歴史館	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (5)うつわ歴史館管理に関すること	4名
世知原地区炭坑資料館	5.文化財展示施設等管理運営事業 (1)世知原地区炭坑資料館管理運営に関すること	2名
宇久島資料館	5.文化財展示施設等管理運営事業 (2)宇久島資料館管理運営に関すること	1名
文化財整理室	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (4)市内遺跡総合調査事業に関すること (6)日本遺産活用推進事業に関すること (7)立神広場整備活用事業に関すること 3.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること	9名

庁内の関連部署

部署名	文化財に関連する業務内容	所管する計画
教育総務部 総務課	上位計画となる佐世保市教育振興基本計画に関すること	佐世保市教育振興基本計画
教育総務部 社会教育課	社会教育、生涯学習に関すること	
学校教育部 学校教育課	学校教育に関すること	
学校教育部 総合教育センター	少年科学館に関すること	
企画部 政策経営課	上位計画となる佐世保市総合計画に関すること 関連計画である西九州させば広域都市圏ビジョンに関すること	佐世保市総合計画 西九州させば広域都市圏ビジョン
企画部 市史編集室	市史編集に関すること	
総務部 広報広聴課	広報に関すること	
財務部 財政課	財政に関すること	
財務部 資産経営課	施設の適正配置・保全に関すること	公共施設適正配置・保全基本計画
行政経営改革部 DX推進課	DXに関すること	
地域未来共創部 地域政策課	地域政策に関すること	
地域未来共創部 若者活躍・未来づくり課	若者コミュニティに関すること	
地域未来共創部 宇久行政センター産業建設課	宇久島未来まちづくりプランに関すること	宇久島未来まちづくりプラン
経済部 観光課	関連計画となる佐世保市観光振興羅針盤に関すること 観光に関すること、世界遺産・日本遺産に関すること	佐世保市観光振興羅針盤
経済部 ふるさと物産振興課	ふるさと物産に関すること、日本遺産に関すること	
農林水産部 農政課	農政に関すること	
農林水産部 水産課	水産に関すること	
子ども未来部 子ども政策課	関連計画である佐世保子どもまんなか計画に関すること	佐世保市子どもまんなか計画
都市整備部 都市政策課	関連計画である佐世保市都市計画マスタープランに関すること	佐世保市都市計画マスタープラン
都市整備部 まち整備課	関連計画である佐世保市景観計画に関すること	佐世保市景観計画
都市整備部 公園緑地課	関連計画である佐世保市緑の基本計画に関すること	佐世保市緑の基本計画
土木部 土木政策課	土木政策に関すること	
土木部 河川課	所管する石橋の維持管理に関する業務	
環境部 環境政策課	関連計画である佐世保市環境基本計画に関すること	佐世保市環境基本計画
環境部 ゼロカーボンシティ推進室	環境教育・環境学習、自然環境の保全に関すること	
基地政策局	関連計画である佐世保市基地政策方針に関すること	佐世保市基地政策方針
水道局事業部 水道施設課	所管する水道施設の維持管理に関すること	
市民生活部 コミュニティ・協働推進課	地区コミュニティセンターに関すること	
市民生活部 市民安全安心課	浦頭引揚記念館に関すること	
文化スポーツ部 文化国際課	関連計画である佐世保市文化振興基本計画に関すること	佐世保市文化振興基本計画
文化スポーツ部 図書館	郷土資料に関すること	
保険福祉部 健康づくり課	関連計画である佐世保市食育推進計画に関すること	佐世保市食育推進計画
消防局 警防課	防災、文化財防火デー等に関すること	
防災危機管理局	関連計画である佐世保市地域防災計画に関すること	佐世保市地域防災計画

※その他関係課 必要に応じて連携

庁外関係機関

組織	連携が望まれる取り組み
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター	文化財の防火・防犯に係る連携（文化財ドクターの派遣）
長崎県教育庁学芸文化課	文化財担当職員研修の実施
長崎県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財発掘調査の実施 出土遺物の保存処理の実施
長崎県文化観光国際部世界遺産課	世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の実施
旧軍港市振興協議会関連自治体(横須賀市・呉市・舞鶴市)	日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の活用に係る連携、情報発信
「肥前窯業圏」活性化推進協議会関連自治体	日本遺産「日本磁器のふるさと 肥前」の活用に係る連携、情報発信
公益財団法人文化財建造物保存技術協会	文化財建造物の保存修理の実施
長崎県建築士会(長崎県ヘリテージマネージャー)	建物調査や歴史的建造物の悉皆調査における連携

各種団体等

区分	連携が望まれる取り組み
文化財所有者	文化財に関連する保存活動
各種文化財所有者	
各文化財保存団体	文化財に関連する保存活動、文化財ガイドの実施、情報発信に関する連携
泉福寺洞窟保存会/福井洞窟史跡保存会/吉井地区連合文化財保存会/直谷城跡・吉井の石橋群保存会/鹿町史跡保存会/針尾無線塔保存会/宇久島連合文化財保存会/ お蔵入れ行事保存会/きねかけ祭り保存会/三川内地区史跡保存会/大宮姫神社保存会/楠本端山旧宅史跡保存会/大野地区史跡保存会/木場浮立保存会/世知原町栗迎 4区長/佐世保市社会福祉協議会/三浦の蘇鉄保存会/宇久松原遺跡保存会/しゃぐま棒引き保存会(郷東・郷西)/下本山区史跡保存会/橋川内洞窟史跡保存会/直谷城 主墓石塔群保存会/猪神祭保存会(乙石尾地区)/猪神祭保存会(橋川内地区)/牛神祭保存会(踊瀬地区)/世知原活性化推進会/長坂浮立保存会/江迎千灯籠祭り実行委員 会/北川内浮立愛好会/小佐々町新田地区史跡保存会/口ノ里の念仏講/船ノ村のかずら舞/あやたけ踊り保存会/宮地区青年事業会猪の会/無窮洞顕彰保存会/相浦川 史跡保存会/柚木地区史跡保存会/一般社団法人 チーム俵 ほか	
各観光協会	文化財に関連する観光ガイドの実施、情報発信に関する連携
佐世保観光コンベンション協会/宇久町観光協会/黒島観光協会 ほか	
各郷土史研究会	郷土史の調査研究・情報発信等に係る連携
佐世保史談会/佐世保市郷土研究所/松浦党研究会 ほか	
各種団体	文化財関連に関するイベント等の実施に係る連携
佐世保商工会議所/佐世保地域文化事業財団 ほか	
各教育機関	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
長崎大学/長崎県立大学/長崎国際大学/佐世保工業高等専門学校/各市内高等学校/各市内中学校/各市内小学校 ほか	
専門的な活動団体	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
吉井エコツーリズムの会/ふるさと自然の会/長崎県建築士会 他	

文化財保存活用地域計画の推進体制（案）

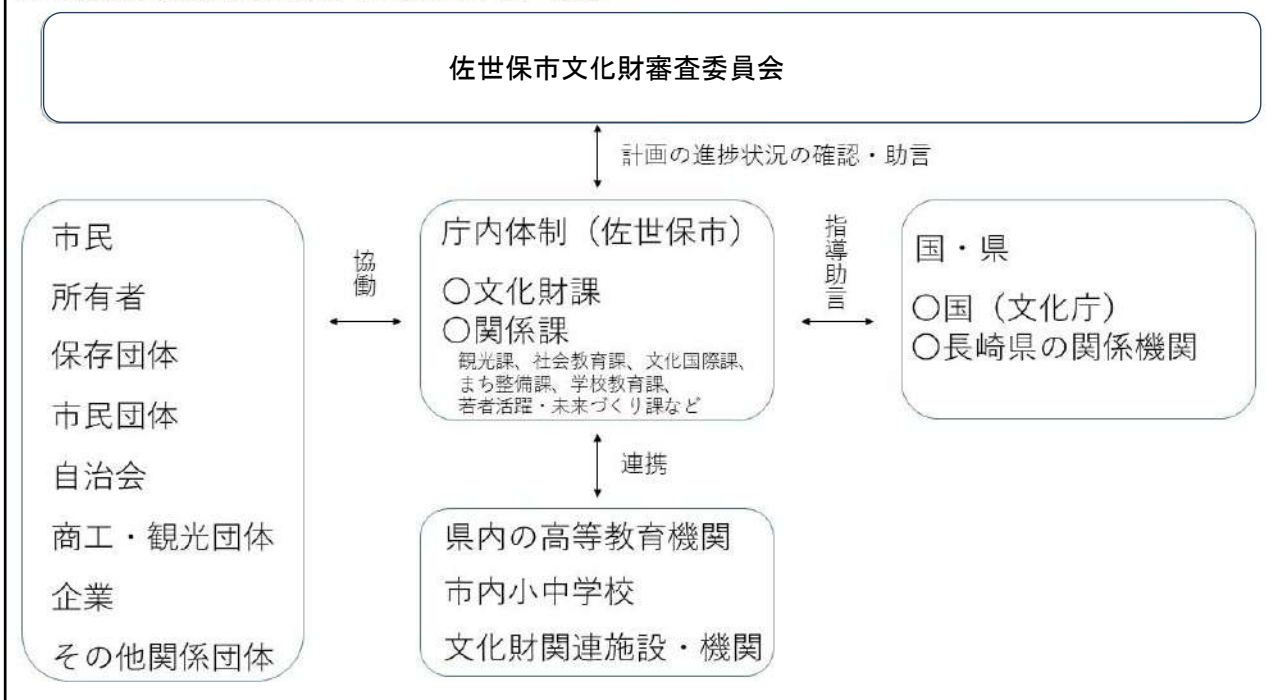


図 49 文化財保存活用地域計画の推進体制

2 防災・防犯、災害発生時の対応

(1) 防災・防犯対策の基本的な考え方

近年、日本では、地震に伴う津波や記録的な豪雨など、大規模災害が増加する傾向にあり、地域の歴史や文化を今に伝える貴重な文化財についても、深刻な被害を受けるおそれが高まっています。

文化財は一度失われると復元が困難であり、被災による損失は地域の歴史的価値や文化的価値の喪失につながります。このため、文化財については、災害が発生してから対応するのではなく、平時から災害発生を想定した防災・減災の取組を進めておくことが不可欠です。

また、自然災害だけでなく、火災や盗難、破壊行為といった人為的要因による被害もあり、文化財建造物の火災や美術工芸品の盗難により文化財にが失われた事例が報告されています。県内においても、指定文化財建造物の焼損や仏像等を狙った盗難事案が発生しており、文化財の保存環境や保管状況に応じた防火・防犯対策を講じる必要があります。

先人から受け継いできた貴重な文化財を将来世代へ確実に引き継いでいくため、災害発生後の対応にとどまらず、平時から災害発生を想定した防災・減災対策を計画的に進め、文化財の被害の未然防止と被害の最小化を図ります。

なお、防災・防犯対策にあたっては、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていきます。

(2) 防災・防犯対策における連携体制の構築と地域ネットワークの強化

文化財の防災・防犯対策は、まず文化財の所有者や管理者が主体となって日頃から文化財の状態を把握し、適切な管理を行うことが、被害の未然防止につながります。しかし、個人や一団体のみで対応するには限界があるため、個人の対応に依存しない体制づくりが重要です。

佐世保市では、市文化財課が中心となり、消防、警察等の関係機関と連携した防災・防犯体制の構築を図ります。あわせて、文化財が所在する地域住民、自治会、関係団体等との協力関係を強化し、平時から情報共有や意識啓発を行うことで、有事の際に迅速な対応が可能となる地域ネットワークの形成を図ります。

(3) 文化財の種別に応じた防災・防犯対策の推進

動産文化財である美術工芸品や民俗資料は、火災や盗難のリスクが高いことを踏まえ、所有者と連携し、耐火性を考慮した保管環境の改善や周辺環境の整理を促進します。あわせて、防犯設備の整備や巡回体制の充実を図るとともに、文化財の写真や特徴を記録した管理台帳の整備を進め、盗難等発生時の迅速な対応へとつなげます。

また、必要に応じて博物館・美術館等の専門施設への寄託を促し、防災・防犯の両面から文化財の保全を図ります。

不動産文化財である文化財建造物については、老朽化や耐震性の不足が課題となる場合が多いことから、所有者等と連携し、耐震診断や耐震補強、防火設備の整備に向けた取組を支援します。重要な文化財建造物については、関係機関と協議しながら、文化財の特性に配慮した防災体制の構築や訓練の実施を図ります。史跡・名勝・天然記念物については、洪水や土砂災害、

盗掘等のリスクを踏まえ、日常的な巡視や環境整備を進めるとともに、来訪者の安全確保に配慮した管理運営を図ります。

（４）減災の視点を取り入れた事前対策の充実

佐世保市では、防災・防犯対策に加え、災害発生時の被害を最小限に抑える減災の取組を重視します。ハザードマップ等を活用し、文化財が所在する地域の災害リスクを把握するとともに、その情報を所有者や関係機関と共有し、必要な対策の検討につなげます。

耐震対策が困難な場合においても、暫定的な補強や危険箇所への立入制限、公開方法の見直し等により、人的被害の防止と文化財の保全を図ります。また、彫刻や陶磁器等の破損しやすい文化財については、免震台の設置や固定方法の工夫により、地震時の転倒・破損防止を図ります。

（５）災害発生時の対応

災害発生時には、県や関係機関と連携し、市内の文化財の被害状況を迅速かつ的確に把握し、情報の集約と共有を図ります。被災した文化財については、所有者等に対し、廃棄せず専門機関へ相談するよう周知するとともに、適切な応急措置や復旧につなげるための助言・支援を行い、被害の拡大を防ぎます。また、大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を都道府県に要請します。

あわせて、過去の災害時に文化財が価値を理解されないまま失われた事例を踏まえ、被災文化財の保存の重要性について、現地での説明や啓発を行います。

（６）今後の取組みと継続的な体制整備

今後は、文化財台帳の整備・更新を進め、適切な情報管理を図るとともに、文化財保護指導委員や文化財保護ネットワークとの連携を強化し、日常的な巡視や情報共有を通じて、地域全体で文化財を守る体制の充実を図ります。

これらの取組を継続的に実施することで、佐世保市の文化財を災害や人為的被害から守り、将来世代へ確実に継承していくことを目指します。

【見え消し版】

**佐世保市第4次教育の情報化推進計画
(スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT)**

令和8年 月 日

スマート・スクール・SASEBO 推進室

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

改訂履歴

版数	改訂日	改訂理由
第1.0版	令和 年 月 日	初版

目次

1. 概要	3
1.1. はじめに	3
1.2. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の位置づけ	5
1.3. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の期間	6
2. 佐世保市の「教育の情報化」を取り巻く環境	7
2.1. 児童生徒を取り巻く環境	7
2.2. 国の動向	8
2.3. 長崎県の動向	12
3. 佐世保市第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）の総括	14
3.1. 第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）総括	14
3.2. “教職員の働き方改革に向けた校務 DX” 総括	27
3.3. “安心・安全な ICT 利活用” 総括	30
4. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の基本方針	35
4.1. 目指す “児童生徒像”	35
4.2. 目指す “教師像”	36
4.3. 目指す “学びの姿”	38
4.4. 目指す “教職員の働き方改革に向けた校務 DX”	40
4.5. 目指す “安心・安全な ICT 利活用”	45
5. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）実現のための環境整備	48
5.1. “GIGA 第2期”による環境整備	48
5.2. “GIGA 第2期”以外の環境整備	48
5.3. “教職員の働き方改革に向けた校務 DX” 環境整備	53
5.4. “安心・安全な ICT 利活用” 環境整備	55
6. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の KPI	58
7. おわりに	62
8. 用語集	63

1. 概要

1.1. はじめに

本計画は、激変する社会情勢と未来を担う児童生徒に求められる資質・能力の変化に対応するため、GIGA（ギガ）スクール構想¹を基盤とした教育の情報化を推進し、「個別最適な学び²と協働的な学び³の一体的充実」を実現することを目指します。

社会はデジタル化、グローバル化、そして急速な少子高齢化の進展により、複雑で予測困難な時代へと加速的に変化しています。このような時代において、児童生徒が社会で価値を創造し、一人ひとりが多様な幸せ（well-being⁴）を実現できる「Society 5.0⁵」の実現に貢献するためには、教育・人材育成システムの転換が必要不可欠です。従来の教育実践だけでは対応が難しい課題が山積しており、児童生徒の好奇心に基づいた探究力の育成や、試行錯誤しながら主体的に課題解決に取り組む人材の輩出が強く求められています。

こうした背景の中、文部科学省は「GIGA スクール構想」を打ち出し、全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を目指しました。この構想は、令和元年度および2年度の補正予算において、児童生徒一人ひとりに1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するものであり、これにより日本の教育 ICT 環境の整備は一気に加速しました。中央教育審議会の「令和答申」（令和3年1月）では、これらの学びを実現するために ICT が学校教育の基盤的なツールとして不可欠であると明言されています。端末の整備はわずか1～2年で完了し、G7 教育大臣会合でも最大の関心事となるなど、世界に先駆けたデジタル学習基盤が確立されました。

一方で、日本の学校教育はこれまで、世界トップレベルの学力の育成や、知・徳・体にわたる全人的な教育の提供など、国際的にも高く評価されてきました。これは、教師の献身的な努力によって支えられてきた成果であると認識されています。しかし、社会構造の変化に伴い、学校が対応すべき課題は複雑化・困難化の一途を辿っています。具体的には、不登校児童生徒の増加、いじめの重大事態、特別な支援を要する児童生徒や外国籍児童生徒への対応、児童生徒の貧困問題、ヤングケアラー⁶の存在など、多岐にわたります。さらに、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、学校が「学習機会と学力の保障」だけでなく、児童生徒にとっての「全人的な発達・成長の保障」や「安全・安心につながる居場所・セーフティネット」としての福祉的な役割を大いに担っていることを再認識させました。

¹ GIGA スクール構想とは、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が育成できる教育 ICT 環境の実現を目指す国家プロジェクトです。

² 個別最適な学びとは、一人ひとりの児童生徒が、それぞれの興味・関心、特性、学習進度、学習到達度などに応じ、最適な方法で学習を進めることを目指す教育の考え方です。

³ 協働的な学びとは、児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、さらには先哲の考え方などを手掛かりに、自己の考えを広げ深めることを目指す学習活動です。

⁴ Well-being（ウェルビーイング）とは、幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）であると OECD（経済協力開発機構）によって定義されています。

⁵ Society 5.0（ソサエティ5.0）とは、「一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」を目指す、人間中心の超スマート社会です。

⁶ ヤングケアラーとは、病気や障害のある家族の介護、家事、幼い兄弟の世話などを日常的に担っている子供を指す言葉です。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

このような状況下で、教師たちは教育に対する使命感を持ちつつも、長時間勤務、教師不足、メンタルヘルス課題といった深刻な問題に直面しており、疲弊している現状があります。また、GIGA スクール構想が進む中でも、地域ごと、学校ごとに ICT 活用状況の格差が存在し、これが教育 DX⁷を加速させる上で大きな阻害要因となっています。

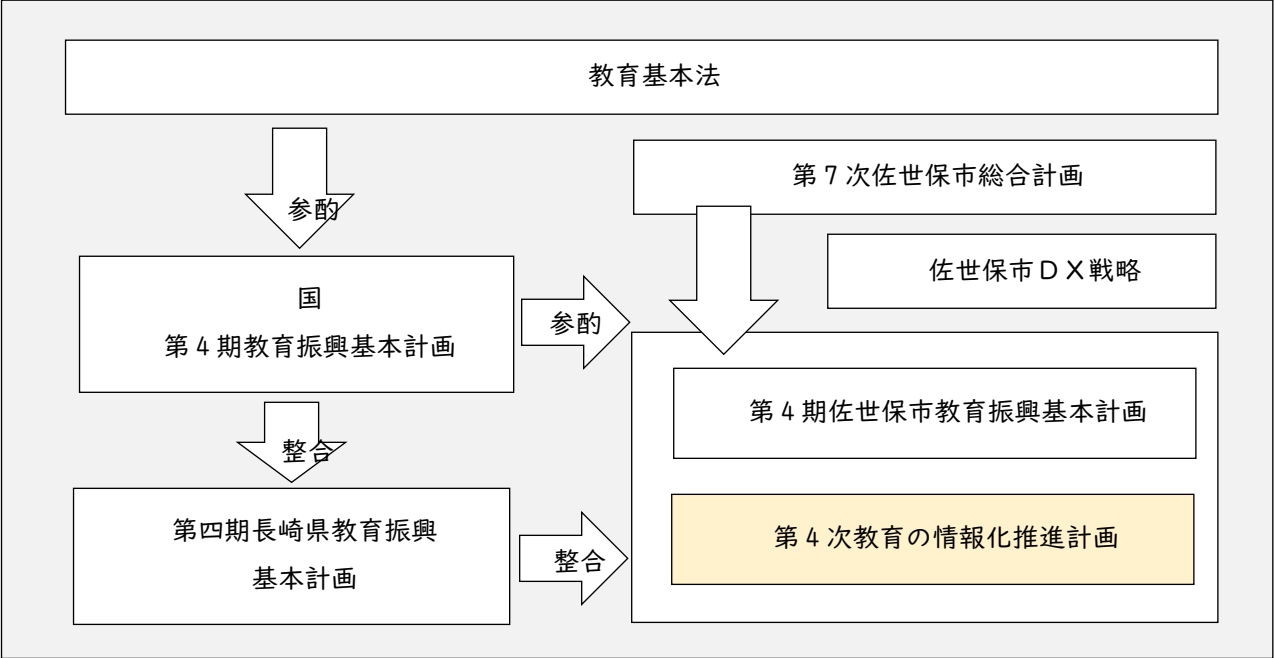
本計画は、「円滑なクラウド活用を前提とした1人1台端末をはじめとする学校のICT環境が、従来の指導や学習の単なる効率化のための付加的な整備ではなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等を図る上で必要不可欠な学習基盤である」という基本方針に基づき、教育DXの更なる深化の実現を図るものです。

⁷ DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、企業や組織がデジタル技術を活用して、ビジネスモデルや組織文化、業務プロセスなどを変革し、競争優位性を確立することです。単にITツールを導入するだけでなく、デジタルによって新たな価値を創造し、顧客体験の向上や生産性の向上を目指します。

第 4 次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

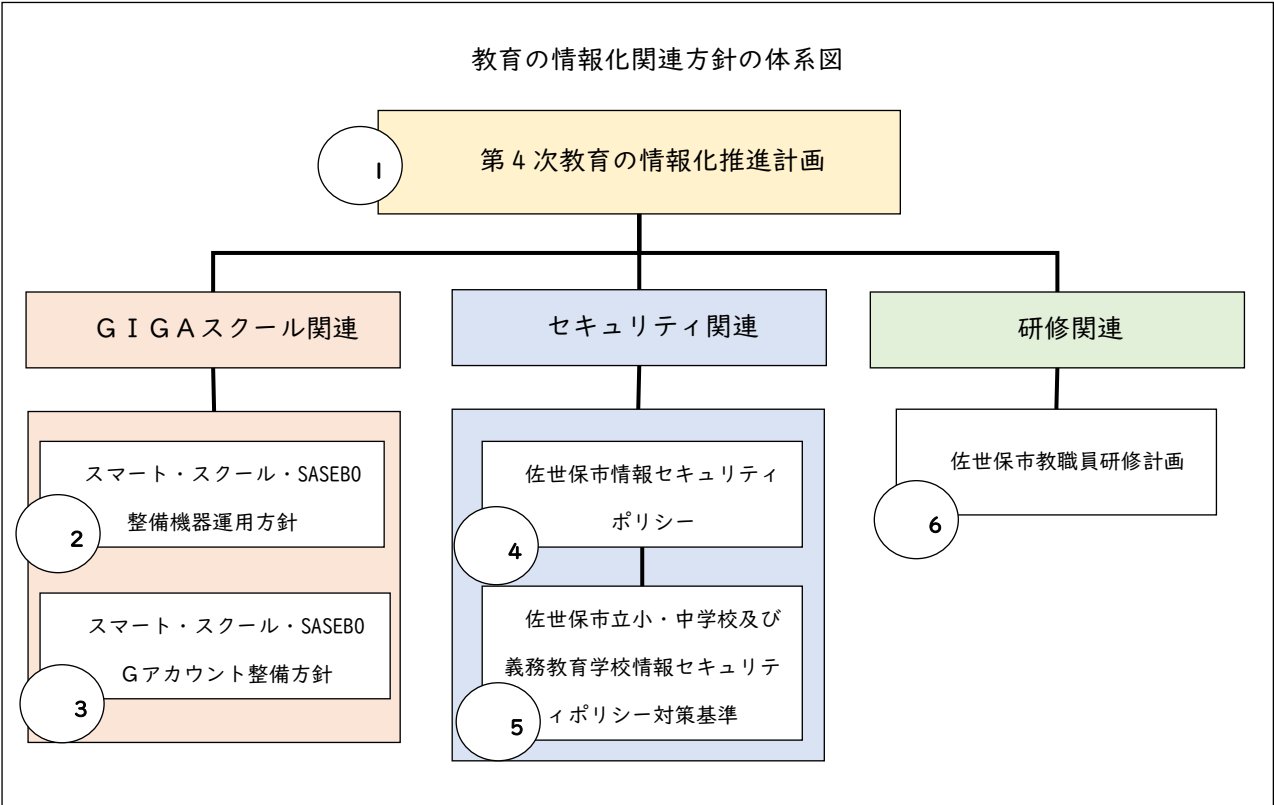
1. 2. 第 4 次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の位置づけ
本計画の位置付けは以下の基本計画との参酌・整合を取っています。

【図 1-1 指針の位置づけ】



本市の教育の情報化関連の方針との位置づけは以下のとおりです。

【図 1-2 教育の情報化関連方針の体系図】



第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

- ① 第4次教育の情報化推進計画：佐世保市の教育の情報化のための施策に関する基本的な計画
- ② 「スマート・スクール・SASEBO」整備機器運用方針：GIGA スクール構想で整備した環境の管理等に関する方針
- ③ 「スマート・スクール・SASEBO」G アカウント整備方針：GIGA スクール構想で整備したG アカウントの運用等に関する方針
- ④ 佐世保市情報セキュリティポリシー：本市の情報セキュリティの運用ルールを定めた基本的な要綱
- ⑤ 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校情報セキュリティポリシー対策基準：本市の学校の情報セキュリティの運用ルールを定めた実務的な要綱
- ⑥ 佐世保市教職員研修計画：本市の教職員に対する情報教育を含む研修計画

1.3. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の期間

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の期間は、令和8年4月1日（令和8年度）から令和13年3月31日（令和12年度）までの5か年とします。また、社会の情勢変化や計画の進捗等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 佐世保市の「教育の情報化」を取り巻く環境

2.1. 児童生徒を取り巻く環境

現代の児童生徒は、デジタル化、グローバル化、そして急速な少子高齢化という劇的な社会環境の変化の中に生きています。特に、AI⁸、ビッグデータ⁹、IoT¹⁰、ロボティクス¹¹等の先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）を生き抜き、2040年には生産年齢人口比率が約54%まで低下する¹²人口減少社会で活躍することが求められています。

このような社会環境の変化は、児童生徒を取り巻く学習環境や生活環境にも大きな影響を与えています。

(1) ICT利用の実態と課題

- 学校外でのICT利用は学習面に比べて「学習外」に比重が大きく、例えば高校生の「コンピュータで宿題をする」は3.0%に留まる一方、「ネット上でチャットする」は87.4%に達しています。¹³
- 子供専用のスマートフォン保有率は、小学生で41.0%、中学生で84.3%、高校生で99.1%と非常に高い水準です。¹⁴
- これにより、フィルターバブル現象¹⁵のリスクも指摘されています。

(2) 多様化する教育的ニーズ

- 不登校児童生徒は増加の一途を辿り、約29万人に達し、約30人に1人が長期欠席している状況です。¹⁶
- 特別な支援を要する児童生徒（発達障害の可能性のある児童生徒やギフテッド¹⁷の可能性のある児童生徒を含む）も増加しており、個別の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援が不可欠です。
- 外国人児童生徒も増加しており、日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超え、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性も指摘されています。¹⁸
- 相対的貧困の子供は18歳未満で13.5%（7人に1人）におよび、経済的困窮が教育や体験の機会の格差を生む傾向にあります。¹⁹
- 児童生徒の心身の健康課題も多様化・複雑化しており、自殺者数も減少に至っていません。

⁸ AI（人工知能：Artificial Intelligence）とは、人間の知的な活動（学習、推論、認識など）をコンピュータ上で再現する技術を指します。

⁹ ビッグデータとは、教育現場において、GIGAスクール構想によって整備されたICT環境を通じて生成・蓄積される、膨大な量の学習履歴（スタディ・ログ）や校務に関する情報などのデータ群を指します。

¹⁰ IoT（Internet of Things）とは、様々な「モノ」がインターネットと繋がり、相互に情報をやり取りする技術を指します。

¹¹ ロボティクスとはロボットの設計、製造、運用、および制御に関する技術分野を指します。

¹² 出典：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（文部科学省）。

¹³ 出典：OECD生徒の学習到達度調査（PISA）2018。

¹⁴ 出典：OECD生徒の学習到達度調査（PISA）2018。

¹⁵ フィルターバブル現象とは個人の過去のオンライン行動（閲覧履歴、検索履歴、クリック履歴など）や、所在地、購買履歴といった情報から、自分の考えや嗜好に合う情報のみに囲まれ、多様性を欠いた情報から隔離される状況を指します。

¹⁶ 出典：教育イノベーション小委員会 中間とりまとめ（経済産業省）。

¹⁷ ギフテッドとは特定分野に特異な才能のある児童生徒を指します。

¹⁸ 出典：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（文部科学省）。

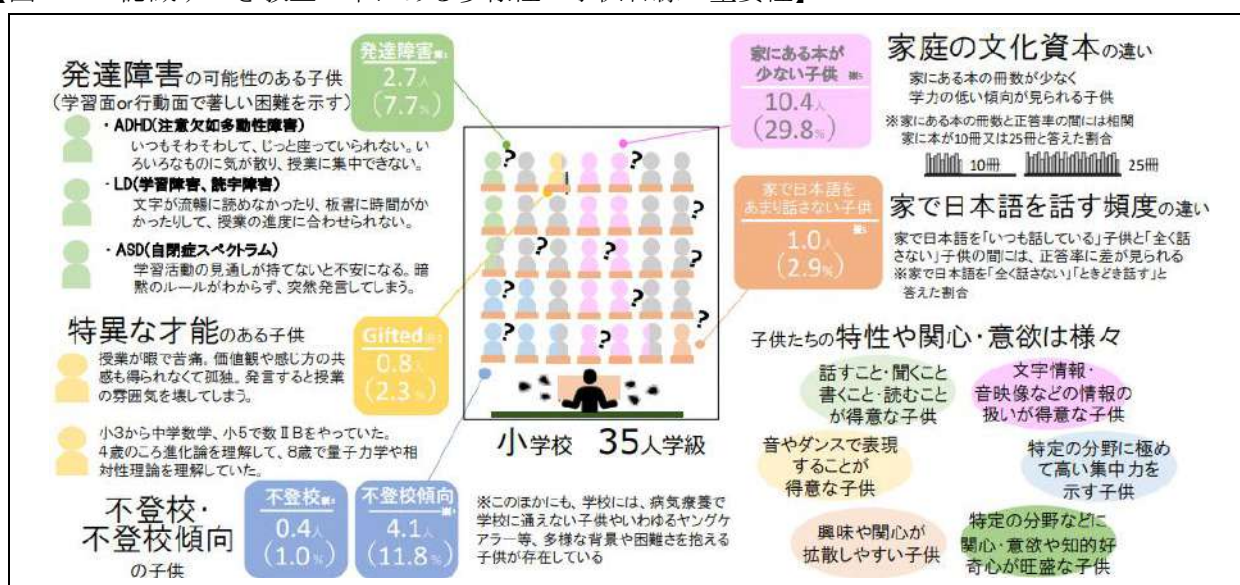
¹⁹ 出典：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（文部科学省）。

(3) 学習の多様性

- 国の検証によると、生徒ごと、教科ごとに学習進度の大きなばらつきが確認されています。画一的な一斉授業では、個々の学習進度や特性に応じた学びを提供することが困難です。
- 学年が上がると、「算数・数学」や「理科」に楽しさを感じなくなる傾向が見られ、学習意欲の維持・向上が課題となっています。

これらの背景を踏まえ、全ての児童生徒がそれぞれの可能性を最大限に引き出し、社会の変化を生き抜く力を育むための教育環境の整備が喫緊の課題となっています。

【図 2-1 認識すべき教室の中にある多様性・子供目線の重要性】



出典：Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（内閣府）

2.2. 国の動向

国は、GIGA スクール構想を「国策」と位置づけ、日本の教育の情報化を推進しています。その主な動向と方針は以下の通りです。

(1) GIGA スクール構想第2期の推進

- 令和元年度に打ち出された GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末が更新時期を迎えるため、各自治体における最新の更新計画に対応するための経費が計上されています。
- 第2期においては、端末を計画的に更新し、端末の故障時等においても児童生徒の学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進されます。
- 端末の整備・更新にあたっては、都道府県単位での共同調達为原则とされ、効率的な執行とコスト削減を目指しています。また、最低スペック基準を満たす端末整備が補助要件となっています。

【図 2-2 GIGA スクール構想】



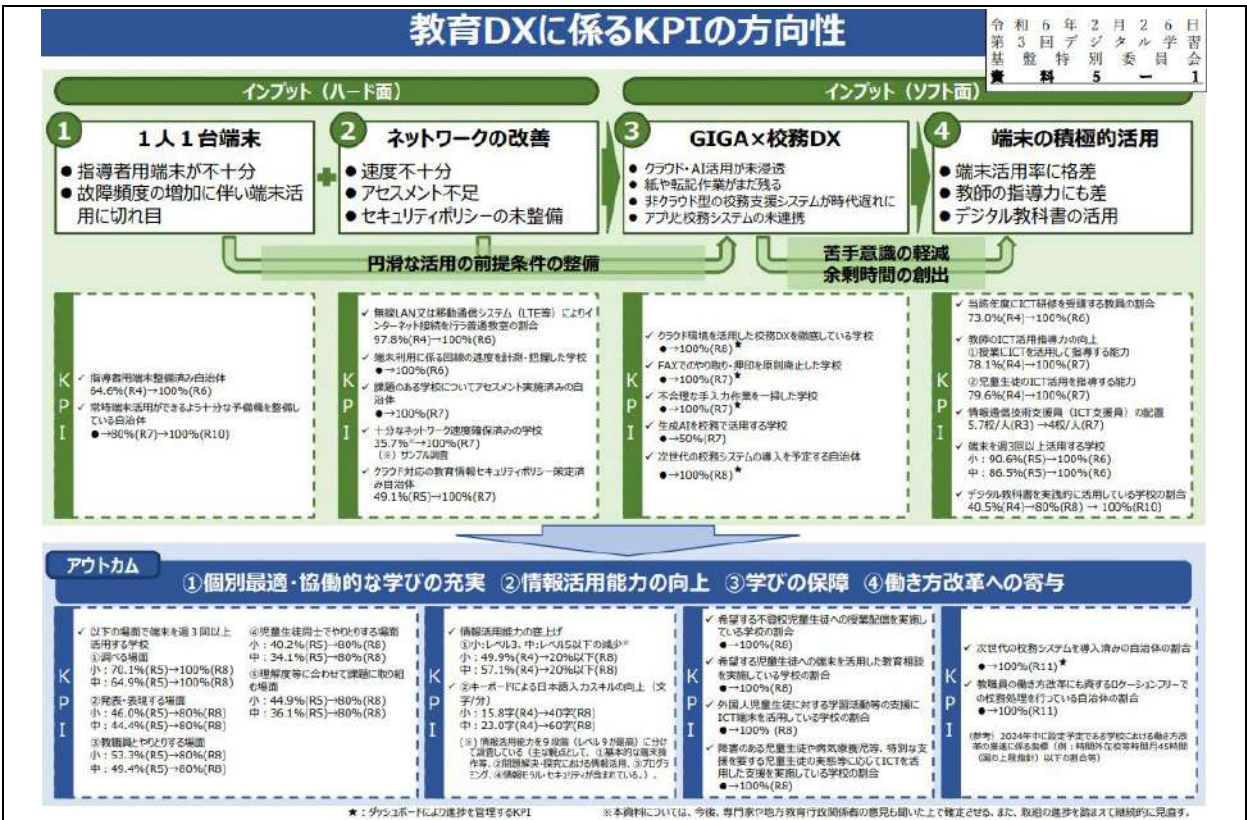
出典：文部科学省 HP

(2) 教育 DX に係る KPI の設定

- 文部科学省は「教育 DX に係る当面の KPI」を公表し、教育 DX の進捗を定量的に把握し、目標達成を目指しています。
- 主な目標（達成期限）
 - ・ 十分なネットワーク速度確保済み学校：100%（令和7年度）。
 - ・ クラウド対応の教育情報セキュリティポリシー策定済み自治体：100%（令和7年度）。
 - ・ 指導者用端末整備済み自治体：100%（令和6年度）。
 - ・ 常時端末活用ができるよう十分な予備機を整備している自治体：80%（令和7年度）→100%（令和10年度）。
 - ・ ICT 研修を受講する教員の割合：100%（令和6年度）。
 - ・ 教師の ICT 活用指導力²⁰の向上：100%（令和7年度）。
 - ・ 情報通信技術支援員（ICT 支援員）の配置：4校に1人（令和7年度）。
 - ・ 端末を週3回以上活用する学校（小中学校）：100%（令和6年度）。
 - ・ デジタル教科書を実践的に活用している学校の割合：80%（令和8年度）→100%（令和10年度）。
 - ・ 希望する不登校児童生徒への授業配信を実施している学校の割合：100%（令和8年度）。
 - ・ クラウド環境を活用した校務 DX を徹底している学校：100%（令和8年度）。
 - ・ 次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合：100%（令和11年度）。

²⁰ ICT 活用指導力とは、教師が ICT を基盤的なツールとして効果的に活用し、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために求められる資質・能力です。

【図 2-3 教育 DX に係る KPI の方向性】



出典：文部科学省 HP

(3) ネットワーク環境改善への支援

- 「当面の推奨帯域」を全ての学校が目指すべき水準として設定し、この基準を満たす学校が2割程度に留まる現状の改善を急務としています。
- GIGA スクール構想支援体制整備事業として、ネットワークアセスメント²¹の実施や、その結果を踏まえたネットワーク環境改善への補助金(令和6年度補正予算額60億円)を計上しています。

(4) 校務 DX の加速

- 文部科学省は「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」を作成し、各自治体の自己点検を促しています。
- 「次世代校務 DX」の実現に向け、校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化、データ連携基盤（ダッシュボード）²²の創出、情報セキュリティの確保を重要な方向性として示しています。
- 令和6年度補正予算で校務 DX 推進事業の予算が計上され、生成 AI²³の校務での活用に向けた実

²¹ ネットワークアセスメントとは、学校の通信ネットワーク環境の現状を詳細に分析・診断し、その結果に基づいて問題点を特定し、最適な環境を実現するための改善策を提示することを目的とした取り組みです。

²² データ連携基盤（ダッシュボード）とは、多様な教育データ（学習履歴、校務データなど）を統合し、分かりやすい形で可視化するシステムです。

²³ 生成 AI とは、コンピュータや AI（人工知能）技術を活用して、文章、画像、音声などの新たなコンテンツを生成する技術を指します。

証研究も含まれています。

- 都道府県域が一体となった次世代校務 DX 環境の整備を推進しています。

(5) 情報セキュリティ対策

- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、随時改訂することで、クラウドサービスの利活用を前提としたセキュリティ対策の指針を示しています。
- 令和7年度中には全ての教育委員会でのポリシー策定を KPI として設定し、専門家の派遣等による支援を強化しています。

(6) デジタル教科書の本格導入

- 令和6年度から「外国語」（小学校5年生～中学校3年生）でデジタル教科書を本格導入し、今後、「算数・数学」など、現場のニーズや学習効果を踏まえて段階的に導入教科を拡大する予定です。
- 紙の教科書とデジタルの教科書のハイブリッド活用が推奨されています。

(7) 全国学力・学習状況調査の CBT²⁴化

- 令和5年度に英語の「話すこと」調査で先行導入され、令和6年度には「児童生徒質問紙調査」が全面オンライン化されます。教科調査は令和7年度に理科が実施され、今後も中学校から順次導入される予定です。

(8) 教育行政調査の DX 化

- WEB 調査システム（EduSurvey²⁵）や CBT システム（MEXCBT²⁶）の開発・運用を通じて、様々な行政調査の電子化を推進し、教育データの規格を揃える標準化を進めています。

(9) ICT 人材の確保・育成

- 学校における ICT 活用をサポートする ICT 支援員の配置を、4校に1人という目標で推進しています。

(10) 教師の ICT 活用指導力の向上に向けた研修の充実や、GIGA StuDX 推進チーム²⁷による伴走支援の強化を行っています。

- 事務職員の ICT 活用に関する研修の充実も図られています。

(11) 多様な学びの選択肢の拡大

- 不登校児童生徒の学習権保障のため、オンライン教育的・心理的支援の拡充が図られています。

²⁴ CBT（Computer Based Testing）とは、コンピュータや情報通信技術（ICT）を活用して実施されるテストや評価方法を指します。

²⁵ EduSurvey とは、文部科学省が開発・運用する基盤的な WEB 調査システムです。

²⁶ MEXCBT とは、文部科学省が開発・運用している CBT（Computer Based Testing）システムです。

²⁷ GIGA StuDX 推進チームとは、文部科学省に令和2年12月に設置された、教育委員会や学校現場の課題解決に向けた伴走支援を行う専門チームです。

- 災害時や感染症発生時における学びの保障、特定の才能を持つ児童生徒への教育支援、遠隔・オンライン教育の活用による学びの幅の拡大などが推進されています。
- 高校教育においては、「対面」原則の緩和、オンデマンド教材²⁸やオンライン協働学習の活用、単位認定の柔軟化などが検討されています。

(12) 教員の働き方改革

- ICT 活用による業務効率化を促進し、校務 DX を加速することで、教師の業務負担軽減を目指しています。具体的には、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化などが挙げられます。

これらの国の動向は、各地方自治体や学校の教育の情報化推進計画の策定・実施において、基本的な方向性と財政的・制度的支援の根拠となります。

2.3. 長崎県の動向

(1) 第四期長崎県教育振興基本計画

人口減少、グローバル化、生成 AI の出現、DX 化など社会環境は急激に変化しています。変化の激しい予測困難な時代においても、子どもたちが多様な人々と協力しながら様々な社会的変化を乗り越え、一人一人の豊かで幸せな人生と、社会の持続的な発展を実現していく力を育成することが求められています。このような社会の変容や教育を取り巻く状況等を踏まえながら、今後の長崎県の教育の目指す方向性を示すための計画が策定されています。

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とし、計画の対象範囲は、教育、文化芸術、スポーツや私学振興・県立大学となっています。教育の情報化に係る取り組みについては、政策の柱 01「一人一人に応じた最適な学びを提供する」において、デジタルを積極的に活用しながら、子どもたちの情報活用能力を育成することに加え、不登校児童生徒等の対応としてオンラインを活用した取組を推進するとしています。

【主要な施策】

- 成長の基盤となる資質・能力の育成 《確かな学力の育成》
 - ・子どもたちの自己実現のためには、確かな学力を身に付けることが重要であるため、各学校段階を通じて、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の 3 つの資質・能力の調和がとれた子どもたちを育成します。
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進し、これまでの慣習や常識、ルールにとらわれすぎることなく、答えが 1 つではない問いや自ら立てた問いに対しても、子どもたちが主体的に考え、多様な他者と協働的に議論しながら、納得解や最適解を導き出すことが

²⁸ オンデマンド教材とは、AI ドリルや授業録画の視聴など、児童生徒が自分の都合やペースに合わせて利用できる学習教材のことです。

できる力を育成します。

- ・個々の状況に応じた多様な学びや学校・地域・校種等を超えた学習においてデジタルを積極的に活用しながら、子どもたちの情報活用能力を育成すると同時に、対面による授業や体験活動の機会も重視し、それらを効果的に組み合わせた授業づくりに取り組みます。

●遠隔教育センターを中心とした教育 DX の推進

- ・離島半島部の小規模高校等を対象に、ICTの活用により地理的条件に関わらず、子どもたちの興味や関心、進路希望等に応じた多様で豊かな学びの拠点となる「遠隔教育センター」を設置します。
- ・対面での交流を充実させるとともに、1人1台端末を最大限に活用し、子どもたち同士がオンラインで学校や地域を越えて交流したり学び合ったりすることができる取組を推進します。
- ・不登校児童生徒等の居場所や学び・相談の場として、また、県民の多様な生涯学習へのニーズに応えるためオンラインを活用した取組を推進します。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

3. 佐世保市第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO構想）の総括

3.1. 第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）総括

(1)GIGA スクール構想（GIGA 第1期²⁹）とは

GIGA スクール構想は、令和元年度に打ち出された、日本の教育における重要な施策です。その目的と目指すべき姿は、複数の側面から説明されています。

①GIGA スクール構想（GIGA 第1期）の目的

GIGA スクール構想の主要な目的は以下の通りです。

- ・1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備

すべての児童生徒が既存の様々な制約から解放され、個別に最適化された学びを実現することにより、新しい時代を生き抜く創造性や社会性を育成することを目的として1人1台端末とLTE通信を整備しました。

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に不可欠なICT環境の構築

中央教育審議会³⁰のいわゆる「令和答申」では、ICTがこれらの学びを実現するための基盤的なツールであると位置づけられています。

②GIGA スクール構想（GIGA 第1期）が目指すべき姿

GIGA スクール構想は、単なる機器の整備にとどまらず、教育活動や教師の役割、学校全体のあり方に変革をもたらすことを目指しています。

- ・「令和の日本型学校教育³¹」の実現

これまでの日本の教育実践で培われた良さを継承しつつ、最先端のICTを組み合わせる「ベストミックス」を図ることで、学習活動の一層の充実と「主体的³²・対話的³³で深い³⁴学び³⁵」の視点からの授業改善を実現します。

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

【個別最適な学び】

²⁹ GIGA 第1期とは、GIGA スクール構想の初期段階として、児童生徒一人ひとりに端末を整備し、高速大容量の通信ネットワークを一体的に構築した期間を指します。この構想は、令和元年度（2019年度）に打ち出され、令和元年度および2年度の補正予算によって、教育ICT環境の整備が急速に進められました。これにより、令和2年度中には義務教育段階の全学年で児童生徒一人1台端末環境の整備が指され、家庭への持ち帰りを含めて活用できる環境が整えられました。

³⁰ 中央教育審議会とは、文部科学大臣の諮問に応じ、教育に関する重要事項を調査審議する機関です。

³¹ 令和の日本型学校教育とは、全ての児童生徒の可能性を引き出すことを目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることで実現される、新しい時代の学校教育の姿です。この構想は、GIGA スクール構想によって整備された児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを最大限に生かし、ICTを基盤的なツールとして活用することを前提としています。

³² 主体的な学びとは、児童生徒が学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びの姿を指します。また、児童生徒自身が学習の最適化を調整する「学習の個性化」を通じて、自ら学びを調整し、自分のペースで学び方を選択する力を育むことを指します。

³³ 対話的な学びとは、児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学びの姿を指します。

³⁴ 深い学びとは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることを目指す学びの姿を指します。

³⁵ 主体的・対話的で深い学びとは、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」において、Society 5.0時代を見据え、全ての児童生徒の可能性を引き出すために目指すべき新しい時代の学校教育の姿として提唱された、ICTを基盤的なツールとして活用する学びの方向性です。

児童生徒一人ひとりの学習の進度や到達度、興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じた「指導の個別化³⁶」と「学習の個性化³⁷」を実現します。ICTを活用することで、学習内容の確実な定着や、理解を深め広げる学習、そして子ども自身が学習を自己調整する力を育むことを目指します。

【協働的な学び】

ICTを通じて、児童生徒同士、異学年・他校の児童生徒、地域の人々との間で情報を共有し、共同編集や対話を行うことで、多様な考えに触れ、より質の高い学びを生み出すことを可能にします。これらの学びは、教師による強力なアシストによって支えられ、子どもの自律的な学びを促進します。

・「誰一人取り残されない学び」の保障

特別な支援を必要とする子どもたち（不登校、病気療養中、特別支援教育の対象者、外国籍児童生徒など）に対しても、ICTを活用したきめ細やかな支援を提供し、学びの機会を保障します。翻訳機能や読み上げ機能の活用、個別支援機器との連携などが含まれます。

・情報活用能力の向上

児童生徒が基本的な端末操作だけでなく、情報モラル³⁸・セキュリティ、プログラミング、問題解決・探究における情報活用といった幅広い情報活用能力を身に付けることを目指します。

・教師の役割の転換

教師は、単に知識を教える「指導者」から、子どもの学習を個別に見取り、自律的な学びを支え、学び合いを促進する「伴走者」的な役割へと変化していくことが期待されています。

・教育の質の継続的な向上と社会の変化への適応

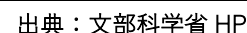
ICTを活用することで、学校教育が現代社会のあり方に即したものとなり、常に変化する社会を生き抜く力を子どもたちに育むことを目指します。

これらの目標は、文部科学省の「教育DXに係る当面のKPI」として具体的に設定されており、個別最適・協働的な学びの充実、情報活用能力の向上、学びの保障、働き方改革への寄与といったアウトカムの実現を目指しています。

³⁶ 指導の個別化とは、児童生徒一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度などに応じ、指導方法・教材や学習時間を柔軟に提供・設定することを指します。

³⁷ 学習の個性化とは、児童生徒自身の興味・関心やキャリア形成の方向性等に応じて、教師が学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、児童生徒自身が学習を最適となるよう調整することです。

³⁸ 情報モラルとは、情報活用能力の重要な要素の一つであり、情報端末を活用した協働的な学びにおいて不可欠なものです。これは、情報や情報技術を適切かつ責任ある形で活用するための考え方や規範を指し、情報の収集や発信といった実際の活用場面で重要となります。また、情報セキュリティとともに、情報活用能力の主な観点に含まれています。



「GIGA スクール構想」の推進を強力に進めるため、教育委員会内に「スマート・スクール・SASEBO 推進室」を新設し、多岐にわたる取り組みを展開しています。

推進室新設の目的は、GIGA スクール構想に関連する環境を迅速に整備し、整備された環境を最大限に活用することで、佐世保市の学校教育を全面的に刷新することです。推進室は、その取り組みの「エンジンとなる組織」として位置づけられています。組織体制は、室長と副室長を中心に、学校教育課、総合教育センター課、教育センター、総務課、青少年教育センターから計10名の職員が兼務で参加しています。ICTに関係する部署の連携を密にすることで効果的な施策を実現し、独自の決裁ラインを構築することで意思決定の迅速化を図っています。

推進室の取り組みの一環として、「スマート・スクール・SASEBO 構想」が策定されました。この構想は、佐世保市における GIGA スクール構想の具体的な目標と実行計画を定めるものです。

ICT を活用した教育の推進に不可欠となる、教職員の ICT 活用指導力に関しては、文部科学省担当者等を招聘するほか、教育 ICT におけるスキルセットに不安を感じている教師が安心して児童生徒 1 人 1 台端末を授業で活用するために、各種の研修カリキュラムを開催し、これを通じてノウハウを学ぶ機会を提供しています。

16

- ・理論研修

ICT 環境を生かした「主体的で対話的な深い学び」について、「使えない・使わない」の解消（世代間ギャップをなくす）ことを目的として、文部科学省情報教育担当者などに講師を依頼し、教職員の授業に対するマインドセットを図っていく講義を実施しています。

- ・技能向上研修

ICT 活用指導力の完全定着と技能向上を目的として、ICT を活用した授業づくり・端末の利活用方法・遠隔授業の実施方法・情報モラル・セキュリティの指導方法などの内容について演習・実技講習を実施しています。

- ・授業実践研修

授業実践を通して、ICT を活用した実践的な指導力を高める目的で、ICT を活用した授業づくり・公開授業などの内容について研究・実践・広報を実施しています。

④「Google ヘルプデスク」の開設と拡充

教職員の ICT 活用を円滑に進めるため、従来の教職員端末・ネットワークに関する問い合わせに加え、児童生徒 1 人 1 台端末および Google 関連の問い合わせにも対応できるよう契約を変更し、「Google ヘルプデスク」を拡充しました。主な質問内容は、端末に関するもの、アカウントに関するもの、Google for Education に関するもの、ネットワークに関するものです。

⑤「スマート・スクール・SASEBO 羅針盤」の開設

佐世保市の教職員向けに、ICT を活用した市内、全国の好事例や研修動画、資料等を共有する専用の知見共有サイト「スマート・スクール・SASEBO 羅針盤」を開設しました。

このサイトには、佐世保市の教職員が作成した「授業や校務で活用できる情報資産」、ICT を積極的に活用している先生の特集サイト「DX（デラックス）な先生」、そして研修のアーカイブ（強化に係る端末操作研修、ネットワーク運用研修、情報リテラシー³⁹・情報セキュリティ研修、教育センターミニ研修など）が掲載されています。

⑥「Edu ポータル」の開設

市立学校児童生徒専用ポータルサイト「Edu ポータル」は、市内の様々な情報を集約することで本市の魅力を知らせると同時に、児童生徒や教職員のみが写真やその他のコンテンツを投稿・共有ができるサイトです。このサイトは、例えるならば、自動車学校のような練習の場としての位置づけであり、情報の取扱いに対する基礎的な知識や技能、実践的な態度を学ぶ、全国でも先進的な取組です。このような安全な環境の中で、写真や文書などを視聴したり投稿したりする体験を通し、児童生徒の情報活用能力⁴⁰を適切に育んでいます。

³⁹ 情報リテラシーとは、情報を効果的に活用するための知識と能力のことです。具体的には、必要な情報を探し出し、その信頼性を評価し、適切に利用・発信する能力を指します。インターネット上のフェイクニュースを見抜いたり、著作権を理解して情報を扱ったりする力がこれに当たります。

⁴⁰ 情報活用能力とは、児童生徒が ICT（情報通信技術）を基盤的なツールとして活用し、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報を適切かつ効果的に利用して問題を発見・解決したり、自らの考えを形成したりするために求められる資質・能力です。

⑦「Edu ポータル」を活用した児童生徒アンケート

「Edu ポータル」を活用することで、本市の小・中学校及び義務教育学校に在籍する全ての児童生徒を対象としたアンケートを容易に実施できるようになりました。これにより、これまでクラスまたは学校単位でしか実施できなかったアンケートと比べ、より幅広い意見を収集し、学習環境や指導の改善に役立てることが可能になりました。その結果、教育効果の向上が期待できます。また、「こども基本法」に基づき推進されている「子どもの意見」の収集も容易に行うことができ、「子どもの意見」を教育政策の策定や学校運営において尊重し、反映させることが容易になりました。

⑧リーディング DX スクール事業⁴¹への取り組み

GIGA 端末の効果的な活用を行うため、文部科学省の「リーディング DX スクール事業」を活用しています。この事業では、指定された学校が汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用した効果的な教育実践を創出し、モデル化して全国展開することを目指しています。取り組み内容は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、インターネット上の動画教材や外部専門家によるオンライン授業の活用、端末の日常的な持ち帰りによる家庭学習の充実、校務の徹底的な効率化、対話的・協働的な職員会議や教員研修の実施、実践内容の動画・写真・オンライン公開による普及などが挙げられます。令和5年度には佐世保市立中里小学校、佐世保市立皆瀬小学校、佐世保市立中里中学校が指定され、令和6年度には佐世保市立春日小学校、佐世保市立大野中学校が指定されています。

⑨学力向上に係る拠点校での授業公開

ICT 活用指導力に優れた教師の授業公開を「学力向上に係る拠点校」として実施しました。公開内容は、拠点校における授業改善の取り組みと公開授業（教師主導ではなく児童生徒に主体がある授業、ICT が効果的に活用される授業）で、公開後には研究協議を行い、授業改善や小中連携を目的とした協議が行われました。光海中学校（3年・英語）、潮見小学校（6年・国語）、黒髪小学校（5年・総合）、金比良小学校（4年・算数）、相浦中学校（2年・国語）、愛宕中学校（1年・数学）が拠点校として指定され、公開授業が行われました。

⑩長崎大学と連携した研究調査（教育 DX 部会）

教育センターの方針に基づき、実践的な研究調査として長崎大学教育学部との連携を強化しています。研究主題は「現在導入しているデジタルテクノロジーをフル活用した『授業』『校務』の変革 ～ NextGIGA⁴² を見据えた利活用推進～」であり、情報活用状況等の調査・研究・分析、および現在導入しているデジタルコンテンツや情報機器の利活用推進に焦点を当てています。アドバイザーは長崎大学教育学部の准教授（専攻：教育工学）が務め、講座責任者及び兼任所員として小学

⁴¹ リーディング DX スクール事業とは、文部科学省が教育現場のデジタルトランスフォーメーション（DX）を加速させるために推進する委託事業です。

⁴² NextGIGA とは、GIGA スクール構想の次の段階を示す呼称であり、具体的には「GIGA スクール構想第2期」や「次期 ICT 環境整備方針」を指します。これは、令和元年度に開始された GIGA スクール構想で整備された児童生徒一人一台端末の計画的な更新と、高速大容量の通信ネットワークの継続的な改善を核とする取り組みです。その目的は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を全国の学校で実現することにあります。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

校・中学校の校長及び教諭9名で研究調査を行っています。

⑪Google for Education パートナー自治体への参画

Chromebook と Google for Education ツールを活用して革新的な学習環境を構築し、全国の ICT リーダーを目指す「Google for Education パートナー自治体」に参画しています。令和3年度からこの活動に参加しており、令和6年9月時点では全国38自治体に参加しています。参加自治体には高知県、鳥取県、熊本県、岡山県、奈良県、山形県、秋田県などの都道府県や、水戸市、久留米市、川崎市、長崎市などの市町村が含まれます。佐世保市は、Google for Education 事例校の設定を目指す推進校の設置、活用事例の共有、EDIX 関西⁴³や Google オンラインセミナー、第2期に向けた全国 GIGA 利活用推進勉強会などイベントへの登壇を通じて、他の自治体や国内外の Google パートナーと積極的に交流を行っています。

⑫「JIL（ジュニア ICT リーダー）」の開催

子どもたちのプレゼンテーション能力向上を目的として、Google がパートナー自治体向けに無償で講座を行う「JIL（ジュニア ICT リーダー）」が開催されています。このプログラムは、大分県玖珠町の提案がきっかけで始まり、令和6年度には多くの自治体に参加しています。

⑬LTE 事業者による基地局等の整備

ICT 環境の基盤として、LTE 通信の安定性を確保するため、LTE 事業者による基地局⁴⁴等の整備も進められています。

これらの取り組みを通じて、佐世保市は教育の情報化、特に GIGA スクール構想の推進において、全国的にも高い水準にあり、着実に DX を進めていることが示されています。特に、令和6年度に実施された文部科学省の「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」における佐世保市の平均得点は、校務 DX 化において全国平均を上回っていることが報告されています。

(3) 第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）による教育 DX

佐世保市における「第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）」の取り組みは、教育現場のデジタルトランスフォーメーション（DX）を加速させ、授業内容、学習方法、学校内外での交流、教職員と児童生徒の情報活用能力に大きな変化をもたらしています。

●端末活用の進捗

佐世保市では児童生徒1人1台の端末が導入されており、小学校には Google Chrome OS の NEC Chromebook Y2 が 13,972 台、中学校には 6,539 台（予備機含む）導入されています。通信手段と

⁴³ EDIX 関西とは、学校・教育機関、企業の人事・研修部門など、教育に関わるあらゆる人々を対象とした、西日本最大級の教育分野の専門展示会です。

⁴⁴ 基地局とは、LTE 通信サービスを提供する事業者が設置している、電波を送受信するための設備のことです。

してLTE通信が利用されており、学習ツールにはGoogle Workspace for Education⁴⁵が採用されています。これらの端末は全校で持ち帰り学習が実施されており、その活用は確実に進んでいると評価されています。

●授業の変化

端末導入により、授業の形態は大きく変革されています。

①「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

- ・教師が作成した動画で自学する生徒、AIドリルで学習する生徒、グループで学習する生徒、教師に直接質問する生徒など、個々の学習進度や方法に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」が同時に展開されています（複線型授業⁴⁶の実践）。
- ・生徒の主体性を重視した授業が行われています。教師は最初に授業計画を説明した後、端末で共有されたシートを見守るのみで、生徒は教師に質問したり、教師自作の学習教材を使ってグループで協議したり、教科書を参考にしたりと、主体的に学習を進めています。

【図 3-2 生徒の主体性に任せた授業】



授業での具体的な端末の活用事例も報告されています。

②共同編集機能⁴⁷による進捗の可視化

共同編集機能を活用することで、一人ひとりの学習状況を教師がリアルタイムで把握し、個別の指導に生かしています。

⁴⁵ Google Workspace for Education とは、Google が教育機関向けに提供する、無料または有償のクラウドベースのコラボレーションおよび生産性向上ツールのスイートです。Google Classroom、Gmail、Google ドキュメント、スプレッドシート、スライド、ドライブなどが含まれ、生徒、教師、学校管理者が学習、共同作業、コミュニケーションを効率的に行うことを支援します。

⁴⁶ 複線型授業とは、画一的な一斉指導に留まらず、児童生徒一人ひとりの学習状況、興味・関心、特性等に応じて複数の学習経路や方法を同時に提供する授業形態を指します。これは、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための重要なアプローチです。

⁴⁷ 共同編集機能とは、複数のユーザーが同じ文書やファイルを同時に、または非同期に編集・作成できる機能です。

③協働的な学びの促進

FigJam⁴⁸を活用して話し合いが行われています。これは、視覚的なツールを使って意見を共有し、協働的な思考を深める好例です。

④ポートフォリオスライドの活用

事前に「目当て」「評価」「単元全体の学習計画」「1時間ごとの学習計画」などをまとめたポートフォリオスライドを作成し、児童生徒と共有しています。これにより、児童生徒は授業中に「何を」「どのような目的」で行っているのか迷うことなく、学習に集中できる環境が整っています。

⑤ファイル共有による相互参照

ファイル共有機能⁴⁹を用いてクラスメイトの提出物を閲覧する機会を設けています。これにより、他者の多様な考えに触れることができ、自分のシートを工夫・再検討したり、振り返りシートで他者の記述を参照しながら学習内容を振り返ったりするなど、相互に学びを深める活動が行われています。

LTE 通信端末を採用しているため、校舎外でも端末活用が可能であり、端末の活用は校舎内にとどまらず、校外学習や家庭学習でも展開されています。

⑥体育での活用

LTE 通信端末を活用して体育の授業が行われています。友達の実技を撮影して一緒に確認したり、自分の動画を確認して振り返りを共有し相互参照したりすることで、運動技能の向上に役立てています。

⑦校外学習の効率化

離島の学校では、平和学習などの校外学習時、フェリーの待ち時間や乗船中に Chromebook を活用し、Google ドキュメントなどで学習のまとめを共同編集することで、移動時間を有効活用しています。また、写生大会では、従来半日かかっていた活動が、Chromebook で必要な風景を複数枚撮影するのみに留め、学校でスケッチを行うことで、滞在時間を2時間に短縮するなど、時間短縮効果も得られています。この事例は「Google パートナー自治体 事例集」でも紹介されています。

⁴⁸ FigJam とは、デザインツール「Figma」から提供されているオンラインホワイトボードツールです。付箋、図形、スタンプ、タイマーなどの豊富な機能やテンプレートが用意されており、リアルタイムでの共同作業に特化しています。ブレインストーミングやアイデア出し、図表作成、会議の議事録作成など、チームでの視覚的なコミュニケーションとコラボレーションを効率化することを目的としています。

⁴⁹ ファイル共有機能とは、複数のユーザーが同じファイルや文書を同時に、または非同期に閲覧、編集、作成できる機能です。

【図 3-3 LTE 通信端末を活用した校外学習】



⑧遠隔授業の実施

離島から本土へ通学する中学校生徒が荒天時に船で通学できない場合、小学校の分校から端末を使って授業をリモートで受けることが可能になっています。

⑨AI ドリルの家庭での活用

全ての学校で AI ドリルの契約が、全児童生徒数に拡大され無制限で利用できるようになりました。これにより、児童生徒はいつでもどこでも AI ドリルを活用できるようになり、家庭学習の充実が図られています。

端末の活用は、学校間の交流や国際交流にも寄与しています。

⑩日本本土最端中学校交流会

小佐々中学校が企画し、日本本土の最東端（北海道根室市立歯舞学園）、最西端（長崎県佐世保市立小佐々中学校）、最南端（鹿児島県南大隅町立第一佐多中学校）、最北端（北海道稚内市立宗谷中学校）に位置する中学校4校をオンライン（Zoom）で結び、それぞれの学校・地域の特徴を発表・交流しました。これにより、生徒の視野を広げ、「ふるさと」への愛着や誇りを醸成し、未来に積極的に関わる人材の育成に貢献しています。

⑪姉妹都市交流

市立中学校で、佐世保市の姉妹都市であるオーストラリアのコフスハーバー市にある学校と年間2回交流を行っています。1回目はクラス全体で佐世保の説明を行い、2回目はグループに交流内容を委ね、折り紙を教えたり、クイズや山手線ゲームのようなことをしたりと、同年代の生徒たちが交流を楽しんでいます。

⑫米軍基地内の学校との交流

市立小学校で行われていた、米軍基地内のエレメンタリースクール（ES）⁵⁰との長年の交流が、コロナ禍で中断されていましたが、1人1台端末を活用してリモートで再開しました。小学校

⁵⁰ エレメンタリースクールとは、主にアメリカやカナダなどの英語圏において、初等教育を行う学校を指す言葉です。日本の小学校に相当し、一般的には幼稚園の後のキンダーガーデン（年長）から5年生または6年生まで（場合によっては8年生まで）の児童が通います。基礎的な学力や社会性を身につけることを目的とした教育が行われます。

からは英語でクイズを出し、ES からは日本語で学校に関する〇×クイズを出すなど、互いに工夫を凝らした交流が行われました。

⑬小規模校と中・大規模校のリモート交流

インターネット回線を使って小規模校と中・大規模校との教室をつなぎ、道徳の授業を一緒に実施しました。小規模校だけでは普段難しいグループでの協働作業を中・大規模校と行うことで、多様な視点からの意見を聞くことができ、主体的・対話的で深い学びを実践する有意義な活動となりました。

教科外での端末活用として、特別活動や学校行事等にも ICT が活用されています。

⑭生徒総会

1人1台端末を活用して生徒総会が実施されました。全校の話し合いの場で共同編集をリアルタイムで行い、それをもとに発言・議論が行われました。

⑮連合生徒会交流会

1人1台端末を活用して市内の学校の生徒会が集まる連合生徒会交流会が実施されました。複数の議題について意見交換を行い、Google アプリを用いて意見の集約や資料作成を行って発表しました。

これらの取り組みの結果、教師の ICT 活用指導力と児童生徒の情報活用能力が向上しています。

●教師の ICT 活用指導力の高まり

教師が端末を黒板として活用する授業が行われています。Google Classroom に Jamboard で作成した資料をアップして共有し、教師は端末上で Jamboard の資料に手書きで説明を書き込むことで、児童生徒の端末にリアルタイムで表示されます。これにより、児童生徒は板書を写す必要がなく授業に集中でき、授業終了後には資料をコピーして活用できるため、効率的な学習が実現しています。

【図 3-4 端末を黒板のように使った授業】

①「Google Classroom」に「Jamboard」で作成した資料をアップし、子供たちと共有する。
 ②先生は端末で、「Jamboard」の資料に、説明を手書きで書き込む。
 ③子供たちは自分の端末に、リアルタイムで表示される。
→授業終了後、資料をコピーするので板書を写す必要もなく授業に集中できる。

端末の画面

端末の画面

「Google Classroom」に「Jamboard」で作成した資料をアップし、先生は「Jamboard」のページに従い授業を行う。

先生は資料に手書きで書きこんでいき、子供たちは説明を聞きながら端末を見ているだけ。板書を写す必要もなく、授業に集中。

端末を黒板のように使った授業！！

●児童生徒の情報活用能力の高まり

学習した内容をスライドにまとめて Google Classroom にアップする課題において、児童生徒が自ら最適なアプリを選択して資料を作成しています。例えば、教師が用意した Google スライドの図形をトリミングして Google Jamboard に貼り付け、手書きで書き込みを行い、完成したものを再度 Google スライドに貼り付けるなど、Google アプリの特性を把握し、場面に応じたアプリを使いこなす能力が育っています。これは、単に与えられたツールを使うだけでなく、自ら最適な方法を考えて活用する高度な情報活用能力の証です。

【図 3-5 自分に合ったアプリを選んで資料作成】



佐世保市では、GIGA 第1期を通じて、児童生徒一人ひとりが ICT を「普段使い」する環境が整備され、学習の個別最適化、協働的学習の深化、学校教育のデジタル変革が着実に進められていることが示されています。

(4) 第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）の効果

佐世保市の「第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）」における教育の情報化の取り組みは、多角的なデータによってその効果が確認されています。

●教育 DX の総合的な進捗

令和6年度に文部科学省が実施した「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」のデータによると、佐世保市の教育 DX は「確実に進んでいる」と評価されます。

・学校向けのチェックリスト

佐世保市の平均得点は 385.7 点であり、全国平均の 341.4 点を上回っています。

・教育委員会のチェックリスト

佐世保市は、全国平均 231.9 点のなか 400 点を獲得しています。これは、校務におけるデジタル化が非常に高いレベルで達成されていることを示しており、教職員の業務効率化に大きく貢献していることがうかがえます。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

●学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）

佐世保市が策定した「スマート・スクール・SASEBO 構想」のKPI（重要業績評価指標）を構成する質問への回答データは、教師のICT活用指導力が着実に向上していることを示しています。

- ・教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力(A)

令和元年度の90.6%から令和6年度には95.6%へと、全体的に高いレベルを維持しつつ、さらなる向上が見られます。

- ・授業にICTを活用して指導する能力(B)

令和元年度の75.9%から令和6年度には89.4%へと、顕著な向上が見られます。

- ・児童生徒のICT活用を指導する能力(C)

令和元年度の75.8%から令和6年度には90.0%へと、全体的に顕著な向上が見られます。

- ・情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力(D)

令和元年度の84.7%から令和6年度には94.9%へと、非常に高い水準で着実な向上が見られます。

これらのデータは、GIGA第1期の取り組みが教師のICT活用指導力の向上に大きく貢献し、特に学習用ソフトウェアの活用や情報モラル・セキュリティに関する指導能力において顕著な進歩が見られることを明確に示しています。

総じて、佐世保市の「GIGA第1期」は、ハードウェアの整備だけでなく、教職員の指導力向上と児童生徒の学習方法の変革、そして学校運営の効率化という多方面で定量的な成果を生み出しており、教育DXを力強く推進していることが明らかになっています。

(5) 第3次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想）の課題

データは全体的に、令和元年度から令和6年度にかけてICT活用に関する各項目の達成率が向上していることを示しており、教育の情報化が着実に進展していることがうかがえます。

その中で、相対的に今後のさらなる改善が期待される（＝課題となりうる）点は以下の通りです。

●ICTを活用した指導における児童生徒の協働学習の促進

- ・「グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる」能力が、令和6年度で85.6%となっており、細項目の中で比較的低い値です。これは、ICTを活用したグループワークや共同制作の効果的な指導にさらなる伸びしろがあることを示唆しています。
- ・「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する」能力も、令和6年度で84.6%と、細項目の中で最も低い値を示しています。このことは、児童生徒間でのICTを活用した意見交換や議論の促進における指導の強化が課題であると考えられます。これらの項目は、いずれも児童生徒がICTを用いて協働的に学習を進めるための指導に関するものであり、今後の重点課題となりうると考えられます。

●教師の ICT 活用指導能力のさらなる向上

- ・「授業に ICT を活用して指導する能力」全体の令和6年度の達成率は89.4%、そして「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」全体の達成率は90.0%であり、これら主要な大項目において、他の大項目（「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」の全体達成率95.6%）と比較して相対的に低い水準にあります。特に、児童生徒が主体的に ICT を活用し、探究や協働の学びを深めるための指導能力のさらなる向上が課題と言えるでしょう。

過去の課題としては、「授業で毎日 ICT を活用している」の項目が、令和元年度には51.5%と低い水準でしたが、令和6年度には93.7%まで大幅に向上しており、この点については既に大きな改善が見られていることが分かります。

3.2. “教職員の働き方改革に向けた校務 DX” 総括

(1) 統合型校務支援システム（C4th⁵¹）の導入

佐世保市では、令和4年度に「統合型校務支援システム（C4th）」の先行導入を行い、令和5年度から本格運用を開始しました。以下、導入に至った経緯等を記載します。

① 統合型校務支援システム（C4th）とは

「統合型校務支援システム」とは、学校における多様な業務を統合した機能を持つシステムです。具体的には、以下の業務をサポートします。

- ・教務系：成績処理、通知表作成、出欠管理、出退勤管理、時数管理など
- ・保健系：健康診断票、保健室来室管理など
- ・学籍系：指導要録など
- ・学校事務系：その他、学校の事務業務全般
- ・これらの機能に加え、グループウェア機能の活用による情報共有を含め、「校務」全般に必要な機能を実装したシステムです。

導入により、校務における業務負担の軽減に加え、情報の一元管理及び共有が可能になるというメリットがあります。

② 導入の背景と目的

本システムの導入は、教職員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を増やすことで、教職員の働き方改革と教育の質の向上を目的としています。

●国の動向と緊急提言

- ・平成29年の中央教育審議会初等中等教育分科会において「学校における働き方改革に係る緊急提言」が出されました。

⁵¹ C4th とは、小中学校向けの統合型校務支援システムです。教務、保健、学籍、事務などの学校運営に関わる情報を一元管理し、教師の業務負担を軽減することで、児童生徒と向き合う時間を増やすことを目的としています。また、保護者との連絡ツールと連携するなど、学校と家庭の情報共有を円滑にする機能も備えています。

- ・教職員の長時間勤務が看過できない状況であり、早急な働き方改革の推進が必要とされました。
- ・提言では、統合型校務支援システムの導入促進が明記されており、学習評価等を電子化することで、教職員の業務を効率化することが示されています。
- ・国は「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画⁵²（2018～2022 年度）」において、統合型校務支援システムの 100%配置を目指し、地方財政措置を講じています。

●長崎県の動向

- ・国の緊急提言を受け、令和元年度から長崎県では共同調達形式での統合型校務支援システムの導入が行われています。
- ・現在、長崎市など県内の多くの自治体が既にシステムを導入しており、今後は未導入の市町への導入を促進し、県内 21 市町が導入した県の統一したシステム運用を目指しています。
- ・これにより、学籍情報や指導要録などの公簿をシステム内で転出先・進学先へ送付することが可能となり、校務の一層の効率化につながります。

●C4th 導入前の佐世保市の現状と課題

佐世保市では C4th 導入前、「児童生徒理解支援システム」と「校務支援システム」の 2 つを併用していましたが、以下の課題がありました。

- ・公簿のデータ運用ができず、印刷するためのシステムである。
- ・市独自のシステムのため、他市町とのデータ連携ができない。
- ・データの一元化管理ができず、指導要録、出席簿、通知表等の作成時にその都度加除修正作業が生じ、校務の軽減効果が低い。
- ・市内教職員の超過勤務時間が深刻な状況であった。

③目指す目標と期待される効果

本システムの導入により、佐世保市が目指す目標と期待される具体的な効果は多岐にわたります。

- 「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン」に基づき、教職員の長時間勤務を是正し、ワーク・ライフ・バランス⁵³を推進します。

④教育の質の向上と持続可能な教育活動の推進

- 業務の精選・スリム化により、児童生徒と向き合う時間が確保され、効果的な教育活動による教育の質の向上が期待されます。
- 教職員が心身の健康を保ち、心にゆとりを持って働くことで、教育の質が向上します。

⑤業務効率化と情報の一元管理

- 児童生徒情報の一元管理により、名簿や通知表、指導要録などの作成時の情報転記作業が不要になります。

⁵² 教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画とは、文部科学省が新学習指導要領の実施を見据え、2017 年度に策定した計画です。

⁵³ ワーク・ライフ・バランスとは、教師一人ひとりの働き方や、育児や介護といった個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す概念です。これは、教師が心身ともに充実した状態で、日々の生活の質や教職人生を豊かにし、その人間性や創造性を最大限に発揮できる勤務環境を整備することを目的としています。

- 常に最新情報が共有可能になり、市内転入学や進学時にデータが自動で引き継がれるため、書類郵送の手間やデータ再入力の手間がなくなります。
- 教育委員会と学校間の情報伝達方法の統一化が図られ、閉域ネットワークを利用して安全な情報共有が可能になります。
- 教職員異動時の運用引き継ぎや操作取得などの負担軽減が図られ、異動先でも同じシステムを利用できるため、迅速な校務処理が可能になります。

⑥統合型校務支援システム（C4th）の主な機能

C4th は、以下のカテゴリで多様な機能を提供します。

- 児童生徒情報管理：学籍管理、名簿作成、転出入・進学、いいところみつ
- 出欠・成績管理：出席簿、通知表作成、成績処理、指導要録作成、調査書作成、成績カルテ、体力テスト
- 保健管理：健康診断、保健室利用、保健日誌
- グループウェア：連絡掲示板、個人連絡、会議室、書庫、文書連絡、予定表
- その他校務機能：日誌、週案・時数管理、学校日誌、文書受理発送簿、出勤簿、個人書庫、時間割

⑦システムのセキュリティ対策

C4th は、高いセキュリティ性能を備えており、教職員が安全にシステムを利用できるための仕組みや工夫が施されています。

- 入り口対策：ID・パスワード認証、詳細なパスワードポリシー設定（文字長、文字種、有効期間、再利用制限など）、一定時間操作がない場合の自動ログアウト（タイムアウト設定）。
- 改ざん・誤登録対策：確定した成績の編集防止ロック（管理職の承認なしでは変更不可）、保護のかかった PDF 形式での帳票出力（改ざん・編集不可）、入力補助機能とエラーチェック（誤入力防止）、任意の Excel ファイル取り込み時のマッチング機能。
- 利用権限対策：役職や校務分掌に合わせて表示メニューや操作ごとの利用可否を細かく設定可能（例：学年主任は担当学年全体の閲覧可、編集は自分のクラスのみ可）。
- 調査（ログ⁵⁴管理）対策：アクセスログに加え、学籍情報や成績関連機能については「誰が」「どの児童生徒の」「どの項目を」「どの状態からどのように変えたか」まで詳細な操作ログを取得し、トラブル時の詳細な調査に対応可能。

(2) その他の校務 DX

佐世保市では、「統合型校務支援システム（C4th）」以外に、以下の教職員の働き方改革に向けた取り組みを行っています。

⁵⁴ ログとは、情報システム内での活動を記録したものであり、アクセスログ、システム稼働ログ、障害時のシステム出力ログなどが含まれます。これらの記録は、不正侵入や不正操作などの情報セキュリティインシデントを検知し、発生した問題の原因を究明するための重要な材料となります。また、証拠としての正確性を確保するために適切に取得・保全される必要があります。

①学校・家庭間連絡システムの導入

学校と保護者間の連絡は書面や電話が中心になっていましたが、コミュニケーションをデジタル化することで、連絡に係る書類印刷や電話対応などの負担軽減が図られます。そのような効果を最大化するため、学校・家庭間連絡システムを導入しました。

保護者等との連絡にデジタルを活用することで、情報共有の即時性・正確性を高め、学校と保護者等との連携を円滑にし、協働による児童生徒への支援体制の強化を図りました。

また、欠席・遅刻連絡のデジタル化により、朝の時間に集中していた電話応対に係る時間を大幅に削減するとともに、学校からのお便りやアンケートのデジタル配信によって煩雑な印刷・配布業務に係る業務負担の削減を図りました。教師が本来の業務である児童生徒指導や授業準備に充てる時間を創出することで、校務の効率化に大きく貢献し、教職員の働き方改革を推進しました。

②端末を活用した職員会議のデジタル化

情報共有の効率化を図るため、端末を活用した職員会議のデジタル化を推進しました。これにより、資料の共有を電子データに統一することができ、会議資料の印刷・製本にかかる時間や紙のコストを大幅に削減しました。また、会議準備の業務負担が軽減されるとともに、教師が議論の本質に集中できるようになり、会議の生産性と質的向上を実現しました。

③教育委員会からの照会や調査のデジタル化

教育委員会から学校へ送付される照会文書や各種調査について、汎用的なクラウドツール等でデジタル化することは、教員の事務作業に係る負担を多角的に軽減しました。具体的には、文書を印刷・配布する手間が不要となり、回答もオンラインで直接入力されるため、紙の調査を回収し、その結果を手作業で表計算ソフトへ転記・集計するような煩雑な事務作業が自動化されました。これにより、回答データの集計にかかる時間が大幅に短縮され、人的ミスのリスクも低減した結果、教職員は迅速かつ正確に教育委員会へ報告できるようになり、本来注力すべき教育活動へ専念できる時間の創出に寄与しています。

3.3. “安心・安全な ICT 利活用” 総括

(1) 学校情報セキュリティポリシー対策基準の策定

「情報セキュリティポリシー」とは、組織が情報セキュリティを確保するためにその方針、体制、具体的な対策などを包括的に定めた文書のことです。

その主な目的は、組織全体（教育委員会や学校）の情報セキュリティを確保し、情報資産を様々な脅威から守ることにあります。特に教育現場では、教職員だけでなく児童生徒や保護者も情報システムにアクセスする特性があるため、児童生徒が安心して学習・指導に取り組める環境を維持することが重視されます。

このポリシーは、情報セキュリティ対策の頂点に位置付けられ、以下の階層構造で構成されます。

●基本方針：情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めるものです。

●対策基準：基本方針に基づいて、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を

定めます。

- 実施手順：対策基準に基づいて、具体的なシステムや手順、手続きを展開した個別の実施事項を定めたマニュアルです。

このように、情報セキュリティポリシーは、何を（情報資産）、何から（脅威）、どのように（物理的・人的・技術的対策）守るかを明確にし、組織全体で情報セキュリティを確保するための基盤となります。

(2) 学校情報セキュリティポリシー対策基準に基づく情報セキュリティ対策

佐世保市では、学校におけるセキュリティインシデントの発生をゼロにすることを目指し、Googleを活用した情報セキュリティ自己点検を含む多岐にわたる取り組みを実施しています。佐世保市が実施している情報セキュリティ対策は、主に以下の3つのサイクルで構成されています。

① 情報セキュリティ研修（4月～6月）

目的：学校情報セキュリティポリシーの内容（趣旨）の理解を深め、学校のセキュリティインシデント発生を防止することです。

対象者：市外転入教職員・初任者

研修時間：2時間

講師：総合教育センター課職員

研修実績：セキュリティポリシーを策定した令和3年度に全教職員1,372名が受講。次年度以降は市外転入教職員・初任者を対象に研修を実施している。

② 情報セキュリティ監査（8月）

目的：学校情報セキュリティポリシー対策基準に基づき、情報資産の管理、運用、教職員研修等の情報セキュリティ対策が適切に実施されているかを、市の職員及び公的有資格者で編成される監査チームが独立かつ専門的な立場から点検・評価し、指摘・助言を行います。これにより、学校の情報セキュリティ水準の維持・向上につなげることを目的としています。

時間：2時間30分

手順：①監査開始時の説明（10分）②本監査の実施（90分）③監査内容の確認（20分）
④監査終了時の確認（30分）

方法：監査実施チェックリストに基づいて監査を行います。

③ 情報セキュリティ自己点検（10月）

対象者：全教職員

方法：Googleフォームを用いて回答。

目的：学校情報セキュリティポリシー対策基準の履行状況等を自ら点検・評価することで、ポリシー遵守事項を改めて認識する。この自己点検は、セキュリティポリシーの規定のうち教職員に直接関連する項目を抽出し、具体的に記述したもので、教職員がポリシーの

具体的な行動規範を理解し、情報セキュリティに関する意識向上に繋げることを目指しています。

(3) 学校教育ネットワーク強靱化

佐世保市のネットワーク強靱化は、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省）への対応と、スマート・スクール・SASEBO 構想の実現を目指して進められています。

ネットワーク強靱化を実施する前に懸念していたセキュリティリスクは以下の通りです。

- 校務系システムと学習系システム（インターネット）間の通信経路の分離がされていない。これにより、教職員用 PC でインターネット閲覧が可能であり、もし、マルウェア等の感染があった場合、ここが踏み台となり機微情報システムへ被害が拡大する恐れがあります。
- 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の安全管理措置が不十分。個人所有の USB メモリによる情報持ち出しが可能な環境であり、機微情報の漏えいや不正プログラム、不正アクセス対策が不十分な状態です。
- サイバー攻撃に対する事前対策やインシデント発生時の調査に必要な情報が不足。具体的には、「誰が」「いつ」「何を行ったか」という情報が取得できておらず、インシデント発生時の調査が実施できない状態です。これらの状況は、文部科学省のガイドラインが求める「児童生徒による機微情報へのアクセスリスクへの対応」および「インターネット経由による標的型攻撃⁵⁵等のリスクへの対応」が不十分であるとされています。

これらの懸念を踏まえ、佐世保市がスマート・スクール・SASEBO 構想実現のために実施した強靱化対策は以下の5つの柱で構成されています。

① インターネット分離

目的 : 文部科学省ガイドラインが求める校務系システムと学習系システム間の論理的⁵⁶または物理的分離⁵⁷に対応し、インターネットリスクの高いシステムと機微情報を扱うシステムを分離することです。

実施内容 : 校務系ネットワークと学習系・外部接続系ネットワークを分離し、校務系機微情報を扱う教職員の PC からインターネットへ接続するための仮想ブラウザ⁵⁸を導入します。これにより、PC 内へのマルウェア⁵⁹等のダウンロードや実行を回避します。また、外部と

⁵⁵ 標的型攻撃とは、情報システム内部への侵入を目的とし、特定の組織や個人を標的とする、複雑で巧妙なサイバー攻撃を指します。多くの場合、標的型攻撃メールなどの手口を用いて、内部への侵入を試みます。

⁵⁶ 論理分離とは、情報システムを物理的に分けることなく、ソフトウェア設定やアクセス制御によって、異なる性質の情報やシステム間のアクセスを制限することを指します。

⁵⁷ 物理分離とは、情報システムやネットワークを物理的に異なる環境に配置することで、相互の接続やアクセスを遮断するセキュリティ対策の一つを指します。

⁵⁸ 仮想ブラウザとは、ユーザーの PC ではなく、クラウド上のサーバーで動作するブラウザのことです。これにより、Web サイト閲覧時にマルウェアなどの脅威から端末を隔離し、セキュリティを強化することができます。

⁵⁹ マルウェアとは、コンピュータウイルス、ワーム（他のプログラムに寄生せず単体で自己増殖するプログラム）、スパイウェア（プログラムの使用者の意図に反して様々な情報を収集するプログラム）などの、情報システムを利用する者が意図しない結果を当該情報システムにもたらすプログラムの総称を指します。

のファイル授受の際に上長承認を必須化するセキュアファイルデータ転送システム⁶⁰を導入し、機微情報の不正な持ち出しや持ち込みを抑止します。

②USB メモリ等電磁的記録媒体の利用制限

目的：業務以外の目的での情報資産の外部持ち出し禁止や、持ち出し時の許可制に対応すること。

実施内容：情報資産の外部持ち出しが可能な USB メモリ等の電磁的記録媒体の利用を制限し、遵守事項への抵触を防ぎ、記録媒体紛失等による情報漏えいリスクを軽減します。資産管理ツール⁶¹により、利用者ごと、媒体ごとの細かい制御（書き込み可、読み取りのみ可、使用禁止など）や、申請のないデバイスの使用禁止、管理者による許可必須化が可能となります。

③児童生徒用端末フィルタリングソフト導入

目的：児童生徒1人1台端末の活用における「不適切なウェブページの閲覧防止」や「マルウェア感染対策」に対応すること。

実施内容：児童生徒による学習に必要な Web 閲覧の制限と、児童生徒用端末からインターネットへの接続ログの取得が可能なフィルタリングソフトを導入します。これにより、児童生徒の安心・安全な学習環境を構築します。

④振る舞い検知システム⁶²導入

目的：インターネットゲートウェイ⁶³での不正プログラムチェックによるシステムへの侵入防止、および標的型攻撃対策に対応すること。

実施内容：インターネットから送受信されるファイルを仮想環境（サンドボックス⁶⁴）で実行し、その振る舞いから未知の脅威を検知して内部への侵入を防止する振る舞い検知システムを導入します。これにより、アンチウイルスソフト⁶⁵等では検知できない未知の脅威に対応します。

⑤利用者履歴の保存

⁶⁰ セキュアファイルデータ転送システムとは、組織内外でファイルを安全に送受信するための仕組みです。データの暗号化やアクセス制御、転送ログの記録などにより、情報漏洩リスクを低減します。大容量ファイルの転送や、機密性の高いデータのやり取りが必要な場合に特に有効です。

⁶¹ 資産管理ツールとは、組織が保有する IT 機器やソフトウェア、ライセンスなどの情報を一元的に管理するためのシステムです。導入により、資産の所在や利用状況を正確に把握できるほか、無駄なコストを削減し、セキュリティリスクの低減にも貢献します。

⁶² ふるまい検知システムとは、既存のパターンファイル情報に依存することなく、端末における通常時の通信傾向を学習し、そこから逸脱する不審な挙動や通信を検知する仕組みを指します。これにより、近年複雑化・巧妙化しているパターンファイルでは検知できない未知のマルウェア感染などのサイバー攻撃への対策として有効とされています。

⁶³ インターネットゲートウェイとは、外部ネットワークからファイルを受信する際、コンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する役割を果たす、インターネット接続における境界または制御点を指します。

⁶⁴ サンドボックスとは、不審なプログラムの挙動を検知するために設けられた、隔離された安全な領域を指します。これにより、パターンファイルでは検知できない未知のマルウェア感染などのサイバー攻撃への対策として有効とされています。

⁶⁵ アンチウイルスソフトとは、コンピュータウイルスやマルウェア感染への対策として用いられるソフトウェアを指します。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

目的：不正利用の防止、証拠保全の一環として、各種ログおよび情報セキュリティに必要な記録の取得・保存に対応すること。

実施内容：教職員用 PC に関する様々な操作ログを資産管理ツールにより取得します。これにより、インシデント発生時に「誰が」「いつ」「何を行ったか」が調査可能となり、全体像を迅速かつ的確に把握します。また、操作ログの取得を組織内部に周知することで、不正利用に対する牽制と抑止効果が期待されます。

これらの対策は、令和元年のガイドライン改訂で強調された「クラウド環境の積極利用」や「各地方公共団体による対策事項の必要性の検討・選択的实施」、また令和3年5月の改訂で示された「1人1台端末活用に必要な新たなセキュリティ対策」や「クラウドサービス活用を前提としたネットワーク構成」等の課題に対応するものです。佐世保市はこれらの対策を通じて、教育現場の情報セキュリティを強靱化し、安心して ICT を活用できる環境を目指しています。

4. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO構想NEXT）の基本方針

4.1. 目指す “児童生徒像”

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）が目指す児童生徒像は、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力を確実に育成できる教育 ICT 環境の中で、それぞれの可能性を最大限に引き出すことです。これにより、児童生徒は多様な幸せ（well-being）を実現できる存在となることを目指します。この 目標達成のために、児童生徒は以下のような学びの経験を通じて、資質・能力を習得することが期待されています。

(1) 自ら学びを調整し、多様な他者と協働しながら、未来を創造する児童生徒

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を教育の根幹として重視しています。

●個別最適な学び

- ・教師が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ、特性、学習進度、学習到達度に応じて、指導方法、教材、学習時間などを柔軟に提供・設定する「指導の個別化」を基本とします。
- ・児童生徒自身が、興味・関心やキャリア形成の方向性に応じた学習活動や課題に取り組む機会を通じて、自ら学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」を重視します。
- ・ICT を活用することで、児童生徒が自分のペースで学びを調整したり、学校外のリソースを利用したりすることが可能になります。

●協働的な学び

- ・児童生徒同士だけでなく、教職員や地域の人々との対話、先人の考えを手がかりに、自身の考えを広げ、深めることを通じて実現されます。
- ・各自の考えをリアルタイムで共有し、多様な意見に即座に触れることで、異なる考えが組み合わせられ、より良い学びが生まれることが期待されます。

●主体的・対話的で深い学び

- ・学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」。
- ・児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」。
- ・学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」。
- ・これらの学びは、ICT の活用により、多様で大量な情報の取扱い、容易な試行錯誤、時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化、空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有や双方向の対話などが格段に容易になることで充実します。

(2) 未来を主体的に切り拓き、新たな価値を創造する児童生徒

●Society 5.0 時代に求められる能力の習得

これからの社会において一層求められる問題発見・解決能力や創造性などの学習の基盤となる資

質・能力の育成を目指します。これは、AI の飛躍的進化等により DX（デジタルトランスフォーメーション）が進む現代社会において、人間としての強みを活かし、当事者意識を持って他者と協働しながら新たな価値創造を生み出す上で不可欠な能力です。

●これからの時代に必要となる意識・行動面の能力と姿勢

以下の4つの能力と姿勢を深く養います。

- ・常識や前提にとらわれず、ゼロからイチを生み出す能力
- ・夢中を手放さず一つのことを掘り下げていく姿勢
- ・グローバルな社会課題を解決する意欲
- ・多様性を受容し他者と協働する能力

これらの能力は、特定の専門分野のみならず様々な分野に関する知識・技術が求められる現代において、予測困難な社会での価値創造を次々と起こしていくための鍵となります。

●社会への積極的な関与と持続可能な社会の創り手としての自覚

児童生徒が、自身のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重しながら、多様な人々と協働し、様々な社会的変化を乗り越えて豊かな人生を切り拓く「持続可能な社会の創り手」となることを目指します。これは、社会の当事者として「自分は何をやりたいのか・やったらいいか」という仮説を立て、責任を持って行動し、振り返り続けられる「自律した子ども」を育むことでもあります。特に、グローバルな社会課題の解決への意欲は、社会に積極的に関与し、貢献していく意識を育む上で重要です。

これらの目標は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現することを通じて達成されます。ICT の積極的な活用は、これらの学びを深化させ、児童生徒が自ら学習を調整する力を育むための重要な基盤となります。

4.2. 目指す“教師像”

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）が目指す教師像は、Society 5.0 時代における「多様な幸せ (well-being)」を実現する児童生徒を育む「学びの高度専門職」であり、その役割は多岐にわたります。教師は、従来の教育実践の蓄積と最先端の ICT を「ベストミックス」させながら、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に引き出すための伴走者となることが期待されています。具体的には、以下の要素が教師像を構成しています。

(1) 児童生徒の学びを最大限に引き出す伴走者として

●「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・「指導の個別化」の実践

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ、特性、学習進度、学習到達度に応じ、指導方法、教材、学習時間などを柔軟に提供・設定します。支援が必要な児童生徒にはより重点的な指導を行います。

- ・「学習の個性化」の支援

児童生徒自身が興味・関心やキャリア形成の方向性に応じた学習活動や課題に取り組む機会を提供し、自ら学習が最適となるよう調整する力を育みます。教師は児童生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、このような力を身に付けさせる指導を行います。

・「協働的な学び」の促進

児童生徒同士だけでなく、教職員や地域の人々との対話、先人の考えを手がかりに、自身の考えを広げ、深めることを通じて、異なる考え方が組み合わせられ、より良い学びが生まれるよう支援します。

・「主体的・対話的で深い学び」への転換

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」、学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりする「深い学び」を実現するための授業改善を推進します。

●ICTの積極的な活用

・教育ICT環境の基盤的ツールとしての活用

GIGAスクール構想で整備された1人1台端末と高速大容量ネットワークを一体的に活用し、デジタルならではの学びを実現することで、児童生徒の学びのイメージを変革します。

・多様な学習進捗データの活用

客観的な学習進捗データ（進度、到達度、つまずき）を用いて、個別最適な指導（指導の個別化）を行い、学びの基盤を確実なものにします。

・特別な支援を要する児童生徒への対応

障害のある児童生徒、病気療養中の児童生徒、不登校の児童生徒、外国人児童生徒など、特別な支援が必要な児童生徒に対して、ICTの特性を最大限活用し、きめ細やかな支援や高度な学びの機会を提供します。

・情報活用能力・情報モラルの育成

基本的な端末操作、問題解決や探究における情報活用、プログラミング、情報モラル・セキュリティの理解と実践など、学習の基盤となる情報活用能力を育成します。

(2)資質・能力をバランス良く育成する専門職として

●資質・能力の三つの柱の育成

・実際の社会や生活で生きて働く、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させます。

・未知の状況にも対応できるようにするために、自ら思考し、判断し、表現する力を育みます。特に、相手に伝わるように自分の考えを表現する力や、失敗を恐れずに挑戦する力を重視します。

・学んだことを人生や社会に生かすために、学びへの興味関心や粘り強さ、自ら学ぶ力、多様性

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

を受け入れ他者と協働する能力、社会生活に必要な常識やきまりを守る力、そして自ら学習を調整する力を育成します。

●探究力・問題発見・解決能力の育成

・好奇心に基づき、試行錯誤しながら課題解決に取り組む力を育みます。分野横断的な学習や新たな価値創造を目指します。

●多様な背景を持つ児童生徒への対応

・個々の才能を伸ばせる高度な学びの機会を提供し、学習状況を教師が一元的に把握できる中で、特定の分野に特異な才能のある児童生徒がその才能を存分に伸ばせるよう支援します。

・外国人児童生徒には、自己のアイデンティティ確立や母語・母文化の学びの支援を重視し、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育を推進します。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）は、教師がこれらの役割を果たすことで、全ての児童生徒の可能性を引き出し、「多様な幸せ（well-being）」を実現できる「令和の日本型学校教育」が構築されることを目指しています。

4.3. 目指す “学びの姿”

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）が目指す学びの姿として、以下の3つを目指します。

（1）一人ひとりの可能性を引き出し” ウェルビーイング” を育む学び（個別最適な学びの実現）

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）が目指す「個別最適な学び」は、「誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現」を目的としています。これは、児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズ、特性、学習進度、興味・関心、さらにはキャリア形成の方向性に応じて、最適な指導方法、教材、学習時間を柔軟に提供・設定することで実現されます。

この「個別最適な学び」は、以下の二つの側面を一体的に推進することで実現されます。

●学習の個性化

児童生徒が、自らの興味・関心やキャリア形成に応じた異なる目標に応じて、学習を深め、広げていくことです。児童生徒自身が学習の目標を設定し、計画を立て、試行錯誤しながら学習を調整し、振り返り、次の学びへとつなげる力を育みます。AI 型教材などが、個々の児童生徒に最適な授業を提供することを支援し、自律的な学習を促進します。

●指導の個別化

教師が、支援の必要な児童生徒により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、児童生徒一人ひとりの特性、学習進度、学習到達度などに応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことです。具体的には、個々の児童生徒に合わせた指導方法の工夫や学習課題の提供を通じて、学習内容の確実な定着を図ります。デジタル教科書のルビ、拡大、書き

込み、色の反転といったアクセシビリティ機能⁶⁶や、多様なデジタル教材、学習支援ソフトウェアは、きめ細やかな指導を可能にします。

この学びでは、教師が個々の児童生徒の反応をリアルタイムで把握し、必要な支援を行うことで、きめ細やかな指導を可能にします。また、デジタル技術の活用により、児童生徒の多様な関心やそれぞれのペースでの学習が技術的に可能となり、AI 型教材などが、個々の児童生徒に最適な授業を提供することを支援します。

このように、デジタル技術を活用した「個別最適な学び」は、経済的・社会的・地域的な格差を乗り越え、児童生徒一人ひとりが「多様な幸せ（well-being）」を実現する上で不可欠な要素です。

（2）多様な他者と協働し” ウェルビーイング” を高める学び（協働的な学びの実現）

「協働的な学び」は、児童生徒が互いに、また教職員や地域の人々と対話・協力することを通じて、自己の考えを広げ、深めることを目的としています。GIGA スクール構想によって整備された1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク、そしてクラウド環境は、児童生徒がリアルタイムで意見を共有し、多様な考えに即座に触れることを可能にし、この協働的な学びの質と量を格段に向上させます。

この学びの実現には、様々な学習ツールの活用により、児童生徒が独立して学習するだけでなく、互いに学び、教え合うことで教室全体の学びを活性化することが含まれます。教師は「指導者」という一方的な役割から「伴走者」へと変革し、児童生徒の学び合いを促進する重要な役割を担います。

また、学校内にとどまらず、異学年や他校の児童生徒、地域の大人や専門家など、多様な人々との連携を通じて、探究的な学習や実社会での問題解決に取り組む機会が創出されます。教職員間においても、クラウドツールを活用した情報共有、ペーパーレス会議、共同編集、オンライン研修などが促進され、学校組織全体の協働を強化し、業務効率化にも貢献します。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」は相互に関連し、一体的に推進されることで、児童生徒がより深い学習体験を得て、未来社会を生き抜くための社会性を育み、一人ひとりの” ウェルビーイング” を高める上で不可欠な要素となります。

（3）自らの問いを深め創造し” ウェルビーイング” につながる学び（主体的・対話的な深い学びの実現）

「主体的・対話的で深い学び」は、新学習指導要領が目指す教育の核となる考え方です。これは、児童生徒が自らの興味・関心に基づき、キャリア形成を見据えながら、見通しを持って粘り強く学習に取り組み、学習活動を振り返って次に繋げる「主体的な学び」。仲間や教師、地域の人々との対話を通じて、多様な視点に触れ、自身の考えを広げ深める「対話的な学び」。そして、知識・技能の習得・活用・探究の過程で、各教科の本質的な「見方・考え方」を働かせ、知識を統合的に理解し、課題を発見・解決し、新たな価値を創造する「深い学び」が一体的に充実した姿を指します。

⁶⁶ アクセシビリティ機能とは、障害のある児童生徒や外国人児童生徒を含む全ての児童生徒、そして教師がデジタル教科書や学習教材などを利用しやすくするための機能を指します。具体的には、ルビ（ふりがな）表示、文字の拡大、書き込み、色の反転などが挙げられ、さらに、聴覚情報の視覚化、抽象的な事柄の視覚的理解、入出力支援装置を活用した意思表示の補助、見やすい文字サイズ・コントラストへの変換（リフロー機能）、音読・黙読が苦手な児童生徒への読み上げ機能やルビ振り機能の提供、文字を書くことが苦手な児童生徒への書き込み機能、思考の整理を助けるプレゼンテーションツールの活用なども含まれます。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

GIGA スクール構想による1人1台端末と高速ネットワーク環境は、この学びを質・量ともに格段に充実させる基盤であり、ICTを活用することで、多様で膨大な情報の収集、整理・分析、表現・制作が容易になります。これにより、児童生徒は自らの好奇心を起点に、実社会の問題発見・解決に繋がる探究的な学習など教科等横断的な学びへ積極的に取り組むことが可能となります。

この学びの実現には、教師が「指導者」から「伴走者」へと役割を変化させ、児童生徒の「問い」を深めるための伴走者となることが求められます。デジタル教材や学習支援ソフトウェアを効果的に組み合わせることで、児童生徒自身が学びの手段を選択し、自律的に学習を調整する力を育み、「学びの楽しさや意義」を実感できる教育へと転換を図り、ひいては児童生徒の”ウェルビーイング”の向上に貢献します。

第4次教育の情報化推進計画においては、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、ICTを「必要な学習基盤」と位置づけ、1人1台端末環境を最大限に活用します。これにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することを目指します。

この実現に当たっては、「デジタルカリアルか」といった二項対立に陥ることなく、日本型学校教育が長年培ってきた実践の蓄積とICTとの「ベストミックス」を図る姿勢が不可欠です。実体験を通じた五感を生かした学びや、同じ空間で時間を共有することで互いの感性に触れ、刺激し合う対面での対話といった「リアルの良さ」を活かしつつ、容易な試行錯誤や多様なリソースへのアクセスを可能にする「デジタルの強力なアシスト」を得ることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を最大限に引き出す教育を構築します。

4.4. 目指す “教職員の働き方改革に向けた校務 DX”

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）は、今日の教職員が直面する複雑化・困難化する業務環境に対応し、「すべての児童生徒へのよりよい教育の実現」という最終目標を達成するために、教職員の働き方を根本的に改革することを目指します。現状、教師は過度な業務負担と長時間勤務に直面しており、これは紙ベースの非効率な業務プロセスや、旧来のオンプレミス型校務支援システムによる制約、学習系データと校務系データの分断など、多岐にわたる課題によって引き起こされています。これらの課題は、教職員が本来注力すべき児童生徒への教育活動や自己研鑽の時間を圧迫し、教職の魅力や損なう要因となっています。

この状況を打開するため、ICTとクラウド環境を最大限に活用した「校務DX（デジタルトランスフォーメーション）」を推進します。これにより、教職員一人ひとりが自身の専門性を最大限に発揮し、心身ともに充実した”ウェルビーイング”を実現できる環境を整備します。

(1) 今の環境でできる校務DXの実施

●従来業務の見直し

不要な業務の廃止、業務フローや帳票の在り方を見直すことで、単なるデジタル化にとどまらず、業務の最適化を図ります。特に、学校教育法施行規則で定められた帳票以外の慣習的な帳票作成の廃止や、FAX・押印の廃止、帳票の電子ファイル化、都道府県域での帳票統一が推奨されています。

●保護者等とのコミュニケーション円滑化

すでに導入している学校・家庭間連絡システムを活用することで、円滑かつ漏れのないコミュニケーションを図ります。学校と保護者等との連携強化をととして、学校・家庭・地域が一体となり、児童生徒への支援体制を構築します。学校・家庭間連絡システムにより、学校から保護者へのメッセージ機能、保護者から学校への遅刻・欠席連絡機能の活用が可能になり、書類印刷や遅刻欠席の電話連絡等に係る時間を削減できます。

●汎用クラウドツール⁶⁷の活用

教職員や学校関係者の負担軽減、コミュニケーションの迅速化・活性化を可能にします。教職員がクラウド活用を進めることは、子どもたちの学びの充実にもつながる好循環を生み出します。チャットツールによる連絡の一斉発信や情報共有の効率化が良い事例として挙げられています。

●生成 AI の利活用

業務の効率化・高度化に貢献し、教職員が新たな技術に慣れ親しむ機会を提供します。テスト問題の素案作成や学校 HP 掲載文のたたき台作成などの事例が報告されています。

(2) 次世代型校務支援システム導入の検討

●強固なアクセス制御⁶⁸による対策の実施

成績情報などの重要性の高い情報をクラウド上で扱うために、多要素認証⁶⁹による利用者認証や端末認証、通信の暗号化など、厳格なセキュリティ対策を講じます。

●ネットワーク統合

校務系ネットワークと学習系ネットワークを統合し、学校内外どこからでも教職員用の端末から両システムにアクセスできるようにします。これにより、管理コストやネットワーク機器の削減が見込まれます。

●クラウド型校務支援システムの整備

クラウド環境に対応した校務支援システムを導入することで、汎用クラウドツールと併用しながら、教務・保健・学籍等の中核機能の活用を図ります。本市独自のカスタマイズを最小限に抑えることで、不要な費用削減と業務のシンプル化を図ります。

●データの可視化・利活用を行うための機能の整備

⁶⁷ 汎用クラウドツールとは、インターネットを介して提供される、特定の機能に限定されず様々な業務や学習活動に広く活用できるクラウドベースのツールを指します。

⁶⁸ 強固なアクセス制御とは、インターネットを通信経路とする前提で、内部・外部からの不正アクセスを防御するために講じられるセキュリティ対策を指します。この対策は、多要素認証による利用者認証、端末認証、端末・サーバ・通信の監視・制御などを組み合わせたものであり、特にパブリッククラウド上で重要性分類Ⅱ以上の情報を取り扱う際に必要とされます。

⁶⁹ 多要素認証とは、情報やデータへのアクセス認証において、記憶（ID・パスワードなど）、所持（端末の電子証明書、IC カードなど）、生体（指紋、顔など）の3つの要素のうち、2つ以上の要素を組み合わせることで認証を求める技術です。この技術は、なりすましや不正アクセスを防止するために利用され、セキュリティの強化を図ることを目的としています。

さまざまな教育データを統合して可視化し、児童生徒へのきめ細かい指導・支援、効果的な学級・学校経営、教育委員会による学校支援等に活用します。

（3）ICT 支援員の活用

ICT 支援員（ICT サポートスタッフ）は、学校現場における ICT 活用を多角的に支援し、教師や児童生徒がスムーズに教育活動を行えるようにするための専門職です。その役割は、単なる技術サポートに留まらず、教育現場の様々な課題解決に貢献し、「NEXT GIGA」における膨大な情報活用を可能にする鍵となります。

ICT 支援員の主な業務内容と効果は以下の通りです。

①授業支援

ICT 支援員は、教師が授業で ICT を効果的に利用できるよう、幅広いサポートを提供します。

- ・授業準備支援

機器の運搬、設置、設定、教材作成支援、データ配布物の準備を行います。教師が1人1台端末で使用する教材の準備や作成にかかる負担を軽減します。

- ・授業中サポート

児童生徒や教師の操作支援、障害の一次切り分け対応、授業動画撮影支援を行います。特に低学年の授業で1人1台端末を使う際の人手不足を解消し、教師が「やってみたいこと」を実現できるようサポートします。

- ・授業後支援

機器の片付けや動画編集の支援、データの回収、保存、整理等を行います。

- ・効果

教師が授業で ICT を活用する際のトラブルへの不安を軽減し、1人1台端末や授業支援アプリの使い方を共に考え、準備や片付けも支援することで、教師が児童生徒と向き合う時間を確保します。オンライン授業時には、準備や共同ホスト、参加者サポートも行います。

②校務支援

学校の円滑な運営を支えるために、ICT を活用した校務の効率化を支援します。

- ・学校広報支援

画像・動画編集支援、校内掲示物作成、学校ホームページ支援を行います。掲示物や配布資料の作成を支援します。

- ・校務資料作成支援

Office 等の操作支援、各種 OS の基本操作支援、ICT 機器操作支援を行います。

- ・各種調査支援

アンケート集計支援、マークシート作成支援、フォーム作成支援、ICT 利用率調査などを実施します。表計算が苦手な教師のアンケート集計を助け、校務のペーパーレス化や効率化を推進します。

- ・効果

PCを使う業務全般について相談を受け付け、個人情報や成績に関するデータ取り扱いが学校のセキュリティポリシーを確認した上で支援します。

③環境整備

ICT 機器が常に最適な状態で利用できるよう、環境の整備と管理を行います。

- ・ ICT 資産管理

機器のナンバリング、機器・ソフトウェアの運用支援、簡易マニュアル作成を行います。機器の置き場所が分からなくなる、管理方法が不明といった課題を解決します。

- ・ 機器の保守

機器の簡易定期点検、清掃、障害の一次切り分け連絡、消耗品補充などを行います。細かいほこりや手垢が精密機器に与える悪影響を防ぎ、機器の清掃やメンテナンスを促します。

- ・ 運用支援

保管場所の提案、稼働率の可視化、活用促進支援を行います。

- ・ 効果

機器の調子が悪い場合の適切な連絡先への説明支援や簡易マニュアル作成などを行い、ICT 機器の適切な管理と運用を促進します。

④校内研修

教師の ICT スキル向上を目的とした研修を企画・実施します。

- ・ 研修内容

文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼンソフト、授業支援ソフトなどの基本研修。電子黒板、実物投影機、1人1台端末、スキャナーなどの機器研修。ICT 機器活用（複合）、プログラミング、学校セキュリティなどの応用研修を提供します。

- ・ 効果

メーカー研修のような長時間のものではなく、「短い時間で知りたい人だけ」が集まり、学校の機器やアプリを使って、教師が「やってみたい場所」で模擬的に試せる研修を提供することで、実践的な学びを支援します。

⑤相談役

教師が抱える ICT に関する様々な疑問や不安に対し、個別の相談に応じます。

- ・ トラブル対応

端末のトラブル（電源が入らない、スクリーンショットのやり方、Wi-Fi が切れた、変な画面になった）やアプリの困りごと（文書の行頭揃え、会計報告書や週案作り、インストールしたい）などに対応します。

- ・ 活用促進

単元を見越した助言、ポリシーの確認、対話を通じた「壁打ち」、自治体の動きを伝えるなど、積極的な ICT 活用を促します。

- ・ その他

ICT 活用にストレスを感じる教師、初歩的なことに不安を抱える教師、あるいは得意だが不便や希望が多い教師のニーズに応えます。委員会や管理職、企業と連携し、困り事を整理して適切な情報を伝達する役割を担います。

このように、ICT 支援員は、GIGA スクール構想で導入された ICT 環境を最大限に活かし、教育現場の質を高めるために不可欠な存在と言えます。

(3) 生成 AI 活用による校務の効率化

生成 AI を活用した校務の効率化は、主に以下の点を目的としています。

●校務の効率化と質の向上

生成 AI は、様々な情報を整理し出力する能力があるため、授業準備や各種文書作成などの校務において活用することで、業務の効率を高め、その質を向上させることが期待されています。

●教職員の働き方改革への貢献

校務の効率化と質向上を通じて、教職員の業務負担を軽減し、働き方改革に繋げることが重要な目的です。

●教師の AI リテラシー向上

教職員自身が生成 AI を校務で積極的に活用することで、新しい技術に慣れ親しみ、その利便性や懸念点、賢い付き合い方を理解し、AI リテラシーを高めることが目指されています。これは、児童生徒の学びをより高度化する上でも重要な素地となります。

具体的な校務での活用例としては、多岐にわたります。

●児童生徒の指導に関わる業務の支援

- ・授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台の作成。
- ・児童生徒による授業の感想の集約。
- ・授業での発問に対する回答のシミュレーション相手としての活用。
- ・校外学習の行程作成のたたき台の作成。
- ・部活動の練習メニュー案の作成や大会・遠征にかかる経費の概算。
- ・児童生徒の生活実態調査のためのアンケート案の作成。

●学校の運営に関わる業務の支援

- ・時間割・授業時数案の作成。
- ・各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）、通知文、案内文のたたき台の作成。
- ・学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台の作成。
- ・校内研修の資料のたたき台の作成。
- ・挨拶文や式辞等の原稿のたたき台の作成。
- ・研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成。

●外部対応の支援

- ・保護者向けのお知らせ文書のたたき台の作成や、外国籍の保護者へのお知らせ文書の翻訳のた

たき台の作成。

・保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整への活用。

生成 AI による出力はあくまで「参考の一つ」であり、「最適解とは限らない」ことを認識し、教職員自身が最終的な判断を行い、成果物に責任を持つという基本姿勢が重要です。

4.5. 目指す “安心・安全な ICT 利活用”

「安心・安全な ICT 利活用」とは、特に教育現場において、児童生徒や教職員が情報システムを安心して学習・指導に活用できる環境を確保することを目指すものです。

この目標を達成するためには、以下の要素を総合的に考慮し、対策を講じることが重要です。

(1) 守るべき対象（情報資産）の明確化

- 情報セキュリティ対策は、学校が保有する「情報資産」を様々な脅威から守ることを目的としています。
- 情報資産には、文書やデータファイルそのものだけでなく、それらを生成・保管・流通させる媒体（紙、ネットワーク、サーバ、端末等）も含まれます。
- 情報資産は、その重要性（機密性、完全性、可用性）に応じて4段階に分類・仕分けされ、重要性の高い情報ほど強固な対策が必要とされます。

(2) 守るべき脅威の認識

- 情報資産は、不正アクセス、物理的侵入、マルウェア感染、情報窃取、改ざん、紛失、自然災害など、様々な「脅威」から守られる必要があります。
- これらの脅威は、国家レベルのサイバー攻撃者や一定のスキルを持った攻撃者といった「悪意のある第三者」だけでなく、過失や故意による「内部関係者」によっても引き起こされる可能性があります。
- 教育現場においては、教職員の不適切な情報取扱いによる児童生徒の情報の閲覧、情報資産の外部持ち出し、アクセス権限設定の不備、重要情報の誤表示、自然災害による情報消失といった具体的な事故例が想定されています。

(3) 守るための対策の実施

- 情報資産を脅威から守るためには、「物理的セキュリティ対策」「人的セキュリティ対策」「技術的セキュリティ対策」の3種類をバランス良く組み合わせることが不可欠です。
 - ・物理的セキュリティ対策
サーバや通信回線などの機器の設置、保守管理、管理区域の適切な管理など、物理的な方法で情報資産を守ります。
 - ・人的セキュリティ対策
情報を取り扱う教職員等一人ひとりのルール遵守や情報セキュリティ意識の向上を促し、運用

上の過失等によるセキュリティ侵害を最小限に抑えます。研修・訓練の実施や、児童生徒への情報モラル・セキュリティ指導も含まれます。

・技術的セキュリティ対策

ハードウェア・ソフトウェアやネットワークに対するアクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策など、技術的な安全管理措置を通じて情報資産を守ります。

(4)「学校情報セキュリティポリシー対策基準」の役割

- 「学校情報セキュリティポリシー対策基準」は、これらの情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策などを包括的に定めた文書であり、情報セキュリティ対策の頂点に位置付けられます。
- 特に教育現場では、児童生徒や保護者が情報システムにアクセスするという地方公共団体の他の行政事務とは異なる特性があるため、自治体全体の情報セキュリティポリシーとは別に独自のポリシーを定めることが求められています。
- GIGA スクール構想による1人1台端末の整備やクラウドサービスの本格活用、次世代校務DXの進展など、教育現場を取り巻く環境の変化に合わせて、ポリシーも時代に即した見直しが必要とされています。

(5)健康に留意したICT活用

GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の利活用にあたっては、児童生徒の健康面への影響（目の疲労、姿勢の悪化など）に留意し、学校と家庭が連携して取り組むことが重要です。

具体的な留意点として、以下が挙げられます。

●目の健康への配慮

- ・画面と目との距離を30cm以上離すよう指導します。
- ・30分に1回は、20秒以上画面から目を離し遠方を見るように指導し、長時間連続して画面を注視しないよう工夫します。
- ・教室の明るさを均一にするため、カーテンや照明を適切に調整し、児童生徒自身で調整できるよう指導します。また、電子黒板や1人1台端末の画面の明るさも周囲の明るさに合わせて調整するよう指導します。
- ・画面への映り込みを防ぐため、電子黒板の配置や角度を工夫し、必要に応じて反射防止フィルタの使用も検討します。1人1台端末の画面も、児童生徒が自分で角度や明るさを調整できるように指導します。
- ・教材は、明るい背景に濃い文字（ポジティブ表示）を使用し、情報量を最小限に絞り、文字の大きさに配慮して見やすさを確保します。
- ・屋外活動の時間を増やすことが、近視の抑制に効果的な可能性があります。
- ・就寝前1時間からのデジタル端末の使用は控えるよう指導します。
- ・小児におけるブルーライトカット眼鏡の日常使用は、エビデンスが乏しく推奨されません。

●姿勢への配慮

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

- ・正しい姿勢を指導し、児童生徒の体格に合わせて机と椅子の高さを適切に調整します。
- ・長時間同じ姿勢を続けないよう、グループ作業や発表など身体を動かす機会を授業に設けることで疲労を軽減します。
- ・机の面積が狭い場合は、使用しない教材・教具を随時片づけるよう指導します。

●その他の健康配慮

- ・ヘッドフォンを利用する場合は、音量を大きくしすぎないように指導します。大音量での長時間利用は騒音性難聴の原因となる可能性があります。

これらの留意事項は、児童生徒、教職員、保護者等が再確認し、適切な ICT 活用の習慣化を図ることで、教育の情報化の推進に資することが期待されます。

安心・安全な ICT 利活用を実現するためには、教育委員会と学校が一体となり、これらの対策を講じ、常に最新の脅威や技術動向を踏まえてポリシーを見直し、運用していくことが不可欠です。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

5. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO構想NEXT）実現のための環境整備

5.1. “GIGA 第2期”による環境整備

佐世保市が GIGA 第2期で整備を予定している内容は、主に以下の2つの項目に集約されます。

(1)児童生徒1人1台端末の更新

【更新年度】令和8年度（2026年度）~~予算計上に更新を予定しています。~~

【更新台数】令和8年5月1日時点の児童生徒数の~~端末導入を予定しています。~~

【予備機】予備機~~を導入します。台数については、の導入を予定しています。これは、~~文部科学省の方針や佐世保市の実際の故障状況を勘案した~~台数を導入しますものです。~~【更新する端末】Google Chromebook

【端末の最低スペック基準】OS：ChromeOS CPU：Intel Celeron Processor N4500 と同等以上 ストレージ：32GB 以上 メモリ：4GB 以上 画面：10～14 インチのタッチパネル 無線：IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上 周辺機器：ハードウェアキーボード・タッチペン カメラ機能：インカメラおよびアウトカメラ 音声接続端子：マイク・ヘッドフォン端子 外部接続端子：USB3.0 以上の Type-C PD 対応ポート

(2)LTE 通信の通信量の増加

【LTE 通信量】LTE 通信量について現行の 5GB では不足することが想定されています。そのため LTE 通信量を増加~~します（R8 予算計上）~~~~するよう検討しています。~~

【通信量の増加見込み】GIGA 第2期で目指す「学び」で使用するアプリ（AI ドリル、動画教材、プレゼンテーションツール、デジタル教科書、オンラインウェブ会議ツールなど）の利用により、現在の月 5GB から大幅に増加すると試算しています。

これらの整備を通じて、GIGA 第2期では、子どもたちが自身の興味・関心や進度に合わせて自由に学びをデザインし、仲間と協力しながら、深い理解と応用力を身につける「個別最適化された学び」と「協働的な学び」の実現を目指します。具体的には、AI ドリルやデジタル教科書による個別最適化、プレゼンテーションツールやオンラインウェブ会議ツールによる協働、YouTube 等の動画教材による探究心を原動力とした無限の学びを推進し、未来を「生き抜く力」を育み、予測困難な社会を自ら「創造していく」力を養うことを目標としています。

5.2. “GIGA 第2期”以外の環境整備

(1)AI ドリルの活用

令和7年度より新たに、AI ドリル「ミライシード」を導入しました。「ミライシード」は以下の効果が期待されます。

①特徴

ミライシードは、オンラインで「いつでも」「どこでも」学習をサポートする ICT 学習ソフトです。

ICT 学習、学力向上、拡張性を柱とし、20 年以上にわたり 5,000 校以上へのサポート実績があります。

●ミライシードの主要サービス

- ・ドリルパーク：AI を搭載したデジタルドリルで、個別最適な学びを促進します。
- ・テストパーク：本市の採択教科書に準拠した単元末・学期末・学年末テストが実施できるテスト CBT 機能です。教師の採点・作成負荷を軽減するとともに、児童生徒の学習を支援します。

②児童生徒への効果

ミライシードは、児童生徒が「できた！」を実感し、主体的に学ぶことができるよう支援します。

●個別最適化と学力向上

- ・AI による個別最適な出題により、一人ひとりの習熟度に応じた学習が進められるため、基礎・基本から応用まで着実に理解を深めることができます。
- ・つまづきを克服できるようなフォロー問題や学年を遡った出題、類題によって理解を深め、定着を促します。
- ・テストパークによりテスト後の復習効果が高まり、学力向上に繋がります。
- ・テスト結果がすぐに返却されるため、児童生徒が問題や自身の回答内容を覚えているうちに復習ややり直しに取り組むことが可能です。

●学習意欲・習慣の向上

- ・ドリルパークのゲーミフィケーション⁷⁰（ポイントやメダル等の実績機能）により、児童生徒が主体的に学びたくなるように促します。
- ・これまでの取組をカレンダーやグラフで確認できるため、自分自身の学習傾向や学習履歴を簡単に把握することができます。

●学習の利便性

- ・オンラインで「いつでも」「どこでも」学習をサポートします。
- ・校種を超えて、全ての学年のドリルに自由に取り組むことができます。
- ・ヒントや解説が豊富に用意されているため、子ども自ら理解を深めながら取り組みます。
- ・課題ドリルが「未実施」「実施中」「実施済」に分類されることで、解き忘れを防ぎ、復習がしやすくなります。
- ・テストパークでは、読み書きに困難を抱える子どもでもルビの出し分け機能で正しく学力を測定でき、手書きやキーボードといった得意な方法で解答を選択できます。

③教師への効果

ミライシードは、教師の働き方改革を実現し、指導の質と効率の向上を支援します。

●業務負荷の軽減

- ・ドリルパークの「オーダーメイドな課題配信」機能は、2～3 分で一人ひとりの理解に応じた

⁷⁰ ゲーミフィケーションとは、児童生徒の学習意欲を高め、自ら学びを継続したくなるような仕組みを指します。

個別最適な課題を配付可能なため、自動採点である点も含めて、先生方の働き方改革に大きく貢献します。

- ・テストパークの導入により、単元テストの採点・集計時間が劇的に削減されます（例えば、1学年3クラス想定で年間443時間の採点時間が削減され、約34.5分かかっていた採点・集計時間が約9.4分に短縮されます）。
- ・中間テストから単元テストへの移行が増加傾向にある中で、テストパークはテスト作成負荷も軽減します。
- ・評価材となるアプリ活用データはExcel形式でエクスポートでき、普段使いの補助簿への連結が可能になり、評価業務の効率化に寄与します。

●指導の個別化の質の向上

- ・ドリルパークの進捗確認機能により、授業中の子どもたちの取組状況（どの問題を解いているか、正誤状況、解答内容）を先生画面からリアルタイムで把握できます。これにより、一人ひとりのつまずきを的確に把握し、効率的な学習支援が可能になります。
- ・AIが児童生徒の「頑張り」や「強み」をピックアップするため、見過ごしがちな小さな努力を発見し、個別の声かけに活かすことができます。
- ・テストパークにより、クラスや個人の得意・苦手が把握しやすくなります（半数以上の先生がその効果を実感）。
- ・テスト終了後、すぐにテストを返却できるため、児童生徒の学習意欲が高いうちに振り返り・復習を促すことができます。

(2)生成AIによる学び

生成AI活用による児童生徒自身の学びは、主に情報活用能力の育成を強化し、学びをより高度化することを目指しています。生成AIは人間の能力を補助・拡張し、可能性を広げる有用な道具となり得ると捉えられています。今後、各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じたうえでの活用を検討いたします。

児童生徒の生成AI活用における基本的な考え方と具体的な学びの姿は以下の通りです。

①基本的な考え方と目指す学習の方向性

●人間中心の原則

生成AIの出力はあくまで「参考の一つ」であり、「最適解とは限らない」ことを認識し、最後は人間が判断し、成果物に責任を持つ姿勢が重要です。生成AIに全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが重要であることを十分に理解させる必要があります。

●資質・能力の育成への寄与

生成AIの利活用は、学習指導要領が示す資質・能力（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味して行うべきであり、生成AIを活用すること自体が目的であってはなりません。

●情報活用能力の育成強化

- ・生成 AI の仕組みや特徴（ハルシネーション⁷¹やバイアス⁷²など）を理解させ、その性質や限界に気付かせることが重要です。
- ・情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度である「情報モラル」教育を一層充実させ、情報の真偽を確かめる「ファクトチェック⁷³」の方法などを意識的に学ばせる必要があります。
- ・自らの求める成果物につながる指示文（プロンプト⁷⁴）を作成し、その真偽や適切性を的確に判断できる力を養います。
- ・知識を読み解く力、批判的に考察する力、問題意識を持って問いを立て続ける力、そして「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要になります。

●デジタルとリアルの調和

体験活動の充実をはじめとする教育活動において、実体験と ICT 利活用とのバランスや調和に一層留意する必要があります。

②生成 AI の学びの~~場面ステージ~~と具体的な~~指導活用例~~

児童生徒の生成 AI の利活用は、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意し~~つつ~~、以下の~~場面ステージ~~を意識し~~つつ~~、~~組み合わせたり往還したりしながら情報活用能力の一部として生成 AI の仕組みへの理解や生成 AI を学びに生かす力を高めていくことを促す指導を行います~~~~しながら段階的に進めることが考えられています。~~

●生成 AI 自体を学ぶ~~場面段階~~

生成 AI の仕組み、利便性、リスク、留意点について学びます。例えば、教師が生成 AI の生成する誤りを含む出力を教材として使用し、その性質や限界に気付かせることが考えられます。

●使い方を学ぶ~~場面段階~~

より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル（プロンプトの工夫）や、情報の真偽を確かめるファクトチェックの方法などを学びます。

●各教科等の学びにおいて積極的に用いる~~場面段階~~

問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理・比較・深化させる場面などにおいて生成 AI を活用します。

●日常使いする~~場面段階~~

生成 AI を検索エンジンと同様に普段使い~~する段階を~~目指します。

③小学校段階での活用

小学校段階の児童が直接生成 AI を利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重

⁷¹ ハルシネーションとは、生成 AI が、そのモデルの性質上、誤った出力を行うことを指します。これは、時に事実と全く異なる内容や、文脈に無関係な情報が出されることも含みます。

⁷² バイアスとは、生成 AI が、その学習データ、入力プロンプト、または連携する外部サービスに含まれる偏りや偏見を反映し、不公平または差別的な出力を生み出すことを指します。

⁷³ ファクトチェックとは、情報の真偽を確かめることを指します。特に生成 AI が普及し、誤った情報や偽情報が増加する可能性が指摘される中で、生成 AI の出力を鵜呑みにせず、その情報の信頼性や正確性を人間自身が確認するために不可欠なプロセスです。

⁷⁴ プロンプトとは、生成 AI に対し、求める回答や内容を出力させるために人間が与える指示文や入力のことを指します。

な見極めが必要とされています。情報モラル教育やプログラミング教育の一環として、教師が生成 AI との対話内容を数多く提示することなどを通じて基本的な事項を学んだり、生成 AI に関する体験を積み重ねることで、冷静な態度を養ったりしていくことが重要と考えられています。

④利活用における重要な留意点

●生成 AI を活用するうえでのリスクの認識

生成 AI には、事実と異なる回答を出力するハルシネーション（幻覚）や、学習データに含まれる偏見を再生成するバイアスといった情報の信頼性に関するリスクがあります。また、成績情報などの個人情報の流出や著作権侵害といった法・セキュリティ上の懸念もあります。また、児童生徒が安易に回答を取得することによる批判的思考力や学習意欲の低下、生成物を自分の成果物として提出する不正行為、AI に人格があると錯覚し過信するリスクが指摘されています。

●不適切な利用の回避

生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習が不十分な段階での自由な使用、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出すること、感性や独創性を発揮させたい場面での安易な使用、質の担保された教材を用いる前の安易な利用、定期考査や小テストでの使用、教師が判断せずに生成 AI からの出力のみをもって学習評価を行うこと、教師の専門性を発揮すべき教育指導を生成 AI のみに相談させることなどは、不適切とされています。

●個人情報・プライバシー・著作権の保護

プロンプトに氏名や写真などの個人情報を入力させないよう留意します。著作権法第 35 条の範囲内（授業目的の利用）であれば生成 AI の出力を利用可能ですが、学校のウェブサイトへの掲載や外部コンテストへの提出など、授業目的の範囲を超える利用は著作権侵害となる可能性があるため注意が必要です。生成 AI を用いた際には、利用した AI ツール名、入力したプロンプト、出力、日付などを明記することが考えられます。

●公平性の確保

生成 AI の出力に偏りがないか教師が判断し、児童生徒にもバイアスの存在を理解させ、正確性や事実関係の確認を行うよう指導することが重要です。

●保護者への周知と理解

生成 AI の利活用目的やその態様を保護者に情報提供し、児童生徒が学校外で不適切に生成 AI を利用しないよう周知し、理解を得ることが必要です。また、保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択することも重要です。

このように、生成 AI は児童生徒の学びを深め、情報社会に必要な能力を育成するための強力なツールとなり得ますが、その活用には慎重な判断と適切な指導が不可欠であるとまとめられます。

(3) デジタル教科書の活用

デジタル教科書の活用は、GIGA スクール構想の下で整備された児童生徒一人一台端末環境や高速ネットワークと連携し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を強力に推進することを目的としています。これは、将来の学習指導要領が目指す教育の目標達成を促進し、教育全体の変革

の契機となるものです。

●紙とデジタルの「ハイブリッド活用」

児童生徒の学習環境を豊かにし、個々の特性や学習内容に応じて、紙の教科書とデジタル教科書を適切に組み合わせる「ハイブリッドな教育環境」が重視されます。これは「アナログとデジタルのベストミックス」を目指すものです。

●機能の充実と標準化

ルビ表示、拡大・縮小、音声読み上げ、背景・文字色の変更・反転といったアクセシビリティ機能は継続・充実されるべきであり、ユニバーサルデザインの観点からも重要です。

●学習支援ソフトウェア・デジタル教材との連携

デジタル教科書自体は「シンプルで軽いもの」を基本とし、学習支援ソフトウェアや多様なデジタル教材と円滑に連携することで、その機能を最大限に引き出します。これにより、児童生徒が自ら多様な情報にアクセスし、主体的に学習を進めることが可能になります。

これらの取り組みを通じて、デジタル教科書は、Society 5.0 時代に求められる資質・能力を育成し、児童生徒が自立した学習者となるための教育 DX を加速させる基盤となります。

5.3. “教職員の働き方改革に向けた校務 DX” 環境整備

(1) 次世代型統合型校務支援システム導入の検討

長崎県が導入を検討している次世代型統合型校務支援システムについて、長崎県の検討状況を注視し、佐世保市で導入を検討します。

①次世代型統合型校務支援システムの内容

長崎県は、教育の情報化を総合的に推進するため、「長崎県教育の情報化推進協議会」を設置しています。この協議会の活動テーマの一つに、統合型校務支援システムの導入促進、校務 DX 推進・検討、そして次世代型システムの導入整理が含まれています。

次世代型統合型校務支援システムの導入の主な内容は以下の通りです。

●統合型校務支援システム（長崎県推奨モデル）の導入・活用促進

各市町での導入、調達、運用ルールについて共通理解を図り、県内での導入拡大と効果的な活用を目指します。

●次世代型（ゼロトラスト⁷⁵）接続方法の実証研究と整理

次世代型の接続方法に関する実証研究を行い、その成果を整理します。これは、情報セキュリティを確保した上でのデータ連携、業務削減、そして一人一台端末の活用を目的としています。

●校務 DX の推進

⁷⁵ ゼロトラストとは、一切の情報アクセスを信頼せず、権限を持つ利用者からの適正なアクセスかを常に確認（アクセス制御）することで、不正アクセスを防止するセキュリティの考え方のことです。

教職員の働きやすさ向上と教育活動の高度化を目指し、文部科学省の「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」の考え方に基づいています。

●校務系・学習系ネットワーク統合モデルの検討

情報セキュリティを確保したデータ連携、業務削減、一人一台端末化の推進を目指します。

●データ連携と処理の見直し

県・21 市町間、および県・市町・学校間の情報伝達の円滑化、要録・調査書・保健文書等の帳票の統一処理、校務処理ルーチンの見直しを図ります。

●Google 共有ドライブと Classroom の活用：統合型校務支援システムに関する資料を全市町で共有し、運用ルールを可視化することで、市町間のばらつきを小さくすることを目指しています。

②次世代型統合型校務支援システムのセキュリティの考え方

次世代型統合型校務支援システムにおけるセキュリティの考え方は、「ゼロトラスト」を基盤としています。これは、情報セキュリティを確保した上でデータ連携を実現するために重要視されています。

具体的なセキュリティ対策としては、以下のような「アクセス制御によるセキュリティ対策」が挙げられています。

●アクセスの真正性⁷⁶：多要素認証・リスクベース認証⁷⁷・シングルサインオン（SSO）⁷⁸

●通信の安全性：通信経路の暗号化・Web フィルタリング

●端末・サーバの安全性：モバイル端末管理（MDM）⁷⁹・アンチウイルス・データ暗号化など

現在の C4th システムは VPN 回線⁸⁰を介して集約装置と接続していますが、次世代のアクセス制御型接続では、インターネット回線を介してクラウドサービス（AWS⁸¹）に接続する構成が検討されています。これにより、インターネットに接続しながら安全に C4th に接続するゼロトラストセキュリティの実現が計画されています。

③スケジュール

長崎県における次世代型統合型校務支援システムの導入と関連する協議のスケジュールは以下

⁷⁶ アクセスの真正性とは、情報システムに対するアクセスの適切さ（正当性）を常に確認する観点を指します。

⁷⁷ リスクベース認証とは、端末の IP アドレスや Web ブラウザ、場所や時間などが通常と異なる際にリスクを判定し、追加の認証を求める認証方法を指します。この方式は、なりすましや不正アクセスを防ぎ、重要な情報資産へのアクセスに関するセキュリティを強化するために用いられます。

⁷⁸ シングルサインオン（SSO）とは、一度の認証で複数のシステムへのアクセスが可能となる仕組みを指します。この仕組みにより、サービス利用時に都度 ID やパスワードなどの認証情報を入力する煩雑さが解消され、運用効率化と運用負荷の最小化が図られます。また、認証の煩雑化によるセキュリティリスクの低減にも貢献します。

⁷⁹ モバイル端末管理（MDM）とは、モバイル端末を一元的に監視・管理する機能を指します。

⁸⁰ VPN（Virtual Private Network）回線とは、暗号技術等を利用し、インターネット等の公衆回線を仮想的な専用回線として利用するための技術を指します。

⁸¹ AWS（Amazon Web Services）とは、Amazon が提供するクラウドコンピューティングサービスの総称です。サーバーやストレージ、データベースなどの IT リソースを、インターネット経由で必要なときに必要な分だけ利用できます。これにより、自社で物理的な機器を所有・管理する手間やコストを削減し、ビジネスの成長に合わせて柔軟にシステムを構築・運用することが可能になります。

の通りです。

●令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

次世代の統合型校務支援システム接続方法の整理。

●令和7年度（2025年度）～令和8年度（2026年度）

次期長崎県推奨システムに関する協議。

令和7年6月5日には、第1回長崎県教育の情報化推進協議会が開催され、設置目的や現状の説明、次世代型統合型校務支援システムに関する協議が行われました。この協議会では、次世代型（ゼロトラスト）接続をする市町のみが参加する「次世代型統合型校務支援システム実証研究部会」も設けられます。

●令和8年度（2026年度）

次期長崎県推奨システム C4th のプロポーザル⁸²実施が予定されています。

●令和9年度（2027年度）以降

次期長崎県推奨システム C4th の調達とデータ移行が予定されています。

5.4. “安心・安全な ICT 利活用” 環境整備

(1) ゼロトラストによるネットワーク構築の検討

教育現場における「ゼロトラストによるネットワーク構築」は、「強固なアクセス制御」という考え方に基づいています。これは、従来の「境界防御型セキュリティ⁸³」に代わるもので、GIGA スクール構想によるクラウド活用や次世代校務 DX の進展に伴い導入が進められています。佐世保市においても次期学校教育ネットワーク構築時に、ゼロトラストも含めた環境について検討を行います。

① ゼロトラストの特徴

●「何も信頼しない」を前提としたセキュリティ

- ・従来のネットワーク境界での防御に依存せず、内部・外部からのアクセスを問わず、全てのアクセス要求を検証します。

●多要素認証の徹底

- ・インターネットを通信経路とするシステムにおいて、利用者認証に多要素認証（ID・パスワード、生体認証⁸⁴、物理認証⁸⁵のうち異なる2要素以上）を組み合わせることが求められます。
- ・児童生徒がセキュリティレベルⅡ以上の情報資産にアクセスする場合は、多要素認証が望ま

⁸² プロポーザルとは、官公庁などが新しい事業やプロジェクトを始める際に、複数の事業者から企画提案を募り、その内容を比較検討して最適な事業者を選定する方式のことです。単なる価格だけでなく、提案された技術力やアイデア、実現可能性などを総合的に評価するため、より質の高い成果を期待できるという利点があります。

⁸³ 境界防御型セキュリティとは、内部ネットワークと外部ネットワーク（インターネット）の間にファイアウォールなどの防御壁を設けることで、外部からの不正アクセスや脅威の侵入を防ぐセキュリティモデルです。内部ネットワークは安全であるという前提に立って構築されますが、近年ではクラウドサービスの利用やテレワークの普及により、この境界線が曖昧になり、新たなセキュリティモデルの必要性が高まっています。

⁸⁴ 生体認証とは、個人の身体的特徴や行動的特徴を用いて本人確認を行う認証方法を指します。具体的には、指紋、静脈、顔、声紋などがその例として挙げられます。この認証方法は、ID やパスワードなどの知識認証や、IC カードなどの物理認証と組み合わせ、多要素認証の一環としてセキュリティ機能を強化するために用いられます。

⁸⁵ 物理認証とは、IC カードや USB トークン、トークン型ワンタイムパスワードなど、物理的な媒体を用いて本人確認を行う認証方法を指します。

しいものの、パスワードの秘匿管理の徹底、ロック機能の有効化、複雑なパスワードの設定により本人確認を厳格に行う前提で、ID とパスワードによる認証が許容されます。

●端末認証と継続的な監視・制御

- ・機器固有情報による端末認証を行い、端末・サーバ・通信を常時監視し、不正な挙動を検知・防御します。
- ・不正アクセスや情報漏洩を防ぐため、通信の暗号化やデータの暗号化も必須とされます。

●詳細なアクセス権限管理

- ・利用者（教職員等、児童生徒、保護者など）ごとに、情報資産へのアクセス権限を最小限に適切に設定します。

●ネットワークの統合と端末の集約

- ・校務系システムと学習系システム間の通信経路をインターネットに統合でき、教職員が利用する端末を用途別に分けて1台に統合することが可能になります。

②ゼロトラストの効果

●次世代校務 DX の実現と働き方改革の推進

- ・クラウド上での校務実施を可能にし、教職員の働きやすさや教育活動の高度化に貢献します。

●教育 DX の進展と個別最適な学びの充実

- ・GIGA スクール構想に基づく1人1台端末の整備、クラウドサービスの本格活用が進み、一人ひとりの多様なニーズや特性等に対応した個別最適な学びと協動的な学びを充実させます。

●情報セキュリティ水準の向上

- ・クラウドサービスの利用により、サーバ管理などを専門知識を持つクラウド事業者に委ねることで、効率的かつ効果的に情報セキュリティを確保できます。

●運用効率化と負担軽減

- ・端末の統合やシングルサインオン（SSO）の導入により、煩雑なアカウント管理や認証操作の負担が軽減され、運用効率が向上します。

●レジリエンス（回復力）⁸⁶の確保

- ・大規模災害発生時など、非常時においてもデータの損失やアクセス不可の事態を防ぎ、場所や時間を選ばずに迅速な情報共有や業務実施が可能になります。

●児童生徒の多様な学習活動の支援

- ・児童生徒が学校内外でICTを自由に活用できる、安心・安全な学習環境を保障します。

③ゼロトラストのリスク

●校務系情報の誤表示リスク

- ・教職員用端末が校務と学習の両方に利用されることで、学習指導中に校務系情報（例：成績情報）を児童生徒に誤って表示してしまう新たなリスクが生じます。このリスクを念頭に置いた運用ルールが必要です。

⁸⁶ レジリエンス（回復力）とは、大規模災害発生時などの非常時において、データの損失やデータにアクセスできない事態の発生を防ぎ、場所や時間を選ばずに迅速な情報共有、意思決定、業務実施を可能にする能力を指します。

●児童生徒による重要情報への不正アクセス

- ・児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会が増えるため、本来閲覧を想定していない重要性の高い情報への不正アクセス事案が発生する可能性があります。

●端末の紛失・盗難による情報漏洩リスク

- ・モバイル端末を学校外に持ち出す機会が増加するため、端末の紛失や盗難による情報漏洩のリスクが高まります。MDM（モバイル端末管理）による一元的な監視・管理や、原則として端末内部に情報を保存しない運用、リモートワイプ⁸⁷機能などの対策が推奨されます。

●学校情報セキュリティポリシー対策基準の改正

- ・これらのリスクに対応するため、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂により、新たに追加された項目を、本市の学校情報セキュリティポリシー対策基準に反映させ、最新のセキュリティ対策を行っていきます。

(2) 老朽化したネットワーク機器の更新

老朽化したネットワーク機器の更新が必要な理由は、主に以下の3点に集約されます。

①セキュリティリスク

メーカーのサポート終了により、最新のサイバー攻撃からシステムを守るためのセキュリティパッチが提供されなくなり、情報漏洩や不正アクセスといったリスクが高まります。

②パフォーマンスの低下

機器の処理能力が古くなり、通信速度の低下やシステムの不安定化を招き、業務効率が著しく低下します。

③故障リスクの増大

ハードウェアの経年劣化により、故障の頻度が増加します。突然の故障はネットワーク全体の停止を引き起こし、業務に深刻な影響を与えます。

このような理由により、老朽化した機器の更新を、「学校用物品等の調達」を行う部署を中心に計画的な更新を行います。

⁸⁷ リモートワイプとは、スマートフォンやPCなどの端末を紛失・盗難した際に、遠隔操作で端末内のデータをすべて消去する機能です。これにより、第三者による不正な情報利用を防ぎ、機密情報の漏洩リスクを低減することができます。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

6. 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO構想NEXT）のKPI 本計画のKPI（重要業績評価指標）について以下に示します。

(1) 第7次佐世保市総合計画のKPI（重要業績評価指標）

第7次佐世保市総合計画の「基本計画 第2章 ひと 教育政策」において、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を推進する目的で以下のKPI（重要業績評価指標）を設定しています。本計画は総合計画のKPI 上昇に寄与することを基本目標として各種施策を実施します。

【表 6-1 第7次佐世保市総合計画のKPI（重要業績評価指標）】

KPI (重要業績評価指標)	参考値 (令和2年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果（学習意欲）	実施なし	61.9%	64.0%

(2) 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）のKPI（重要業績評価指標）

第7次佐世保市総合計画のKPI 上昇に寄与することを基本目標として、本計画においても、独自にKPI（重要業績評価指標）を以下のとおり設定します。なお、KPIの指標となる数値は、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」の「あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器で文章を作成する（文字、コメントを書くなど）ことができると思いますか」「あなたは自分がインターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができると思いますか」「あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができると思いますか」「あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか」について「とてもそう思う」「そう思う」と回答した児童生徒の割合とします。

【表 6-2 第4次教育の情報化推進計画のKPI（重要業績評価指標）】

KPI (重要業績評価指標)	参考値 (国平均) (令和7年度)	現状値 (佐世保市平均) (令和7年度)	目標値 (令和7年度)
①あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器で文章を作成する（文字、コメントを書くなど）ことができると思いますか	82.7%	84.8%	100.0%
②あなたは自分がインターネットを使って情報を収集する（検索する、調べるなど）ことができると思いますか	90.7%	90.2%	100.0%
③あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができると思いますか	66.3%	66.0%	100.0%

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

KPI (重要業績評価指標)	参考値 (国平均) (令和7年度)	現状値 (佐世保市平均) (令和7年度)	目標値 (令和7年度)
④あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができますか	76.7%	81.7%	100.0%

※全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙（文部科学省調査）

※質問において「とても思う」「思う」と回答した児童生徒の割合

(2) 第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）の KPI（重要業績評価指標）

第7次佐世保市総合計画の KPI 上昇に寄与することを基本目標として、本計画においても、独自に KPI（重要業績評価指標）を以下のとおり設定します。なお、KPI の指標となる数値は、本市が独自に実施している、「教育の情報化に係る状況等の調査」の「授業で毎日 ICT を活用している割合」及び毎年文部科学省が実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「教師の ICT 活用指導力」における「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について「できる」「ややできる」と回答した教師の割合とします。

【表 6-2 第4次教育の情報化推進計画の KPI（重要業績評価指標）】

KPI (重要業績評価指標)	参考値 (令和2年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
①授業で毎日 ICT を活用している割合	51.5%	93.7%	100.0%
②教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力(※)	88.3%	95.6%	100.0%
③授業に ICT を活用して指導する能力(※)	71.4%	89.4%	100.0%
④児童生徒の ICT 活用を指導する能力(※)	74.4%	90.0%	100.0%
⑤情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力(※)	86.3%	94.9%	100.0%

※②③④⑤各項目の質問において「できる」「ややできる」と回答した人の割合の平均値

※①佐世保独自調査 ②③④⑤学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）

【表 6-3 KPI を構成する質問】

質問内容	参考値 (令和2年度)	現状値 (令和6年度)
------	----------------	----------------

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

~~①授業で毎日 ICT を活用している~~	~~51.5%~~	~~93.7%~~
~~②教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力~~	~~88.3%~~	~~95.6%~~
~~教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用 場面を計画して活用する。~~	~~89.6%~~	~~95.9%~~
~~授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地 域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなど を活用する。~~	~~87.4%~~	~~95.7%~~
~~授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書 や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレ ゼンテーションソフトなどを活用する。~~	~~92.9%~~	~~97.8%~~
~~学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシート などをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。~~	~~83.3%~~	~~93.0%~~
~~③授業に ICT を活用して指導する能力~~	~~71.4%~~	~~89.4%~~
~~児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習 内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置な どを活用して資料などを効果的に提示する。~~	~~87.6%~~	~~95.3%~~
~~児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討 させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生 徒の意見などを効果的に提示する。~~	~~71.9%~~	~~88.4%~~
~~知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを 活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の 程度に応じた課題などに取り組ませる。~~	~~66.4%~~	~~88.2%~~
~~グループで話し合っって考えをまとめたり、協働してレポート・資料・ 作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフト ウェアなどを効果的に活用させる。~~	~~59.8%~~	~~85.6%~~
~~④児童生徒の ICT 活用を指導する能力~~	~~74.4%~~	~~90.0%~~
質問内容	参考値 —(令和2年度)—	現状値 —(令和6年度)—
~~学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力 やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指 導する。~~	~~84.5%~~	~~93.4%~~

児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	84.2%	93.7%
児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	69.6%	88.3%
児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	59.4%	84.6%
⑤情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	86.3%	94.9%
児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	88.8%	94.7%
児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	90.3%	96.3%
児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	82.4%	94.3%
児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気づき、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	83.8%	94.4%

※各質問において「できる」「ややできる」と回答した人の割合

7. おわりに

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）は、GIGA スクール構想の推進を中核として、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、社会の変化に能動的に対応できる資質・能力を確実に育成するための教育 ICT 環境の実現を目的としています。この構想は、単に教育の効率化を図るだけでなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を学校教育の基盤的なツールとしての ICT の活用によって目指すものです。

具体的には、教育の情報化によって、児童生徒は誰一人取り残されることなく、公平・公正に個別最適化された学びの機会を得られるようになります。これは、児童生徒が自らの興味・関心やキャリア形成の方向性に応じて、学習内容、方法、時間を自律的に調整し、学びを進める力を育むことを重視しています。デジタル教科書や多様なデジタル教材、学習支援ソフトウェアを組み合わせることで、紙媒体では難しかったデジタルならではの学習が可能となり、調べ学習、表現・制作活動、遠隔教育などが一層充実します。例えば、思考の過程を可視化したり、多種多様な学習動画やデジタル教材の中から興味・関心、特性に応じたものを選択したりできるようになります。

また、ICT の活用は、異なる考え方を持つ他者と協力し、意見を共有しながらより良い学びを創造する「協働的な学び」を促進します。これにより、児童生徒はリアルタイムでの意見交換や共同編集が可能となり、思考力、判断力、表現力を一層深め、広げる学びが期待されます。特別な支援を必要とする児童生徒（障害のある児童生徒、病気療養中の児童生徒、外国人児童生徒など）に対しても、ICT を活用してきめ細やかな指導や高度な学びの機会が提供され、経済的・社会的・地域間格差を乗り越え、児童生徒一人ひとりの多様な幸せ（Well-being）を実現することが目指されています。

このような変革の中で、教師の役割も変化し、単なる「指導者」から、児童生徒の自律的な学びを最大限に引き出す「伴走者」へと移行することが求められます。ICT は、教師が授業準備や教材研究の時間を効率化し、校務のクラウド化や教師用端末の一台化によって、教職員の働き方の選択肢を増やし、安全かつ働きやすい環境を実現します。これにより、教師は本来の専門性である児童生徒との全人的な触れ合いや、個々の児童生徒の成長を促す創造的な教育活動に、より集中できるようになります。

教育の情報化の行き着く先は、単なる教育の効率化を超え、ICT を教育の基盤的なツールとして、児童生徒一人ひとりが自らの可能性を最大限に引き出し、社会の変化に能動的に対応し、豊かな人生を自ら切り拓くことができる「未来の創り手」となる教育の実現です。児童生徒は、自ら学びを調整しながら、多様な他者と協働し、実社会の複雑な問題発見・解決に挑む力を育むことが最終的な目標です。そして、学校は、単なる学習の場に留まらず、地域住民や様々な外部人材と連携し、地域全体で児童生徒の成長を支える「学び・生活・仕事の拠点」へと生まれ変わることが期待されています。この構想は、教師、児童生徒、そして学校全体の「Well-being」を向上させ、持続可能な社会の実現に貢献するものです。

この変革の先に、児童生徒一人ひとりの好奇心が「未来の創り手」として輝き、豊かな Well-being を実現する。教育の情報化は、その確かな希望となるのです。

8. 用語集

用語	説明
アクセシビリティ機能	障害のある児童生徒や外国人児童生徒を含む全ての児童生徒、そして教師がデジタル教科書や学習教材などを利用しやすくするための機能を指します。具体的には、ルビ（ふりがな）表示、文字の拡大、書き込み、色の反転などが挙げられ、さらに、聴覚情報の視覚化、抽象的な事柄の視覚的理解、入出力支援装置を活用した意思表示の補助、見やすい文字サイズ・コントラストへの変換（リフロー機能）、音読・黙読が苦手な児童生徒への読み上げ機能やルビ振り機能の提供、文字を書くことが苦手な児童生徒への書き込み機能、思考の整理を助けるプレゼンテーションツールの活用なども含まれます。
アクセスの真正性	情報システムに対するアクセスの適切さ（正当性）を常に確認する観点を指します。
アンチウイルスソフト	コンピュータウイルスやマルウェア感染への対策として用いられるソフトウェアを指します。
インターネットゲートウェイ	外部ネットワークからファイルを受信する際、コンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する役割を果たす、インターネット接続における境界または制御点を指します。
エレメンタリースクール	主にアメリカやカナダなどの英語圏において、初等教育を行う学校を指す言葉です。日本の小学校に相当し、一般的には幼稚園の後のキンダーガーテン（年長）から5年生または6年生まで（場合によっては8年生まで）の児童が通います。基礎的な学力や社会性を身につけることを目的とした教育が行われます。
オンデマンド教材	AIドリルや授業録画の視聴など、児童生徒が自分の都合やペースに合わせて利用できる学習教材のことです。
学習の個性化	児童生徒自身の興味・関心やキャリア形成の方向性等に応じて、教師が学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、児童生徒自身が学習を最適となるよう調整することです。
仮想ブラウザ	ユーザーのPCではなく、クラウド上のサーバーで動作するブラウザのことです。これにより、Webサイト閲覧時にマルウェアなどの脅威から端末を隔離し、セキュリティを強化することができます。
基地局	LTE通信サービスを提供する事業者が設置している、電波を送受信するための設備のことです。
境界防御型セキュリティ	内部ネットワークと外部ネットワーク（インターネット）の間にファイアウォールなどの防御壁を設けることで、外部からの不正アクセスや脅威の侵入を防ぐセキュリティモデルです。内部ネットワー

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

用語	説明
	クは安全であるという前提に立って構築されますが、近年ではクラウドサービスの利用やテレワークの普及により、この境界線が曖昧になり、新たなセキュリティモデルの必要性が高まっています。
ギフテッド	特定分野に特異な才能のある児童生徒を指します。
教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画	文部科学省が新学習指導要領の実施を見据え、2017 年度に策定した計画です。
協働的な学び	児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、さらには先哲の考え方などを手掛かりに、自己の考えを広げ深めることを目指す学習活動です。
共同編集機能	複数のユーザーが同じ文書やファイルを同時に、または非同期に編集・作成できる機能です。
クラウド	インターネット経由で、データやアプリケーション、サービスなどを利用する形態を指します。教育分野、特に GIGA スクール構想において、その導入・活用が強力に推進されています。
ゲーミフィケーション	児童生徒の学習意欲を高め、自ら学びを継続したくなるような仕組みを指します。
個別最適な学び	一人ひとりの児童生徒が、それぞれの興味・関心、特性、学習進度、学習到達度などに応じ、最適な方法で学習を進めることを目指す教育の考え方です。
サンドボックス	不審なプログラムの挙動を検知するために設けられた、隔離された安全な領域を指します。これにより、パターンファイルでは検知できない未知のマルウェア感染などのサイバー攻撃への対策として有効とされています。
資産管理ツール	組織が保有する IT 機器やソフトウェア、ライセンスなどの情報を一元的に管理するためのシステムです。導入により、資産の所在や利用状況を正確に把握できるほか、無駄なコストを削減し、セキュリティリスクの低減にも貢献します。
指導の個別化	児童生徒一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度などに応じ、指導方法・教材や学習時間を柔軟に提供・設定することを指します。
主体的な学び	主体的な学びとは、児童生徒が学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びの姿を指します。また、児童生徒自身が学習の最適化を調整する「学習の個性化」を通じて、自ら学びを調整し、自分のペースで学び方を選択する力を育むことを指します。
主体的・対話的で深い学び	中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」において、Society 5.0 時代を見据え、全ての児童生徒の可能性を引

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

用語	説明
	き出すために目指すべき新しい時代の学校教育の姿として提唱された、ICT を基盤的ツールとして活用する学びの方向性です。
情報活用能力	児童生徒が ICT（情報通信技術）を基盤的なツールとして活用し、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報を適切かつ効果的に利用して問題を発見・解決したり、自らの考えを形成したりするために求められる資質・能力です。
情報モラル	情報活用能力の重要な要素の一つであり、情報端末を活用した協働的な学びにおいて不可欠なものです。これは、情報や情報技術を適切かつ責任ある形で活用するための考え方や規範を指し、情報の収集や発信といった実際の活用場面で重要となります。また、情報セキュリティとともに、情報活用能力の主な観点に含まれています。
情報リテラシー	情報を効果的に活用するための知識と能力のことです。具体的には、必要な情報を探し出し、その信頼性を評価し、適切に利用・発信する能力を指します。インターネット上のフェイクニュースを見抜いたり、著作権を理解して情報を扱ったりする力がこれに当たります。
シングルサインオン（SSO）	一度の認証で複数のシステムへのアクセスが可能となる仕組みを指します。この仕組みにより、サービス利用時に都度 ID やパスワードなどの認証情報を入力する煩雑さが解消され、運用効率化と運用負荷の最小化が図られます。また、認証の煩雑化によるセキュリティリスクの低減にも貢献します。
生成 AI	コンピュータや AI（人工知能）技術を活用して、文章、画像、音声などの新たなコンテンツを生成する技術を指します。
生体認証	個人の身体的特徴や行動的特徴を用いて本人確認を行う認証方法を指します。 具体的には、指紋、静脈、顔、声紋などがその例として挙げられます。この認証方法は、ID やパスワードなどの知識認証や、IC カードなどの物理認証と組み合わせて、多要素認証の一環としてセキュリティ機能を強化するために用いられます。
セキュアファイルデータ転送システム	組織内外でファイルを安全に送受信するための仕組みです。データの暗号化やアクセス制御、転送ログの記録などにより、情報漏洩リスクを低減します。大容量ファイルの転送や、機密性の高いデータのやり取りが必要な場合に特に有効です。
ゼロトラスト	一切の情報アクセスを信頼せず、権限を持つ利用者からの適正なアクセスかを常に確認（アクセス制御）することで、不正アクセスを防止するセキュリティの考え方のことです。
対話的な学び	対話的な学びとは、児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

用語	説明
	話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学びの姿を指します。
多要素認証	情報やデータへのアクセス認証において、記憶（ID・パスワードなど）、所持（端末の電子証明書、IC カードなど）、生体（指紋、顔など）の3つの要素のうち、2つ以上の要素を組み合わせることで認証を求める技術です。この技術は、なりすましや不正アクセスを防止するために利用され、セキュリティの強化を図ることを目的としています。
中央教育審議会	文部科学大臣の諮問に応じ、教育に関する重要事項を調査審議する機関です。
データ連携基盤（ダッシュボード）	多様な教育データ（学習履歴、校務データなど）を統合し、分かりやすい形で可視化するシステムです。
統合型校務支援システム	学校における教務（成績処理、出欠管理、時数管理など）、保健、学籍といった多岐にわたる校務を統合的に管理し、教職員の業務効率化を支援するためのシステムです。
ネットワークアセスメント	学校の通信ネットワーク環境の現状を詳細に分析・診断し、その結果に基づいて問題点を特定し、最適な環境を実現するための改善策を提示することを目的とした取り組みです。
バイアス	生成 AI が、その学習データ、入力プロンプト、または連携する外部サービスに含まれる偏りや偏見を反映し、不公平または差別的な出力を生み出すことを指します。
ハルシネーション	生成 AI が、そのモデルの性質上、誤った出力を行うことを指します。これは、時に事実と全く異なる内容や、文脈に無関係な情報が出されることも含みます。
汎用クラウドツール	インターネットを介して提供される、特定の機能に限定されず様々な業務や学習活動に広く活用できるクラウドベースのツールを指します。
ビッグデータ	教育現場において、GIGA スクール構想によって整備された ICT 環境を通じて生成・蓄積される、膨大な量の学習履歴（スタディ・ログ）や校務に関する情報などのデータ群を指します。
標的型攻撃	情報システム内部への侵入を目的とし、特定の組織や個人を標的とする、複雑で巧妙なサイバー攻撃を指します。多くの場合、標的型攻撃メールなどの手口を用いて、内部への侵入を試みます。
ファイル共有機能	複数のユーザーが同じファイルや文書を同時に、または非同期に閲覧、編集、作成できる機能です。
ファクトチェック	情報の真偽を確かめることを指します。特に生成 AI が普及し、誤った情報や偽情報が増加する可能性が指摘される中で、生成 AI の

用語	説明
	出力を鵜呑みにせず、その情報の信頼性や正確性を人間自身が確認するために不可欠なプロセスです。
フィルタリングサービス	主にインターネット上の違法または有害な情報へのアクセスを制限し、利用者が不適切なコンテンツに触れることを防ぐ機能やサービスです。
フィルターバブル現象	個人の過去のオンライン行動（閲覧履歴、検索履歴、クリック履歴など）や、所在地、購買履歴といった情報から、自分の考えや嗜好に合う情報のみに囲まれ、多様性を欠いた情報から隔離される状況を指します。
深い学び	習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだし解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることを目指す学びの姿を指します。
複線型授業	画一的な一斉指導に留まらず、児童生徒一人ひとりの学習状況、興味・関心、特性等に応じて複数の学習経路や方法を同時に提供する授業形態を指します。これは、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための重要なアプローチです。
物理認証	ICカードやUSBトークン、トークン型ワンタイムパスワードなど、物理的な媒体を用いて本人確認を行う認証方法を指します。
物理分離	情報システムやネットワークを物理的に異なる環境に配置することで、相互の接続やアクセスを遮断するセキュリティ対策の一つを指します。
ふるまい検知システム	既存のパターンファイル情報に依存することなく、端末における通常時の通信傾向を学習し、そこから逸脱する不審な挙動や通信を検知する仕組みを指します。これにより、近年複雑化・巧妙化しているパターンファイルでは検知できない未知のマルウェア感染などのサイバー攻撃への対策として有効とされています。
プロポーザル	官公庁などが新しい事業やプロジェクトを始める際に、複数の事業者から企画提案を募り、その内容を比較検討して最適な事業者を選定する方式のことです。単なる価格だけでなく、提案された技術力やアイデア、実現可能性などを総合的に評価するため、より質の高い成果を期待できるという利点があります。
マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム（他のプログラムに寄生せず単体で自己増殖するプログラム）、スパイウェア（プログラムの使用者の意図に反して様々な情報を収集するプログラム）などの、情報システ

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

用語	説明
	ムを利用する者が意図しない結果を当該情報システムにもたらすプログラムの総称を指します。
モバイル端末管理（MDM）	モバイル端末を一元的に監視・管理する機能を指します
ヤングケアラー	病気や障害のある家族の介護、家事、幼い兄弟の世話などを日常的に担っている子供を指す言葉です。
リスクベース認証	端末の IP アドレスや Web ブラウザ、場所や時間などが通常と異なる際にリスクを判定し、追加の認証を求める認証方法を指します。この方式は、なりすましや不正アクセスを防ぎ、重要な情報資産へのアクセスに関するセキュリティを強化するために用いられます。
リモートワイプ	スマートフォンや PC などの端末を紛失・盗難した際に、遠隔操作で端末内のデータをすべて消去する機能です。これにより、第三者による不正な情報利用を防ぎ、機密情報の漏洩リスクを低減することができます。
リーディング DX スクール事業	文部科学省が教育現場のデジタルトランスフォーメーション（DX）を加速させるために推進する委託事業です。
令和の日本型学校教育	全ての児童生徒の可能性を引き出すことを目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることで実現される、新しい時代の学校教育の姿です。この構想は、GIGA スクール構想によって整備された児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを最大限に生かし、ICT を基盤的なツールとして活用することを前提としています。
レジリエンス（回復力）	大規模災害発生時などの非常時において、データの損失やデータにアクセスできない事態の発生を防ぎ、場所や時間を選ばずに迅速な情報共有、意思決定、業務実施を可能にする能力を指します。
ロボティクス	ロボットの設計、製造、運用、および制御に関する技術分野を指します。
論理分離	情報システムを物理的に分けることなく、ソフトウェア設定やアクセス制御によって、異なる性質の情報やシステム間のアクセスを制限することを指します。
ワーク・ライフ・バランス	教師一人ひとりの働き方や、育児や介護といった個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す概念です。これは、教師が心身ともに充実した状態で、日々の生活の質や教職人生を豊かにし、その人間性や創造性を最大限に発揮できる勤務環境を整備することを目的としています。
AI（人工知能：Artificial Intelligence）	人間の知的な活動（学習、推論、認識など）をコンピュータ上で再現する技術を指します。
AI ドリル	人工知能（AI）を活用した教材の一種で、学習の自律化と個別最適

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

用語	説明
	化を実現し、児童生徒が自身のペースで学習を進めることを可能にするものです。
AWS (Amazon Web Services)	Amazon が提供するクラウドコンピューティングサービスの総称です。サーバーやストレージ、データベースなどの IT リソースを、インターネット経由で必要なときに必要な分だけ利用できます。これにより、自社で物理的な機器を所有・管理する手間やコストを削減し、ビジネスの成長に合わせて柔軟にシステムを構築・運用することが可能になります。
CBT (Computer Based Testing)	コンピュータや情報通信技術 (ICT) を活用して実施されるテストや評価方法を指します。
C4th	小中学校向けの統合型校務支援システムです。教務、保健、学籍、事務などの学校運営に関わる情報を一元管理し、教師の業務負担を軽減することで、児童生徒と向き合う時間を増やすことを目的としています。また、保護者との連絡ツールと連携するなど、学校と家庭の情報共有を円滑にする機能も備えています。
DX (デジタルトランスフォーメーション)	企業や組織がデジタル技術を活用して、ビジネスモデルや組織文化、業務プロセスなどを変革し、競争優位性を確立することです。単に IT ツールを導入するだけでなく、デジタルによって新たな価値を創造し、顧客体験の向上や生産性の向上を目指します。
EDIX 関西	学校・教育機関、企業の人事・研修部門など、教育に関わるあらゆる人々を対象とした、西日本最大級の教育分野の専門展示会です。
EduSurvey	文部科学省が開発・運用する基盤的な WEB 調査システムです。
FigJam	デザインツール「Figma」から提供されているオンラインホワイトボードツールです。付箋、図形、スタンプ、タイマーなどの豊富な機能やテンプレートが用意されており、リアルタイムでの共同作業に特化しています。ブレインストーミングやアイデア出し、図表作成、会議の議事録作成など、チームでの視覚的なコミュニケーションとコラボレーションを効率化することを目的としています。
GIGA スクール構想	児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が育成できる教育 ICT 環境の実現を目指す国家プロジェクトです。
GIGA 第1期	GIGA スクール構想の初期段階として、児童生徒一人ひとりに端末を整備し、高速大容量の通信ネットワークを一体的に構築した期間を指します。この構想は、令和元年度（2019年度）に打ち出され、令和元年度および2年度の補正予算によって、教育 ICT 環境の整備が急速に進められました。これにより、令和2年度中には義務教育段

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

用語	説明
	階の全学年で児童生徒一人1台端末環境の整備が目指され、家庭への持ち帰りを含めて活用できる環境が整えられました。
GIGA StuDX 推進チーム	文部科学省に令和2年12月に設置された、教育委員会や学校現場の課題解決に向けた伴走支援を行う専門チームです。
Google for Education	教育機関向けの Google のツールとサービスをまとめたものです。これには、生徒、教師、管理者の学習、コラボレーション、管理を支援する Google Workspace for Education (Google Classroom, Gmail, ドキュメント, スプレッドシート, スライドなどを含む) や、Chromebook のようなハードウェアが含まれます。教育現場でのデジタル学習の促進、効率化、個別最適化された学びの実現を目的としています。
Google Workspace for Education	Google が教育機関向けに提供する、無料または有償のクラウドベースのコラボレーションおよび生産性向上ツールのスイートです。Google Classroom、Gmail、Google ドキュメント、スプレッドシート、スライド、ドライブなどが含まれ、生徒、教師、学校管理者が学習、共同作業、コミュニケーションを効率的に行うことを支援します。
ICT 活用指導力	教師が ICT を基盤的なツールとして効果的に活用し、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために求められる資質・能力です。
ICT 支援員	学校における教師の ICT（情報通信技術）活用を多角的にサポートする専門人材です。
IoT (Internet of Things)	様々な「モノ」がインターネットと繋がり、相互に情報をやり取りする技術を指します。
LTE 通信	携帯電話などの移動体通信におけるデータ通信規格の一つです。
MEXCBT	文部科学省が開発・運用している CBT (Computer Based Testing) システムです。
NextGIGA	GIGA スクール構想の次の段階を示す呼称であり、具体的には「GIGA スクール構想第2期」や「次期 ICT 環境整備方針」を指します。これは、令和元年度に開始された GIGA スクール構想で整備された児童生徒一人一台端末の計画的な更新と、高速大容量の通信ネットワークの継続的な改善を核とする取り組みです。その目的は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を全国の学校で実現することにあります。
Society 5.0 (ソサエティー5.0)	「一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」を目指す、人間中心の超スマート社会です。

第4次教育の情報化推進計画（スマート・スクール・SASEBO 構想 NEXT）

用語	説明
VPN (Virtual Private Network) 回線	暗号技術等を利用し、インターネット等の公衆回線を仮想的な専用回線として利用するための技術を指します。
Well-being (ウェルビーイング)	幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き (functioning) と潜在能力 (capabilities) であると OECD (経済協力開発機構) によって定義されています。